

かごしま市の保健と福祉

— 令和7年度 —



鹿児島市健康福祉局
こども未来局

目 次

《健康福祉局》

第1編 総 論

I 概況	1
II 人口の推移	2
III 住民基本台帳人口（年齢階級別）	2
IV 健康福祉局当初予算（歳出）	3
V 健康福祉局組織機構	4
VI 健康福祉局事務分掌	6
VII 審議会等	18
1 社会福祉審議会	18
2 保健所運営協議会	18

第2編 保健衛生

第1章 保健予防

I 健康増進	
1 健康づくり	19
(1) 健康増進計画推進事業	19
(2) 働く世代の健康づくり事業	20
(3) 市民健康まつり	20
(4) 食育推進事業	21
(5) 食育フェスタ開催事業	21
(6) 受動喫煙防止対策事業	21
(7) 保健活動従事者等人材育成事業	22
(8) 健康づくり応援事業	22
(9) 健康増進施設管理運営事業	22
(10) 健康増進施設整備事業	23
2 運動普及	24
(1) 運動普及推進員支援事業	24
3 栄養改善	24
(1) 栄養改善対策事業	24
(2) 食生活改善推進事業	27
(3) 国民健康・栄養調査	28
4 地域保健活動事業	29
(1) 地域の健康づくりを語る会	29
(2) 健康づくりイベント	29
(3) ウォーキング大会	29
(4) 市民健康づくり事業功労者表彰	29
(5) 地域保健活動ボランティア合同研修会	30
II 保健衛生	
1 成人保健	31
(1) 生活習慣改善支援事業	31
(2) すこやか長寿健康支援事業	32
(3) 元気いきいき検診事業	32
(4) 若年がん患者に対する療養支援事業	35
(5) がん患者アピアランスケア支援事業	35
(6) 慢性腎臓病予防ネットワーク事業	36
(7) その他の相談	37
2 精神保健	38
(1) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法申請・届出の受理	38
(2) 精神保健福祉相談・訪問	38
(3) 精神障害者相談事業	39
(4) 精神保健デイ・ケア	39

(5) 精神保健福祉団体支援・育成	40
(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業	40
(7) 精神保健福祉交流センター管理運営	41
(8) 障害福祉サービス支給決定	42
3 自殺対策事業	42
4 難病患者地域支援事業	43
(1) 難病患者等への支援	43
(2) 相談指導	44
5 骨髄等移植ドナー支援事業	44
6 歯科保健	45
(1) 歯科健康診査・予防処置	45
(2) 歯科健康教育・相談	47
(3) 在宅寝たきり高齢者等訪問歯科健診・指導	48
(4) 歯科普及啓発活動	49
III 結核・感染症予防	
1 結核予防	50
(1) 住民健診（定期の健康診断）	50
(2) 学校健診（定期の健康診断）	50
(3) 事業所健診（定期の健康診断）	51
(4) 施設健診（定期の健康診断）	51
(5) 業態者健診（定期の健康診断）	52
(6) 患者等検診	52
(7) 相談・訪問指導	53
(8) 結核医療	53
(9) 結核診査協議会	53
(10) 結核・発生動向	53
2 感染症予防	54
(1) 感染症予防	54
(2) HIV、肝炎ウイルス、性感染症及びHTLV-1対策	56
(3) 風しん予防対策	57
(4) 予防接種	57
IV 実習指導	
1 実習生	62
第2章 医務・薬務・保健統計・普及広報・救急医療	
1 医務	63
(1) 立入検査等の業務	63
(2) 医療施設の許認可等に関する事務	63
(3) 医療従事者資格関係に関する事務	63
(4) 医療安全の相談に関する事務	63
2 薬務	65
(1) 薬事監視の業務	65
(2) 薬局、医薬品販売業及び毒物劇物販売業の許認可等に関する事務	65
3 保健統計	67
(1) 基幹統計調査	67
(2) 一般統計調査	67
(3) 統計調査票取扱件数	67
4 普及広報	69
(1) 「保健所あんない」	69
(2) 「市民のひろば」への記事掲載	69
(3) 献血標語の募集・表彰	69
5 救急医療	69
(1) 休日在宅当番医制	72
(2) 夜間急病センター	72
(3) 共同利用型病院「鹿児島市医師会病院」	72
(4) 休日急患歯科診療	73

(5) 夜間歯科在宅当番医制	73
(6) 夜間救急薬局	74

第3章 生活衛生

1 食品衛生	75
(1) 監視指導	75
(2) 営業許可	75
(3) 収去検査	78
(4) 買上げ検査	79
(5) 食中毒の発生状況	79
(6) 食品衛生協会の育成	79
(7) 食鳥処理場の立入検査	79
2 環境衛生	80
(1) 監視指導	80
(2) 環境衛生関係営業者等の育成	80
(3) 許認可等	80
(4) 家庭用品の衛生	81
3 動物愛護管理	82
(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射	82
(2) 犬の捕獲、動物の適正飼養の指導等	82
(3) 猫の引取り、負傷動物の収容等	83
(4) 地域猫活動等への不妊去勢手術費用の助成	84
(5) 動物取扱業の登録及び届出、特定動物の飼養又は保管の許可等	84
(6) 化製場、動物の飼養又は収容施設等の立入検査	85
4 と畜検査	86
(1) と畜検査	86
(2) 検査実施状況	86

第4章 試験検査

1 臨床検査	88
2 食品、飲料水及び家庭用品等検査	89
3 環境検査	91

第3編 福祉

第1章 地域福祉

1 重層的支援体制整備事業	92
2 地域福祉推進事業	92
3 地域福祉館管理運営事業	92
4 吉田福祉センター管理運営事業	93
5 民生委員・児童委員	93
6 民生委員児童委員見守り活動支援事業	95
7 わくわく福祉交流フェア	95
8 社会福祉協議会への助成	95
9 社会事業協会への助成	96
10 戦没者の慰霊に関する事業	96
11 再犯防止推進事業	96
12 市民奉仕活動賠償傷害保険	96
13 中国残留邦人等支援事業	97
14 ホームレス巡回相談指導事業	97
15 小災害救助	97
16 災害時食糧等物資備蓄事業	98
17 戦争犠牲者等の援護	98
18 隣保館	98
19 保健福祉総合相談・案内窓口事業	99
20 地域福祉計画	99

第2章 生活保護

1 生活保護制度の目的	100
2 生活保護制度の基本原則	100
3 保護の種類	100
4 生活保護法による扶助	101
(1) 保護の推移	101
(2) 扶助別被保護世帯・人員の推移(各年度月平均)	102
(3) 世帯類型別被保護世帯・人員の推移(各年度月平均)	103
(4) 保護費の内訳	103
(5) 保護費の推移	104
(6) 生活保護基準額の推移	104
(7) 被保護者就労支援の状況	104
(8) 被保護者年金調査支援の状況	105
5 行旅病人及び行旅死亡人取扱	105
6 生活困窮者自立支援事業	105

第3章 高齢者の福祉

1 高齢者保健福祉計画	107
2 生きがいづくりと社会参加	107
(1) 敬老パス交付事業	108
(2) 敬老祝事業	108
(3) 高齢者福祉バス運行事業	108
(4) 愛のふれあい会食事業	109
(5) すこやか長寿まつり開催事業	109
(6) 福祉読本作成事業	110
(7) すこやか入浴事業	110
(8) 高齢者すこやか温泉講座開催事業	110
(9) 地域ふれあい交流助成事業	110
(10) 元気高齢者活動支援事業	111
(11) 高齢者の元気応援協賛店登録事業	111
(12) 高齢者生きがい支援パンフレット作成事業	111
3 在宅福祉の充実	112
(1) 虚弱高齢者等福祉用具給付事業	112
(2) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業	112
(3) 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	112
(4) 老人介護手当支給事業	113
(5) 家族介護慰労金支給事業	113
(6) 高齢者福祉相談員設置事業	114
(7) 紙おむつ等助成事業	114
(8) 心をつなぐともしびグループ活動推進事業	114
(9) 高齢者福祉電話設置事業	115
(10) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業	115
(11) 心をつなぐ訪問給食事業	115
(12) 家族介護講習会等開催事業	116
(13) 高齢者住宅改造費助成事業	116
(14) 長寿窓口支援員設置事業	117
(15) 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業	117
(16) 成年後見制度利用促進事業	117
(17) 高齢者短期入所事業	117
(18) 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	117
(19) 高齢者見守り支援事業	118
(20) 認知症おかえりサポート事業	118
4 地域活動の促進	118
(1) 老人クラブ補助金交付事業	118
(2) 高齢者ゲートボール場等管理事業	119
5 福祉施設の充実	120

(1) 老人ホームへの入所措置	120
(2) 軽費老人ホーム谷山荘	120
(3) 高齢者福祉センター等管理運営事業	120
(4) 介護老人福祉施設等整備費補助事業	121
(5) 社会福祉施設避難確保計画運用支援事業	122
6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	122

第4章 障害者の福祉

1 障害者福祉施策に関する第五次障害者計画の推進	124
(1) 障害者施策推進協議会	124
(2) 障害福祉計画等の策定・管理	124
(3) 障害者自立支援協議会	124
2 障害者の社会参加	124
(1) 身体障害者手帳交付事業	124
(2) 友愛バス交付事業	125
(3) 友愛タクシー券交付事業	125
(4) 福祉有償運送	126
(5) ろうあ者福祉相談員設置事業	126
(6) 相談等業務委託事業	126
(7) ナイスハート支援事業	127
(8) 補装具費支給事業	127
(9) 難聴児補聴器購入助成事業	128
(10) 日常生活用具給付事業	128
(11)-1 障害者社会参加促進事業(身体障害)	129
(11)-2 障害者社会参加促進事業(知的障害)	131
(12) 重度身体障害者ガソリン代等助成事業	132
(13) ゆうあい福祉バス運行事業	132
(14) 移動支援事業	132
(15) チャレンジド大賞表彰事業	133
(16) 更生訓練費支給事業	133
(17) 各種団体に対する補助金事業	134
3 生活環境の整備	134
4 在宅福祉の充実	134
(1) 訪問入浴事業	134
(2) ゆうあい訪問給食事業	134
(3) 地域活動支援センター事業	135
(4) 日中一時支援事業	135
(5) 福祉ホーム事業	136
(6) 身体障害者福祉電話設置事業	136
(7) ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業	136
(8) 在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業	137
(9) 重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業	137
(10) 重度身体障害者理髪・美容サービス事業	137
(11) 重度身体障害者住宅改造費助成事業	138
(12) 児童発達支援事業専門員加算等補助金	138
(13) 発達障害児等家族支援補助事業	138
(14) 障害児地域療育等支援事業	138
(15) 成年後見制度利用支援事業(知的障害者・精神障害者)	139
(16) 鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業	139
(17) 地域生活支援拠点事業	140
(18) 障害者相談支援等事業(身体障害・知的障害・精神障害)	140
(19) 障害福祉サービス事業所等サポート事業	140
5 保健・医療・手当等の充実	140
(1) 自立支援医療費(更生医療)支給事業	140
(2) 重度心身障害者等医療費助成事業	141
(3)-1 市民福祉手当(重度障害者手当)支給事業	142

(3)-2 市民福祉手当(重度障害児手当)支給事業	142
(4) 特別障害者手当	143
(5) 障害児福祉手当	143
(6) 経過的福祉手当	144
(7) 心身障害者扶養共済制度	144
6 福祉施設の充実	145
(1) 心身障害者総合福祉センター(ゆうあい館)管理運営	145
(2) 知的障害者福祉センター(ふれあい館)管理運営	146
(3) 障害者福祉施設整備補助事業	147
(4) 社会福祉施設避難確保計画運用支援事業	147
7 障害福祉サービス	148
(1) 障害支援区分の認定	148
(2) 支給決定	148
(3) 利用者負担	148
(4) 障害福祉サービス給付事業	149
8 障害児支援	151
(1) 障害児通所等支援事業	151
(2) 医療的ケアを必要とする障害児支援事業	152
(3) 在宅重度心身障害児家族支援事業	152
(4) 障害児等支援相談員設置事業	152
第5章 各種手当一覧	153
第4編 介護保険・後期高齢者医療	
第1章 介護保険	
1 介護保険事業計画	156
2 介護保険制度概要	156
(1) 被保険者	156
(2) サービスの受給	156
(3) 保険給付の内容	156
(4) 保険料	157
(5) 自己負担	157
3 要介護・要支援の認定	157
4 介護保険料の賦課・徴収	158
(1) 保険料	158
(2) 賦課状況	163
(3) 徴収時期等	164
(4) 介護保険指導員	164
(5) 収納状況	164
5 保険給付	165
(1) 在宅サービス	165
(2) 施設サービス	165
(3) 高額介護(予防)サービス費	166
(4) 高額医療合算介護(予防)サービス費	166
6 地域支援事業	166
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	166
(2) 包括的支援事業	169
(3) 任意事業	172
7 低所得者対策	174
(1) 介護保険料の減額	174
(2) 介護保険施設入所者に係る減額	174
(3) 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る減額	174
(4) 障害者利用者支援措置	175
(5) 訪問介護等利用者負担助成	175
(6) 社会福祉法人等による軽減に対する補助	175
(7) 中山間地域等における利用者負担額軽減	175

(8) 訪問サービス等利用者負担助成	176
8 介護保険相談員の設置	176
9 介護施設ボランティアポイント事業	176
10 介護人材確保支援事業	176
11 認知症オレンジシティ推進計画策定準備事業	176

第2章 後期高齢者医療

1 後期高齢者医療制度	177
2 後期高齢者長寿健診事業	178
3 後期高齢者保健事業	178
(1) はり・きゅう施設利用補助	178
(2) 人間ドック、脳ドック利用に対する補助	179

第5編 指導監査・その他

I 社会福祉法人等に対する指導監査等	180
1 社会福祉法人(指導監査)	180
2 社会福祉施設(指導監査)	180
3 介護保険施設等(運営指導)	180
4 障害福祉サービス事業等(運営指導)	181
5 有料老人ホーム(立入検査)	181
II 関係団体	181
1 社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会	181
2 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会	183

第6編 衛生統計

第1章 人口動態統計

1 人口動態の概要	184
(1) 人口動態統計の概要	184
(2) 令和5年人口動態調査結果の概要	186
(3) 人口動態総覧、年次推移	187
(4) 人口動態、実数・月別	188
2 出生	188
(1) 出生数、率・年次別	188
(2) 出生数、施設・立会者別	188
(3) 出生数、体重別	189
(4) 出生数、出生順位・年次別	190
(5) 出生数、母親の年齢階級・年次別	191
(6) 合計特殊出生率	192
3 死亡	193
(1) 死亡数、率・年次別	193
(2) 死亡数、率・割合・選択死因・性別	193
(3) 死亡率(人口10万対)、選択死因・性別	194
(4) 3大死因、年齢調整死亡率(人口10万対)	195
(5) 死亡数、選択死因・月別	196
(6) 死亡数、選択死因・年齢階級・性別	197
(7) 死因順位、性・年齢階級別	199
(8) 死因順位、年次別	201
(9) 死亡数、死因(簡単分類)・性・年齢階級別	207
4 乳児死亡・新生児死亡	221
(1) 乳児死亡・新生児死亡数、率・年次別	221
(2) 乳児死亡数、生存期間別	221
(3) 新生児死亡数、生存期間別	221
5 死産	222
(1) 死産数、率・年次別	222
(2) 死産数、率・母の年齢階級別	222
(3) 死産数、妊娠期間別	222

6	周産期死亡	223
(1)	周産期死亡数、率・年次別	223
7	婚姻・離婚	224
(1)	婚姻・離婚件数、率・年次別	224
(2)	婚姻件数、初婚・再婚別	224
 第2章 医療施設調査		
1	医療施設数の推移	225
2	医療施設数	225
3	病床数の推移	226
4	病床数	226
5	医療施設数、病床数・開設者別	227
6	施術所・歯科技工所・衛生検査所数	227
7	医療施設数(重複計上)、診療科名別	228
 第3章 病院報告		
1	病院患者数	229
2	平均在院日数、年間病床利用率	229
3	平均在院日数、病床種類・年次別	230
4	病床利用率、病床種類・年次別	230
 第4章 医療従事者		
1	医療関係者数、年次別	231
2	医師・歯科医師・薬剤師、届出数	231
3	医師・歯科医師・薬剤師、医療施設従事者数	231
4	医師・歯科医師・薬剤師、業務別構成割合(従事先別)	232
5	医師・歯科医師・薬剤師、年齢階級別医療施設従事者数	232
6	医療施設従事医師数、診療科名(主たる)別	233
7	医療施設従事歯科医師数、診療科名(主たる)別	233
8	医療従事者数	234
 ○ 資料編		
I	健康福祉局の沿革	
1	健康福祉推進部・すこやか長寿部・福祉支援部の沿革	
2	保健所の沿革	
II	健康福祉局関係施設一覧	

《こども未来局》

第1編 総論

I 概況	235
II こども未来局当初予算（歳出）	235
III こども未来局組織機構	236
IV こども未来局事務分掌	237

第2編 保健衛生

第1章 保健予防

1 母子保健	240
(1) 妊産婦健康相談	240
(2) 妊婦健康診査	240
(3) 産婦健康診査	241
(4) 産婦支援小児科連携事業	242
(5) 乳幼児健康診査	242
(6) 医療対策	244
(7) 母子保健訪問指導	246
(8) 母子保健一般対策	248
(9) 育児支援事業	248
(10) 子どもすこやか安心ねっと事業	249
(11) 妊娠・出産包括支援事業	251
(12) 未来を守るミルク支給事業	252
(13) 母子健康手帳アプリ運用事業	253
(14) 多胎妊産婦サポーター事業	253

第3編 福祉

第1章 児童と母子・父子家庭の福祉

1 こども計画	255
2 保育所等の整備と保育内容などの充実	258
(1) 保育所等	258
(2) へき地保育所設置事業	258
(3) 幼児教育・保育の無償化	258
(4) 安全な保育環境充実事業	259
(5) 保育士・保育所支援センター運営事業	259
(6) 関係機関等と連携した保育士確保事業	260
(7) 保育士資格取得支援事業	260
(8) 保育士等奨学金返済補助事業	260
(9) 保育士確保対策事業	260
(10) 特別保育事業	260
(11) 私立保育所等への補助事業	261
(12) 病児・病後児保育事業	262
(13) 医療的ケア児受入推進事業	262
(14) 保育所等業務効率化推進事業	262
(15) 1歳児受入促進補助事業	262
(16) 保育所等紙おむつ処理支援補助事業	262
(17) 給付費等申請クラウドシステム運用事業	263
(18) 児童福祉施設整備費等補助事業	263
(19) 保育所等設置支援事業	263
(20) 利用定員拡大促進補助事業	263
(21) 多子世帯保育料等軽減事業	263
(22) 認可外保育施設保育料助成事業	264
(23) 保育コーディネーター配置事業	264
(24) SMSを活用した保育所等情報発信事業	264
(25) 保育所システム更新等推進事業	264
(26) 民間保育士等処遇改善補助事業	264
(27) 潜在保育士雇上強化事業	264

(28)	教育・保育関係手続きオンライン化促進事業	265
(29)	乳児等通園支援事業	265
(30)	桜島地域幼保一元化推進事業	265
3	私立幼稚園等に対する助成	265
4	児童の健全育成	265
(1)	児童センター	265
(2)	放課後児童健全育成事業・児童クラブ施設整備事業	266
(3)	放課後児童健全育成補助事業	266
(4)	児童クラブ ICT 化推進事業	267
(5)	児童クラブタブレット学習支援事業	267
(6)	ちびっこ広場	267
(7)	子育て短期支援事業	267
(8)	すこやか子育て交流館管理運営等事業	268
(9)	親子つどいの広場運営事業	268
(10)	地域子育て支援センター事業	269
(11)	ファミリー・サポート・センター事業	269
(12)	子育てサークル支援事業	270
(13)	子育てサポーター養成事業	270
(14)	子育て支援ネットワーク推進事業	270
(15)	子育て支援施設職員スキルアップ研修事業	271
(16)	子育て支援施設整備事業	271
(17)	家庭こども相談員設置事業	271
(18)	児童虐待対策事業	272
(19)	育児支援家庭訪問事業	272
(20)	子育て世帯訪問支援事業	272
(21)	かごしまこども応援ネットワーク推進事業	272
(22)	イクボス推進会議開催事業	273
(23)	こどもの居場所×学習機会づくり地域支援補助金	273
(24)	子ども食堂サロン運営支援補助金	273
(25)	子ども見守り強化事業	273
(26)	こどもの未来応援贈り物事業	273
(27)	子ども家庭見守り相談支援員設置事業	274
(28)	ヤングケアラー支援事業	274
(29)	こども家庭支援ネットワーク構築事業	274
(30)	親子関係支援プログラム実施事業	274
(31)	こども相談サロン・フードパントリー運営事業	274
(32)	児童相談システム導入事業	275
(33)	児童相談所設置事業	275
(34)	こどもの未来応援条例推進事業	275
(35)	子育て情報 AI チャットボット活用事業	275
(36)	こどもまんなか応援サポーター事業	275
(37)	こどもの未来応援イベント開催事業	275
(38)	子どもたちと鹿児島市を語る会開催事業	276
(39)	こどもの居場所実態調査事業	276
(40)	児童相談所人材育成事業	276
5	母子・父子家庭等の対策	276
(1)	母子・父子自立支援相談	276
(2)	愛の福祉基金事業	276
(3)	母子保護の実施	277
(4)	助産の実施	277
(5)	ひとり親家庭等日常生活支援事業	277
(6)	就業支援講習会事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	278
(7)	ひとり親家庭等生活支援講習会事業	278
(8)	ひとり親家庭等総合相談会事業	278
(9)	中高生国際交流派遣支援事業	278
(10)	養育費確保支援事業	279

6	給付と貸付	279
(1)	児童手当	279
(2)	児童扶養手当	280
(3)	特別児童扶養手当	281
(4)	市民福祉手当(遺児等修学手当)	282
(5)	こども医療費助成	283
(6)	母子・父子家庭等医療費助成	283
(7)	母子家庭等自立支援給付金事業	284
(8)	母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業	285
(9)	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	285
7	結婚支援	286
(1)	婚活サポート事業(鹿児島市結婚相談所)	286
(2)	出会いサポートイベント開催事業	286
(3)	ライフデザインセミナー開催事業	286
(4)	高校生のためのライフデザインセミナー開催事業	286
(5)	結婚新生活スタートアップセミナー開催事業	286
(6)	企業・団体間交流・出会いサポート事業	286
第2章	各種手当一覧	287
第4編 衛生統計		
第1章 母体保護統計		
1	不妊手術	289
(1)	不妊手術件数、事由・年齢階級別	289
2	人工妊娠中絶	289
(1)	人工妊娠中絶件数、妊娠週数・年齢階級別	289
○ 資料編		
I	こども未来局の沿革	
II	こども未来局関係施設一覧	

第 1 編 総 論

凡 例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、7年度予算額、主管課を記載

I 概 況

本市では、第六次鹿児島市総合計画において、「自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち〔健康・安心政策〕」を基本目標の一つとして掲げ、保健と福祉のさまざまな施策に取り組んでいる。

令和7年度は、健康づくりについては、第三次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、市民の健康づくりを推進する。また、第四次かごしま市食育推進計画に基づき、食育の総合的かつ計画的な推進を図る。

地域福祉については、「地域共生社会」の実現に向けて、第5期鹿児島市地域福祉計画に基づき、重層的支援体制整備事業に取り組むなど、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進する。

また、市民に福祉交流やボランティア活動を広げるイベントとして、わくわく福祉交流フェアを開催する。

このほか、大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行う。

高齢化対策については、第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づくサービスを総合的、体系的に実施する。

高齢者福祉については、引き続き敬老パスの交付や愛のふれあい会食事業を実施するとともに、スポーツ・文化のイベント「すこやか長寿まつり」を開催するなど、高齢者の生きがいがづくりの推進と社会参加の促進を図る。また、在宅福祉については、紙おむつ等助成事業等を実施する。

後期高齢者医療制度については、被保険者のはり・きゅう施設等の利用に対する独自助成を行うほか、長寿健診を実施する。

介護保険については、介護を必要とする高齢者等に対して保険給付を行うほか、要支援者等を対象に介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、リハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、短期集中運動型サービスモデル事業を実施し、自立支援と介護予防を推進する。また、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための中核機関である長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）を運営するほか、「認知症オレンジシティかごしま」宣言や見守り活動の促進など、認知症の人やその家族を社会全体で支える各種事業を市民・事業者と一体となって実施する。

障害者福祉については、第五次鹿児島市障害者計画及び障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画に基づき、本市の障害者施策を総合的・計画的に推進する。その中で、身体・知的・精神及び発達障害を対象とした総合的な相談等を行う障害者基幹相談支援センターや24時間365日の緊急対応（相談・受入れ）を行う障害者地域生活支援拠点の運営等を行う。また、障害福祉サービス等に対する市独自の利用者負担軽減を行うほか、障害者の社会参加を促進するため、友愛パス及び友愛タクシー券を交付する。

保健予防については、がん検診やHIV、肝炎ウイルス、HTLV-1等の無料検査を実施するとともに、がん・難病患者への支援、成人と高齢者・歯・心の健康、食生活と栄養などの健康相談・教室・訪問指導・健診等を通じて、健康管理や生活習慣改善への支援を行う。また、感染症などの発生・まん延を防止するため、五種混合などの定期予防接種や風しん抗体検査等を引き続き実施する。

Ⅱ 人口の推移

(単位:人)

年	区分	世帯数	人 口			平均 世帯員数	備 考
			総 数	男	女		
	昭和55	177,999	505,360	240,143	265,217	2.84	第13回国勢調査
	60	190,217	530,502	251,752	278,750	2.79	第14回国勢調査
	平成 2	201,089	536,752	252,127	284,625	2.67	第15回国勢調査
	7	215,140	546,282	255,999	290,283	2.54	第16回国勢調査
	12	229,064	552,098	258,135	293,963	2.41	第17回国勢調査
	16	239,283	555,382	259,022	296,360	2.32	10月1日現在推計人口
	17	255,276	604,367	281,389	322,978	2.37	第18回国勢調査
	22	264,686	605,846	281,133	324,713	2.29	第19回国勢調査
	27	270,269	599,814	279,108	320,706	2.22	第20回国勢調査
	令和 2	279,644	593,128	276,130	316,998	2.12	第21回国勢調査
	3	281,450	591,856	275,623	316,233	2.10	10月1日現在推計人口
	4	283,212	589,676	274,684	314,992	2.08	10月1日現在推計人口
	5	284,721	587,049	273,549	313,500	2.06	10月1日現在推計人口
	6	285,840	583,061	271,678	311,383	2.04	10月1日現在推計人口
	7	286,917	580,280	270,292	309,988	2.02	5月1日現在推計人口

Ⅲ 住民基本台帳人口（年齢階級別）

令和7年4月1日現在

年齢階級	人 口 (人)			構 成 比 (%)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	588,583	274,182	314,401	100%	100%	100%
0～4歳	21,200	10,773	10,427	3.6%	3.9%	3.3%
5～9	26,125	13,371	12,754	4.4%	4.9%	4.1%
10～14	29,023	14,921	14,102	4.9%	5.4%	4.5%
0～14	76,348	39,065	37,283	13.0%	14.2%	11.9%
15～19	29,083	14,718	14,365	4.9%	5.4%	4.6%
20～24	28,180	13,550	14,630	4.8%	4.9%	4.7%
25～29	26,471	12,488	13,983	4.5%	4.6%	4.4%
30～34	28,009	13,259	14,750	4.8%	4.8%	4.7%
35～39	32,600	15,522	17,078	5.5%	5.7%	5.4%
40～44	37,801	17,994	19,807	6.4%	6.6%	6.3%
45～49	41,581	19,659	21,922	7.1%	7.2%	7.0%
50～54	42,120	20,102	22,018	7.2%	7.3%	7.0%
55～59	37,068	17,136	19,932	6.3%	6.2%	6.3%
60～64	36,984	17,191	19,793	6.3%	6.3%	6.3%
15～64	339,897	161,619	178,278	57.7%	58.9%	56.7%
65～69	38,881	18,328	20,553	6.6%	6.7%	6.5%
70～74	41,030	19,057	21,973	7.0%	7.0%	7.0%
75～79	36,057	16,221	19,836	6.1%	5.9%	6.3%
80～84	25,133	10,355	14,778	4.3%	3.8%	4.7%
85～89	17,074	6,031	11,043	2.9%	2.2%	3.5%
90～94	10,100	2,770	7,330	1.7%	1.0%	2.3%
95～99	3,445	662	2,783	0.6%	0.2%	0.9%
100～104	589	71	518	0.1%	0.0%	0.2%
105～109	28	3	25	0.0%	0.0%	0.0%
110～114	1	0	1	0.0%	0.0%	0.0%
65～114	172,338	73,498	98,840	29.3%	26.8%	31.4%

Ⅳ 健康福祉局当初予算（歳出）（令和7年度）

一般会計

（単位：千円）

		7年度(A)	6年度(B)	増減率(A/B)	7年度(A)
総務費	総務管理費	70	31,312	△ 99.8 %	100.0 %
	諸費	70	31,312	△ 99.8 %	100.0 %
	小計	70	31,312	△ 99.8 %	100.0 %
民生費	社会福祉費	1,797,272	1,622,215	10.8 %	1.8 %
	社会福祉総務費	1,124,723	1,088,171	3.4 %	1.1 %
	隣保館費	44,141	32,802	34.6 %	0.0 %
	福祉館費	628,408	501,242	25.4 %	0.6 %
	障害者福祉費	26,833,629	26,369,429	1.8 %	27.4 %
	障害者福祉総務費	3,798,518	3,926,185	△ 3.3 %	3.9 %
	障害者自立支援費	23,035,111	22,443,244	2.6 %	23.5 %
	児童福祉費	14,088,168	12,498,036	12.7 %	14.4 %
	児童福祉総務費	57,280	66,026	△ 13.2 %	0.1 %
	児童措置費	14,030,888	12,432,010	12.9 %	14.3 %
	生活保護費	31,068,672	27,612,611	12.5 %	31.7 %
	生活保護総務費	4,551,427	1,444,543	215.1 %	4.6 %
	扶助費	26,517,245	26,168,068	1.3 %	27.1 %
	高齢者福祉費	24,172,138	23,393,722	3.3 %	24.7 %
	高齢者福祉総務費	3,222,512	3,204,029	0.6 %	3.3 %
衛生費	老人措置費	266,760	257,992	3.4 %	0.3 %
	養護老人ホーム費	0	0	0.0 %	0.0 %
	後期高齢者医療費	10,716,553	10,382,542	3.2 %	10.9 %
	介護保険費	9,966,313	9,549,159	4.4 %	10.2 %
	災害救助費	32,445	33,264	△ 2.5 %	0.0 %
	災害救助費	32,445	33,264	△ 2.5 %	0.0 %
	小計	97,992,324	91,529,277	7.1 %	100.0 %
	保健所費	2,026,010	1,921,054	5.5 %	32.7 %
	保健所費	1,973,030	1,864,189	5.8 %	31.9 %
	保健環境試験費	52,980	56,865	△ 6.8 %	0.9 %
衛生費	保健衛生費	4,165,573	3,394,211	22.7 %	67.3 %
	健康保健総務費	614,020	613,925	0.0 %	9.9 %
	予防費	2,753,328	1,969,431	39.8 %	44.5 %
	成人保健費	645,544	670,733	△ 3.8 %	10.4 %
	公衆衛生費	152,681	140,122	9.0 %	2.5 %
小計		6,191,583	5,315,265	16.5 %	100.0 %
合計		104,183,977	96,875,854	7.5 %	—
一般会計		295,356,000	282,524,000	4.5 %	
一般会計に占める割合		35.3%	34.3%		

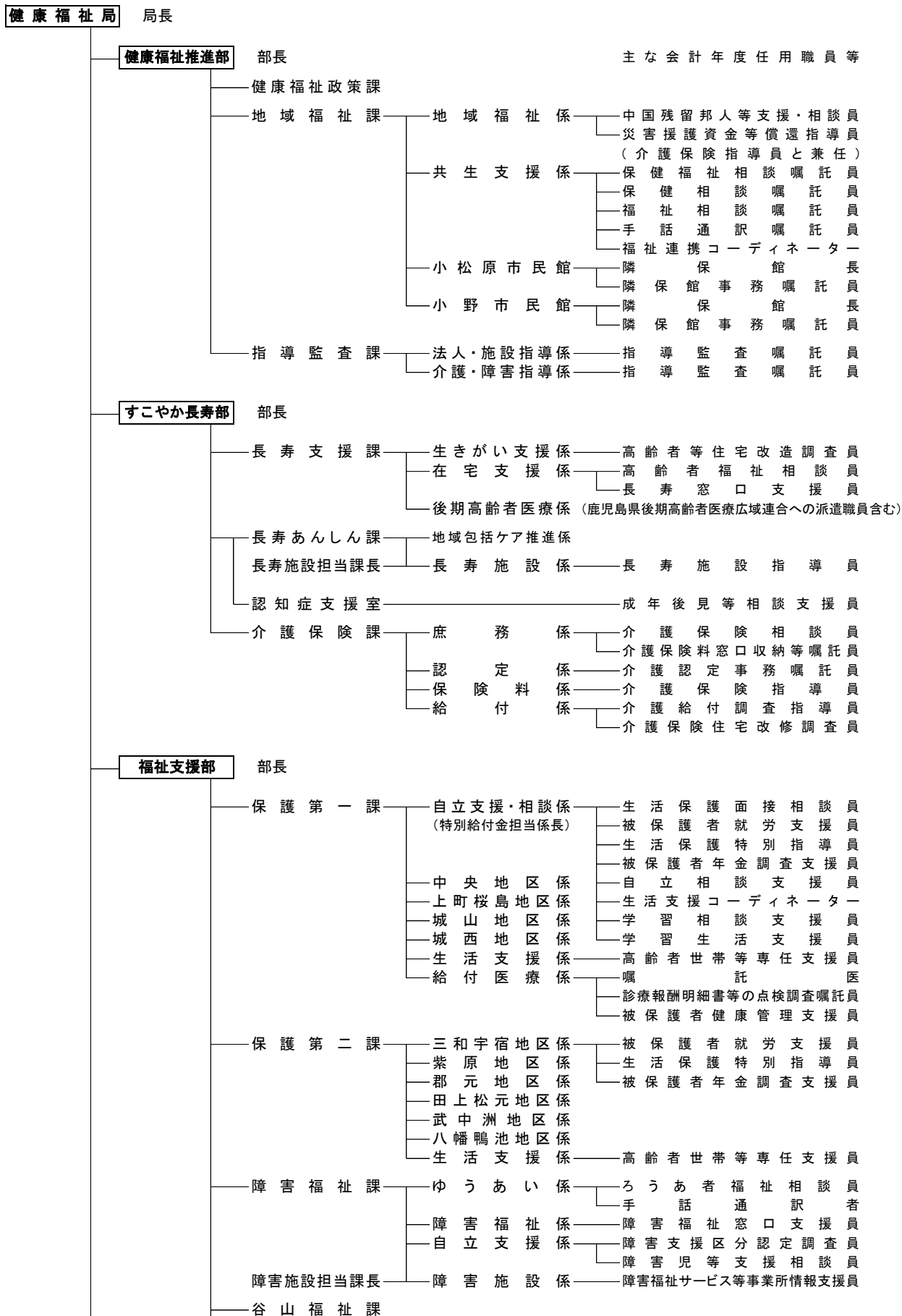
特別会計

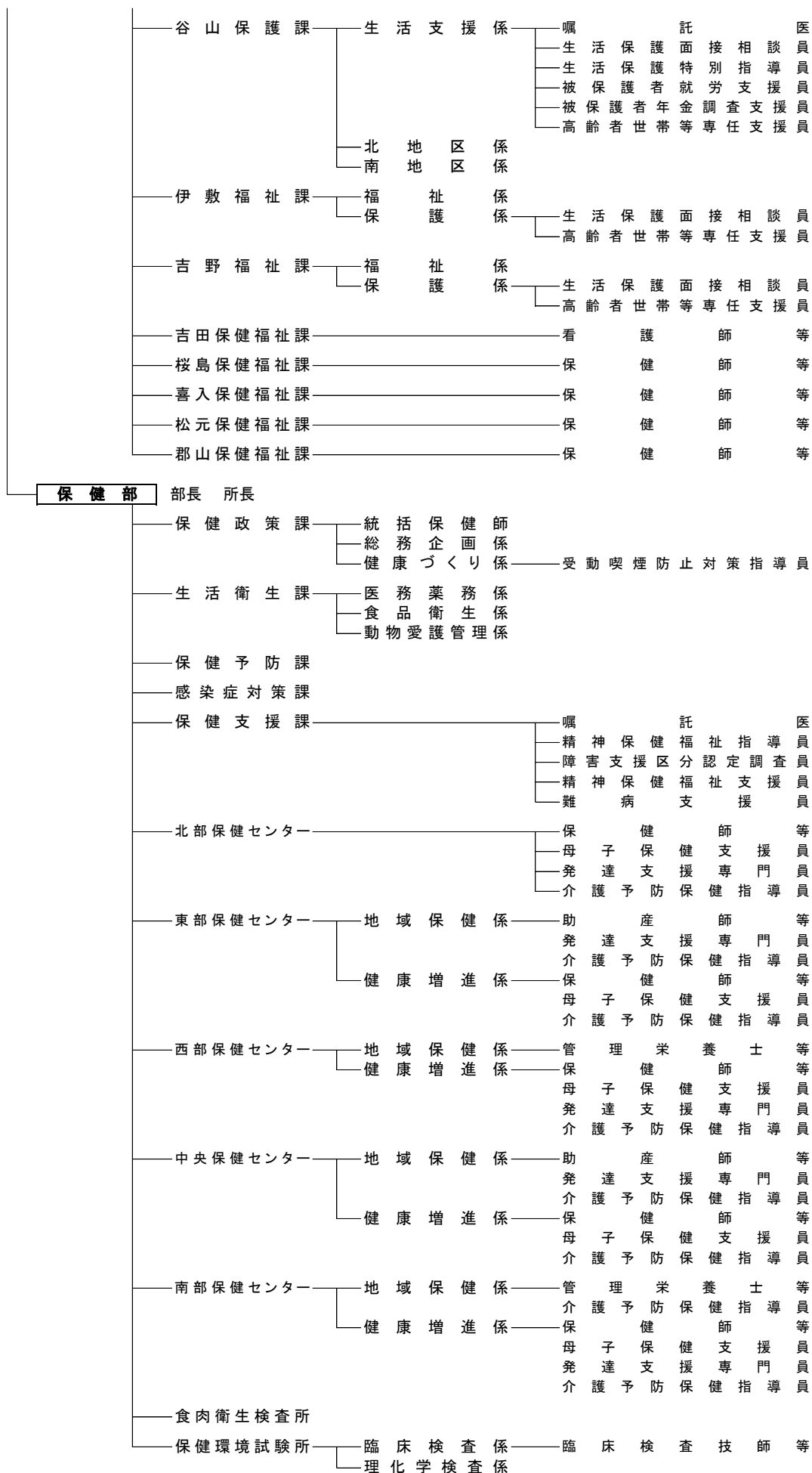
（単位：千円）

	7年度(A)	6年度(B)	増減率(A/B)
介護保険特別会計	58,989,200	57,398,700	2.8 %
後期高齢者医療特別会計	10,957,200	10,794,400	1.5 %
合計	69,946,400	68,193,100	2.6 %

V 健康福祉局組織機構

令和7年4月1日現在





VI 健康福祉局事務分掌

健康福祉推進部

健康福祉政策課

- (1) 局、部及び課に属する庶務並びに局内及び部内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 福祉と保健の連携に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 福祉行政報告例に関すること。
- (4) 社会福祉審議会に関すること。
- (5) かごしま温泉健康プラザ及びさくらじま白浜温泉センターに関すること。
- (6) 地域福祉計画に関すること。
- (7) 社会福祉法人の設立認可等に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 社会福祉法人及びこれに類する団体等との総合的な連絡調整に関すること。
- (9) 手数料の収納に関すること。
- (10) 予算経理に関すること。
- (11) 公印の保管に関すること。

地域福祉課

地域福祉係

- (1) 地域福祉に係る総合的な調整に関すること。
- (2) 民生委員・児童委員に関すること。
- (3) 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に関すること。
- (4) 災害救助に関すること。
- (5) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関すること。
- (6) 予算経理に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他課に属する庶務に関すること。

共生支援係

- (1) 重層的支援体制整備に関すること。
- (2) 地域福祉ネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域福祉館に関すること。

小松原市民館

- (1) 隣保館運営審議会に関すること。
- (2) 館の事業の企画、運営等に関すること。
- (3) 館の使用許可及び維持管理に関すること。
- (4) 地区住民の生活相談、生活改善指導等に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) 館に属する庶務に関すること。

小野市民館

小松原市民館の(1)～(6)に同じ。

指導監査課

法人・施設指導係

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関すること。
- (2) 予算経理に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) その他課に属する庶務に関すること。

介護・障害指導係

- (1) 介護保険サービス事業所等の運営指導及び立入検査に関すること。

すこやか長寿部

長寿支援課

生きがい支援係

- (1) 部及び課に属する庶務及び部内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 高齢者福祉対策に係る総合的な企画及び調整に関すること。

- (3) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (4) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関する事。
- (5) 敬老バスに関する事。
- (6) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (7) 高齢者住宅整備資金及び高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (8) 高齢者福祉センター等の管理に関する事。
- (9) 予算経理に関する事。
- (10) 公印の保管に関する事。

在宅支援係

- (1) 高齢者の在宅福祉対策に関する事。
- (2) 老人介護手当に関する事。

後期高齢者医療係

- (1) 後期高齢者医療制度に係る申請受付に関する事。
- (2) 後期高齢者医療資格確認書等の引渡し及び納入通知書等の発送に関する事。
- (3) 後期高齢者医療保険料の徴収及び還付に関する事。
- (4) 後期高齢者の保健事業に関する事。

長寿あんしん課

地域包括ケア推進係

- (1) 地域包括ケアシステムに関する事。
- (2) 介護予防・日常生活支援に関する事。
- (3) 地域包括支援センターに関する事。
- (4) 高齢者の施設福祉対策に関する事。
- (5) 予算経理（認知症支援室に係るものを含む。）に関する事。
- (6) 公印の保管（認知症支援室に係るものを含む。）に関する事。
- (7) その他課に属する庶務（認知症支援室に係るものを含む。）に関する事。

長寿施設係

- (1) 社会福祉法人の設立認可等に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 高齢者福祉施設等の設置認可等に関する事。
- (3) 高齢者福祉施設の施設整備に関する事。
- (4) 介護事業者等の指定等に関する事。

認知症支援室

- (1) 認知症施策の推進に関する事。
- (2) 高齢者の虐待防止に関する事。
- (3) 成年後見制度の利用促進に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。

介護保険課

庶務係

- (1) 介護保険に係る事務の連絡調整に関する事。
- (2) 介護保険事業の企画及び広報に関する事。
- (3) 介護保険に係る受付及び相談事業に関する事。
- (4) 介護保険に係る各種統計に関する事。
- (5) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (6) 予算経理に関する事。
- (7) 公印の保管に関する事。
- (8) その他課に属する庶務に関する事。

認定係

- (1) 要介護認定、要支援認定等に関する事。

保険料係

- (1) 被保険者の資格に関する事。
- (2) 介護保険料の賦課、徴収及び還付に関する事。
- (3) 電算組織の管理及び運用に関する事。

給付係

- (1) 保険給付に関する事。

福祉支援部

保護第一課

自立支援・相談係

- (1) 部及び課に属する庶務及び部内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 生活保護に係る相談業務に関すること。
- (3) 生活保護法に基づく施設の設置認可等に関すること。
- (4) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (5) 予算経理に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。

中央地区係

- (1) 生活保護法に関すること。
- (2) 低所得者に関すること。
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。

上町桜島地区係

中央地区係の(1)～(3)に同じ。

城山地区係

中央地区係の(1)～(3)に同じ。

城西地区係

中央地区係の(1)～(3)に同じ。

生活支援係

中央地区係の(1)に同じ。

給付医療係

- (1) 生活保護金品の給付に関すること。
- (2) 生活保護決定通知に関すること。
- (3) 低所得者に対する給付に関すること。
- (4) 生活保護法による医療券、介護券及び給付券の発行事務に関すること。
- (5) 医療扶助及び介護扶助関係事務に関する検討資料の整備に関すること。
- (6) 診療報酬請求明細書の検討分析に関すること。
- (7) 指定医療機関等に関すること。
- (8) 厚生労働大臣及び鹿児島県知事に対する報告、進達、協議及び事務連絡に関すること。
- (9) 嘱託医審査関係事務に関すること。
- (10) その他生活保護の給付、医療扶助及び介護扶助の事務に関すること。

保護第二課

三和宇宿地区係

- (1) 生活保護法に関すること。
- (2) 低所得者に関すること。
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) その他課に属する軽易な庶務に関すること。

紫原地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

郡元地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

田上松元地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

武中洲地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

八幡鴨池地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

生活支援係

三和宇宿地区係の(1)に同じ。

障害福祉課

ゆうあい係

- (1) 心身障害者及び心身障害児の福祉対策に係る総合的な企画及び調整に関すること。

- (2) 地域生活支援事業に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 障害者団体との連絡調整に関すること。
- (4) 障害者の虐待防止に関すること。
- (5) 心身障害者総合福祉センター等の管理に関すること。
- (6) 予算経理に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他課に属する庶務に関すること。

障害福祉係

- (1) 心身障害者及び心身障害児の福祉施策の実施に関すること。
- (2) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に関すること。
- (3) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (4) 友愛パスに関すること。
- (5) 友愛タクシー券に関すること。
- (6) 補装具に関すること。
- (7) 地域生活支援事業に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 自立支援医療（更生医療）の支給に関すること。
- (9) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (10) 重度心身障害者等医療費助成に関すること。
- (11) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。
- (12) 市民福祉手当に関すること（遺児等修学手当を除く。）。

自立支援係

- (1) 障害福祉サービス及び相談支援に関すること。
- (2) 地域生活支援事業に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関すること。
- (4) 障害支援区分認定審査に関すること。
- (5) 障害支援区分認定審査会の庶務に関すること。

障害施設係

- (1) 社会福祉法人の設立認可等に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 障害福祉サービス事業者等の指定等に関すること。
- (3) 障害者支援施設等の設置届等の受理等に関すること。
- (4) 障害福祉サービス事業等の開始届等の受理等に関すること。
- (5) 障害児通所支援事業者の指定等に関すること。
- (6) 障害児通所支援事業等の開始届出等に関すること。
- (7) 障害者支援施設等の施設整備に関すること。

谷山福祉課

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関すること。
- (2) 災害救助に関すること。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関すること。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関すること。
- (5) 介護保険に係る受付事務等に関すること。
- (6) 介護保険料の窓口収納に関すること。
- (7) 敬老パスに関すること。
- (8) 高齢者の生きがい対策に関すること。
- (9) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関すること。
- (10) 敬老祝金及び長寿者祝金に関すること。
- (11) 高齢者住宅改造費助成に関すること。
- (12) 老人介護手当に関すること。
- (13) 後期高齢者医療制度等に関すること。
- (14) 軽費老人ホーム谷山荘の管理に関すること。
- (15) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。
- (16) 市民福祉手当に関すること（遺児等修学手当を除く。）。
- (17) 重度心身障害者等医療費助成に関すること。
- (18) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関すること。
- (19) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (20) 自立支援医療（更生医療）の支給に関すること。
- (21) 友愛パス及び友愛タクシー券に関すること。
- (22) 補装具に関すること。
- (23) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (24) 障害支援区分認定審査に関すること。

- (25) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (26) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (27) 予算経理に関する事。
- (28) 公印の保管に関する事。

谷山保護課

生活支援係

- (1) 生活保護法に関する事。
- (2) 生活保護金品の給付に関する事。
- (3) 嘱託医審査関係事務に関する事。
- (4) 予算経理に関する事。
- (5) 公印の保管に関する事。
- (6) その他課に属する庶務に関する事。

北地区係

- (1) 生活保護法に関する事。
- (2) 低所得者に関する事。
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。

南地区係

北地区係の(1)～(3)に同じ。

伊敷福祉課

福祉係

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助に関する事。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (5) 介護保険に係る受付事務等に関する事。
- (6) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (7) 保育の実施、指導等に関する事。
- (8) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (9) ちびっこ広場に関する事（他の所管するものを除く。）。
- (10) 児童健全育成に関する事。
- (11) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (12) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (13) 児童手当に関する事。
- (14) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (15) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事。
- (16) 敬老パスに関する事。
- (17) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (18) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関する事。
- (19) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (20) 高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (21) 老人介護手当に関する事。
- (22) 後期高齢者医療制度等に関する事。
- (23) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (24) 市民福祉手当に関する事。
- (25) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (26) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関する事。
- (27) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (28) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (29) 友愛パス及び友愛タクシー券に関する事。
- (30) 補装具に関する事。
- (31) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (32) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (33) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (34) 予算経理に関する事。
- (35) 公印の保管に関する事。

保護係

- (1) 生活保護法に関する事。

- (2) 生活保護金品の給付に関する事。
- (3) 低所得者に関する事。
- (4) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。

吉野福祉課

福祉係

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助に関する事。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (5) 介護保険に係る受付事務等に関する事。
- (6) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (7) 保育の実施、指導等に関する事。
- (8) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (9) ちびっこ広場に関する事（他の所管するものを除く。）。
- (10) 児童健全育成に関する事。
- (11) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (12) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (13) 児童手当に関する事。
- (14) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (15) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事。
- (16) 敬老パスに関する事。
- (17) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (18) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関する事。
- (19) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (20) 高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (21) 老人介護手当に関する事。
- (22) 後期高齢者医療制度等に関する事。
- (23) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (24) 市民福祉手当に関する事。
- (25) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (26) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関する事。
- (27) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (28) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (29) 友愛パス及び友愛タクシー券に関する事。
- (30) 補装具に関する事。
- (31) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (32) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (33) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (34) 予算経理に関する事。
- (35) 公印の保管に関する事。

保護係

- (1) 生活保護法に関する事。
- (2) 生活保護金品の給付に関する事。
- (3) 低所得者に関する事。
- (4) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。

吉田保健福祉課

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助に関する事。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (5) 吉田福祉センターの管理に関する事。
- (6) 介護保険に係る受付事務等に関する事。
- (7) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (8) 生活保護に係る相談業務に関する事。
- (9) 生活保護金品の給付に関する事。
- (10) 生活保護法による医療券及び給付券の発行事務に関する事。
- (11) 低所得者に関する事。

- (12) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- (13) 保育の実施、指導等に関する事。
- (14) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (15) ちびっこ広場に関する事（他の所管するものを除く。）。
- (16) 児童健全育成に関する事。
- (17) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (18) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (19) 児童手当に関する事。
- (20) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (21) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事。
- (22) 敬老パスに関する事。
- (23) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (24) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関する事。
- (25) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (26) 高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (27) 老人介護手当に関する事。
- (28) 後期高齢者医療制度等に関する事。
- (29) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (30) 市民福祉手当に関する事。
- (31) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (32) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関する事。
- (33) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (34) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (35) 友愛パス及び友愛タクシー券に関する事。
- (36) 補装具に関する事。
- (37) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (38) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (39) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (40) 狂犬病予防に関する事。
- (41) 感染症予防に関する事。
- (42) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関する事。
- (43) 精神保健に関する事。
- (44) 生活習慣病予防に関する事。
- (45) 介護予防に関する事。
- (46) 健康相談に関する事。
- (47) 衛生教育に関する事。
- (48) その他保健予防に関する事。
- (49) 手数料及び使用料の収納に関する事。
- (50) 予算経理に関する事。
- (51) 公印の保管に関する事。

桜島保健福祉課

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助に関する事。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (5) 介護保険に係る受付事務等に関する事。
- (6) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (7) 生活保護に係る相談業務に関する事。
- (8) 生活保護金品の給付に関する事。
- (9) 生活保護法による医療券及び給付券の発行事務に関する事。
- (10) 低所得者に関する事。
- (11) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- (12) 保育の実施、指導等に関する事。
- (13) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (14) ちびっこ広場に関する事（他の所管するものを除く。）。
- (15) 児童健全育成に関する事。
- (16) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (17) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。

- (18) 児童手当に関する事。
- (19) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (20) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事。
- (21) 敬老パスに関する事。
- (22) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (23) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関する事。
- (24) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (25) 高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (26) 老人介護手当に関する事。
- (27) 後期高齢者医療制度等に関する事。
- (28) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (29) 市民福祉手当に関する事。
- (30) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (31) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関する事。
- (32) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (33) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (34) 友愛パス及び友愛タクシー券に関する事。
- (35) 補装具に関する事。
- (36) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (37) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (38) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (39) 狂犬病予防に関する事。
- (40) 感染症予防に関する事。
- (41) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関する事。
- (42) 精神保健に関する事。
- (43) 生活習慣病予防に関する事。
- (44) 介護予防に関する事。
- (45) 健康相談に関する事。
- (46) 衛生教育に関する事。
- (47) その他保健予防に関する事。
- (48) 手数料及び使用料の収納に関する事。
- (49) 予算経理に関する事。
- (50) 公印の保管に関する事。

喜入保健福祉課

桜島保健福祉課の(1)～(50)に同じ。

松元保健福祉課

桜島保健福祉課の(1)～(50)に同じ。

郡山保健福祉課

桜島保健福祉課の(1)～(50)に同じ。

保健部

保健政策課

総務企画係

- (1) 部及び課に属する庶務並びに部内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 保健施策に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) 部内の予算経理に関する事。
- (4) 手数料及び使用料等の収納に関する事。
- (5) 部内の事業の進行管理に関する事。
- (6) 保健と医療の連携に関する事。
- (7) 健康危機管理対策に関する事。
- (8) 部所管業務の広報に関する事。
- (9) 夜間急病センターに関する事。

- (10) 保健所運営協議会に関すること。
- (11) 保健福祉課との連絡調整に関すること。
- (12) 公印の保管に関すること。

健康づくり係

- (1) 市民の健康づくりに係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 健康づくりのための生活習慣の改善及び普及に関すること。
- (3) 健康づくりのための食生活、運動、レクリエーション、休養等に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 健康づくり相談に関すること。
- (5) 保健師の統括に関すること。
- (6) 慢性腎臓病の予防に関すること。

生活衛生課

医務薬務係

- (1) 医療法に関すること。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関すること。
- (3) 医師法及び歯科医師法に関すること。
- (4) 歯科衛生士法、歯科技工士法及び診療放射線技師法に関すること。
- (5) 保健師助産師看護師法に関すること。
- (6) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に関すること。
- (7) 死体解剖保存法に関すること。
- (8) 臨床検査技師等に関する法律及び理学療法士及び作業療法士法に関すること。
- (9) 毒物及び劇物取締法に関すること。
- (10) 救急病院等を定める省令に規定する医療機関の申出の経由に関すること。
- (11) 視能訓練士法に関すること。
- (12) 衛生思想の普及及び向上に関すること。
- (13) 人口動態統計に関すること。
- (14) 衛生上の統計及び調査に関すること。
- (15) 手数料及び使用料等の収納に関すること。
- (16) 公印の保管に関すること。
- (17) その他課に属する軽易な庶務に関すること。

食品衛生係

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 食中毒に関すること。
- (3) 旅館業法、公衆浴場法、温泉法、興行場法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること。
- (5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること。
- (6) 食品及び生活衛生団体等の育成指導に関すること。
- (7) 食品及び環境衛生に係る許認可等に関すること。
- (8) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関すること。
- (9) 手数料及び使用料等の収納に関すること。

動物愛護管理係

- (1) 狂犬病予防に関すること。
- (2) 狂犬病予防に関する保健福祉課との連絡調整に関すること。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。
- (4) 動物愛護管理センターに関すること。
- (5) 化製場等に関する法律に関すること。
- (6) 手数料及び使用料等の収納に関すること。

保健予防課

- (1) 保健予防に係る連絡調整に関すること。
- (2) 栄養指導及び栄養調査に関すること。
- (3) 保健師業務の連絡調整に関すること。
- (4) 特定保健指導に関すること。
- (5) 各種検診等に関すること。
- (6) 歯科疾患の予防に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他課に属する軽易な庶務に関すること。

感染症対策課

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 感染症診査協議会に関すること。
- (3) 結核診査協議会に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) エックス線撮影に関すること。
- (6) その他疾病の予防に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他課に属する軽易な庶務に関すること。

保健支援課

- (1) 精神保健福祉に関すること。
- (2) 精神保健福祉対策協議会に関すること。
- (3) 障害福祉サービス事業所等の施設整備に関すること。
- (4) 医療社会事業に関すること。
- (5) 難病対策に関すること。
- (6) 精神保健福祉交流センターに関すること。
- (7) 社会福祉法人の設立認可等に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 自殺予防に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) その他課に属する軽易な庶務に関すること。

北部保健センター

- (1) 感染症予防に関すること。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 生活習慣病予防に関すること。
- (5) 介護予防に関すること。
- (6) 健康相談に関すること。
- (7) 衛生教育に関すること。
- (8) その他保健予防に関すること。
- (9) 庁舎等の維持管理に関すること。
- (10) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (11) 公印の保管に関すること。
- (12) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

東部保健センター

地域保健係

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 歯科疾患の予防に関すること。
- (5) その他保健予防に関すること。
- (6) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

健康増進係

- (1) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 生活習慣病予防に関すること。
- (3) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 介護予防に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) その他の保健師業務に関すること。

西部保健センター

地域保健係

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) その他保健予防に関すること。
- (5) 庁舎等の維持管理に関すること。
- (6) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

健康増進係

- (1) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 生活習慣病予防に関すること。
- (3) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 介護予防に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) その他の保健師業務に関すること。

中央保健センター

地域保健係

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 歯科疾患の予防に関すること。
- (5) その他保健予防に関すること。
- (6) 庁舎等の維持管理に関すること。
- (7) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

健康増進係

- (1) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 生活習慣病予防に関すること。
- (3) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 介護予防に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) その他の保健師業務に関すること。

南部保健センター

地域保健係

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) その他保健予防に関すること。
- (5) 庁舎等の維持管理に関すること。
- (6) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

健康増進係

- (1) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 生活習慣病予防に関すること。
- (3) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 介護予防に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) その他の保健師業務に関すること。

食肉衛生検査所

- (1) と畜場法に基づくと畜検査及び衛生指導に関すること。
- (2) 食品衛生法に基づく監視指導、収去・検査及び措置に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 手数料の収納に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) その他所に属する軽易な庶務に関すること。

保健環境試験所

臨床検査係

- (1) 臨床検査に関すること。
- (2) 微生物検査に関すること。
- (3) 保健・急病センターの施設等の維持管理に関すること。
- (4) 手数料の収納に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) その他所に属する軽易な庶務に関すること。

理化学検査係

- (1) 環境保全に係る検査に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 家庭用品等の検査に関すること。

VII 審議会等

1 社会福祉審議会 (平成8年度、市単独、2,125千円、健康福祉政策課)

《目 的》

社会福祉法に基づき、社会福祉事業の全分野における共通的基本事項、その他重要な事項を調査審議する。

《委員構成》

市議会議員 1人 社会福祉事業従事者 14人 学識経験者 28人 計43人 (令和7年4月1日現在)

《概 要》

会 名	審 議 内 容	委員数 (人)	開催状況 (6年度)
社会福祉審議会総会	各分科会活動計画・報告等	43人	1回
民生委員審査専門分科会	民生委員の推薦に際しての適否の審査に関する事項等	7人	6回
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項	18人	1回
審査部会	身体障害者手帳交付に関する事項及び自立支援医療を担当させる医療機関に関する事項	13人	6回
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦、知的障害者及び母子家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項	9人	2回
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項	9人	1回

2 保健所運営協議会 (昭和29年8月、市単独、162千円、保健政策課)

《目 的》

保健所運営協議会条例に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

《委員構成》

関係行政機関代表 4人

医療関係団体代表 3人

学校関係代表 1人

福祉関係団体代表 2人

女性団体代表 1人

学識経験者 1人

その他保健所事業の運営に関し、適当と認められる者 8人 計20人

《概 要》

年1回開催 (保健所事業の概況と経過報告等)

第2編 保 健 衛 生

第1章	保健予防・	19
第2章	医務・薬務・保健統計・普及広報・救急医療・	63
第3章	生活衛生・	75
第4章	試験検査・	88

凡 例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、7年度予算額、主管課を記載

第1章 保健予防

本市では、こどもから高齢者まですべての市民が「共に支え合い、自分らしく健やかに暮らせるかごしま市の実現」のため、鹿児島市健康増進計画を策定し、市民の健康づくりを推進するとともに、精神保健福祉、各種がん検診などの健康診断、母子保健、感染症対策など、様々な施策に取り組んでいる。また、健康教育等の実施や各種イベントの開催を通して、生涯を通じた健康づくりに関する意識の高揚を図り、健康の保持増進と介護予防のための施策を推進している。

I 健康増進

1 健康づくり

(1) 健康増進計画推進事業（平成25年度、市（一部に国庫負担あり）、1,109千円、保健政策課）

《目的》

第三次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（令和6年度～令和17年度）に基づき、こどもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、自分らしく健やかに暮らせるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体となって市民の健康づくりを推進する。

《概要》

① 計画の推進体制の強化

ア 鹿児島市健康づくり推進市民会議

市民の健康づくりに寄与することを目的とする機関及び団体で構成する組織で、こどもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、自分らしく健やかに暮らせるかごしま市の実現を目指し、市民や行政と一体となった健康づくり運動を推進する。

イ 鹿児島市健康増進計画推進検討委員会

市民や、市民への健康づくりの普及に関する団体、学校での健康づくりの普及に関係する団体、市民の健康づくりを支援する団体の代表者等で構成する組織で、健康水準や市民のニーズの分析、評価を行いながら、本市の健康増進計画の推進について検討する。

ウ 鹿児島市健康づくり推進会議

市役所内の関係部署で構成する組織で、市民の健康づくりに関する事業が総合的かつ計画的に推進されるように進行管理や情報交換などを行う。

② 計画の周知・広報

健康づくり月間（11月）での周知・広報

ア 目的

本市の健康づくり月間にあわせ、関係機関と連携し、計画に基づく取組の周知広報を行う。

イ 内容

- a 健康づくり月間での周知広報
- b 各関係機関・団体の取組強化

③ 計画の推進のための主な実施事業

ア 健康に配慮したメニューやサービスを提供する飲食店の普及啓発

a 目的

健康に配慮した商品や食に関する適切な情報を提供する飲食店や弁当・惣菜店等食品関連企業の登録を推進し、協働して健康づくりを支援する。

b 内容

健康に配慮したお店として鹿児島県が推進する「かごしま食の健康応援店」実施要領に基づき、鹿児島市域

分の増加に取り組むこととする。

イ ウォーキングの普及・啓発（平成 16 年度事業開始）

a 目 的

「かごしま市民すこやかプラン」の「身体活動・運動」の分野の目標項目の一つとして、日常生活における歩数の増加を掲げ、普及・啓発を行う。

b 内 容

ウォーキングマップやイベントなどの市ホームページへの掲載

ウ 健康づくり推進市民会議団体等への講習会の開催

a 目 的

鹿児島市健康増進計画に基づいた健康づくりを推進するために、鹿児島市内の健康づくりに取り組んでいる団体及び事業所に対して、講師を派遣し、団体等の健康づくり活動を支援するとともに、計画を周知し、市と連携した健康づくり活動を広げ、市民の健康増進につなげる。

b 内 容

第三次鹿児島市健康増進計画の内容及び関連した取組について、各市民会議会員や健康づくりに取り組む団体等に向けた講習会を開催

(2) 働く世代の健康づくり事業（平成 27 年度、国 1/2、249 千円、保健政策課）

《目 的》

事業所との協働により、働く世代の生活習慣の改善やメンタルヘルス対策などの健康づくり事業に取り組む。

《概 要》

- ① 地域・職域連携推進専門部会の開催
- ② 鹿児島市健康づくりパートナーの登録の推進
- ③ 「これは便利！かごしま健康サポートブック～働く人のお役立ち情報～」の市ホームページへの掲載

(3) 市民健康まつり（平成元年度、市単独、1,000 千円、保健政策課）

《目 的》

市民健康まつりを開催し、健康の重要性及び定期健診などの必要性について、市民の関心を喚起するとともに市民の認識を深める。

《概 要》

主 催 市民健康まつり実行委員会

（鹿児島市・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・県臨床検査技師会・県栄養士会・県看護協会・南日本新聞社・県診療放射線技師会・県理学療法士協会）

昭和 59 年度から市医師会が開催し、平成元年度から実行委員会方式となる。

《令和 6 年度実施状況》

開催日 令和 6 年 10 月 26 日（土）

市民健康まつり参加者数

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
シンポジウム・講演会・表彰	464	—	—	—	460
健 康 ト ーク シ ョ ー	—	—	126	137	—
健 康 相 談	—	—	1,377	1,380	—
展 示 そ の 他 の コ ー ナ ー	—	—	6,651	7,813	—
試 食 ・ 試 飲 コ ー ナ ー	—	—	1,569	1,150	—
YouTube 録画配信	—	2,536	—	—	—

注) 参加者は延数

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインシンポジウム実施

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、YouTube 録画配信を実施

(4) 食育推進事業 (平成21年度、市(一部に国庫負担あり)、2,959千円、保健政策課)

《目 的》

「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を基本理念とする第四次かごしま市食育推進計画(令和4～8年度)に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

《概 要》

① 食育推進委員会

公募委員、学識経験者、消費者団体等、教育福祉関係者、保健医療関係者、農林水産業関係者、食品関係者で構成され、「第四次かごしま市食育推進計画」の推進及び計画に基づく施策に関する事項について協議する。

② 食育推進ネットワークとの協働

食育活動を展開している団体がお互いに情報交換・交流を深めるとともに、活動の協力等を行い、「第四次かごしま市食育推進計画」に基づき食育の推進を図る。

③ 食育情報の発信

ア 食育に関する情報をホームページ内に掲載

イ 食育情報紙の発行

ウ 食育月間普及啓発ポスターによる啓発

エ 食育教室の開催(年2回以上)

オ 若年層へのリーフレット配布

④ 市民への食育推進支援

ア 食育推進支援員の派遣

食育の関係団体、生産者、ボランティア、市民等の食育に関する活動に対して、専門家として幅広い視野で支援・情報提供を行い、市民の食育に関する知識の向上や食育実践活動の充実を図る。

イ プラスワン講座の実施(年2回以上)

「野菜をもう一皿! 知識をもう一つプラス」を目標とし、様々な食育分野の講座を開催する。

⑤ 計画の周知・広報

食育に関するイベント等でのパネル展示、チラシ配布、市民意識調査の実施

(5) 食育フェスタ開催事業 (平成27年度、市(一部に国庫負担あり)、0千円、保健政策課) ※令和7年度休止事業

《目 的》

市民一人ひとりが、食について関心を高め、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育の一環として、市内大学や食育推進ネットワーク会員とともに食育フェスタを実施し、食に関する学習や体験活動を通じて、家庭や地域、学校等が連携した食育の推進を図る。

《令和6年度実施状況》

① 主 催 鹿児島市(協力:市内大学・食育推進ネットワーク)

② 開 催 日 令和6年11月9日(土)

③ 場 所 鹿児島中央駅アミュ広場

④ 内 容 展示、体験、販売、スタンプラリー等

⑤ 来場者数 約1,300人

(6) 受動喫煙防止対策事業 (平成30年度、国1/2、4,609千円、保健政策課)

《目 的》

市民の健康を守るため、施設の区分に応じた受動喫煙防止対策についての助言・指導等及び受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じない環境整備の促進を図る。

《概 要》

- ① 周知・広報、相談・問い合わせ対応
- ② 既存特定飲食提供施設に係る届出受付、違反者への助言・指導等
- ア 喫煙可能室設置施設届出件数 871 件（令和 7 年 3 月 31 日現在）

(7) 保健活動従事者等人材育成事業（平成 22 年度、市（一部に国庫負担あり）、868 千円、保健政策課）

《目 的》

保健活動従事者等の資質向上を図るため、人材育成ガイドラインに基づき研修会等を実施し、地域保健への対応能力の向上を図る。

《概 要》

- ① 育成トレーナーによる新任期保健師育成支援
- ② 新任期・中堅期・管理期などの保健師研修会の開催
- ③ 研修会、研究学会への参加
- ④ 栄養士人材育成等の実施

(8) 健康づくり応援事業（令和元年度、保健政策課）

《目 的》

かごしま市民すこやかプランの最終評価で課題となった運動分野を中心に、情報発信等を行い、広く市民の健康づくりを支援する。

《概 要》

公園等に設置されたウォーキングコースや健康遊具等の周知広報など

(9) 健康増進施設管理運営事業（平成 20 年度、市単独、70,739 千円、健康福祉政策課）

- ① かごしま温泉健康プラザ

《目 的》

市民の健康の保持及び増進を図る。

《概 要》

本施設は、温泉を活用した健康増進のための施設として、水中運動用プールや歩行浴、全身・部分浴などの各種浴槽設備を備えており、施設内には、各浴槽の利用効果を掲示しているほか、より多くの市民に楽しく、安全で効果的に利用していただくために、インストラクターによる水中運動講座を実施している。

《利用者数》 (単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
入 場 者 数	46,257	45,858	53,386	57,363	59,620

《かごしま温泉健康プラザ講座実施状況》 (単位：上段：人数 下段：回数)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
体力測定&運動指導教室	11 (2)	6 (1)	10 (2)	15 (2)	17 (2)
正しい入浴術&運動指導教室	8 (2)	6 (1)	6 (2)	10 (2)	7 (2)
健康づくり講座	2,363 (78)	2,118 (75)	2,920 (91)	3,186 (91)	3,455 (88)

運動ショートプログラム	924 (57)	1,051 (70)	1,358 (80)	1,602 (81)	1,444 (79)
元気づくり教室	—	4 (2)	52 (11)	281 (42)	314 (41)
筋トレ教室	—	—	7 (2)	14 (2)	16 (2)
初心者向けウォーキング教室	—	—	8 (1)	10 (1)	6 (1)
体幹づくり教室	—	5 (1)	9 (3)	13 (2)	15 (2)
癒しのストレッチ教室	—	—	—	7 (1)	8 (1)

② さくらじま白浜温泉センター

《目 的》

市民の健康の保持及び福祉の増進を図る。

《概 要》

本施設は、一般浴場、家族風呂、高齢者等の健康増進のために利用できる福祉浴場を備えており、温泉を活用した健康づくり施設として市民の健康保持、福祉の増進を図っている。

《利用者数》

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一 般 浴 場	35,712	32,626	39,428	36,950	37,132
福 祉 浴 場	3,221	2,434	2,513	2,487	2,060
家 族 風 呂	582	534	887	892	1,034
合 計	39,515	35,594	42,828	40,329	40,226

《さくらじま白浜温泉センター講座実施状況》

(単位：上段：人数 下段：回数)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
健 康 体 操	38 (11)	40 (12)	41 (12)	49 (12)	29 (6)
パッチワーク教室	64 (11)	52 (12)	50 (12)	40 (12)	24 (8)
編物・小物作り教室	—	—	45 (6)	20 (6)	18 (6)
フリーマーケット	624 (11)	624 (10)	787 (12)	802 (12)	752 (11)
エコクラフト教室	82 (11)	88 (12)	88 (12)	88 (12)	54 (8)
網戸張替え講習	—	—	10 (1)	13 (2)	—

(10) 健康増進施設整備事業 (平成20年度、市単独、2,769千円、健康福祉政策課)

《概 要》

健康増進施設の円滑な管理運営のために、温泉やプールなどについて計画的な施設改修等の整備を行う。

2 運動普及

(1) 運動普及推進員支援事業 (平成元年度、市単独、1,675 千円、保健予防課)

《目 的》

運動を日常生活に取り入れ、継続することにより、生活習慣病を予防し、健康を保持・増進することの普及・啓発を行う。また、運動普及推進員協議会を育成・支援することにより、健康づくりを推進する。

《概 要》

- ① 運動普及推進員、運動普及推進員協議会（平成2年9月結成）の育成・支援
- ② 運動普及推進員養成講座（平成2年2月から開始）

運動普及推進員活動

(単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
推 進 員 数	259	242	239	215	215
延活動推進員数	18,346	18,936	19,826	20,461	19,127
普 及 延 人 数	110,973	100,750	117,466	132,391	126,716

運動普及推進員研修会

(単位：回、人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
保健所主催	回 数	1	1	2	3	3
	受講延人数	94	120	147	189	198
運動普及推進員協議会主催	回 数	0	0	2	2	2
	受講延人数	0	0	207	196	180
研修会・連絡会	回 数	358	277	332	339	246
	受講延人数	3,235	3,229	3,411	3,703	3,345

運動普及推進員養成講座

(単位：回、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回 数	4	6	6	6	6
修 了 人 数	12	9	10	9	9

3 栄養改善

(1) 栄養改善対策事業 (昭和35年度、市単独、1,019 千円、保健予防課)

《目 的》

地域における健康づくり対策として、栄養教育・相談を通じて地域住民の食生活の向上を図る。

《概 要》

健康増進法、地域保健法、食品表示法に基づき、各種保健事業を行う。

- ① 母子栄養指導（個別指導・集団指導）

妊産婦健康相談、乳児健診、1歳6か月児、3歳児健康診査や育児教室、母親・父親になるための準備教室等で実施

- ② 一般成人栄養指導（個別指導・集団指導）

成人健康相談、各種教室で実施

③ 給食施設指導

特定給食施設等の把握と訪問指導計画に基づく実地指導及び研修会の開催

④ 栄養成分表示等の相談・指導

食品等関連事業者等に対する栄養成分表示に関する相談、指導及び講習会の開催

⑤ 虚偽誇大広告等に関する相談・指導

健康増進法第 65 条に基づき、食品の広告表示や健康保持増進の効果等に関する表示など虚偽誇大広告に関する相談・指導を実施

⑥ 夏期・年末一斉取締りに係る監視指導

食品等の表示の適正を確保する観点から監視指導を実施

母子栄養指導

(単位：人、回)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
個別指導	総 数	3, 232	2, 825	2, 557	3, 130	2, 992
	妊 婦	538	489	400	825	931
	乳 児	1, 012	931	848	1, 086	905
	1 歳 6 か月児	782	643	588	633	545
	3 歳 児	611	563	448	265	343
	そ の 他	289	199	273	321	268
集団指導	回 数	71	78	71	164	267
	延 人 数	729	909	541	3, 302	6, 648

一般成人栄養指導（個別指導）

(単位：人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
総 数		1, 233	1, 097	947	769	661
生活習慣病	糖 尿 病	232	179	165	145	121
	高 血 圧	174	174	160	103	46
	肥 満	85	80	39	43	56
	貧 血	5	10	7	4	6
	そ の 他	300	261	230	173	177
そ の 他 の 疾 病		51	77	76	80	86
一 般 指 導		386	316	270	221	169

一般成人栄養指導（集団指導）

(単位：回、人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
総 数	回 数	150	101	164	190	148
	延 人 数	2, 554	1, 347	2, 105	2, 584	1, 955
生活習慣病	回 数	22	6	4	2	2
	延 人 数	701	83	120	67	69
一 般	回 数	128	95	160	188	146
	延 人 数	1, 853	1, 264	1, 985	2, 517	1, 886

給食施設状況

令和7年3月31日現在（単位：施設）

		総数	管理栄養士・栄養士 いずれかいる施設	管理栄養士・栄養士 いずれもない施設
指定施設※	学 校	0	0	0
	病 院	14	14	0
	介護老人保健施設	0	0	0
	介護医療院	0	0	0
	老人福祉施設	0	0	0
	児童福祉施設	0	0	0
	社会福祉施設	0	0	0
	寄宿舎	1	1	0
	事業所	0	0	0
	矯正施設	0	0	0
	その他	0	0	0
小 計		15	15	0
特定給食施設	学 校	78	51	27
	病 院	34	34	0
	介護老人保健施設	8	8	0
	介護医療院	1	1	0
	老人福祉施設	21	21	0
	児童福祉施設	79	69	10
	社会福祉施設	3	3	0
	寄宿舎	7	5	2
	事業所	2	1	1
	矯正施設	1	0	1
	その他	7	5	2
小 計		241	198	43
その他の給食施設	学 校	18	6	12
	病 院	32	32	0
	介護老人保健施設	7	7	0
	介護医療院	1	1	0
	老人福祉施設	29	29	0
	児童福祉施設	87	82	5
	社会福祉施設	21	21	0
	寄宿舎	2	1	1
	事業所	1	0	1
	矯正施設	0	0	0
	その他	8	7	1
小 計		206	186	20
合 計		462	399	63

※鹿児島市健康増進法施行細則第6条に基づく管理栄養士を置かなければならない給食施設

給食施設個別指導

(単位：施設)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	20	206	36	78	49
特定給食施設 ※1	11	172	24	70	41
その他の給食施設 ※2	9	34	12	8	8

※1 特定給食施設 …………… 特定かつ多数の者（1回100食以上又は1日250食以上）に対して継続的に食事を供給する施設

※2 その他の給食施設 …… 特定給食施設以外の施設で、多数の者（1回50食以上又は1日100食以上）に対して継続的に食事を供給する施設

給食施設集団指導（研修会）

(単位：回、人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
回 数	3	3	4	4	4
延 人 数	382	519	722	368	509

栄養成分表示等に関する相談・指導

(単位：件、人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
個 別	件 数	98	85	98	101	49
集 団	件 数	1	1	2	1	0
	参加者数	24	46	166	30	0

虚偽誇大広告等に関する相談・指導

(単位：件、人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
個 別	件 数	13	14	16	10	6
集 団	件 数	1	1	0	0	0
	参加者数	28	11	0	0	0

夏期・年末一斉取締りに係る監視指導

(単位：回)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
監 視 回 数	※ ー	※ ー	2	2	1

※新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う業務増を鑑み、国からの指導方針が示されなかったため中止

(2) 食生活改善推進事業（昭和35年度、市単独、2,524千円、保健予防課）

《目 的》

食生活改善推進員を養成、育成するとともに、市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る。

《概 要》

① 食生活改善推進員養成講座

健康づくりと食生活、栄養の基礎知識、調理の意義と基本、献立作成、調理実習等の内容の養成講座を実施。

② 食生活改善推進員育成

普及活動を支援するために、食に関する正しい知識や技術提供など、食生活改善推進員を対象とした研修会を実施。

③ 食生活改善推進員活動

お隣さん、お向かいさんへの対話訪問やメンズキッチン（男性の料理教室）、健康づくり料理教室などの料理講習会の開催、各種健康づくり関係行事への参加など積極的な活動を実施。

食生活改善推進員活動

(単位：人、回)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
推 進 員 数		332	322	305	319	288
集 会	活動延回数	1,023	1,104	1,379	1,622	1,573
	指導延人数	8,926	8,222	8,993	12,514	11,619
対話訪問	活動延回数	20,429	21,285	22,330	23,616	24,039
	指導延人数	56,801	56,573	63,603	72,956	74,980

食生活改善推進員研修会

(単位：回、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開 催 回 数		85	72	105	93	28
受 講 延 人 数		1,256	942	1,443	1,449	693
役 員 会 回 数		36	34	35	36	34

食生活改善推進員養成講座

(単位：回、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開 催 延 回 数		18	18	20	18	12
修 了 人 数		15	25	20	43	35

(3) 国民健康・栄養調査 (昭和27年度、国10/10、1,464千円、保健予防課)

《目 的》

健康増進法に基づき、国民の食品摂取、栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に、栄養と健康との関係を明らかにし、広く健康増進対策等に必要な基礎資料とする。

《概 要》

- ① 調査対象 国民生活基礎調査により設定された調査単位区から無作為抽出した300単位区内の世帯及び世帯員
- ② 調査内容 栄養摂取状況調査・生活習慣調査・身体状況調査
- ③ 調査時期 11月

国民健康・栄養調査実施状況

(単位：世帯、人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地 区	中止	中止	新屋敷町	甲突町	照国町 清水町 東坂元四丁目 西谷山三丁目
世 帯 数	—	—	8	12	85
世 帯 員 数	—	—	12	24	192

※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

4 地域保健活動事業 (昭和22年度、県一部 市一部、16,547千円、保健予防課)

《目 的》

地域全体の健康の保持増進を図るため、地域組織や関係機関と連携を図りながら、地域保健活動を推進する。

《概 要》

地域保健活動の推進、「健康づくり月間(11月)」を中心とした各種イベントの実施

(1) 地域の健康づくりを語る会

地域の中で健康づくり活動を推進するために、市民との連絡会や交流会を開催する。

開催状況

(単位：回、人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開 催 回 数	10	※ 9	10	10	10
参 加 延 人 数	268	251	291	316	324

※喜入保健福祉課は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

(2) 健康づくりイベント

参加者数

(単位：人)

センター	名 称	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
北 部	北部ふれあい健康まつり	314	331	392	317	367
東 部	東部健康づくり交流会	62	64	111	286	266
西 部	西部かがやき健康祭	150	153	210	201	209
中 央	中央ふれあい健康展	450	591	191	218	198
南 部	谷山健康まつり	※ 265	221	376	371	348
計		1,241	1,360	1,280	1,393	1,388

※令和2年度の南部保健センターは、「谷山健康まつり」に代わり「南部健活フェスタ」を開催

(3) ウォーキング大会 (運動普及推進員協議会主催・協力)

参加者数

(単位：人)

センター	名 称	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
北 部	花と緑の吉野公園ウォーキング	56	60	83	57	63
東 部	城山すそ野ウォーキング	雨天中止	45	42	54	雨天中止
西 部	甲突河畔ウォーキング	36	31	101	33	34
中 央	与次郎・海の道ウォーキング	62	52	39	雨天中止	43
南 部	慈眼寺ふるさとウォーキング	42	58	55	—	—
	錦江湾公園ウォーキング	—	—	—	70	69
計		196	246	320	214	209

(4) 市民健康づくり事業功労者表彰

表彰実績

(単位：人、団体)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
個 人	34	35	35	35	35
団 体	1	0	0	0	0

(5) 地域保健活動ボランティア合同研修会

食生活改善推進員、運動普及推進員、健康づくり推進員、精神保健福祉ボランティア、母子保健推進員を対象とした合同研修会の開催。

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参 加 者 数	—	—	183	134	132

※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

※令和6年度で終了

Ⅱ 保健衛生

1 成人保健

健康増進法に基づく医療等以外の保健事業やがん検診等を総合的に実施し、生活習慣病の発生予防、早期発見及び合併症の予防に努め、市民の健康の保持増進を図る。

(1) 生活習慣改善支援事業（昭和58年度、県2/3 市1/3、4,971千円、保健予防課）

《目的》

生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について、正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、集団教育や個別相談、家庭訪問等を実施する。

《概要》

① 集団健康教育

(単位：回、人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	425	372	350	384	354
参加延人数	7,486	5,537	5,902	6,524	7,236

② 定期の健康相談

(単位：回、人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	179	179	178	172	60
参加延人数	408	366	315	276	261

※令和4年度までは、健康教育併設時相談の実績を含む

※令和6年度から開催回数を変更

・各保健センター：月2回から月1回へ

・各保健福祉課：月1回開催から随時受付（栄養・歯科に関する相談は予約制）へ

③ 家庭訪問

(単位：人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	実人数	4,855	2,782	2,287	2,959	2,316
	延人数	4,971	2,828	2,307	3,177	2,495
要指導者等	実人数	4,701	2,716	2,266	2,905	2,267
	延人数	4,788	2,758	2,286	3,102	2,444
処遇困難等	実人数	154	66	21	54	49
	延人数	183	70	21	75	51

※令和7年度から個別保健指導事業を統合

④ 面接・電話・文書（ケース）

(単位：人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
面 接	実人数	215	274	203	325	334
	延人数	288	357	314	496	461
電 話	実人数	802	1,035	1,010	1,108	913
	延人数	1,379	1,584	1,594	1,842	1,589
文 書	実人数	993	486	450	529	841
	延人数	1,056	539	468	570	890

※令和7年度から個別保健指導事業を統合

(2) すこやか長寿健康支援事業（令和3年度、広域連合 10/10、63,192 千円、保健予防課）

《目 的》

医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。

《概 要》

① 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）（単位：人）

年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
実 人 数	1,407	2,904	2,712	1,942
延 人 数	2,145	4,478	4,314	3,081

※原則2回実施。ただし、前年度からの繰り越し等により1回の実施になることあり

② 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）（単位：箇所、回、人）

年 度		3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
複合的取組 (健康教育・健康相談・フレイル状態の把握)	箇 所 数	557	546	575	635
	回 数	2,442	2,540	2,576	2,284
	人 数	32,128	34,772	33,915	30,062
気軽に相談できる 環境づくり	箇 所 数	—	11	16	18
	回 数	—	41	56	53
	人 数	—	364	722	1,336

※令和3年度から「個別保健指導事業」「シニア世代のヘルスプロモーション事業」の一部を移行

※令和6年度から「シニア世代のヘルスプロモーション事業」へ一部を移行

(3) 元氣いきいき検診事業（昭和58年度、国一部、県一部、市一部、542,934 千円、保健予防課）

《目 的》

生活習慣病の予防・早期発見のため、各種がん検診等をする。

《概 要》

① 対象者及び検査方法

検 診 区 分	対 象 者	検 査 方 法
胃 が ん 検 診	40歳以上の方	胃部エックス線検査（バリウム使用）
	50・55・60・65・70歳の方	胃内視鏡検査
肺 が ん 検 診	40歳以上の方	胸部エックス線検査 喀痰検査（50歳以上の方で、問診の結果必要な方）
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	視診、細胞診、内診 コルポスコープ検査（医師の判断により実施）
乳 が ん 検 診	30・32・34・36・38歳の女性	超音波検査
	40歳以上で偶数年齢の女性	マンモグラフィ検査
前立腺がん検診	50・55・60・65・70歳の男性	P S A（特異抗原）検査（血液検査）
腹部超音波検診	40歳以上の方	エコー検査（肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の検査）
一般健康診査	40歳以上の生活保護受給者のうち、社会保険未加入の方	問診、身体計測、理学的検査（診察等）、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査 ※一定の基準に該当した方に対して、心電図、眼底、貧血検査を実施

検 診 区 分	対 象 者	検 査 方 法
肝炎ウイルス検診	40歳以上の未受診の方及び特定健康診査等で肝機能が要指導領域にある方	B型及びC型肝炎ウイルス検査（血液検査）
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	骨量測定検査

② 検診別実施状況

ア 胃がん検診（昭和43年度集団検診開始、令和5年度個別検診開始）

（単位：人、％）

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数		133,600	135,100	136,000	125,100	131,300
受 診 者 数	総 数	9,128	9,770	9,500	10,046	8,654
	エックス線	9,128	9,770	9,500	9,084	7,647
	内 視 鏡	—	—	—	962	1,007
受 診 率		6.8	7.2	7.0	8.0	6.6
要精密者数	総 数	775	842	824	899	701
	エックス線	775	842	824	834	630
	内 視 鏡	—	—	—	65	71
が ん 発 見 者 数		6	11	10	9	8年度判明
が ん 発 見 率		0.07	0.11	0.11	0.09	—

※令和5年10月から内視鏡検査を開始

イ 肺がん検診（平成2年度集団検診開始、令和元年度個別検診開始）

（単位：人、％）

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数		131,200	132,400	133,100	121,900	129,800
受 診 者 数	読 影	21,106	22,847	23,676	23,950	23,195
	読影・喀痰（再掲）	527	584	532	514	484
受 診 率		16.1	17.3	17.8	19.6	17.9
要 精 密 者 数		481	445	486	586	709
が ん 発 見 者 数		18	15	21	23	8年度判明
が ん 発 見 率		0.09	0.07	0.09	0.10	—

ウ 大腸がん検診（平成4年度集団検診開始、平成9年度個別検診開始）

（単位：人、％）

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数		143,000	145,800	147,000	134,600	138,900
受 診 者 数		21,202	22,716	23,514	23,782	22,703
受 診 率		14.8	15.6	16.0	17.7	16.3
要 精 密 者 数		1,569	1,599	1,623	1,687	1,606
が ん 発 見 者 数		67	74	71	59	8年度判明
が ん 発 見 率		0.32	0.33	0.30	0.25	—

エ 子宮がん検診（昭和 43 年度集団検診開始、昭和 54 年度個別検診開始）

（単位：人、％）

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
対 象 者 数		118,400	119,000	119,700	109,600	112,200
受 診 者 数	頸 部	26,359	26,793	27,353	26,680	25,632
	頸・体部（再掲）	3,856	3,937	4,003	3,208	2,787
受 診 率		22.3	22.5	22.9	24.3	22.8
要 精 密 者 数		476	432	451	516	514
が ん 発 見 者 数		13	12	4	16	8 年度判明
が ん 発 見 率		0.05	0.04	0.01	0.06	—

オ 乳がん検診（昭和 51 年度集団検診開始、昭和 63 年度個別検診開始）

（単位：人、％）

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
対 象 者 数		103,900	104,700	105,700	98,700	70,400
受 診 者 数	総 数	14,390	14,945	15,771	15,253	10,562
	マンモグラフィ	14,390	14,945	15,771	15,253	9,741
	超 音 波	—	—	—	—	821
受 診 率		13.8	14.3	14.9	15.5	15.0
要精密 者数	総 数	685	670	756	635	452
	マンモグラフィ	685	670	756	635	423
	超 音 波	—	—	—	—	29
が ん 発 見 者 数		70	71	82	73	8 年度判明
が ん 発 見 率		0.49	0.48	0.52	0.48	—

※令和 6 年度から超音波検査の開始及び 40 歳以上の対象者の変更

カ 前立腺がん検診（平成 14 年度集団検診、個別検診開始）

（単位：人、％）

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
対 象 者 数		7,200	7,100	6,800	5,800	5,100
受 診 者 数		1,002	1,176	1,084	1,046	1,012
受 診 率		13.9	16.6	15.9	18.0	19.8
要 精 密 者 数		64	79	60	71	79
が ん 発 見 者 数		15	11	12	10	8 年度判明
が ん 発 見 率		1.50	0.94	1.11	0.96	—

キ 腹部超音波検診（平成 20 年度集団検診開始）

（単位：人、％）

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
対 象 者 数		133,600	135,100	136,000	125,100	131,300
受 診 者 数		15,656	17,167	18,156	18,659	18,368
受 診 率		11.7	12.7	13.4	14.9	14.0

ク 一般健康診査

(単位：人、％)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	11,842	11,803	11,939	11,854	11,775
受 診 者 数	451	510	564	560	581
受 診 率	3.8	4.3	4.7	4.7	4.9

ケ 肝炎ウイルス検診

(単位：人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受 診 者 数	総数	6,311	6,311	6,144	5,563	5,152
	B型	6,310	6,306	6,139	5,561	5,147
	C型	6,308	6,306	6,139	5,556	5,148
陽 性 者 数	B型	41	40	35	40	19
	C型	13	11	11	6	15

コ 骨粗しょう症検診

(単位：人、％)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	11,200	10,700	10,900	9,500	9,300
受 診 者 数	1,921	2,180	2,222	2,299	2,008
受 診 率	17.2	20.4	20.4	24.2	21.6

(4) 若年がん患者に対する療養支援事業 (令和元年度、県1/2 市1/2、599千円、保健予防課)

《目 的》

若年のがん患者が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図る。

《概 要》

治癒を目的とした治療を行わないがん患者(在宅療養を行う40歳未満のがん患者)に対し、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入、診断書料、タクシー運賃、住宅改修費の助成を行う(タクシー運賃、住宅改修費助成は市単独事業)。

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利 用 者 数	3	0	1	1	5

(5) がん患者アピアランスケア支援事業 (令和4年度、県1/2 市1/2、6,217千円、保健予防課)

《目 的》

がん治療を受けている市民の経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上や、就労などの社会生活を支援する。

《概 要》

令和4年度から開始した「がん患者ウィッグ購入費助成事業」と、令和6年7月から開始した「がん患者乳房補整具購入費助成事業」を令和7年度から統合。

- ① 対 象 者：がん治療による脱毛や乳房切除に対応するためのウィッグや乳房(胸部)補整具が必要な者

※対象者1人につき申請は1回に限る

- ② 助成対象：当該年度内に購入したウィッグ及び乳房(胸部)補整具

- ③ 助成金額：ウィッグ 上限2万円、
乳房（胸部）補整具 上限1万円

助成件数

(単位：件)

年 度	4年度	5年度	6年度
ウ ィ ッ グ	235	234	239
乳房（胸部）補整具	—	—	160

(6) 慢性腎臓病予防ネットワーク事業 （平成26年度、国1/2、510千円、保健政策課）

《目 的》

人工透析の新規患者の減少を図るため、糖尿病や高血圧などにより発症する慢性腎臓病（CKD）の重症化を予防する医療ネットワークを運用するとともに、各保険者の協力を得ながら、患者の状況に応じた適切な医療体制を提供する。

《概 要》

市内のCKD予防ネットワーク登録医と、腎臓診療医（腎臓専門医及び透析専門医）の間で、人工透析予備軍の診断・診療方針に関する情報提供を行う医療ネットワークを運用する。

CKD予防ネットワーク登録医及び腎臓診療医数

(単位：か所、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
CKD登録医	医療機関	214	216	220	223	225
	登録医	313	313	317	324	327
腎臓診療医		38	37	34	34	37

※慢性腎臓病予防ネットワークの運用は、26年度より国民健康保険課で開始され、27年度に事務局が保健所に移管された。

(7) その他の相談

《概 要》

各事業に基づかない相談等について、面接・電話・文書による対応を行う。

(単位：人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	面 接	6,031	4,234	3,963	4,687	4,618
	電 話	29,061	22,056	17,152	16,578	13,781
	文 書	9,470	5,942	3,613	2,394	4,108
	計	44,562	32,232	24,728	23,659	22,507
感染症 (結核を含む)	面 接	140	389	208	118	80
	電 話	7,967	5,142	2,742	421	227
	文 書	660	12	5	1	3
	計	8,767	5,543	2,955	540	310
精神障害	面 接	359	377	505	441	546
	電 話	728	532	376	668	821
	文 書	1	9	0	1	2
	計	1,088	918	881	1,110	1,369
心身障害	面 接	145	200	167	138	113
	電 話	65	60	54	46	92
	文 書	0	1	0	1	0
	計	210	261	221	185	205
成 人	面 接	1,957	1,347	1,197	1,216	886
	電 話	5,121	3,734	3,580	3,037	2,389
	文 書	2,799	2,552	1,642	894	1,134
	計	9,877	7,633	6,419	5,147	4,409
連絡調整	面 接	2,666	1,601	1,393	1,437	1,195
	電 話	13,089	10,673	8,258	9,745	6,921
	文 書	5,210	2,677	1,429	1,354	2,428
	計	20,965	14,951	11,080	12,536	10,544
その他	面 接	764	320	493	1,337	1,798
	電 話	2,091	1,915	2,142	2,661	3,331
	文 書	800	691	537	143	541
	計	3,655	2,926	3,172	4,141	5,670

2 精神保健

(1) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法申請・届出の受理 (保健支援課)

精神保健福祉法及び障害者総合支援法に基づく申請・届出を受理し県へ進達する。

申請・届出受理件数

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
診察及び保護の申請・通報・届出	2	5	2	2	1
医療保護入院者の入院届	1,190	1,174	1,028	1,038	955
医療保護入院者の入院期間更新届	—	—	—	—	548
医療保護入院者の退院届	1,217	1,138	1,087	1,043	1,168
措置入院者の定期病状報告書	10	9	6	6	5
医療保護入院者の定期病状報告書	592	601	572	550	47
精神障害者保健福祉手帳受付実績	4,663	4,977	5,266	5,568	5,832
自立支援医療費（精神通院）受給認定申請	11,915	14,542	15,750	16,236	16,980

(2) 精神保健福祉相談・訪問 (保健支援課)

《目 的》

市民の精神的健康の保持増進を図る。

《概 要》

① 精神疾患やその治療及び自立と社会参加についての相談及び訪問等による援助を行う。(昭和42年度事業開始)

精神科嘱託医師による相談 原則水または木曜日午後（精神保健福祉相談員による相談は随時行う。）

精神保健福祉相談件数

(単位：件)

年 度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計	実 数		9,116	8,249	8,018	12,478	12,967
	延 数		14,905	13,496	12,967	16,936	16,944
	医 師	実数	51	78	32	45	29
		延数	51	78	43	45	30
	相談員他	実数	9,065	8,171	7,986	12,433	12,938
		延数	14,854	13,418	12,924	16,891	16,914
老人精神保健	医 師	実数	5	7	1	5	1
		延数	5	7	1	5	1
	相談員他	実数	192	136	137	71	52
		延数	430	313	240	120	65
アルコール関連	医 師	実数	8	5	2	2	3
		延数	8	5	2	2	3
	相談員他	実数	180	195	183	60	36
		延数	329	366	373	185	99
精神一般	医 師	実数	38	66	29	38	25
		延数	38	66	40	38	26
	相談員他	実数	8,693	7,840	7,666	12,302	12,850
		延数	14,095	12,739	12,311	16,586	16,750

訪問件数

(単位：件)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計	実数	466	303	203	184	209
	延数	1,185	683	436	521	541
老人精神保健	実数	36	16	14	10	7
	延数	83	34	15	23	8
アルコール関連	実数	17	11	5	3	5
	延数	35	24	20	8	13
精神一般	実数	413	276	184	171	197
	延数	1,067	625	401	490	520

② 精神障害についての普及啓発を行う。

スポーツ交流会 令和6年10月22日(火) 西原商会アリーナ
ゆめの実が行うスポーツイベントの開催に協力

こころで描く絵画展 令和7年2月4日(火)～2月9日(日) 市立美術館

ふれあい交流会 令和6年9月28日(土) 市精神保健福祉交流センター
市精神保健福祉交流センター指定管理業務で行う地域交流イベントと合同実施

精神保健福祉に関する普及啓発活動数

(単位：回、人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開 催 回 数	50	50	53	48	53
延 参 加 人 員	1,775	2,159	3,040	2,509	3,260

(3) 精神障害者相談事業 (平成15年度、市単独、100千円、保健支援課)

《目 的》

精神障害者の家族等が社会復帰等の相談に応じ、必要な助言、支援を行うことにより、相談しやすい体制を整備するとともに精神保健思想の普及啓発を図る。

《概 要》

① 委託業務

- ア 精神障害者の社会復帰等に関する相談に応じ、必要な助言、支援を行う。
- イ 精神保健の思想の普及及び知識の啓発のために、関係機関から家族会等への情報の伝達等を行う。

② 相談員数 4人

精神障害者相談事業実績

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相 談	58	119	246	134	118
訪 問	2	0	0	3	0

(4) 精神保健デイ・ケア (昭和47年度、保健支援課)

《目 的》

精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。

《概 要》

回復途上にある精神障害者に対して、社会復帰を促進するための訓練を行う。(平成29年8月から委託業務)

- ① 場 所 市精神保健福祉交流センター
- ② 実施内容 創作活動、料理、音楽、スポーツ等のグループ活動

精神保健デイ・ケア実施状況

(単位：日、人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催日数	128	117	103	101	101
延参加人員	269	205	158	144	230

(5) 精神保健福祉団体支援・育成 (保健支援課)

《目 的》

精神障害者とその家族の福祉の向上に必要な対策を進め、精神障害についての社会的理解の促進を図る。

《概 要》

- ① 精神障害者家族会の育成・活動の支援及び補助金交付

鹿児島市精神保健福祉会連絡協議会

令和7年3月31日現在 (単位：世帯)

構 成 団 体 名	会 員 数
NPO法人鹿児島市精神保健福祉推進の会・かれん鹿児島	49
鹿児島市精神保健福祉促進の会 (コスモス会)	30
鹿児島市精神保健福祉自立支援の会(慈眼会)	13
鹿児島市精神保健福祉推進協会(スマイル会)	16

- ② 精神保健福祉ボランティアの養成・支援・育成及び補助金交付

精神保健福祉ボランティア養成講座の開催 年1回

精神保健福祉ボランティアサークルゆめの実の支援・育成

主な活動 ・「いこいの部屋あらた」の運営 (令和6年度利用者数560人)

・行政や家族会主催の各種行事への参加

- ③ セルフヘルプグループ (自助グループ) への支援

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業 (令和5年度、国1/2、3,401千円、保健支援課)

《目 的》

精神科病院、相談支援事業所、他関係機関等の連携を強化するとともに、ピアサポーターの活動基盤を整え、精神障害にも対応した地域における支援体制の充実を図る。

《概 要》

- ① 地域移行推進戦略会議、地域移行推進会議、地域移行促進会議の開催
- ② ピアサポーター養成講座の実施 (令和7年度は見送り)
- ③ 養成講座修了生に対する交流会・研修会の実施
- ④ 地域移行スタッフとしてのピアサポーターの訓練の実施 (令和7年度は見送り)
- ⑤ 精神科病院での交流・体験談発表の実施
- ⑥ 地域移行支援の実施
- ⑦ 地域での交流・体験談発表の実施
- ⑧ 市主催事業等での普及啓発活動の実施

実施状況

(単位：回、人)

年 度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①	地域移行推進戦略会議	回数	2	1	2	2	2
	地域移行推進会議	回数	7	8	10	10	10
	地域移行促進会議	回数	—	—	—	10	10
②	ピアサポーター養成講座修了者	人数	17	—	29	22	24
③	ピアサポーター交流会	回数	7	8	9	9	8
		延参加人数	112	90	127	153	139
	フォローアップ研修会	人数	18	25	22	19	22
④	ピアサポーター訓練生	人数	4	—	4	4	3
⑤	体験談発表（患者向け）	回数	2	—	10	4	2
⑥	地域移行支援	回数	169	134	89	108	97
⑦	体験談発表（市民向け）	回数	9	5	6	6	10
		延参加人数	85	137	314	153	371
⑧	普及啓発活動	回数	0	0	5	5	5
地域移行支援決定者数		人数	26	21	38	33	24
地域移行支援を利用した退院者数		人数	13	7	19	24	19

※令和4年度までは長期入院精神障害者の地域移行推進事業及びピアサポーターステップアップ事業において実施

(7) 精神保健福祉交流センター管理運営（平成18年度、市単独、31,705千円、保健支援課）

《目 的》

精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対する理解と相互の交流を深める。

《利用対象者》

- ① 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその障害の程度が同程度と認められる者
- ② 前号に掲げる者の家族及び介護者
- ③ 前2号に掲げる者のために奉仕活動を行う者
- ④ 前3号に掲げる者で組織された団体で市長が適当と認めるもの
- ⑤ その他市長が特に適当と認める者
- ⑥ 次に掲げるものは、第1号から第4号までに掲げるものと合同で利用する場合に限り利用できる。
 - ア 精神障害者との交流を目的として利用する者又は団体
 - イ 精神障害者の自立及び社会参加の促進又は精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図ろうとする者又は団体で、市長が適当と認めるもの

《概 要》

- ① 施設の概要

交流スペース、多目的ルーム、音楽ルーム、調理室、デイケア室、会議室等を備えた精神障害者の社会参加等を促進するための拠点施設である。（愛称：はーと・ぱーく）
- ② 所在地 鹿児島市鴨池二丁目22番18号（鹿児島市保健・急病センター2階及び3階の一部）
- ③ 主な事業
 - ア 精神障害者の健康、生活、就労等の相談及び指導
 - イ 精神障害者との交流のためのイベント等の開催
 - ウ 精神障害に対する正しい知識の普及啓発を目的とした講座、講習会等の開催
- ④ 管理の委託 一般社団法人 鹿児島県精神保健福祉士協会

⑤ 利用状況 (単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設利用者数	30,453	26,867	29,672	36,698	36,248

(8) 障害福祉サービス支給決定 (障害福祉サービス給付事業費は障害福祉課で一括計上)

精神障害者障害福祉サービス支給決定者数 (令和7年3月31日現在) (単位：人)

居宅介護 (ホームヘルプ)	456
居宅介護 (身体介護)	60
居宅介護 (通院等介助)	107
重度訪問介護	1
同行援護	0
行動援護	2
生活介護	54
施設入所支援	13
短期入所	53
自立訓練 (機能訓練)	2
自立訓練 (生活訓練)	44
宿泊型自立訓練	8
就労移行支援	158
就労継続支援 (A型)	507
就労継続支援 (B型)	1,707
共同生活援助 (グループホーム)	650
就労定着支援	34
自立生活援助	12
地域相談支援 (地域移行支援)	13
地域相談支援 (地域定着支援)	9
計	3,890

3 自殺対策事業 (平成20年度、県2/3・1/2、1,593千円、保健支援課)

《目 的》

自殺予防に係る啓発及び自殺に関する相談の実施等により、自殺対策を推進する。

《概 要》

- ① 自殺対策推進本部会議の開催
- ② 自殺予防対策委員会の開催
- ③ 庁内連絡会議 (作業部会) の開催
- ④ 人材育成 (ゲートキーパー養成講座等)

(単位：回、人)

年 度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
初級編	市民	(回)	2	2	2	2	1
		(人)	46	55	20	31	43
	職員	(回)	1	1	1	1	1
		(人)	31	90	87	38	43
	職能団体	(回)	－	－	－	－	1
		(人)	－	－	－	－	8
スキルアップ 研 修	市民	(人)	26	22	24	26	30
	職員	(人)	37	－	24	14	21
	職能団体等	(人)	6	12	7	18	12
(委託) 職能団体			ミルキー・マリー保育園	鹿児島銀行	市社会福祉協議会	行政書士会	－
				愛の聖母園			－
その他	民生委員	(回)	－	－	2	1	1
		(人)	－	－	200	10	15
	出前 トーク等	(回)	8	6	6	4	3
		(人)	323	95	329	245	161

⑤ 普及啓発

ア 鹿児島市自殺対策計画の周知・広報

イ こころの健康づくり講演会 令和7年3月4日(火) 鹿児島市国際交流センター 参加者 33人

ウ 懸垂幕掲出(本庁、支所、保健センター) 令和6年9月2日(月)～30日(月)

エ 相談窓口カードの作成・配布

オ 9月の自殺予防週間にポスターを桜島フェリー、公民館等に掲示

カ 各保健センター「健康まつり」にて啓発コーナー設置(啓発リーフレットを配布)

キ 大学・短大・専門学校へ自殺予防啓発ポスター、大学祭(2か所)で保健所コーナーを設置し、自殺予防啓発ポスター掲示・相談窓口カードとグッズを配布

ク 3月の自殺対策強化月間に市電窓吊り広告を掲示及び市立図書館等で「心のヘルスケア関連図書展」を実施

ケ 課のInstagramを開設し、幅広い年代への普及啓発を実施

⑥ 相談の実施

ア 精神保健福祉相談員等による個別相談

イ 自殺予防対策委員会連携相談会 令和6年9月3日(火)～7日(土)

市勤労者交流センター 参加者 37人

4 難病患者地域支援事業(昭和23年度、国1/2 県一部 市一部 13,820千円、保健支援課)

(1) 難病患者等への支援

《目 的》

難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保と生活の質(QOL)の向上を図る。

《概 要》

要支援難病患者等に対して、適切な在宅療養支援を行う。

(単位：回、人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
在宅療養支援計画策定、評価事業	85	43	43	35	37
医療講演会（延参加人員）	3 (23)	3 (22)	2 (25)	2 (54)	2 (56)
難病対策地域協議会	1	1	1	2	2

(2) 相談指導

《目 的》

保健医療の場において、患者や家族の抱える経済的・精神的・社会的問題の解決を図る。

《概 要》

- ① 患者や家族の抱える経済的・精神的・社会的問題の相談及び調整
- ② 受診、受療援助
- ③ 退院、社会復帰への援助

医療社会事業対象別相談数（実数）

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	4,717	6,046	5,962	5,882	6,679
生活習慣病	3	3	3	3	2
母 性	6	5	3	4	1
幼 児	5	3	3	3	0
難 病	4,696	6,029	5,940	5,858	6,664
骨髄バンク	3	4	10	10	12
臓 器 移植	1	2	3	4	0
そ の 他	3	0	0	0	0

医療社会事業方法別相談・訪問指導数（延数）

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	6,447	6,580	6,710	6,627	7,690
面 接	2,772	3,104	3,372	3,248	3,809
電話・文書	3,527	3,402	3,269	3,330	3,826
訪 問	148	74	69	49	55

難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）（令和7年4月～） 348 疾病

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（令和7年3月末） 5,989 人

5 骨髄等移植ドナー支援事業（令和4年度、県1/2 市1/2、843千円、保健支援課）

《目 的》

骨髄又は末梢血幹細胞の移植の推進及び骨髄等提供者（ドナー）の負担軽減を図るとともに、ドナーが勤務する事業所に対して助成することにより、骨髄等を移植しやすい環境を整備する。

献血併行型骨髄バンクドナー登録会の実施や骨髄バンクの普及啓発を行うことでドナー登録者の増加を図る。

《概 要》

- ① 骨髄等の提供を行ったドナー及びドナーが勤務する事業所に対し、一定額を助成する。

(単位：件)

年 度	4年度	5年度	6年度
ドナー助成件数	5	4	6

- ② 献血併行型骨髄バンク ドナー登録会の実施

6 歯科保健

(1) 歯科健康診査・予防処置

《目 的》

口腔の状態を把握し、適切な指導を行うことにより口腔の健康の保持増進を図るとともに、幼児期はむし歯の多発期のため予防処置を行う。

《概 要》

- ① 妊婦歯科健康診査（昭和36年度）
所内で実施する妊産婦健康相談において歯科健診・集団指導を行う。
- ② 1歳児歯科健康診査（フッ化物塗布）（平成4年度）
市内の歯科医療機関に委託して、歯科健診・フッ化物塗布・保健指導を行う。（フッ化物塗布は令和2年度から）
- ③ 1歳6か月児歯科健康診査（昭和53年度）
所内で実施する1歳6か月児健康診査において歯科健診・歯磨き指導・個別指導・集団指導を行う。
- ④ 2歳児フッ化物塗布（平成元年度）
市内の歯科医療機関に委託して、歯科健診・フッ化物塗布を行う。
- ⑤ 2歳6か月児フッ化物塗布（平成3年度）
市内の歯科医療機関に委託して、歯科健診・フッ化物塗布を行う。
- ⑥ 3歳児歯科健康診査（昭和36年度）
所内で実施する3歳児健康診査において歯科健診・個別指導・集団指導を行う。
- ⑦ 就学前児フッ化物塗布（平成20年度）
翌年度に小学校入学を控えた幼児を対象に市内の歯科医療機関に委託して、歯科健診・フッ化物塗布を行う。
- ⑧ 小学一年生フッ化物塗布（令和2年度）
小学一年生を対象に市内の歯科医療機関に委託して、歯科健診・フッ化物塗布・保健指導を行う。
- ⑨ 歯周病検診（平成17年度）
市内の歯科医療機関に委託して、20・30・40・50・60・70歳を対象に歯周病検診を行う。（半日がん検診は令和3年度から60歳、70歳を対象に追加）

妊婦歯科健康診査の状況

(単位：人、%、本)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
妊 娠 届 出 数	4,928	4,635	4,382	3,943	3,804
受 診 者 数	4,220	4,086	3,820	3,475	3,289
受 診 率	85.6	88.2	87.2	88.1	86.5
むし歯有病者率	94.3	93.6	92.1	92.4	91.5
一人平均むし歯数	9.2	9.5	7.9	7.8	7.4
処置完了者率	66.7	65.8	66.8	70.2	68.2

1 歳児歯科健康診査（フッ化物塗布）の状況

(単位：人、%、本)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	4,723	4,741	4,671	4,315	3,899
受 診 者 数	3,501	3,446	3,351	3,100	2,750
受 診 率	74.1	72.7	71.7	71.8	70.5
むし歯有病者率	0.3	0.2	0.1	0.3	0.1
一人平均むし歯数	0.01	0.01	0.005	0.01	0.002

1 歳 6 か月児歯科健康診査の状況

(単位：人、%、本)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	5,421	4,745	4,808	4,540	4,244
受 診 者 数	5,305	4,567	4,673	4,440	4,209
受 診 率	97.9	96.2	97.2	97.8	99.2
むし歯有病者率	1.2	1.0	0.8	0.7	0.4
一人平均むし歯数	0.03	0.03	0.02	0.02	0.01

2 歳児フッ化物塗布の状況

(単位：人、%、本)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	5,104	4,714	4,691	4,644	4,264
受 診 者 数	3,735	3,460	3,247	3,212	3,039
受 診 率	73.2	73.4	69.2	69.2	71.3
むし歯有病者率	2.6	3.0	1.7	1.8	1.8
一人平均むし歯数	0.07	0.08	0.05	0.05	0.05

2 歳 6 か月児フッ化物塗布の状況

(単位：人、%、本)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	5,207	4,928	4,608	4,789	4,362
受 診 者 数	3,749	3,532	3,199	3,154	2,946
受 診 率	72.0	71.7	69.4	65.9	67.5
むし歯有病者率	5.8	5.2	4.3	4.1	3.3
一人平均むし歯数	0.16	0.16	0.13	0.11	0.09

3 歳児歯科健康診査の状況

(単位：人、%、本)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	5,541	5,346	4,681	2,864	4,486
受 診 者 数	5,404	5,163	4,662	2,803	4,378
受 診 率	97.5	96.6	99.6	97.9	97.6
むし歯有病者率	15.2	12.9	9.5	8.6	10.0
一人平均むし歯数	0.52	0.41	0.28	0.27	0.34

就学前児フッ化物塗布の状況

(単位：人、％)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	5,510	5,533	5,481	5,196	5,225
受 診 者 数	3,675	3,647	3,504	3,556	3,557
受 診 率	66.7	65.9	63.9	68.4	68.1
むし歯有病者率	40.6	36.1	35.2	33.0	30.8
永久歯保有者数	2,108	2,040	2,050	2,068	2,069
むし歯有病者数（永久歯）	90	61	72	62	58

小学一年生フッ化物塗布の状況

(単位：人、％)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	5,496	5,533	5,534	5,489	5,441
受 診 者 数	3,384	3,324	3,159	3,527	3,184
受 診 率	61.6	60.1	57.1	64.3	58.5
むし歯有病者率	45.5	41.7	36.8	35.7	33.4
永久歯保有者数	3,159	3,129	2,951	3,311	2,984
むし歯有病者数（永久歯）	247	214	179	251	182

健康診査歯科保健指導者数

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
妊産婦健康相談	671	491	148	123	192
1歳6か月児健康診査	1,704	2,106	1,634	1,698	1,195
3歳児健康診査	1,443	2,116	1,430	794	1,100

※1歳6か月児健康診査はむし歯保有児等、3歳児健康診査はむし歯多発児等を対象に実施

歯周病検診の状況

(単位：人、％)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	31,955	32,234	31,660	32,351	42,773
受 診 者 数	1,132	1,548	1,501	1,661	2,177
受 診 率	3.5	4.8	4.7	5.1	5.1
要 精 検 者 数	608	773	760	854	1,293

※令和6年9月から20・30歳を対象者に追加

(2) 歯科健康教育・相談

《目 的》

歯科健康教育や相談を行うことにより、歯科保健に関する正しい知識を普及し、歯や口の健康維持を図る。

《概 要》

① むし歯予防

- ア 育児教室 2～6か月児をもつ母親を対象に開かれる教室のなかの1講座
- イ 育児相談 保健センター及び地域の育児相談で、歯科相談や歯磨き指導を行う。
- ウ 歯科保健教育 上記以外の歯科保健教育

育児教室等実施状況

(単位：回、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
育児教室	開催回数	12	7	10	10	10
	参加者数	140	83	141	159	161
育児相談	開催回数	170	117	118	115	113
	参加者数	989	742	862	1,074	988
歯科保健教育 (乳幼児)	開催回数	0	1	5	5	3
	参加者数	0	14	45	77	30

② 歯周病予防等

ア 成人歯科教室 保健センター及び地域の育児相談等の保護者を対象に講話等を実施する。

イ 歯科健康教育 お達者クラブ等の教室生を対象に講話を実施する。

ウ 歯科保健教育 上記以外の歯科保健教育

成人歯科教室等実施状況

(単位：回、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
成人歯科教室	開催回数	8	7	8	7	5
	参加者数	114	101	100	134	80
歯科健康教育	開催回数	67	60	87	172	294
	参加者数	991	819	1,153	2,255	3,786
歯科保健教育	開催回数	2	2	15	3	12
	参加者数	130	56	371	105	309

※令和3年度から歯科健康教育は「すこやか長寿健康支援事業」においてポピュレーションアプローチとして実施

※令和4年度から歯科保健教育に市政出前トークの実績を追加

③ 歯科健康相談（昭和63年度）

健康相談来所者を対象に相談・歯科健診・歯磨き指導を実施する。

歯科健康相談実施状況

(単位：回、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
成人歯科相談	開催回数	45	40	41	41	41
	受診者数	121	123	117	107	149

(3) 在宅寝たきり高齢者等訪問歯科健診・指導（昭和63年度、市単独、保健予防課）

《目 的》

口腔管理の難しい寝たきり者等に対し、口腔保健指導を実施することにより、介護者を含め、口腔保健の関心を高め、口腔機能の維持・回復を図る。

《概 要》

口腔管理を希望する寝たきり者等を訪問し、歯科健診・歯科相談・口腔清掃を行う。

在宅寝たきり高齢者等訪問件数

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指 導 件 数	2	0	2	5	6

(4) 歯科普及啓発活動（昭和 62 年度、市単独、保健予防課）

《目 的》

歯科保健の向上を図る。

《概 要》

① 歯と口の健康週間（昭和 62 年度） ※平成 24 年度に歯の衛生週間から名称変更

歯科相談、歯みがき指導、栄養相談、指形作製、児童生徒図画・ポスター・標語作品展等

歯科相談者数

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
相 談 者 数	—	—	—	160	108

※令和 2 年度から 4 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、児童生徒図画・ポスター・標語作品展のみ実施

② 市民のための歯科健康講座（平成 3 年度）

講演、8020 表彰

参加者数

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
講演参加者数	—	—	—	250	250
8020 表彰（被表彰者数）	409	563	691	97	84

※令和 2 年度から 4 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため講演は中止

※8020 表彰については、80 歳以上で 20 本以上歯が残っている方を表彰していたが、令和 5 年度から 80 歳のみに限定している。

Ⅲ 結核・感染症予防

1 結核予防

(1) 住民健診（定期の健康診断）（昭和24年度、市単独、26,006千円、保健予防課）

《目 的》

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核の予防・早期発見・早期治療と他への感染を防止するために、健康診断を実施する。

《概 要》

40歳以上で受診機会のない市民を対象に、年1回の定期の健康診断を実施する。（平成17年度から対象年齢を変更）

（単位：人、％）

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
胸部エックス線対象者数		131,200	132,400	133,100	121,900	129,800
受診者数		21,088	22,825	23,656	23,928	23,195
要精密検査者数		323	250	178	99	100
被 発 見 者	結核患者数（要医療）	0	1	0	0	0
	発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0
受診率		16.1	17.2	17.8	19.6	17.9
要精密者率		1.5	1.1	0.8	0.4	0.4
結核患者発見率		—	0.004	—	—	—
発病のおそれがあると診断された率		—	—	—	—	—

(2) 学校健診（定期の健康診断）（感染症対策課）

① 健康診断実施状況

大学、高等学校、高等専門学校（専修学校及び各種学校を含む）の長が、当該学校の学生又は生徒（修業年限が1年未満の者を除く）に対し、入学した年度に健康診断を実施する。

（単位：人、％）

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
胸部エックス線対象者数		13,422	13,477	13,509	13,486	12,837
受診者数		12,570	12,961	13,001	12,772	12,423
要精密検査者数		35	41	21	19	23
被 発 見 者	結核患者数（要医療）	0	0	0	1	0
	発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0
受診率		93.7	96.2	96.2	94.7	96.8
要精密者率		0.3	0.3	0.2	0.1	0.2
結核患者発見率		—	—	—	0.008	—
発病のおそれがあると診断された率		—	—	—	—	—

② 保健所での胸部エックス線検査実施状況

市立の小・中学生のうち、結核健康診断問診票による対象者に対し、胸部エックス線検査を実施する。

(単位：人、%)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
胸部エックス線対象者数		23	7	13	7	11
受診者数		23	6	12	5	11
被 発 見 者	結核患者数（要医療）	0	0	0	0	0
	発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0
保健所での受診率		100.0	85.7	92.3	71.4	100.0
結核患者発見率		—	—	—	—	—
発病のおそれがあると診断された率		—	—	—	—	—

注) 市立小・中学生の対象者は、1年以内に6ヶ月以上結核高まん延国での居住歴のある者等

(3) 事業所健診（定期の健康診断）（感染症対策課）

事業所における業務に従事する者に対し、事業所の長が年1回の定期の健康診断を実施する。

事業所健康診断の状況

(単位：人、%)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
胸部エックス線対象者数		36,314	30,194	34,644	35,410	34,956
受診者数		32,178	29,553	33,896	34,657	34,292
要精密者数		198	170	196	157	157
被 発 見 者	結核患者数（要医療）	1	0	0	0	0
	発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0
受診率		88.6	97.9	97.8	97.9	98.1
要精密者率		0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
結核患者発見率		0.003	—	—	—	—
発病のおそれがあると診断された率		—	—	—	—	—

注) 対象者数及び受診者数は、事業所等から報告があった数のみを掲載

(4) 施設健診（定期の健康診断）（感染症対策課）

救護施設及びその他の施設の長が、当該施設に収容されている者に対し、年1回の定期の健康診断を実施する。

施設健康診断の状況

(単位：人、%)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
胸部エックス線対象者数		3,512	3,627	3,644	3,402	3,537
受診者数		3,396	3,531	3,522	3,250	3,444
要精密者数		68	75	76	26	69
被 発 見 者	結核患者数（要医療）	1	0	0	0	0
	発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0
受診率		96.7	97.4	96.7	95.5	97.4
要精密者率		2.0	2.1	2.1	0.8	2.0
結核患者発見率		0.03	—	—	—	—
発病のおそれがあると診断された率		—	—	—	—	—

(5) 業態者健診（定期の健康診断）（保健予防課）

理容、美容、クリーニング、あん摩、助産師などの業態者を対象とした、健康診断の実施。

業態者健康診断の状況

(単位：事業所、人、%)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象事業所数		3,567	3,558	3,596	3,683	3,743
受診者数		289	265	244	229	210
要精密者数		1	0	1	2	1
被 発 見 者	結核患者数（要医療）	0	0	0	0	0
	発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0	0
要精密者率		0.3	—	0.4	0.9	0.5
結核患者発見率		—	—	—	—	—
発病のおそれがあると診断された率		—	—	—	—	—

(6) 患者等検診（昭和35年度、国1/2、7,329千円、感染症対策課）

《目 的》

患者及びその家族等（接触者）の検診を行うことにより、結核の再発や周囲への感染を予防する。

（保健所のほか、市内の医療機関に委託して実施）

《概 要》

① 管理検診

結核の再発を防止するため、経過観察中の結核患者に対し、検診を実施する。

[医療機関実施分]

(単位：件、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受診件数		323	206	139	128	123
被発見者数(結核患者数・要医療)		0	1	1	0	0

[保健所実施分]

(単位：件、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受診件数		20	15	10	8	10
被発見者数(結核患者数・要医療)		0	0	0	0	0

② 接触者・患者家族健診

周囲への結核感染を予防するため、結核患者と接触のあった者及び同居する者又は同居していた者に対し、健診を実施する。

[医療機関実施分]

(単位：件、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受診件数		447	441	265	376	398
内 訳	ツベルクリン反応検査	5	16	2	3	4
	QFT 検査	159	209	132	274	207
	直接撮影	297	212	141	111	199
被発見者数(結核患者数・要医療)		3	5	7	10	1

[保健所実施分]

(単位：件、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受診件数		464	147	258	65	105
内 訳	ツベルクリン反応検査	1	2	0	0	0
	QFT 検査	394	112	218	20	60
	直接撮影	83	36	43	47	50
被発見者数(結核患者数・要医療)		4	4	3	3	0

(7) 相談・訪問指導 (昭和26年度、感染症対策課)

《目 的》

結核患者及び家族等に対し、治療の必要性や確実な服薬管理ができるよう支援する。

《概 要》

結核患者及び家族や接触者、既往歴のある者、有症状者等に対し、相談や訪問指導等を行う。

相談及び訪問指導件数

(単位：人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電 話	延人員	4,305	3,622	4,267	3,632	4,042
	文 書					
面 接	延人員	174	127	257	125	111
訪問指導	実人員	383	257	290	295	240
	延人員	676	391	510	457	355

※平成29年度より集中管理に伴い、集計方法を一部変更

(8) 結核医療 (昭和26年度、国1/2・3/4、19,074千円、感染症対策課)

《目 的》

患者の医療費を公費で負担することにより、患者及び家族の経費負担の軽減を図る。

《概 要》

患者及び病院に入院することを必要とする患者に対し、医療給付を行う。

結核医療給付の件数及び医療費

(単位：件、千円)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一 般 患 者	件 数	852	834	609	781	648
	医療費	1,942	1,087	1,031	1,598	1,114
入 院 患 者	件 数	88	64	64	91	69
	医療費	13,190	5,332	9,476	19,239	9,320

(9) 結核診査協議会 (昭和26年度、感染症対策課)

《目 的》

市長の諮問に応じて、結核患者の就業制限・入院の要否、一般結核患者に対する医療費公費負担の可否等について審議し、結核医療行政を効果的に行う。

《概 要》

① 開 催 毎月第2・第4木曜日 午後 保健所

② 委 員 医師4人（うち2人は、感染症指定医療機関に従事する医師）、学識経験者2人 計6人

結核診査協議会診査件数

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一 般 患 者	173	163	122	143	109
入 院 患 者	72	59	52	86	64

(10) 結核・発生動向 (昭和61年度、感染症対策課)

《目 的》

結核発生動向調査システムを用い、結核の情報を迅速に収集、解析、還元を行うことにより、これらの疾病に対し適正な予防対策を図る。

結核登録者数（各年 12 月 31 日現在）

（単位：人）

年次	2年	3年	4年	5年	6年
登録者 総数	135	121	97	105	98
活動性	43	39	24	40	30
不活動性	92	76	71	62	65
活動性不明	0	6	2	3	3
新登録者（再掲）	60	56	48	58	44
潜在性結核登録者 総数（別掲）	89	46	22	23	15
治療中	11	12	12	17	10
観察中	73	28	9	4	4
不明	5	6	1	2	1

注 1) 「新登録者」は、1月1日から12月31日までに新たに登録された者

2) 「潜在性結核登録者」は、症状はないが発病予防のため内服している者（数は別掲）

新登録結核患者数（各年 12 月 31 日現在）

（単位：人）

年次				2年	3年	4年	5年	6年
新登録者 総数				60	56	48	58	44
活動性結核	肺結核	喀痰塗抹陽性	初回治療	15	16	14	18	14
			再治療	0	0	0	0	0
			計	15	16	14	18	14
		その他結核菌陽性		26	27	21	20	15
		菌陰性・その他		7	2	1	7	3
		肺結核 計		48	45	36	45	32
		肺外結核		12	11	12	13	12
	潜在性結核新登録者(別掲)				30	29	25	34

主な指標

① 全結核有病率（人口 10 万対）

年次	2年	3年	4年	5年	6年
鹿児島市	7.2	6.6	4.1	6.8	5.1
鹿児島県	6.7	6.7	4.9	6.1	－
国	6.8	6.2	5.4	5.5	－

算出式 活動性÷人口×10 万

② 全結核罹患率（人口 10 万対）

年次	2年	3年	4年	5年	6年
鹿児島市	10.1	9.5	8.1	9.9	7.5
鹿児島県	10.4	10.2	8.5	9.8	－
国	10.1	9.2	8.2	8.1	－

算出式 新規登録÷人口×10 万

③ 喀痰塗抹陽性肺結核罹患率（人口 10 万対）

年次	2年	3年	4年	5年	6年
鹿児島市	2.5	2.7	2.4	3.1	2.4
鹿児島県	3.3	3.6	2.4	3.9	－
国	3.7	3.3	3.0	2.8	－

算出式 喀痰塗抹陽性÷人口×10 万

④ 新登録肺結核中結核菌陽性率（単位：％）

年次	2年	3年	4年	5年	6年
鹿児島市	85.4	95.6	97.2	84.4	90.6
鹿児島県	89.8	94.5	92.4	88.7	－
国	86.8	87.4	87.6	88.3	－

算出式（塗抹陽性＋その他結核菌陽性）÷肺結核活動性

2 感染症予防

(1) 感染症予防（昭和 61 年度、国 1/2・3/4、3,472 千円、感染症対策課）

（伝染病予防法、性病予防法及びエイズ予防法を廃止し、平成 11 年 4 月から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が施行され感染症類型と医療体制の再整理が行われた。）

《目 的》

患者発生時（散発、集団、災害等）の感染症予防業務を実施し、疾病のまん延を防止する。

《概 要》

① 感染症発生時の患者の入院治療

（１・２類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）

② 患者の病原体検索及び家族・接触者の疫学調査

（１・２・３類感染症、４類及び５類感染症の一部、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）

③ 感染症に強いまちづくり

（医療機関等と構成する感染症に特化した対策協議会、医療機関を対象とした感染管理講演会・研修会の開催）

④ 感染症発生動向調査

《１・２・３類感染症発生状況（全数把握）》

全医療機関において、診断した医師から届出のあった件数を取りまとめ、市民及び関係機関へ公表している。

（単位：件）

年 度		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
１類	—	なし				
２類（結核を除く）	—	なし				
３類	細菌性赤痢	０(０)	０(０)	０(０)	０(０)	１(０)
	腸管出血性大腸菌感染症	７(１)	１０(１)	１０(３)	２１(３)	２２(１０)
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	８６９	２１,０６３	１６９,３１８	１,４００	—

注 １）（ ）内は、無症状病原体保有者を再掲

注 ２）新型コロナウイルス感染症は、令和４年９月２１日(水)以降は、県が公表している鹿児島医療圏の件数

注 ３）新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日(月)に５類感染症（定点把握）に移行

注 ４）６年度より「診断日」を基準に件数を算出している。

検疫所からの通報書による検病調査件数 （単位：件）

２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
０	０	０	０	０

《４・５類感染症の発生状況（全数把握）》

全医療機関において、診断した医師から届出のあった件数を取りまとめ、市民及び関係機関へ公表している。

（単位：件）

年 度	４年度	５年度	６年度	年 度	４年度	５年度	６年度
A型肝炎	４	０	０	急性脳炎	１５	９	４
E型肝炎	０	１	１	クワイフェルト・ヤコブ病	５	５	６
重症熱性血小板減少症候群	６	５	２	劇症型溶血性連鎖球菌感染症	４	９	９
つつが虫病	１２	１０	２	後天性免疫不全症候群	１２	６	４
デング熱	０	１	１	侵襲性インフルエンザ菌感染症	２	３	３
レジオネラ症	１３	８	１２	侵襲性肺炎球菌感染症	１１	１５	１０
レプトスピラ症	４	３	０	水痘（入院例に限る。）	４	１	４
日本紅斑熱	２	１	１	梅毒	９３	１０６	７６
アメーバ赤痢	１	１	５	破傷風	２	０	３
ウイルス性肝炎	５	０	０	播種性クリプトコックス症	３	１	１
カルバペネム耐性腸内細菌目 細菌感染症	１９	１５	１３	百日咳	１	２	６１
クリプトスポリジウム症	０	２	０				

注 １）６年度より「診断日」を基準に件数を算出している。

《5類感染症発生状況（定点把握）》

県が指定する市内の定点医療機関から届出のあった件数を取りまとめ、市民及び関係機関へ公表している。

週報

(単位:件)

年 度	4年度	5年度	6年度	年 度	4年度	5年度	6年度
インフルエンザ	2,958	22,188	10,594	ヘルパンギーナ	492	2,239	558
新型コロナウイルス感染症	-	10,590	7,542	流行性耳下腺炎	53	67	38
R S ウイルス感染症	662	1,573	1,877	急性出血性結膜炎	0	1	1
咽頭結膜熱	357	2,259	732	流行性角結膜炎	19	61	32
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	313	2,383	2,333	細菌性髄膜炎	2	2	5
感染性胃腸炎	6,073	6,140	6,466	無菌性髄膜炎	1	0	0
水痘	88	131	239	マイコプラズマ肺炎	0	0	76
手足口病	1,185	1,204	5,500	クラミジア肺炎	0	0	0
伝染性紅斑	11	22	86	感染性胃腸炎(ロタ)	2	0	1
突発性発疹	407	304	382				

月報

(単位:件)

年 度	4年度	5年度	6年度	年 度	4年度	5年度	6年度
性器クラミジア感染症	180	207	201	性器ヘルペスウイルス感染症	51	58	47
尖圭コンジローマ	81	61	74	淋菌感染症	83	85	70
メシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	49	47	34	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	1				

(2) HIV、肝炎ウイルス、性感染症及びHTLV-1対策 (昭和61年度、国1/2、3,250千円、感染症対策課)

《目 的》

特定感染症(HIV感染症、肝炎ウイルス、性感染症及びHTLV-1等)の正しい知識の普及啓発や検査の実施により、感染症の発生及び流行を防止する。

《概 要》

正しい知識の普及(啓発活動)・相談指導・検査

検査件数:保健所実施分

(単位:件)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
H I V	相談	275	368	574	764	791
	検査	274	356	555	743	784
肝炎ウイルス	B型	49	185	349	519	595
	C型	49	189	349	519	428
梅毒		157	282	468	636	854
淋菌		111	200	314	433	266
クラミジア		172	303	457	652	817
H T L V - 1		12	13	14	13	40

(3) 風しん予防対策 (平成26年度、国1/2、9,608千円、感染症対策課)

① 妊娠を希望する女性等を対象にした風しん予防対策

《目的》

出生児の先天性風しん症候群(CRS)を予防するため、無料での風しん抗体検査や予防接種費用の助成を実施する。

《概要》

	抗体検査	予防接種
対象者	・妊娠を希望する女性 ・妊娠を希望する女性の同居者 ・抗体価が十分でない妊婦の同居者	抗体検査を受けて、抗体価が十分でないと判断された ・妊娠を希望する女性 ・妊婦の同居者
事業開始	平成26年5月	平成30年7月

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
抗体検査受検者数	1,090	1,009	950	1,121	1,177
予防接種者数	733	1,003	957	881	771

② 抗体保有率の低い世代の男性を対象にした風しん予防対策(追加的対策)

《目的》

風しんの感染拡大防止を図るため、全額公費負担で、抗体検査を実施する。

《概要》

対象者：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

事業開始：令和元年7月

事業終了：令和7年3月

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
抗体検査受検者数	5,650	6,212	3,882	983	1,122

(4) 予防接種

《目的》

疾病に対する免疫を賦与あるいは増強させ、疾病の発生及びまん延を防止する。

《概要》

① 定期予防接種 (昭和53年度、市(一部国庫負担、県負担)、2,596,539千円、感染症対策課)

ア A類疾病：ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん、風しん、日本脳炎、結核(BCG)、Hib感染症、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス

対象月齢・年齢

対象疾病・ワクチン		対象者・対象期間	備 考
ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)・Hib感染症	5種混合(1期)	生後2月以上90月未満	令和6年4月 導入
ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)	4種混合(1期)	生後2月以上90月未満	平成24年11月 導入 令和5年4月 対象期間の変更(生後3月以上90月未満 → 生後2月以上90月未満)

ジフテリア・百日せき・破傷風	3種混合 (1期)	生後2月以上90月未満	平成28年7月 ワクチンの製造中止に伴う有効期限終了 平成30年1月 販売再開 令和5年4月 対象期間の変更(生後3月以上90月未満 → 生後2月以上90月未満)
ジフテリア・破傷風	2種混合 (2期)	11歳以上13歳未満	
急性灰白髄炎 (ポリオ)		生後2月以上90月未満	平成24年9月 使用ワクチンを不活化ワクチンに 変更 令和5年4月 対象期間の変更(生後3月以上90月 未満 → 生後2月以上90月未満)
麻しん・風しん	1期	生後12月以上24月未満	麻しん風しん第3期、第4期を平成20～24年度までの時 限措置として実施
	2期	5歳以上7歳未満で小学校就学前 の1年間	
	5期	昭和37年4月2日～昭和54 年4月1日生まれの男性で、 風しんに係る抗体検査を受け た結果、十分な量の風しんの 抗体がないことが判明した者	平成31年4月 定期接種化 令和7年3月 風しんの追加的対策終了 ※ワクチンの偏在等により令和6年度までに接種できな かった者は令和9年度まで接種可能
日本脳炎	1期	生後6月以上90月未満	
	特例	①平成7年4月2日～19年4月1日 生まれの者で、20歳未満の者 ②平成19年4月2日～平成21年10 月1日生まれの人で、9歳以上13歳 未満の者	平成28年4月 改正 ②については、令和4年10月で対象者の該当なし。
	2期	9歳以上13歳未満	
結核 (BCG)		生後12月未満	平成25年4月 改正
H i b感染症		生後2月以上60月未満	平成20年12月 一部補助開始(任意接種) 平成23年2月 全額公費負担開始(任意接種) 平成25年4月 定期接種化
小児用肺炎球菌			平成23年2月 全額公費負担開始(任意接種) 平成25年4月 定期接種化
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん)		① 従来の定期接種 小学6年生～高校1年生に相当す る年齢の女子 《令和4年度～令和6年度》 ② キャッチアップ接種 平成9年4月2日～平成20年4 月1日生まれで接種が完了してい ない女子(①の対象者を除く) 《令和7年度》経過措置 平成9年4月2日～平成21年4 月1日生まれでキャッチアップ期 間に1回以上接種し、規定回数 の接種が完了していない女子(① の対象者を除く)	平成23年2月 全額公費負担開始(任意接種) 平成25年4月 定期接種化 平成25年6月 積極的な接種勧奨の差控え 令和2年10月 情報提供開始 令和3年4月 再度情報提供 令和3年11月 積極的な接種勧奨の再開決定 令和4年4月 個別勧奨の再開、キャッチアップ接種開 始(キャッチアップ接種の対象期間: 令 和4年4月1日～令和7年3月31日) 令和5年4月 9価HPV ワクチンの定期接種化 令和7年4月 キャッチアップ接種の経過措置実施(令 和7年4月1日～令和8年3月31日)
水痘		生後12月以上36月未満	平成26年10月 定期接種化
B型肝炎		生後12月未満	平成28年10月 定期接種化
ロタウイルス	ロタリックス	生後6週～24週まで	平成27年7月 一部補助開始(任意接種)
	ロタテック	生後6週～32週まで	令和2年10月 定期接種化

予防接種実施者数

(単位：人、％)

年 度			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ・ヒブ	5 種混合 (1 期)	対象者数	令和 6 年度から定期接種開始				15,060
		接種者数					10,309
		接種率					68.4
ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ	4 種混合 (1 期)	対象者数	20,056	19,724	19,076	17,888	15,060
		接種者数	19,629	18,625	17,151	17,305	5,209
		接種率	97.9	94.4	89.9	96.7	34.6
ジフテリア・百日せき 破傷風	3 種混合 (1 期)	対象者数	－	－	－	－	－
		接種者数	0	1	2	1	2
		接種率	－	－	－	－	－
ジフテリア 破傷風	2 種混合 (2 期)	対象者数	6,005	5,892	5,887	5,882	5,873
		接種者数	4,024	4,016	3,635	3,415	3,805
		接種率	67.0	68.2	61.7	58.1	64.8
急性灰白髄炎 (ポリオ)	不活化 ワクチン	対象者数	－	－	－	－	－
		接種者数	1	0	0	0	0
		接種率	－	－	－	－	－
結核 (BCG)		対象者数	5,014	4,931	4,769	4,472	3,765
		接種者数	4,770	4,687	4,290	4,247	3,700
		接種率	95.1	95.1	90.0	95.0	98.3
麻疹 風しん 混 合	1 期	対象者数	5,111	5,014	4,931	4,769	4,209
		接種者数	4,758	4,594	4,481	4,373	3,756
		接種率	93.1	91.6	90.9	91.7	89.2
	2 期	対象者数	5,512	5,507	5,200	5,108	4,679
		接種者数	5,022	5,005	4,854	4,580	4,459
		接種率	91.1	90.9	93.3	89.7	95.3
	5 期	対象者数	1,456	1,580	959	250	262
		接種者数	1,066	1,481	830	253	232
		接種率	73.2	93.7	86.5	101.2	88.5
	上記のうち	麻疹単独	接種者数	0	0	0	1
風しん単独		接種者数	0	0	0	0	0
日本 脳 炎	1 期 (6 月～90 月)	対象者数	19,428	18,609	18,938	18,563	18,279
		接種者数	17,077	12,359	18,105	12,935	13,040
		接種率	87.9	66.4	95.6	69.7	71.3
	特例 (90 月以上)	対象者数	4,516	2,474	2,536	2,068	1,918
		接種者数	3,385	1,707	2,277	1,136	738
		接種率	75.0	69.0	89.8	54.9	38.5
	2 期	対象者数	6,166	6,086	6,098	5,928	5,897
		接種者数	4,488	1,940	5,270	4,352	4,234
		接種率	72.8	31.9	86.4	73.4	71.8
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん)		対象者数	42,603	42,708	43,347	43,323	43,449
		接種者数	488	1,232	2,367	2,605	4,602
		接種率	1.1	2.9	5.5	6.0	10.6
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がんキャッチアップ)		対象者数	令和 4 年 4 月開始 (令和 7 年 3 月 31 日に終了)		68,490	73,428	77,546
		接種者数			2,776	4,298	15,330
		接種率			4.1	5.9	19.8
H i b 感染症		対象者数	20,056	19,724	19,076	17,888	5,060
		接種者数	19,640	18,651	17,335	16,478	4,355
		接種率	97.9	94.6	90.9	92.1	86.1

小児用肺炎球菌		対象者数	20,056	19,724	19,076	17,888	15,060
		接種者数	19,262	18,617	17,365	16,521	14,769
		接種率	96.0	94.4	91.0	92.4	98.1
水痘		対象者数	10,208	9,486	9,504	9,338	7,530
		接種者数	9,781	8,648	8,324	8,082	7,454
		接種率	95.8	91.2	87.6	86.5	99.0
B型肝炎		対象者数	15,042	14,793	14,307	12,627	11,295
		接種者数	14,158	13,959	12,909	12,218	11,014
		接種率	94.1	94.4	90.2	96.8	97.5
ロタウイルス	1価	対象者数	3,289	6,736	6,476	6,233	5,848
		接種者数	2,927	6,517	6,247	6,192	5,745
		接種率	89.0	96.7	96.5	99.3	98.2
ロタウイルス	5価	対象者数	2,312	4,689	4,593	4,903	3,378
		接種者数	1,594	4,069	3,319	2,642	2,180
		接種率	68.9	86.8	72.3	53.9	64.5

※対象者数はそれぞれ必要回数に乗じた数、接種者数は接種した数とする。

※麻しん風しん混合5期の令和2年度以降の接種者数は、前年度までの未接種者のうち、当該年度に接種した者を含む。

イ B類疾病：インフルエンザ、新型コロナウイルス、成人用肺炎球菌、帯状疱疹

対象年齢

対象疾病・ワクチン	対象者 a	対象者 b
インフルエンザ	65歳以上の者	60歳以上65歳未満で心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
新型コロナウイルス		
成人用肺炎球菌	《令和6年度以降》 ・接種時に65歳の者 《平成26年度～令和5年度》 ・各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者 ・101歳以上の者 (平成26年度・令和元年度のみ)	
帯状疱疹	《令和7年度～令和11年度》 ・各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者 ・101歳以上の者 (令和7年度のみ)	60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

予防接種実施者数

(単位：人、%)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
インフルエンザ	対象者数	164,265	166,556	169,383	171,245	171,730
	被接種者数	111,175	97,123	99,317	94,257	88,026
	接種率	67.7	58.3	58.6	55.0	51.3
成人用肺炎球菌	対象者数	23,442	23,926	24,624	25,419	8,228
	被接種者数	6,539	6,540	5,797	6,554	1,771
	接種率	27.9	27.3	23.5	25.8	21.5
新型コロナウイルス	対象者数	令和6年度から定期接種開始				171,730
	被接種者数					25,561
	接種率					14.9

② 任意予防接種

ア おたふくかぜ予防接種事業 (令和2年度、市単独、30,443千円、感染症対策課)

対象ワクチン	おたふくかぜワクチン
対象者	・1歳以上2歳未満の者(第1期) ・5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間の者(第2期) ※令和2年度のみ、令和2年4月2日以降に2歳になった者(平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ)も対象
接種回数	2回(各期で1回ずつ)
助成額	4,000円/回

予防接種実施者数

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
被接種者数	8,567	8,362	8,257	8,154	7,316

(注) 令和2年7月から実施

イ 骨髄移植等によるワクチン再接種助成事業 (令和4年度、県1/2、市1/2、1,163千円、感染症対策課)

対象ワクチン	・定期予防接種のA類疾病にかかるワクチン ・本市が独自助成している(過去に助成していたものを含む)ワクチン(おたふくかぜなど)
対象者	接種日に本市に住所を有する、骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植等の医療行為により、予防接種で得られた免疫が低下または消失したため、予防効果が期待できず、再接種が必要と医師に判断されている者
接種回数	医師に再接種の必要性が認められた対象ワクチンの種類及び回数のうち、母子健康手帳又は骨髄移植等を実施する前の予防接種の履歴が確認できる書類に基づき認定した回数
助成額	原則として全額助成(おたふくかぜなど一部助成のものもある)

予防接種実施状況

年 度	4年度	5年度	6年度
認定者数	10人	7人	4人
被接種者数	7人	10人	8人
接種件数	37件	37件	25件

IV 実習指導

1 実習生

看護師・保健師・助産師・医師・管理栄養士・歯科衛生士の養成施設の学生等を実習生として受け入れている。

令和6年度実習生

(単位：人)

	学 校 等	実人数	延人数
看護師	鹿児島医療技術専門学校	48	96
	鹿児島県医療法人協会立看護専門学校	36	72
	鹿児島純心大学看護栄養学部看護学科	50	50
	鹿児島大学医学部保健学科	84	168
	小 計	218	386
保健師	鹿児島純心大学看護栄養学部看護学科	3	48
	鹿児島大学医学部保健学科	10	200
	小 計	13	248
助産師	鹿児島医療福祉専門学校助産学科	17	85
医師	鹿児島大学医学部医学科	161	170
管理栄養士	九州栄養福祉大学食物栄養学部食物栄養学科	3	15
	鹿児島純心大学看護栄養学部健康栄養学科	3	15
	小 計	6	30
歯科衛生士	鹿児島歯科学院専門学校	50	100
	総 数	465	1,019

第2章 医療・薬務・保健統計・普及広報・救急医療

1 医療（昭和24年度、国一部 県一部、1,356千円、生活衛生課）※薬務含む。

医療関連施設（病院、診療所、助産所）等が、適正な医療などを提供するよう、医療法などの法令に基づいて、検査・指導を実施することにより、市民の健康の保持に寄与する。

(1) 立入検査等の業務

① 立入検査

病院・診療所が、医療法その他の法令に規定された人員及び構造設備を有し、適正な管理がなされているかについて立入検査を実施する。

② 施設検査

病院、有床診療所、入所施設を有する助産所、施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）の構造設備等が、適正であるか実地検査を実施する。

③ 衛生検査所検査

医療に関する検査が、適正かつ精確に実施されるように立入検査を実施する。

(2) 医療施設の許認可等に関する事務

医療施設の許認可等に関する事務を行う。（ただし、病院の開設・変更許可の申請等は県へ進達。）

(3) 医療従事者資格関係に関する事務

① 厚生労働大臣免許

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許

② 都道府県知事免許

准看護師の免許

(4) 医療安全の相談に関する事務

市民などからの相談等へ対応するため、平成19年4月1日に鹿児島市医療安全相談窓口を開設した。

立入検査等実施件数

（単位：件）

年 度	総 数	病院（診療所） 立入検査	施設検査	衛生検査所 検 査
2年度	130	0(0)	126	4
3年度	178	87(0)	91	0
4年度	174	87(0)	83	4
5年度	213	86(1)	122	4
6年度	202	85(2)	111	4
病院	142	85	57	－
診療所（含歯科）	11	2	9	－
助産所	0	－	0	－
衛生検査所	5	－	1	4
施術所	44	－	44	－

医療関連施設等開設許可等事務取扱件数

(単位：件)

年 度	総 数	開設許可 申 請	開設届	廃止届	変更届 その他
2 年度	950	21	109	70	750
3 年度	888	34	99	91	664
4 年度	889	25	93	96	675
5 年度	895	20	103	95	677
6 年度	989	26	102	93	768
病院	290	1	0	0	289
診療所	320	17	25	27	251
歯科診療所	129	7	13	14	95
助産所	3	0	3	0	0
歯科技工所	9	-	3	3	3
施術所（あん摩マッサージ 指圧、はり、きゅう）	138	-	41	31	66
施術所（柔道整復）	92	-	17	18	57
衛生検査所	8	1	-	0	7

医療従事者等資格事務及び諸証明取扱件数

(単位：件)

年 度	総 数	免許 申請	籍訂正 申請	再交付 申請	登録抹消 申請	免許証 返納届	その他 届	諸証明
2 年度	1,834	848	591	63	8	3	1	320
3 年度	1,909	978	574	48	8	1	0	300
4 年度	1,922	999	539	84	10	5	0	285
5 年度	1,681	878	502	57	7	0	0	237
6 年度	1,765	880	539	85	11	1	1	248
医師	173	94	38	6	9	0	0	26
歯科医師	49	36	8	1	1	0	0	3
保健師	97	46	39	6	0	0	0	6
助産師	31	17	12	0	0	0	0	2
看護師	958	434	339	43	1	1	0	140
准看護師	145	55	29	18	0	0	0	43
診療放射線技師	44	35	9	0	0	0	0	0
臨床検査技師	45	22	13	3	0	0	0	7
理学療法士	148	104	29	4	0	0	0	11
作業療法士	66	33	19	4	0	0	0	10
視能訓練士	8	4	4	0	0	0	0	0
死体解剖資格認定	1	0	0	0	0	0	1	0

2 薬務（平成9年度、生活衛生課）

薬局開設者、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等が、医薬品等を適正に取り扱うように医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律などの法令等に基づいて、検査・指導を実施することにより、市民の健康の保持に寄与する。（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、平成27年4月1日から高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可等の権限が県から移譲された。）

(1) 薬事監視の業務

薬局、医薬品販売業、医療機器販売業、毒物劇物販売業等の店舗が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律などの法令等に規定された構造設備や帳簿書類等を有し、適正な管理がなされているかについて、立入検査を実施する。

(2) 薬局、医薬品販売業及び毒物劇物販売業の許認可等に関する事務

薬局及び医薬品販売業の許認可や毒物劇物販売業の登録等に関する事務を行う。

薬事監視実施件数

（単位：件）

年 度	総 数	立入検査	施設検査
2年度	237	37	200
3年度	259	25	234
4年度	311	14	297
5年度	235	32	203
6年度	186	22	164
薬局	63	6	57
薬局製造販売医薬品製造業	4	0	4
薬局製造販売医薬品製造販売業	4	0	4
店舗販売業	28	12	16
特例販売業	0	0	0
高度管理医療機器等販売業・貸与業	87	4	83
管理医療機器販売業・貸与業	0	0	0

薬事施設事務取扱件数

（単位：件、施設）

年 度	総 数	開設許可 申 請	更新許可 申 請	廃止届	その他	施設数
2年度	1,751	165	114	106	1,366	2,026
3年度	1,865	131	160	76	1,498	2,063
4年度	1,973	113	245	68	1,547	2,094
5年度	2,051	123	151	77	1,700	2,118
6年度	1,993	122	102	105	1,664	2,111
薬局	1,028	22	35	23	948	347
薬局製造販売医薬品製造業	12	0	4	3	5	29
薬局製造販売医薬品製造販売業	13	0	4	3	6	29
店舗販売業	408	3	13	4	388	137
特例販売業	0	－	0	0	0	4
高度管理医療機器等販売業・貸与業	349	37	46	40	226	547
管理医療機器販売業・貸与業	183	60	－	32	91	1,018

毒物劇物販売業等監視実施件数

(単位：件)

年 度	総 数	立入検査	施設検査
2 年度	42	5	37
3 年度	30	0	30
4 年度	40	6	34
5 年度	72	22	50
6 年度	53	18	35
一般販売業	28	2	26
農業用品目販売業	6	0	6
特定品目販売業	3	0	3
業務上取扱者	16	16	-

毒物劇物販売業等事務取扱件数

(単位：件、施設)

年 度	総 数	新規登録 申 請	更新登録 申 請	廃止届	その他	施設数
2 年度	105	12	37	13	43	317
3 年度	108	11	36	16	45	301
4 年度	96	9	44	8	35	299
5 年度	105	8	54	13	30	292
6 年度	126	12	38	16	60	286
一般販売業	89	9	32	11	37	221
農業用品目販売業	34	3	3	5	23	43
特定品目販売業	3	0	3	0	0	18
業務上取扱者	0	0	-	0	0	4

3 保健統計 (昭和 24 年度、国・県 10/10、4,368 千円、生活衛生課)

保健衛生行政の基礎資料を得るため、各種の統計調査を行う。

(1) 基幹統計調査 (統計法第 2 条)

調 査 名	実施状況 (実施年)	摘 要
人口動態調査	毎月	出生、死亡、死産、婚姻、離婚
医療施設調査(動態)	毎月	医療施設の開設、廃止、変更 等
医療施設調査(静態)	3 年に 1 回(令和 5 年)	病床数、従事者数、設備 等
患者調査	3 年に 1 回(令和 5 年)	年齢、傷病名、入院外来の別 等
国民生活基礎調査	毎年	世帯の保健、医療等 3 年に 1 回大規模調査(令和 7 年)

(2) 一般統計調査 (統計法第 2 条)

調 査 名	実施状況 (実施年)	摘 要
病院報告	毎月	病院の入退院患者数、外来患者数 等
受療行動調査	3 年に 1 回(令和 5 年)	受療の状況や受けた医療に対する満足度 等
医師・歯科医師・薬剤師統計	2 年に 1 回(令和 6 年)	氏名、住所、従事先の名称 等
衛生行政報告例	毎年	衛生関係行政の業務実績
地域保健・健康増進事業報告	毎年	母子保健等サービスの実施状況、職員の設置状況、健康増進事業の実施状況 等
看護職員等業務従事者届	2 年に 1 回(令和 6 年)	氏名、住所、従事先の名称、勤務状況 等

(3) 統計調査票取扱件数

人口動態調査票

(単位：件)

調 査 年	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
総 数	15,435	15,596	15,694	15,092	15,147
出 生 票	5,158	5,051	4,662	4,281	3,980
死 亡 票	6,284	6,566	7,342	7,218	7,648
死 産 票	146	134	114	115	111
婚 姻 票	2,920	2,854	2,565	2,434	2,412
離 婚 票	927	991	1,011	1,044	996

国民生活基礎調査票

(単位：件)

調 査 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
調 査 地 区 数	-	6	34	7	6
世 帯 票	-	188	829	212	193
健 康 票	-	-	1,824	-	-
介 護 票	-	-	26	-	-

患者調査票

(単位：件)

調 査 年		平成 23 年	26 年	29 年	令和 2 年	5 年
病 院	調 査 施 設 数	55	52	52	53	54
	入院・外来票	13,946	13,528	13,157	13,200	13,163
	退 院 票	6,924	6,864	7,386	8,354	8,790
診療所	調 査 施 設 数	47	44	46	46	46
	入院・外来票	2,289	2,675	2,343	2,160	3,481
	退 院 票	102	76	114	94	220
歯 科 診療所	調 査 施 設 数	12	11	12	13	13
	外 来 票	207	143	198	199	283

医療施設静態調査票

(単位：件)

調 査 年	平成 23 年	26 年	29 年	令和 2 年	5 年
病 院 票	100	98	93	87	85
一 般 診 療 所 票	532	542	549	541	551
歯 科 診 療 所 票	372	378	380	375	370

医師・歯科医師・薬剤師届出票

(単位：件)

調 査 年	平成 28 年	30 年	令和 2 年	4 年	6 年
医 師 届 出 票	2,561	2,640	2,740	1,511	1,301
歯科医師届出票	742	762	782	541	442
薬 剤 師 届 出 票	1,575	1,617	1,637	1,266	1,043

※令和 4 年よりオンライン届出開始。件数は紙による届出票のみ。

看護職員等業務従事者届出票

(単位：件)

調 査 年	平成 28 年	30 年	令和 2 年	4 年	6 年
保 健 師 届 出 票	295	285	326	336	312
助 産 師 届 出 票	350	364	341	237	201
看 護 師 届 出 票	9,761	10,328	10,690	8,167	5,794
准看護師届出票	2,751	2,483	2,259	1,579	1,240
歯科衛生士届出票	906	908	975	884	723
歯科技工士届出票	209	207	230	194	163

※令和 4 年よりオンライン届出開始。件数は紙による届出票のみ。

4 普及広報（昭和24年度、市単独、289千円、保健政策課、生活衛生課）

保健所業務を広報するとともに、公衆衛生の向上及び増進を図るため、衛生思想、献血の思想の普及を推進する。

(1) 「保健所あんない」

保健所業務のPR用パンフレットをホームページに掲載するとともに、各保健センター等で配布

(2) 「市民のひろば」への記事掲載

「健康・福祉」欄に保健所からのお知らせ記事等を掲載（毎月1回）

保健所業務を広報するとともに、公衆衛生の向上及び増進を図るため、衛生思想、献血の思想の普及を推進する。

(3) 献血標語の募集・表彰

献血の思想普及を図るため3年に1度募集。入選作品2点について標語ポスターを2,000部作成。

令和5年度献血標語入選作

けんけつで つながれ広がれ いのちのリレー	白坂 稟 さん

献血で だれかの未来 つくろうよ	佐伯 旺太郎 さん

5 救急医療

市民の生命と健康を守るため、市内の医療機関及び消防局の協力を得て、救急医療体制を確保する。

《救急医療》

① 初期救急医療

一般的な疾病やけがなどに対応する初期救急医療として、かかりつけの病院・診療所・薬局や、休日や夜間対応の「休日在宅当番医制」・「鹿児島市夜間急病センター」などの方式により行っている。

なお、「休日在宅当番医」は「サンサンコールかごしま」でも案内を行っている。

② 第二次救急医療

入院加療を必要とする重症患者に対応する第二次救急医療は、鹿児島市医師会病院において「共同利用型病院」方式により行っている。

③ 第三次救急医療

直ちに救命処置を要する重篤患者に対応する第三次救急医療は、「鹿児島市立病院救命救急センター・成育医療センター・脳卒中センター」、「鹿児島大学病院救命救急センター」、「米盛病院救命救急センター」で行っている。さらに、循環器の救急医療に常時対応できるよう専門医療機関により鹿児島CCUネットワーク（任意団体）が組織されて相互連携がなされている。

《歯科救急医療》

「夜間歯科在宅当番医制」と県歯科医師会立口腔保健センターで行う「休日急患歯科診療」の方式により行っている。

《夜間救急薬局》

夜間の救急医療に対応する薬局として「鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局」で行っている。

《精神障害者に対する救急医療と保護》

「鹿児島県精神科救急医療システム」及び「精神科救急情報センター」により行っている。

《救急医療市民講座》

市民の救急医療に対する知識の啓発や心肺蘇生法などの救急法を普及させるため、「救急医療市民講座」を市医師会と共同開催するなど、市民に対する広報・啓発を図っている。

鹿児島市における救急医療システム（令和7年4月1日現在）



(1) 休日在宅当番医制 (昭和42年3月、市単独、13,292千円、保健政策課)

《目 的》

休日等における救急患者の初期救急医療を確保することを目的とし、市医師会に委託し、実施している。

《概 要》

- ① 診療日 日曜日、祝日、8/14・8/15、12/31～1/3
ただし、泌尿器科は、原則として第2・第4日曜日、5月連休等3連休以上の時は、偶数日の休日、盆は8/14のみ、年末年始は12/31と1/2のみ
- ② 診療時間 午前9時～午後6時
- ③ 診療科目 内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科
- ④ 案内
電話案内：サンサンコールかごしま TEL 808-3333
市医師会 TEL 214-3350
市広報紙：市民のひろば「休日と夜間の救急診療」

休日在宅当番医制受診状況 (単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受診者数	25,274	25,612	33,950	44,298	45,380

(2) 夜間急病センター (平成18年4月、市単独、342,902千円、保健政策課)

※ 昭和54年3月～平成18年3月 市医師会立、市補助事業

《目 的》

毎夜間における急病患者に対し医療を提供することを目的とし、市医師会を指定管理者に指定し、運営している。

《概 要》

- ① 診療場所 鹿児島市夜間急病センター (鴨池二丁目22-18 TEL 214-3350)
- ② 診療日 毎日
- ③ 診療時間 平日、土曜日…午後7時～翌朝7時
日曜日、祝日、8/14・8/15、12/29～1/3…午後6時～翌朝7時
- ④ 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科
(ただし、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科はオンコール制
診療時間…産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科は午後10時まで)

夜間急病センター受診状況 (単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受診者数	8,077	7,708	9,143	9,732	9,188

(3) 共同利用型病院「鹿児島市医師会病院」 (昭和59年6月開設、3市2村による合同事業、

県2/3 市1/3、28,665千円、保健政策課)

《目 的》

初期救急医療施設、救急告示病院・診療所、さらには救急患者の搬送機関との連携のもとに第二次救急医療施設としての機能を果たし、休日及び夜間における入院・加療を必要とする重症患者の医療を確保する。

また、CCUネットワークを構成するなど、第3次救急医療機関との連携で、心筋梗塞などの重篤患者に対応できる施設として機能の充実を果たしている。

《概 要》

- ① 診療場所 鹿児島市医師会病院（鴨池新町7-1 TEL 254-1125）
- ② 診療日 毎日
- ③ 診療時間 24 時間体制
- ④ 診療科目 内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、消化器外科、呼吸器外科、婦人科、放射線科、麻酔科、ペインクリニック内科、救急科、病理診断科、リハビリテーション科、緩和ケア内科（計 16 科目）
- ⑤ 許可病床数 199 床

共同利用型病院受診状況

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受診者数	687	679	691	620	620

注）共同利用型病院……休日夜間に病院の一部を解放し、地域医師会の協力により実施

注）小児科、産科については、平成 25 年 8 月末で廃止

(4) 休日急患歯科診療（昭和 54 年 3 月、市単独、1,780 千円、保健政策課）

《目 的》

休日等における歯科の応急的な処置を必要とする患者の医療を確保する。

《概 要》

- ① 診療場所 鹿児島県歯科医師会立口腔保健センター（照国町 13-15 県歯科医師会館内 TEL 223-0628）
- ② 診療日 日曜日、祝日、8/13～8/15、12/29～1/3
- ③ 診療時間 午前 9 時～午後 4 時
- ④ 案内
電話案内：サンサンコールかごしま TEL 808-3333
鹿児島県歯科医師会立口腔保健センター TEL 223-0628
市広報紙：市民のひろば「休日と夜間の救急診療」

休日急患歯科診療受診状況

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受診者数	718	661	570	552	613

(5) 夜間歯科在宅当番医制（平成 4 年 4 月、市単独、11,421 千円、保健政策課）

《目 的》

夜間における歯科の応急的な処置を必要とする患者の医療を確保する。

《概 要》

- ① 診療日 毎日
- ② 診療時間 午後 6 時～午後 11 時
- ③ 診療体制 1 歯科診療所（5/3～5/5、8/13～8/15、12/29～1/3 は 2 歯科診療所）
- ④ 電話案内 市歯科医師会 TEL 222-0574

夜間歯科在宅当番医制受診状況

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受診者数	389	454	410	400	481

(6) 夜間救急薬局 （平成5年7月開設、平成6年度から市単独、27,806千円、保健政策課）

《概 要》

夜間急病センターの診療時間の延長による院外処方への転換に伴い、初期救急医療体制の機能充実を図るため、夜間救急の調剤に対応する目的で設置された。市薬剤師会の会員が交代で調剤にあたる。

ただし、処方せんによる調剤が主で、一般薬の販売はしていない。

- ① 薬局名 鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局(鴨池二丁目 22-18 鹿児島市保健・急病センター内 TEL 206-2811)
- ② 開局日 毎日
- ③ 開局時間 平日、土曜日…午後7時～翌朝7時
日曜日、祝日、8/14・8/15、12/29～1/3…午後6時～翌朝7時

夜間救急薬局利用状況

(単位：枚)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
処方箋枚数	5,265	5,235	6,655	7,027	6,437

第3章 生活衛生

1 食品衛生 (昭和24年度、市単独、4,872千円、生活衛生課) ※環境衛生含む。

(1) 監視指導

《目 的》

食品製造技術の高度化、複雑化に伴い、多種多様の食品が市場に流通している。これら食品に起因する危害の発生を防止し、市民の食生活の安全を確保するため、食品関係営業施設に対し施設の改善、衛生的取扱い、食品及び添加物等の安全対策、営業者自主管理体制の強化等の監視指導を実施し、食品衛生の普及向上を図る。

食品衛生監視指導件数

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	6,629	4,274	5,679	5,978	6,621
許可業種	4,791	3,616	3,887	4,192	4,147
届出業種	1,838	658	1,792	1,786	2,474

営業者・消費者に対する衛生教育

(単位：回、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総数	回数	31	28	41	54	60
	人数	994	519	1,284	2,118	2,354
営業者	回数	18	11	29	44	35
	人数	779	287	1,075	1,882	1,686
消費者	回数	13	17	12	10	25
	人数	215	232	209	236	668

(2) 営業許可

《概 要》

食品衛生法に基づき、飲食店営業、各種製造業等の許可等を行う。

食品衛生法に基づく営業許可事務取扱件数

(単位：件、施設)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
申 請 件 数	2,482	1,982	2,300	2,269	2,449
許 可 件 数	2,462	2,006	2,300	2,275	2,437
廃 業 件 数	1,651	1,112	1,333	1,525	1,661
現 在 施 設 数	10,639	8,621	8,750	8,829	8,780

令和6年度旧食品衛生法に基づく営業許可等取扱件数内訳

(単位：件、施設)

項 目	申請書受理件数	許 可 件 数	廃 業 件 数	現在施設数
飲 食 店 営 業	0	0	470	2,550
喫 茶 店 営 業	0	0	21	37
食 肉 販 売 業	0	0	20	77
魚 介 類 販 売 業	0	0	33	70
アイスクリーム類製造業	0	0	1	8
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
菓 子 製 造 業	0	0	36	208
乳 処 理 業	0	0	0	0
魚介類せり売営業	0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業	0	0	6	23
缶詰又は瓶詰食品製造業	0	0	1	12
あ ん 類 製 造 業	0	0	0	1
食 肉 処 理 業	0	0	4	45
み そ 製 造 業	0	0	1	8
し ょ う ゆ 製 造 業	0	0	0	2
酒 類 製 造 業	0	0	0	4
豆 腐 製 造 業	0	0	0	8
納 豆 製 造 業	0	0	0	0
め ん 類 製 造 業	0	0	2	12
そ う ざ い 製 造 業	0	0	13	87
清涼飲料水製造業	0	0	1	7
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0
乳 製 品 製 造 業	0	0	0	3
魚肉ねり製品製造業	0	0	3	12
食 肉 製 品 製 造 業	0	0	2	9
食 用 油 脂 製 造 業	0	0	0	4
添 加 物 製 造 業	0	0	0	4
集 乳 業	0	0	0	0
合 計	0	0	614	3,191

※食品衛生法等の一部が改正（令和3年6月1日施行）されたことに伴い、令和4年度以降は旧食品衛生法に基づく申請書受理及び許可はない。ただし、旧食品衛生法に基づく営業許可件数については有効期間の満了日まで効力を有するため、当面の間計上する。

令和6年度改正食品衛生法に基づく営業許可等取扱件数内訳

(単位：件、施設)

項 目	申請書受理件数	許 可 件 数	廃 業 件 数	現 在 施 設 数
飲 食 店 営 業	2,077	2,069	970	4,273
調理の機能を有する自動 販 売 機	12	12	11	13
食 肉 販 売 業	27	26	3	107
魚 介 類 販 売 業	54	52	5	143
魚介類競り売り営業	2	2	0	2
集 乳 業	0	0	0	0
乳 処 理 業	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0
食 肉 処 理 業	8	8	4	48
食品の放射線照射業	0	0	0	0
菓 子 製 造 業	124	120	36	431
アイスクリーム類製造業	4	4	1	12
乳 製 品 製 造 業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	3	0	7
食 肉 製 品 製 造 業	4	4	0	13
水 産 製 品 製 造 業	16	17	0	41
氷 雪 製 造 業	1	1	0	3
液 卵 製 造 業	0	0	0	2
食 用 油 脂 製 造 業	0	0	0	2
みそ又はしょうゆ製造業	2	2	0	17
酒 類 製 造 業	0	0	0	7
豆 腐 製 造 業	1	1	0	6
納 豆 製 造 業	0	0	0	1
麵 類 製 造 業	2	2	0	17
そ う ざ い 製 造 業	76	77	13	347
複合型そうざい製造業	2	2	0	2
冷 凍 食 品 製 造 業	1	1	1	11
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0
漬 物 製 造 業	22	23	2	49
密封包装食品製造業	2	2	1	8
食 品 の 小 分 け 業	8	8	0	20
添 加 物 製 造 業	1	1	0	7
合 計	2,449	2,437	1,047	5,589

令和6年度営業届出施設

(単位：施設)

	施設数
旧許可業種であった営業	777
販 売 業	1,309
製 造 ・ 加 工 業	650
行 商	20
集 団 給 食 施 設	851
そ の 他	39
合 計	3,646

(3) 収去検査

《概 要》

食品衛生法に基づく規格及び基準に違反している食品又は不衛生食品等を排除するため、食品衛生監視員が市内で製造・販売されている食品を収去し、保健環境試験所で検査を実施する。

食品試験検査結果

(単位：検体)

年 度	試験した 収去 検体数	不 良 検体数	不 良 理 由				
			大腸菌群	異 物	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
2年度	328	—	—	—	—	—	—
3年度	258	—	—	—	—	—	—
4年度	323	1	1	—	—	—	—
5年度	323	1	—	—	—	—	1
6年度	337	2	—	—	2	—	—
魚 介 類	29	—	—	—	—	—	—
魚 介 類 加 工 品	21	1	—	—	1	—	—
肉卵類及びその加工品	68	—	—	—	—	—	—
乳 製 品	0	—	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	14	—	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	21	—	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	68	1	—	—	1	—	—
菓 子 類	62	—	—	—	—	—	—
清 涼 飲 料 水	0	—	—	—	—	—	—
水	0	—	—	—	—	—	—
牛 乳 及 び 加 工 乳	7	—	—	—	—	—	—
冷 凍 食 品	14	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 食 品	33	—	—	—	—	—	—

(4) 買上げ検査

《概 要》

① 遺伝子組換え食品の表示が適正であるか確認するため、買上げ検査を実施する。

遺伝子組換え食品（豆腐）試験検査結果（単位：件、項目）

年 度	買上げ件数	検査項目数	違反検体数
2年度	8	8	0
3年度	10	10	0
4年度	10	10	0
5年度	5	5	0
6年度	5	5	0

② 乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、フタル酸エステルの買上げ検査を実施する。

おもちゃ試験検査結果（単位：件、項目）

年 度	買上げ件数	検査項目数	違反検体数
2年度	10	30	0
3年度	10	30	0
4年度	10	30	0
5年度	10	30	0
6年度	10	30	0

(5) 食中毒の発生状況

発生日	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
令和6年8月25日	62	40	飲食店の食事	腸管毒素原性大腸菌 0169	飲食店
令和6年9月18日	48	26	弁当	ノロウイルス	飲食店
令和7年3月4日	41	25	寄宿舎の食事	ノロウイルス	給食施設

(6) 食品衛生協会の育成

《目 的》

食品衛生協会の行う事業、特に食品衛生責任者養成講習会、食品衛生指導員による巡回指導等に対し積極的に協力し、営業者自身による自主管理体制の確立に努める。また、補助金を交付し、協会の自主活動の推進を図る。

(7) 食鳥処理場の立入検査

《概 要》

食鳥処理法に基づき、食鳥処理場に立入り、設備、衛生管理等について検査を実施する。

食鳥処理場規模別施設数

（単位：施設）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	12	12	12	11	10
大規模食鳥処理場	2	2	2	2	2
認定小規模食鳥処理場	10	10	10	9	8

食鳥処理場立入検査件数

（単位：件）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	50	51	31	27	19
大規模食鳥処理場	13	26	13	13	10
認定小規模食鳥処理場	37	25	18	14	9

2 環境衛生 （昭和 24 年度、生活衛生課）

(1) 監視指導

《目 的》

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、温泉の公共利用施設及び特定建築物の衛生状態について監視指導を実施し、公衆衛生の普及向上を図る。

環境衛生監視指導件数 (単位：件)

2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
795	652	516	580	474

(2) 環境衛生関係業者等の育成

《概 要》

一般公衆浴場に対し、公衆浴場業振興事業補助や一般公衆浴場設備改善補助を行うことによって、経営を安定させ、市民の健康を確保する。また、温泉の保護管理等の事業を推進するため、鹿児島市温泉協会が実施する事業に補助を行う。

(3) 許認可等

《概 要》

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、温泉の公共利用及び特定建築物について、それぞれの関係法令に基づき営業許可、検査確認、届出の受理等を行う。

環境衛生営業等取扱件数 (単位：件、施設)

年 度	申 請 件 数	許 可 等 件 数	廃 業 件 数	現 在 施 設 数
2 年度	114	124	197	2,973
3 年度	148	146	76	3,043
4 年度	136	136	77	3,102
5 年度	138	137	89	3,148
6 年度	170	162	116	3,186
公 衆 浴 場	8	9	8	133
興 行 場	0	0	0	17
仮 設 興 行 場	1	1	2	0
旅 館	22	22	5	243
旅館業の許可を受けた 地 位 の 承 継 承 認	8	8	—	—
理 容 所	11	9	27	475
出 張 理 容	3	3	0	39
美 容 所	94	87	34	1,474
出 張 美 容	5	5	0	147
ク リ ー ニ ン グ 所	9	9	20	288
温 泉 利 用 許 可	5	5	16	163
温泉の利用許可を受け た 地 位 の 承 継 承 認	0	0	—	—
特 定 建 築 物	4	4	4	207

特定建築物届出数（単位：件）

年 度	総数
2 年度	206
3 年度	207
4 年度	206
5 年度	207
6 年度	207
興行場	6
百貨店	9
店舗	36
事務所	87
学校	3
旅館	40
その他	26

その他取扱件数

（単位：件）

年 度	総数
2 年度	33
3 年度	35
4 年度	38
5 年度	66
6 年度	27
ビル管法登録申請書	19
クリーニング師受験願書	4
クリーニング師免許等申請書	2
温泉掘削・動力装置等許可申請書	2

(4) 家庭用品の衛生

《目 的》

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常使用している家庭用品の安全性を確保する。

《概 要》

販売店の監視指導及び買上げを行い、保健環境試験所で有害物質の検査を実施する。

家庭用品試験検査結果

（単位：件、項目）

年 度	買上げ件数	検査項目数	違反検体数
2 年度	42	84	0
3 年度	40	80	0
4 年度	40	80	0
5 年度	40	80	0
6 年度	40	80	0

3 動物愛護管理（昭和24年度、県一部、92,650千円、生活衛生課）

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射

《概要》

狂犬病予防法に基づき、犬の登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年1回）を行う。

- ① 4月に市内56会場で、地区獣医師会の協力を得て集合注射を実施
- ② 年間を通じて市内の動物病院に委託して実施

犬の登録（鑑札交付）状況

（単位：件）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	1,877	1,932	1,765	1,873	1,943
集 合 注 射	23	29	18	9	6
保健所等窓口	473	566	480	543	567
動 物 病 院	1,334	1,294	1,235	1,290	1,338
動物愛護管理センター （返還・譲渡）	47	43	32	31	32

狂犬病予防注射済票交付状況

（単位：件）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 数	17,607	17,498	17,059	17,379	16,771
集 合 注 射	1,688	2,081	1,900	1,283	427
保健所等窓口	734	1,263	836	862	955
動 物 病 院	15,133	14,106	14,285	15,201	15,347
動物愛護管理センター （返還・譲渡）	52	48	38	33	42

(2) 犬の捕獲、動物の適正飼養の指導等

《概要》

狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬の捕獲、引取り、返還等を行うとともに、苦情の申出時や咬傷事故届出時に飼い主へ適正飼養の指導を行う。（（公財）鹿児島市獣医公衆衛生協会に一部委託）

犬の捕獲・引取・返還・譲渡等業務実績

（単位：頭）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
捕 獲	17	17	14	15	9
引取	所有者不明犬	53	47	55	53
	飼 い 犬	38	11	2	7
収容	負 傷 犬	2	0	1	0
小 計	110	75	72	73	74
返 還	45	41	47	45	48
譲 渡	46	34	16	24	23
殺 処 分 数 注)	総 数	18	5	4	2
	殺処分(譲渡不適)※1	11	0	0	0
	殺処分(そ の 他)※2	0	0	0	0
	自 然 死※3	7	5	4	2

注) 殺処分数には引取り後の死亡も含む

※1 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）動物の殺処分

※2 ※1以外の殺処分

※3 引取後に殺処分以外の原因（病気、老衰等）で死亡したもの

苦情件数

(単位：件)

年 度			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
総 数			484	406	372	348	319
苦 情	犬	捕獲依頼	35	44	49	66	23
		放飼指導	21	20	21	14	12
		迷犬引取	64	59	62	65	66
		糞尿汚物	31	23	10	13	14
		鳴 き 声	19	25	31	29	27
		飼 い 方	16	11	12	11	8
		計	186	182	185	198	150
	猫	糞尿汚物	49	26	12	16	35
		捨 て 猫	11	12	9	10	17
		飼い方他	237	182	161	121	116
		計	297	220	182	147	168
	その他の動物		1	4	5	3	1

咬傷事故届出状況

(単位：件、人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
咬傷事故届出件数		12	10	24	16	19
咬傷犬 頭 数	総 数	12	10	24	16	19
	飼 い 犬	8	10	24	16	18
	飼い主不明犬	4	0	0	0	1
被 害 者 数		12	10	27	17	21
措 置 命 令		—	—	—	—	—

(3) 猫の引取り、負傷動物の収容等

《概 要》

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、猫の引取り、負傷動物の収容等を行う。((公財)鹿児島市獣医公衆衛生協会に委託)

猫の引取り・譲渡等業務実績

(単位：頭)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
引取	所 有 者 不 明 猫	366	397	276	192	172
	飼 い 猫	169	148	31	7	16
収容	負 傷 猫	92	73	71	74	81
小 計		627	618	378	273	269
返 還		3	0	4	2	3
譲 渡		314	503	289	147	202
殺 処 分 数 注)	総 数	323	114	88	113	68
	殺処分(譲渡不適)※1	58	0	0	0	0
	殺処分(そ の 他)※2	75	0	0	0	0
	自 然 死※3	190	114	88	113	68

注) 殺処分数には引取り後の死亡も含む

※1 譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)動物の殺処分

※2 ※1 以外の殺処分

※3 引取後に殺処分以外の原因(病気、老衰等)で死亡したもの

負傷動物収容数

(単位：頭)

年 度	総数	犬	猫	そ の 他	
				小計	種 類
2年度	94	2	92	0	
3年度	73	0	73	0	
4年度	72	1	71	0	
5年度	74	0	74	0	
6年度	81	0	81	0	

(4) 地域猫活動等への不妊去勢手術費用の助成

《概 要》

地域猫活動や観光地等地域猫活動が見込めない地域に生息する飼い主のいない猫（以下「観光地猫」という。）に不妊去勢手術を行う活動に手術費用を助成する。

不妊去勢手術の実施状況

(単位：頭)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地 域 猫	雄（去勢）	135	87	106	137	132
	雌（不妊）	168	169	158	220	177
観光地猫	雄（去勢）	117	115	98	141	166
	雌（不妊）	106	130	159	141	174
合 計	雄（去勢）	252	202	204	278	298
	雌（不妊）	274	299	317	361	351

(5) 動物取扱業の登録及び届出、特定動物の飼養又は保管の許可等

《概 要》

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録及び届出、特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物）を飼養又は保管しようとする者に対し許可等を行う。

第一種動物取扱業の登録状況等（令和6年度末現在）

(単位：件)

区分	販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	その他
登 録 数	85	116	3	14	11	0
立入検査数	14	97	0	1	7	0

第二種動物取扱業の届出状況等（令和6年度末現在）

(単位：件)

区分	譲渡し	保 管	貸出し	訓 練	展 示	その他
届 出 数	2	2	0	0	2	0
立入検査数	2	2	0	0	0	0

特定動物の飼養又は保管許可状況等（令和6年度末現在）

(単位：件)

区分	飼養又は保管
許 可 数	37
立入検査数	6

(6) 化製場、動物の飼養又は収容施設等の立入検査

《概 要》

化製場等に関する法律に基づき、化製場、指定区域内における動物の飼養又は収容施設等に、公衆衛生上の見地から立入検査を行う。

化製場・動物の飼養又は収容施設数

(単位：施設)

年 度	化製場	死亡獣畜 取 扱 場	準用施設		動物の飼養又は収容施設								
			製造	貯蔵	総数	牛	馬	豚	めん羊	山羊	犬	鶏	あひる
2年度	7	1	－	2	25	3	4	2	1	1	10	3	1
3年度	5	1	－	2	23	2	3	2	1	1	10	3	1
4年度	5	1	－	2	23	2	3	3	1	1	9	3	1
5年度	4	1	－	2	24	2	4	3	1	1	9	3	1
6年度	4	1	－	2	24	2	4	3	1	1	9	3	1

化製場・動物の飼養又は収容施設別立入検査件数

(単位：件)

年 度	化製場	死亡獣畜 取 扱 場	準用施設		動物の飼養又は収容施設								
			製造	貯蔵	総数	牛	馬	豚	めん羊	山羊	犬	鶏	あひる
2年度	3	1	－	2	33	3	4	4	1	1	14	5	1
3年度	3	1	－	2	30	2	3	4	1	1	14	4	1
4年度	3	1	－	2	26	1	2	2	1	1	14	4	1
5年度	2	1	－	2	25	1	4	3	1	1	11	3	1
6年度	2	1	－	2	21	1	3	3	1	1	8	3	1

4 と畜検査 (昭和 25 年度、市(一部に国庫負担あり)、47,352 千円、食肉衛生検査所)

(1) と畜検査

《目 的》

安全で衛生的な食肉を消費者に供給するため、と畜場法及び食品衛生法に基づき、牛、馬、豚について、生体・内臓・枝肉・精密検査及び残留抗菌性物質の検査等を実施する。

(2) 検査実施状況

① と畜検査頭数の推移

(単位：頭)

年 度	総数	豚	牛	子牛※	馬
2 年度	225,587	210,525	15,055	7	0
3 年度	239,813	225,348	14,447	18	0
4 年度	233,560	218,885	14,661	14	0
5 年度	219,283	204,570	14,696	17	0
6 年度	219,106	205,862	13,230	14	0

※子牛は生後 1 か月以上 12 か月未満の牛を指す。

② 6 年度月別豚及び牛のと畜検査頭数

(単位：頭)

月	豚	牛 (子牛を含む)
4	17,390	1,204
5	18,273	1,060
6	15,659	984
7	17,367	1,308
8	15,968	936
9	17,138	1,097
10	18,263	1,105
11	17,059	1,273
12	18,603	1,347
1	17,387	1,060
2	16,496	904
3	16,259	966
合計	205,862	13,244

③ 6年度と畜検査に基づく措置

畜種別処分頭数及び全部廃棄の疾病状況

検 査 頭 数		総 数	豚	牛(子牛を含む)	馬
		219,106	205,862	13,244	0
全部廃棄	頭数	803	674	129	0
	%	0.37	0.33	0.97	-
膿 毒 症		431	423	8	0
敗 血 症		119	97	22	0
尿 毒 症		40	20	20	0
豚 丹 毒		10	10	-	-
高 度 の 黄 疸		8	2	6	0
高 度 の 水 腫		49	39	10	0
腫 瘍		13	12	1	0
中 毒 諸 症		0	0	0	0
炎 症		0	0	0	0
変 性 又 は 萎 縮		16	16	0	0
牛 伝 染 性 リ ン パ 腫		62	-	62	-
サ ル モ ネ ラ 症		55	55	0	-
そ の 他		0	0	0	0

④ 6年度畜水産食品中の残留有害物質モニタリング検査

食 品	検体数(頭)	検査項目		検査結果
		抗生物質(系統)	動物用医薬品(薬剤)	
牛の筋肉	10	4	55	すべて検出せず
豚の筋肉	20	4	55	

⑤ 牛海綿状脳症 (BSE) の検査頭数

(単位:頭)

年 度	牛 (子牛を含む)	B S E 検査頭数	B S E 検査対象
2年度	15,062	0	24 か月齢以上で神経症状等を呈し、と畜検査員が検査必要と判断した牛
3年度	14,465	0	
4年度	14,675	0	
5年度	14,713	0	
6年度	13,244	1	生体検査において、異常姿勢、異常歩様、頭を低くすること、障害物回避が困難になること、起立不能等の行動異常または神経症状を呈する牛

第4章 試験検査

尿、細菌及び血液等の臨床検査、食品、飲料水、家庭用品等の検査、並びに河川水、工場排水等の環境検査を行うことで、市民の健康と安全な生活の向上を図っている。今後も年々広範囲かつ高度化される検査需要に対し、分析機器の整備充実と高度な検査技術の習得による精度管理の向上に努め、より一層の検査体制の充実を図る。

1 臨床検査（昭和24年度、国 一部 7,695千円、保健環境試験所）

※平成28年度から2の一部も実施

《目的》

疾病の予防、早期発見により、市民の健康と安全を守る。

《概要》

- ① 病原性腸内細菌検査（食品従事者等からの依頼、赤痢菌・サルモネラ等）
- ② 食中毒検査（生活衛生課からの依頼、ノロウイルス・黄色ブドウ球菌等）
- ③ 感染症検査（感染症対策課等からの依頼、腸管出血性大腸菌・結核菌・新型コロナウイルス等）
- ④ 尿検査
- ⑤ 梅毒血清反応検査
- ⑥ 淋菌検査
- ⑦ 寄生虫卵検査
- ⑧ 血液一般検査（赤血球数・白血球数等）
- ⑨ 血液理化学検査（ γ -GT・血糖・中性脂肪等）
- ⑩ 免疫血清検査（HBs抗原・HCV抗体）
- ⑪ HIV検査

《検査件数》

（単位：項目）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
病原性腸内細菌検査	16,767	14,906	12,520	11,760	10,951
食中毒検査	292	217	332	1,283	624
感染症検査	7,290	12,281	6,550	224	208
尿検査	11,184	10,358	9,547	6,339	9,238
梅毒血清反応検査	314	564	936	1,272	1,708
淋菌検査	111	200	314	433	266
寄生虫卵検査	1	4	3	0	1
血液一般検査	152	256	136	152	184
血液理化学検査	522	789	564	476	428
免疫血清検査	98	374	698	1,038	1,039
HIV検査	548	712	1,110	1,486	1,568
計	37,279	40,661	32,710	24,463	26,215

2 食品、飲料水及び家庭用品等検査 (昭和 24 年度、市単独、1 及び 3 の予算で実施、保健環境試験所)

《目 的》

飲食に起因する危害を防止し、市民の健康と安全を守る。

《概 要》

① 食品検査

- ア 食品衛生法に基づく収去検査
- イ 食品の依頼検査
- ウ 食中毒病因物質検査（発生時）

② 飲料水等検査

- ア 飲料水適否試験
- イ 簡易水道水水質検査
- ウ プール水、浴場水の水質検査

③ 家庭用品等検査

- ア 家庭用品検査
- イ 指定おもちゃ検査

《検査件数》

① 食品検査

(単位：検体、項目)

年 度	検体数	項目数	行政検査		一般依頼	
			検体数	項目数	検体数	項目数
2 年度	390	4,751	357	4,671	33	80
3 年度	417	4,385	330	4,257	87	128
4 年度	515	7,775	445	7,670	70	105
5 年度	1,179	11,543	1,161	11,487	18	56
6 年度	1,080	16,144	1,031	15,966	49	178
乳 及 び 乳 製 品	7	362	7	362	0	0
アイスクリーム類・氷菓	15	85	15	85	0	0
菓 子 類	62	211	62	211	0	0
肉卵類及びその加工品	128	2,171	128	2,171	0	0
魚 介 類	29	67	29	67	0	0
穀 類 及 び そ の 加 工 品	39	313	36	306	3	7
野菜・果物及びその加工品	23	67	22	64	1	3
魚 介 類 加 工 品	64	305	21	147	43	158
そ の 他 の 食 品	70	327	68	317	2	10
農 産 物 の 残 留 農 薬	36	10,872	36	10,872	－	－
その他(拭き取り検査等)	607	1,364	607	1,364	－	－

② 飲料水等検査

(単位：検体、項目)

年 度	検体数	項目数	行政検査		一般依頼	
			検体数	項目数	検体数	項目数
2年度	324	3,421	273	2,248	51	1,173
3年度	308	3,761	232	2,035	76	1,726
4年度	309	3,656	243	2,138	66	1,518
5年度	311	3,532	254	2,221	57	1,311
6年度	297	3,625	226	1,992	71	1,633
飲 料 水 適 否 試 験	71	1,633	0	0	71	1,633
簡 易 水 道	114	1,462	114	1,462	-	-
プール水・浴場水検査	112	530	112	530	-	-

③ 家庭用品等検査

(単位：検体、項目)

年 度	検体数	項目数	行政検査		一般依頼	
			検体数	項目数	検体数	項目数
2年度	52	114	52	114	0	0
3年度	50	110	50	110	0	0
4年度	50	110	50	110	0	0
5年度	50	110	50	110	0	0
6年度	50	110	50	110	0	0
家 庭 用 品 検 査	40	80	40	80	0	0
指 定 お も ち ゃ 検 査	10	30	10	30	-	-

3 環境検査 (昭和 49 年度、市単独、10,688 千円、保健環境試験所)

※平成 28 年度から理化学試験検査事業として 2 の一部も実施

《目 的》

河川水、工場排水及び地下水等の検査により、環境保全対策を推進し、市民の健康と安全を守る。

《概 要》

① 水質検査

ア 河川水調査

イ 地下水調査

ウ 海水浴場調査

エ 工場排水基準監視

オ 産業廃棄物処分場排水調査

カ その他（臨時調査・苦情等）

② 大気検査

ア 酸性雨調査

イ 臭気指数測定

《検査件数》

① 水質検査

(単位：項目)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
河 川 水 調 査	7,427	7,606	7,267	6,683	6,588
地 下 水 調 査	3,270	4,134	3,695	4,335	3,360
海 水 浴 場 調 査	120	144	111	132	111
工 場 排 水 基 準 監 視	1,489	1,377	1,567	1,571	1,473
産業廃棄物処分場排水調査	915	915	924	994	1,105
その他（臨時調査・苦情等）	298	290	183	121	164
計	13,519	14,466	13,747	13,836	12,801

② 大気検査

(単位：項目)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
酸 性 雨 調 査	1,423	1,479	1,520	1,488	0
臭 気 指 数 測 定	7	5	11	5	0
計	1,430	1,484	1,531	1,493	0

第 3 編 福 祉

第 1 章	地域福祉	92
第 2 章	生活保護	100
第 3 章	高齢者の福祉	107
第 4 章	障害者の福祉	123
第 5 章	各種手当一覧	153

凡 例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、7年度予算額、主管課を記載

第1章 地域福祉

人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境が変化中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきているほか、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化してきている。

本市では、このような課題に対応するため、「第5期鹿児島市地域福祉計画」に基づき、次のような施策を実施している。

1 重層的支援体制整備事業（令和6年度、国 1/2 県 1/4、41,664 千円、地域福祉課）

《目 的》

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関や地域の連携による重層的な支援を行う。

《事業内容》

市民から寄せられる福祉に関する相談を包括的に受け止め、8050問題やダブルケアなどの複雑化・複合化したケースについては、関係機関が連携して支援プランを作成し、助成制度や福祉サービス等の既存の支援に加え、継続的な家庭訪問や地域とのつながりづくりなどによる重層的な支援を提供し、困りごとの解決を図る。

① 相談支援

ア 既存の相談窓口等で属性や内容に関わらず相談を受け止める「包括的相談支援事業」

イ 課題解決に向けたコーディネートを行う「多機関協働事業・支援プラン作成事業」

ウ 家庭訪問等を継続的に実施し、支援対象者とのつながりの形成などを行う「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

② 参加支援

就労体験等により、社会とのつながりの回復を図る「参加支援事業」

③ 地域づくりに向けた支援

お達者クラブ、親子つどいの広場等の既存事業を活用した交流・参加・学びの機会を確保する「地域づくり事業」

2 地域福祉推進事業（平成18～19年度：モデル事業、平成20年度、国 1/2 県 1/4、36,295 千円、地域福祉課）

《目 的》

地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークを推進するため、地域福祉支援員の配置を行う。

《事業内容》

地域福祉館等（地域福祉館 41 館と 5 つの市社協支部）を拠点として、地域福祉支援員 6 人を配置し、小地域ネットワークの支援や地域情報の把握、団体からの相談への対応等により支援関係機関間の連携推進を図るほか、地域住民からの相談への対応等に取り組む。

3 地域福祉館管理運営事業（昭和48年度、市単独、507,926 千円、地域福祉課）

《目 的》

市民の交流の場としての施設の提供を行うとともに、小地域ネットワーク活動やボランティア活動の支援、福祉に関する相談等を行うなど地域の福祉活動の推進拠点として設置している。

《施設内容と利用形態》

和室・洋室	町内会等の集会、福祉・ボランティア活動の場、高齢者クラブ・女性グループ等の文化・趣味活動の場として利用されている。
児童ルーム	子どもたちの遊び場として、また、あいご会、こども会、母親クラブ等の集会の場として利用されている。
地域福祉支援ルーム	福祉活動団体が事務作業、情報交換、資料の整理保管等を行う場として利用されている。

《設置状況》 令和7年4月現在 41 館

《管理の委託》 社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会（指定管理者）

《実施状況》 (単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用者数	539, 252	504, 467	557, 894	590, 579	599, 134

4 吉田福祉センター管理運営事業（平成10年4月、市単独、17,135千円、吉田保健福祉課）

《目 的》

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

《事業内容》

① 施設の概要 会議室・多目的室・創作活動室等を備えた地域住民の福祉活動の拠点の場としての施設

② 所在地 鹿児島市本城町1687番地2

③ 主な事業

ア 福祉の増進、教養の向上及びレクリエーション等に関すること

イ 趣味活動その他生きがい活動に関すること

ウ 幼児及び児童の健全育成に関すること

エ その他市長が必要と認める事業

④ 管理の委託 社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会（指定管理者）

《実施状況》 (単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用者数	6, 181	5, 815	6, 470	8, 090	8, 439

5 民生委員・児童委員（昭和23年度、市単独、186,684千円、地域福祉課）

民生委員は、福祉ニーズが多様化しているなかで地域住民の相談に応じ援助を行うほか、各種関係機関や団体との連絡、協力及び情報の交換などを通じて、地域福祉の増進のため積極的な奉仕活動に取り組んでいる。

また、児童福祉法の規定により児童委員を兼ねており、各種関係機関への協力及び地域における子育て活動への支援など、児童の健全育成のために活動を行っている。

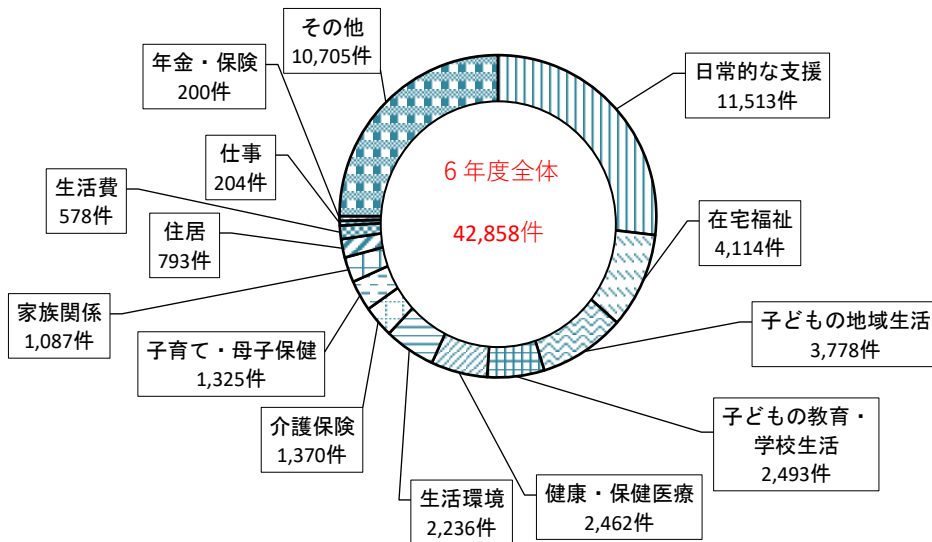
児童委員の中から児童福祉を専門的に行う主任児童委員が指名され、各種関係機関との連絡調整及び児童委員活動への支援を行っている。

市民生委員児童委員協議会では、自主的活動として独居老人訪問活動、歳末たすけあい運動への協力、母子保健の推進、こどもの健全育成等の活動を行っている。

また、市、市民児協、株式会社南日本リビング新聞社の3者で平成24年5月17日に、市、市民児協、鹿児島相互信用金庫の3者で平成27年7月31日に、市、市民児協、日本瓦斯株式会社の3者で令和4年4月1日に、地域における見守り活動に関する協力協定を締結し、地域の中で支援が必要な一人暮らしの高齢者や障害者、子どもなどの見守りの充実に努めている。

《民生委員・児童委員の活動状況》

① 内容別相談・支援件数



② 相談・支援以外の活動件数等 (単位：件)

相談・支援以外の活動件数	(1)調査・実態把握	15,249
	(2)行事・事業・会議への参加協力	25,748
	(3)地域福祉活動・自主活動	63,747
	(4)民児協運営・研修	37,999
	(5)証明事務	5,228
	(6)要保護児童の発見の通告・仲介	81
訪問回数(回)		181,911
連絡調整回数(回)		152,112
活動日数(日)		177,228

《民生委員・児童委員数》(地区民生委員児童委員協議会 50 地区) 令和 7 年 4 月 1 日現在 (単位：人)

番号	地区名	男	女	計	番号	地区名	男	女	計
1	吉田	12(0)	11(2)	23(2)	27	田上	5(0)	13(2)	18(2)
2	川上	7(0)	10(2)	17(2)	28	広木	7(0)	13(2)	20(2)
3	吉野	17(0)	14(2)	31(2)	29	西陵	6(0)	12(2)	18(2)
4	吉野東	11(1)	9(1)	20(2)	30	松元	11(0)	21(2)	32(2)
5	玉江	4(0)	15(2)	19(2)	31	荒田	4(0)	17(2)	21(2)
6	伊敷	2(0)	17(2)	19(2)	32	八幡	7(0)	17(2)	24(2)
7	西伊敷	7(0)	11(2)	18(2)	33	中郡	3(0)	19(2)	22(2)
8	河頭	13(0)	11(2)	24(2)	34	鴨池	5(0)	15(2)	20(2)
9	郡山	7(0)	16(2)	23(2)	35	紫原	8(0)	10(2)	18(2)
10	清水	3(0)	20(2)	23(2)	36	西紫原	4(0)	13(2)	17(2)
11	大竜	6(0)	13(2)	19(2)	37	宇宿	4(0)	19(2)	23(2)
12	坂元伊敷台	7(0)	15(2)	22(2)	38	南	3(0)	15(2)	18(2)
13	坂元台	5(0)	10(2)	15(2)	39	谷山中央	5(1)	21(1)	26(2)

14	名 山	3 (0)	13 (2)	16 (2)	40	東 谷 山	8 (0)	18 (2)	26 (2)
15	桜 島	9 (0)	6 (2)	15 (2)	41	清 和	5 (1)	18 (1)	23 (2)
16	東 桜 島	5 (0)	6 (2)	11 (2)	42	桜ヶ丘	5 (0)	15 (2)	20 (2)
17	城 南	7 (0)	12 (2)	19 (2)	43	中 山	11 (0)	11 (2)	22 (2)
18	松 原	4 (0)	11 (2)	15 (2)	44	皇徳寺台	5 (0)	11 (2)	16 (2)
19	山 下	5 (0)	14 (2)	19 (2)	45	星ヶ峯	5 (0)	14 (2)	19 (2)
20	中 洲	5 (0)	16 (2)	21 (2)	46	西 谷 山	6 (0)	11 (2)	17 (2)
21	西 田	5 (0)	20 (2)	25 (2)	47	和 田	5 (1)	17 (1)	22 (2)
22	原 良	6 (0)	13 (2)	19 (2)	48	谷山西部	6 (0)	13 (2)	19 (2)
23	明 和	6 (0)	11 (2)	17 (2)	49	谷山南部	11 (0)	13 (2)	24 (2)
24	草 牟 田	6 (0)	19 (2)	25 (2)	50	喜 入	13 (1)	20 (1)	33 (2)
25	武 岡	2 (0)	22 (2)	24 (2)	合 計				
26	武	2 (0)	16 (2)	18 (2)					
							318 (5)	717 (95)	1,035 (100)

※() 内は主任児童委員の委員数：再掲

6 民生委員児童委員見守り活動支援事業 (平成 25 年度、市単独、101 千円、地域福祉課)

《目 的》

支援が必要な地域住民の早期発見、把握のため、地域での見守り活動の周知広報や見守り活動協力事業者の拡大を図るなど、民生委員・児童委員の見守り活動を支援する。

《事業内容》

- ① 地域における見守りの大切さや民生委員児童委員活動についての周知広報
- ② 民生委員児童委員の見守り活動用の訪問連絡カードの作成、配布
- ③ 地域の見守り活動協力事業者の拡大

7 わくわく福祉交流フェア (平成 24 年度、市単独、2,227 千円、地域福祉課)

《目 的》

市社会福祉協議会と協働で、市民の福祉への理解や交流を深めることを目的に、「わくわく福祉交流フェア」を開催する。

《主 催》 市、市社会福祉協議会

《運 営》 わくわく福祉交流フェア実行委員会

《事業内容》

- ① 期日 毎年 11 月上旬
- ② 場所 かんまちあ ほか
- ③ 内容 福祉施設製作品展示販売、バザー、模擬店、映画上映 等

8 社会福祉協議会への助成 (昭和 48 年度、市単独、166,299 千円、健康福祉政策課)

《目 的》

本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会福祉協議会の各事業に対し助成を行い、事業の円滑な運営を支援することにより市民福祉の増進を図る。

《事業内容》 社会福祉協議会が行う下記事業の運営費等に対し、補助を行う。

- ① 法人運営事業
- ② 地域福祉活動推進事業
- ③ ボランティア活動振興事業
- ④ 福祉コミュニティセンター運営事業

9 社会事業協会への助成（昭和48年度、市単独、17,314千円、健康福祉政策課）

《目的》

本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会事業協会の事務局運営経費を助成し、事業の円滑な運営を支援することにより市民福祉の増進を図る。

《事業内容》 事務局運営費に補助する。

10 戦没者の慰霊に関する事業（昭和28年度、市単独、1,236千円、地域福祉課）

《目的》

戦没者追悼式を行うほか、太平洋戦争民間犠牲者慰霊碑「人間之碑」献花や各種慰霊祭に対する供花を行うとともに、鹿児島市遺族会に対して補助を行う。

11 再犯防止推進事業（昭和26年度、市単独、1,203千円、地域福祉課）

《目的》

鹿児島市再犯防止推進計画に基づき、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図るため、再犯防止推進連絡会議の開催や鹿児島保護区保護司会に対する補助を行う。

12 市民奉仕活動賠償傷害保険（昭和59年度、市単独、地域福祉課）

《目的》

奉仕活動を行う住民団体の参加者が、過失により、行事参加者等に損害を与え法律上の損害賠償責任を負う場合や奉仕活動中に事故で負傷又は死亡した場合に補償する。

《対象者》 5人以上で組織され、市内に活動拠点を有し、1年間に2回以上奉仕活動を行う住民団体の構成員

《事業内容》

① 保険の種類と補償額

ア 賠償責任保険

区 分		保険金額	摘 要
対人賠償	1人につき	最高 6,000万円	保険会社が認めた訴訟費用等は別途算定
	1事故につき	最高 1億2,000万円	
対物賠償	1事故につき	最高 300万円	
免責金額		—	5,000円

イ 傷害保険

区 分	保険金額	摘 要
死 亡	300万円	
後 遺 障 害	最高 300万円	障害程度による
入 院	日額 3,000円	180日分が限度
通 院	日額 2,000円	90日分が限度

※入院・通院にあつては、治療日数7日以内の負傷は対象外

ウ 保険料

全額市が負担

② 加入団体数及び被保険者数（令和6年度）

ア 加入団体 1,459団体

イ 被保険者 206,660人

13 中国残留邦人等支援事業 (平成 20 年度から生活支援等に拡大して実施、78,253 千円、地域福祉課)

《目 的》

永住帰国した中国残留邦人等（樺太残留邦人を含む）に対し、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するため必要な支援を行う。

《事業内容》

- ① 中国残留邦人等への生活支援給付金等の支給（国の制度）
- ② 中国語のできる支援・相談員の配置（国の制度）
- ③ 自立支援通訳の派遣（国の補助事業）
- ④ 帰国時の慰労金及び就職奨励金の支給（市単独事業 昭和 49 年度から実施）

14 ホームレス巡回相談指導事業 (平成 20 年度、国 3/4、1,376 千円、地域福祉課)

《目 的》

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの方々が抱える問題を把握するとともに、必要な援助が受けられるよう指導することにより、その自立を支援する。

《事業内容》

- ① 巡回相談
ホームレスの方々に対し、巡回相談等を行い、必要に応じて、市総合相談窓口、生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康診断の受診等について指導を行う。
実施にあたっては業務を社会福祉に精通した法人等に委託する。
- ② 保健所が行う健康診断に併せて福祉相談を実施する。

15 小災害救助 (昭和 40 年 9 月、市単独、1,491 千円、地域福祉課)

《目 的》

災害救助法第 2 条第 1 項の適用を受けない火災、風水害、その他の災害によるり災者に対し、応急的に援助する。

《支給の基準等》

種 類	対 象 者	金 額 等
災害弔慰金	遺族	100,000 円
災害見舞金	傷害者	30,000 円
	住家の全焼・全壊・流失により被害を受けた世帯	1 世帯につき 30,000 円に、世帯員 2 人目以降 1 人につき 15,000 円を加算した額
	住家の半焼、半壊により被害を受けた世帯	1 世帯につき 15,000 円に、世帯員 2 人目以降 1 人につき 8,000 円を加算した額
	住家の床上浸水等により被害を受けた世帯	1 世帯につき 10,000 円に、世帯員 2 人目以降 1 人につき 5,000 円を加算した額
災害見舞品	住家の全焼・全壊・流失、半焼・半壊又は床上浸水等により被害を受けた世帯	(1) 4 月から 9 月までの期間 世帯員 1 人につきタオルケット 1 枚 (2) 10 月から 12 月まで及び 1 月から 3 月までの期間 世帯員 1 人につき毛布 1 枚

※このほか、社会福祉協議会・日本赤十字社から毛布、日用品が支給される。

《6年度実績》

① 災害見舞金（世帯対象分）

合 計		被害世帯の状況					
		全焼又は全壊		半焼又は半壊		床上浸水等	
世 帯	人 員	火 災	風水害	火 災	風水害	火災（消火水損）	風水害
30 世帯	57 人	15 世帯	1 世帯	2 世帯	4 世帯	8 世帯	0 世帯
		32 人	2 人	4 人	6 人	13 人	0 人
見 舞 金		902,000 円					

② 災害弔慰金・災害見舞金（個人対象分）

災害弔慰金（死亡者）	3 人	300,000 円
災害見舞金（傷害者）	0 人	0 円

③ 合計

見舞金等支給額	1,202,000 円

16 災害時食糧等物資備蓄事業（平成24年度、市単独、19,071千円、地域福祉課）

《目 的》 大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品を備蓄するとともに、避難所の良好な生活環境を確保するため、段ボールベッドを整備する。

《事業内容》 備蓄物資 保存用米製食品、保存用パン、栄養機能食品、毛布、タオル、紙おむつ、段ボールベッド 等

17 戦争犠牲者等の援護（地域福祉課）

《目 的》

軍人軍属等であった者又はこれらの遺族に対し、特別給付金請求受付等の援護事務を行っている。

18 隣保館

（小松原市民館 昭和54年4月、小野市民館 昭和58年4月、国1/2 市1/2、34,884千円、地域福祉課）

《目 的》

福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。

《施設概要》

名 称		小松原市民館	小野市民館
所在地		小松原一丁目48番6号	小野三丁目13番7号
面積	敷 地	477.39 m ²	661.88 m ²
	建物延	592.56 m ²	408.00 m ²
構 造		鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造2階建
施設内容		調理室、図書室、会議・研修室、教養娯楽室、相談室、多目的利用室、事務室	調理室、図書室、学習室、教養娯楽室、相談室、会議室、事務室

19 保健福祉総合相談・案内窓口事業（本庁：平成14年6月 谷山支所：平成15年5月、市単独、24,376千円、地域福祉課）

《目 的》

保健や福祉に関することで相談先の分からない市民や、保健と福祉部門において多岐にわたる問題を抱えた市民のための相談・案内窓口を設置することにより、市民の利便性の向上を図る。

《事業内容》

- ① 保健及び福祉に関する相談
- ② 保健及び福祉に係る情報の提供
- ③ 保健及び福祉に関する相談に係る関係課との連絡調整
- ④ 健康福祉局内の各課等への案内
- ⑤ 聴覚障害者等との手話による通訳
- ⑥ 聴覚障害者等からの軽易な相談

《実施状況》

（単位：件）

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
本 庁	相 談	5,517	3,306	3,358	3,207	3,176
	案 内	17,920	15,799	16,304	15,475	19,575
計		23,437	19,105	19,662	18,682	22,751
谷 山 支 所	相 談	520	517	609	712	669
	案 内	4,035	3,609	3,876	3,455	3,820
計		4,555	4,126	4,485	4,167	4,489
合 計		27,992	23,231	24,147	22,849	27,240

20 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられており、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第5期鹿児島市地域福祉計画では、「みんながつながり・支え合う 生きがいあふれる福祉のまち かがしま」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進している。

第2章 生活保護

1 生活保護制度の目的

日本国憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

2 生活保護制度の基本原則

生活保護法には生活保護制度を運用するに当たって、国民が等しく理解し、遵守しなければならない四つの原則が明記されている。

① 国家責任による最低生活保障の原理

生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施する。

② 保護請求権無差別平等の原理

性別、社会的身分などはもとより、生活困窮に陥った原因の如何は一切問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行う。

③ 健康で文化的な最低生活保障の原理

この制度によって保障される生活水準は、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるものでなければならない。

④ 保護の補足性の原理

生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活のために活用することを保護を受ける側において守るべき要件とするとともに、民法に定める扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならない。

3 保護の種類

最低生活の保障は、要保護者の日常生活において必要な需要を満たすものでなければならないので、生活保護においては、その需要の態様、性質などに応じ、次のとおり8種類の扶助について、基準が定められている。

生活扶助	衣食その他日常生活や移送に必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な教材、学用品、給食、その他義務教育に必要な費用
住宅扶助	住宅の家賃、地代、補修その他住宅の維持に必要な費用
医療扶助	病気の治療のために必要な費用
介護扶助	介護サービスを利用するために必要な費用（自己負担分）
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	生業に必要な資金、器具、資材及び技能習得に必要な費用
葬祭扶助	葬祭を行うのに必要な費用

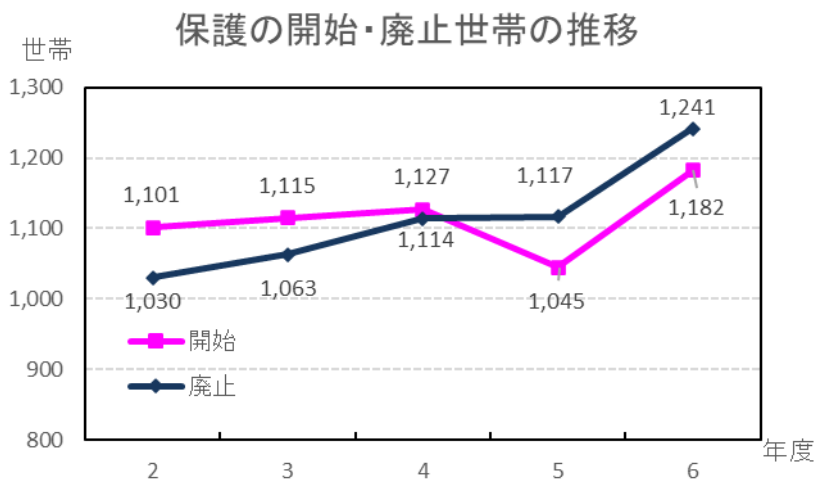
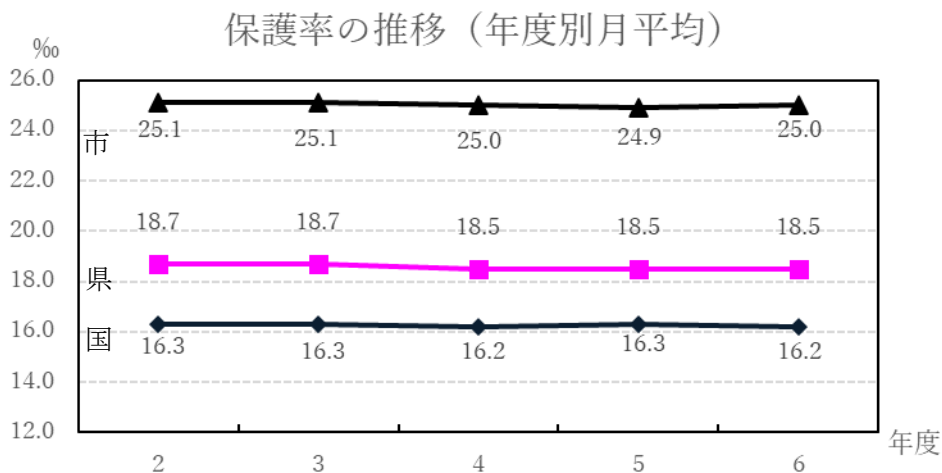
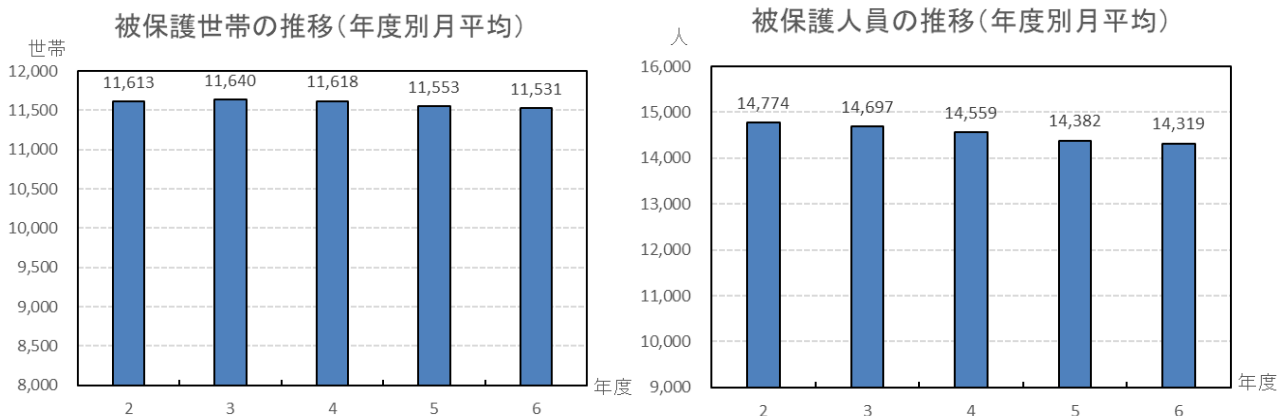
上記の扶助のほか、次の給付金も定められている。

就労自立給付金	安定した職業に就いたこと等により保護廃止に至った際に支給
進学・就職準備給付金	高校生等が卒業後に就職や大学等へ進学する際の新生活立ち上げの費用として支給

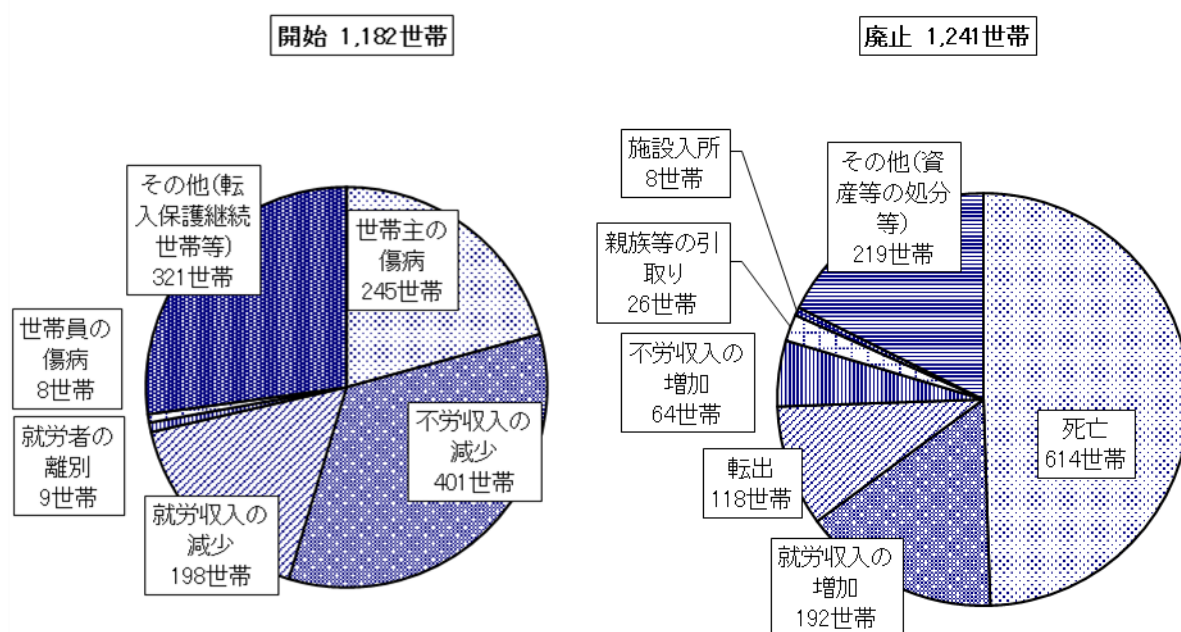
4 生活保護法による扶助 (昭和 25 年 5 月、国 3/4 市 1/4、26,516,765 千円、保護第一課)

(1) 保護の推移

近年の本市の保護状況は世帯数・人員とも、全国的な傾向と同じく増加傾向にあったが、人員については平成 27 年度より減少に転じた。



保護の開始・廃止の原因別内訳（令和6年度実績）



(2) 扶助別被保護世帯・人員の推移（各年度月平均）

（単位：世帯、人、％）

年度	生活扶助				住宅扶助			
	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比
2	10,322	98.6	13,238	97.6	9,977	100.1	12,564	99.1
3	10,325	100.0	13,134	99.2	10,031	100.5	12,550	99.9
4	10,293	99.7	13,007	99.0	10,032	100.0	12,455	99.2
5	10,206	99.2	12,813	98.5	9,979	99.5	12,296	98.7
6	10,143	99.4	12,704	99.1	9,960	99.8	12,218	99.4

年度	教育扶助				医療扶助				介護扶助			
	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比
2	508	92.7	779	93.5	10,959	99.6	13,599	98.0	2,659	103.6	2,740	104.0
3	494	97.2	756	97.0	10,958	100.0	13,470	99.1	2,760	103.8	2,840	103.6
4	489	99.0	746	98.6	10,924	99.7	13,412	99.5	2,814	102.0	2,884	101.5
5	461	94.3	698	93.6	10,858	99.4	13,244	98.7	2,831	100.6	2,894	100.3
6	435	94.4	669	95.8	10,854	100.0	13,204	99.7	2,897	102.3	2,970	102.6

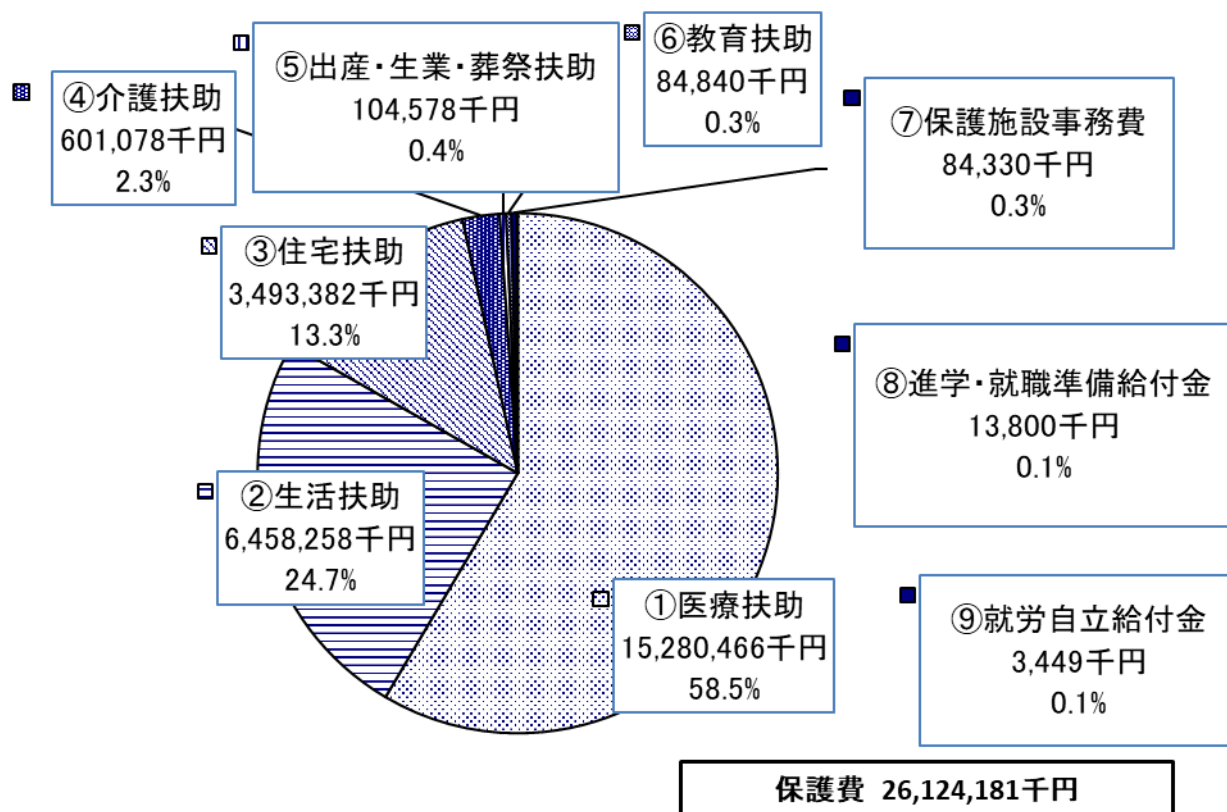
(3) 世帯類型別被保護世帯・人員の推移（各年度月平均）

被保護世帯の約 79%は高齢者、母子、傷病・障害世帯で占められており、高齢者世帯の増加が大きくなっている。
(単位：世帯、人、%)

年度	高 齢 者				母 子			
	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比
2	6,064	102.5	6,510	102.2	617	95.1	1,748	93.7
3	6,157	101.5	6,599	101.4	603	97.7	1,726	98.7
4	6,184	100.4	6,600	100.0	587	97.3	1,680	97.3
5	6,168	99.7	6,553	99.3	562	95.7	1,612	96.0
6	6,206	100.6	6,602	100.7	559	99.5	1,634	101.4

年度	傷 病 者 ・ 障 害 者				そ の 他			
	世帯	前年比	人員	前年比	世帯	前年比	人員	前年比
2	2,586	96.1	3,003	95.2	2,346	99.4	3,514	98.2
3	2,496	96.5	2,885	96.1	2,383	101.6	3,487	99.2
4	2,450	98.2	2,815	97.6	2,396	100.5	3,464	99.3
5	2,416	98.6	2,746	97.5	2,407	100.5	3,471	100.2
6	2,385	98.7	2,687	97.9	2,380	98.9	3,397	97.9

(4) 保護費の内訳（令和6年度実績）



(5) 保護費の推移

医療扶助費の扶助費に占める割合が大きく、半分以上を占めている。

(単位：千円、%)

年度	生 活		住 宅		教 育		介 護		医 療	
	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比
2	6,779,477	96.6	3,536,865	99.9	90,393	98.4	534,540	102.6	14,787,608	99.5
3	6,688,378	98.6	3,544,228	100.2	89,016	98.4	536,314	100.3	14,671,523	99.2
4	6,601,911	98.7	3,534,361	99.7	87,965	98.8	534,301	99.6	14,730,424	100.4
5	6,524,496	98.8	3,511,073	99.3	72,611	82.5	544,598	101.9	15,497,493	105.2
6	6,458,258	99.0	3,493,382	99.5	84,840	116.8	601,078	110.4	15,280,466	98.6

年度	出産・生業・葬祭		保護施設事務費		就労自立給付金		進学・就職 準備給付金		合 計	
	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比	扶助費	前年比
2	100,584	102.6	47,066	126.6	4,226	197.5	6,200	177.1	25,886,959	98.9
3	97,637	97.0	60,531	128.6	3,437	81.3	7,600	122.5	25,698,664	99.2
4	94,901	97.1	68,005	112.3	2,993	87.0	6,300	82.8	25,661,161	99.8
5	90,676	95.5	67,532	99.3	3,504	117.1	5,600	88.9	26,317,583	102.6
6	104,578	115.3	84,330	124.9	3,449	98.4	13,800	246.4	26,124,181	99.3

※進学準備給付金については令和6年度より進学・就職準備給付金に名称変更

(6) 生活保護基準額の推移

(2級地—1) ※標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子) (単位：円)

年度	生活扶助基準額	住宅扶助特別基準額	住宅扶助一般基準額
2	138,936	47,000	41,100
3	138,936	47,000	41,100
4	138,936	47,000	41,100
5	141,290	47,000	41,100
6	141,290	47,000	41,100

※令和2年度、令和5年度については10月改定後の基準額。

(7) 被保護者就労支援の状況

就労支援員による就労相談・指導、研修、職安・企業への同行訪問、就職者状況(数値は全て延べ数)

年度	被保護者への 就労相談・指導	被保護者への 研 修 等	職安・企業への 同 行 訪 問	就職者状況
2	257人	103人	226人	137人
3	198人	80人	163人	115人
4	210人	85人	223人	116人
5	193人	86人	204人	105人
6	225人	69人	228人	81人

(8) 被保護者年金調査支援の状況

年金調査支援員による年金調査、手続き、相談の状況（数値は全て延べ数）

年度	年 金 調 査	年 金 手 続	年 金 相 談
2	3,222 人	493 人	487 人
3	2,465 人	395 人	547 人
4	2,139 人	316 人	487 人
5	1,815 人	574 人	533 人
6	2,474 人	740 人	596 人

5 行旅病人及び行旅死亡人取扱 （平成 8 年度、市単独、480 千円、保護第一課）

《事業内容》

行旅病人及び行旅死亡人取扱法第 5 条及び第 13 条に基づき、本人あるいは扶養親族者等から費用の弁償を得られない時、公共団体が費用の弁償を行う。

《取扱状況》

（単位：件、千円）

	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
行 旅 病 人	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0
行 旅 死 亡 人	1	226	2	134	7	883	1	9	8	854

6 生活困窮者自立支援事業 （平成 27 年度、国 3/4 市 1/4 ほか、48,190 千円、保護第一課）

《事業内容》

平成 25 年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、この法に基づき平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援制度」が施行された。

相談窓口では、経済的な問題などでお困りの方に対し、それぞれの相談を包括的に受け止め、経済的、社会的な自立に向けた支援を行う。

平成 28 年 10 月 17 日よりハローワークかごしま及びシルバー人材センターと一体となった「生活・就労支援センターかごしま」を設置し、連携したワンストップでの就労支援を行っている。

① 住居確保給付金の支給

離職等により世帯の収入が減少した方に家賃額の補助や、転居費用の補助を行うことで住居及び就労機会の確保に向けた支援や家計の立て直しのための支援を行う。

② 家計改善支援事業

家計の状況をうかがいながら「今どうなっているか」「何が問題なのか」「これからどうしたらいいか」を見える状態にして、問題解決について一緒に考える。必要に応じて、支援ができる相談窓口に同行し、解決に向けて支援する。

③ 子ども学習・生活サポート事業

家庭の事情により、家庭での学習等に困難を抱える子どもへ学習の場を提供するとともに、進路選択や学習・生活環境改善に向けた支援のほか、進学を目指す子どもにオンライン等による学習支援を行う。

④ 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」、「ほとんど家に引きこもっている」など、直ちに就労が困難な方に相談・就労支援を行う。

《相談件数》

(単位：件)

	4年度			5年度			6年度		
	来庁	電話	計	来庁	電話	計	来庁	電話	計
生活・就労支援センター	5,546	3,531	9,077	4,223	2,268	6,491	4,610	1,862	6,472

⑤ 若者等サポート事業

生活支援コーディネーターを配置し、関係機関等と連携し、相談窓口へ来られない生活困窮者等に対する訪問支援等を行う。

第3章 高齢者の福祉

高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、介護保険における各種サービスを提供するとともに、在宅生活の支援として訪問給食の配食や福祉用具の給付、健康づくり・生きがいがづくりについては、敬老パスの交付や、すこやか長寿まつり、地域ふれあい交流助成事業など、高齢者の生活全般にわたる支援体制づくり及び世代を超えて支え合う地域づくりを推進していく。

本市の高齢者等の状況と国・県との比較

区 分		平成 27 年	令和 2 年	令和 5 年	令和 6 年
市	総人口（人）	599,814	593,128	587,049	583,061
	65 歳以上（人）	145,300	158,804	164,056	165,192
	65～74 歳（人）	73,645	80,515	79,686	77,545
	75 歳以上（人）	71,655	78,289	84,370	87,647
	高齢化率（％）	24.7	28.3	29.9	30.3
県	高齢化率（％）	29.3	32.5	33.8	34.4
国	高齢化率（％）	26.6	28.6	29.1	29.3

（注）平成 27 年、令和 2 年は国勢調査（高齢化率は不詳補完値による。）

令和 5・6 年は県統計課「鹿児島県の推計人口」及び総務省統計局「人口推計」

令和 5・6 年の市の高齢化率は人口構成別割合（年齢不詳は含まない。）

第 9 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（令和 6 年 2 月策定）の推計人口より抜粋（単位：人）

区 分	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 22 年
総人口	595,595	592,794	589,802	586,633	525,549
高齢者人口	170,680	172,144	173,107	173,926	177,008
65～74 歳	83,284	81,059	79,207	77,445	73,401
75 歳以上	87,396	91,085	93,900	96,481	103,607
40 歳以上 65 歳未満	196,954	196,376	195,930	194,767	163,734

（注）各年とも 10 月 1 日現在（住民基本台帳の人口を基にしたコーホート要因法により推計したもの。）

1 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画であり、「介護保険事業計画」と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定した。なお、現計画は令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 9 期計画であり、令和 6 年 2 月に策定した。

2 生きがいがづくりと社会参加

高齢者が、長い人生を充実したものとするためには、健康の保持増進や生活の安定と併せて、高齢期においても、意欲や情熱をもち、社会の重要な担い手としての役割を果たしながら生活していくことが大切であり、高齢者の生きがいがづくりや社会参加活動の促進に努めている。

(1) 敬老パス交付事業（昭和 42 年度、市単独、376,275 千円、長寿支援課）

《目 的》

高齢者に敬老の意を表するとともに、高齢者が生きがいに満ちた日々を過ごすことができるよう本市域内の市電・バス・桜島フェリー及び「あいばす」の全区間を正規運賃の 3 分の 1（10 円未満切り捨て）の自己負担で利用できる敬老パスを交付する。

《対象者》

本市に居住し、住民登録している 70 歳以上の者

《事業内容》

- ① 利用開始 70 歳の誕生日の 2 週間前から交付（利用は誕生日から）
- ② 利用対象交通機関 市営の電車・バス、民営のいわさきコーポレーション・南国交通・J R 九州のバス、桜島フェリー
- ③ 通用区間 鹿児島市域内及びあいばすの全区間

《実施状況》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
敬老パス交付者数	104,905	107,831	111,279	115,065	118,466

(2) 敬老祝事業（昭和 32 年度、市単独、54,690 千円、長寿支援課）

《目 的》

永年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して祝金等を支給する。

《対象者》

- ① 敬老祝金 9 月 1 日現在、本市に居住し、住民登録を有する者で、9 月 30 日現在で満 88 歳の者満 100 歳の誕生日に本市に居住し、1 年以上住民登録を有する者
- ② 長寿者祝金 9 月 1 日現在、本市に居住し、1 年以上住民登録を有する者で、満 100 歳を超える男女それぞれの最高齢者

《事業内容》

敬老祝金 88 歳は 10,000 円、100 歳は 30,000 円、男女最高齢者は 50,000 円

《実施状況》

①88 歳祝金

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
支給者数	3,117	3,223	3,122	3,346	3,241

②100 歳祝金及び長寿者祝金

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
支給者数	220	243	234	246	284

(3) 高齢者福祉バス運行事業（昭和 60 年度、市単独、35,801 千円、長寿支援課）

《目 的》

高齢者クラブを始めとする高齢者の団体が行う施設等の見学、教養向上のための研修等のために高齢者福祉バスを運行する。

《対象者》

単位高齢者クラブの会員、60 歳以上の高齢者（ゆうかり号 20 人以上、つわぶき号・いぬまき号 10 人以上）を含む団体

《事業内容》

- ① 高齢者福祉バス 3 台（民間事業者に管理業務委託）
- ② 運 行 範 囲 県内（離島を除く。）
- ③ 運 行 時 間 9 時 30 分～16 時 30 分
- ④ 利 用 定 員 ゆうかり号 45 人、つわぶき号 24 人、いぬまき号 27 人
- ⑤ 利 用 日 毎日（年末年始、点検整備日を除く。）

※令和 7 年 12 月から、貸切バス借上料の一部を助成する補助制度を開始し、高齢者福祉バス 1 台（いぬまき号）を廃止予定

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用団体数（団体）	249	318	483	683	619
利 用 者 数 （ 人 ）	4, 140	4, 965	7, 810	12, 930	12, 028

(4) 愛のふれあい会食事業（平成 3 年度、市単独、56, 643 千円、長寿支援課）

《目 的》

家に閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、生きがいつくりの促進を図るため、高齢者とボランティア等が行う会食に、調理した給食を届ける。

《対象者》

- ① 65 歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者
- ② 会食サービスを実施するボランティア団体

《事業内容》

- ① 実施条件
 - ア 実施回数 年 12 回以上
 - イ 参加人数 1 団体 1 回当たりおおむね 10 人以上 50 人以下
- ② 利用料金 1 食当たりの個人負担 200 円
- ③ 委託先
 - (1) 営利を目的とせず、日常的に高齢者へ食事の提供を行っている社会福祉法人など
 - (2) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 55 条に規定する許可を受け、日常的に高齢者へ食事の提供を行っている事業者で市長が適当と認めるもの

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用団体数（団体）	388	381	379	361	362
利 用 者 数 （ 人 ）	62, 033	58, 213	29, 511	98, 406	97, 240

(5) すこやか長寿まつり開催事業（平成 24 年度、市単独、3, 584 千円、長寿支援課）

《目 的》

高齢者の社会参加や生きがいつくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして、「すこやか長寿まつり」を開催する。

《6 年度実施内容》

① ねんりんステージ	9 月 1 日（日）	中央公民館
② 高齢者作品展	9 月 5 日（木）～9 月 19 日（木）	高齢者福祉センター伊敷
③ ソフトテニス大会	9 月 18 日（水）	東開庭球場
④ グラウンド・ゴルフ大会	10 月 4 日（金）	かごしま健康の森公園

(6) 福祉読本作成事業（昭和 63 年度、市単独、438 千円、長寿支援課）

《目 的》

21 世紀を支える世代となる小学校児童に、高齢者及び障害者の現状・課題等について、正しい理解と認識を深めてもらい、福祉の心を育むため、「福祉読本」を作成する。令和 5 年度から、電子書籍によるタブレット配信で活用していただけるよう、主に電子データの提供に切り替えて配布している。

《実施状況》（単位：部）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
小学校高学年用	6,400	6,350	6,400	500	500

(7) すこやか入浴事業（平成 6 年度、市単独、167,225 千円、長寿支援課）

《目 的》

高齢者に対し敬老の意を表するとともに、健康増進と生きがいづくりを促進するため、すこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。

《対象者》

本市に居住し、住民登録している 70 歳以上の者

《事業内容》

- ① 公衆浴場を 100 円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスの交付（家族風呂も利用可）
- ② 利用回数 1 人当たり年 30 回（ただし、年度中途の申請の場合は次のとおり）

申 請 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
利用回数（回）	30	28	25	23	20	18	15	13	10	8	5	3

- ③ 利用可能施設 県公衆浴場業生活衛生同業組合鹿児島市支部に加盟する公衆浴場

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
交付者数（人）	112,390	115,491	118,956	122,901	126,472
利用回数（回）	490,983	512,652	516,624	539,160	546,914

(8) 高齢者すこやか温泉講座開催事業（令和元年度、市単独、537 千円、長寿支援課）

《目 的》

市内の公衆浴場において、温泉に関する講座及び健康講座を開催するとともに、入浴の機会を提供し、温泉がもたらす健康の効果を実感してもらうことにより、高齢者の外出を促し、生きがいづくり・健康づくりの促進を図るとともに、高齢者同士のふれあい交流を図ることを目的とする。

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
参加者数（人）	253	—	99	199	82
実施回数（回）	12	—	6	10	4

※令和 3 年度は、開催休止

(9) 地域ふれあい交流助成事業（平成 10 年度、市単独、2,760 千円、長寿支援課）

《目 的》

高齢者の生きがいづくりを促進し、幼稚園・保育園又は認定こども園児、小学校児童及び中学校生徒の高齢社会への理解を促すため、地域におけるふれあい交流を深める事業を実施する団体（高齢者クラブ、あいご会、町内会等）に対して事業に要する費用の助成を行う。

《事業内容》

- ① 対象団体 高齢者クラブ、あいご会、町内会等
- ② 参加人員 ・高齢者10人以上及び小学校児童・中学校生徒5人以上
・高齢者5人以上及び幼稚園・保育園又は認定こども園児(幼稚園・保育園又は認定こども園での交流に限る)
- ③ 事業内容 スポーツ活動、創作活動、ボランティア活動等
- ④ 助成額 当初交付を受けた年度から3か年度までは1事業4万円以内、4か年度以降は3万円以内
(同一事業3回まで。幼稚園・保育園における事業は、年間1事業まで)

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成団体数(団体)	31	28	33	53	61
助成事業数(件)	36	35	40	69	74

(10) 元気高齢者活動支援事業 (平成13年度、長寿支援課)

《目 的》

高齢者の能力を生かし、積極的な社会参加と生きがいづくりを支援するため、専門的な知識や技術を習得した高齢者を「元気高齢者」として登録し、高齢者クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。

《事業内容》

- ① 元気高齢者の登録及び紹介
- ② 元気高齢者の資質向上を図る研修会の開催

《実施状況》

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録者数	53	52	47	48	37

(11) 高齢者の元気応援協賛店登録事業 (平成30年度、長寿支援課)

《目 的》

高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するとともに、高齢者を応援する社会の機運を高めるため、本市に居住する70歳以上の高齢者を対象に優待サービスを行う民間のスポーツ施設等を、市が協賛店として登録し、支援する。

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
協賛店登録数(店舗)	55	55	51	50	48

(12) 高齢者生きがい支援パンフレット作成事業 (令和2年度、長寿支援課)

《目 的》

高齢者の生きがい支援施策を集約したパンフレットを隔年で作成し、各施策のさらなる利用促進を図る。

《実施状況》

(単位：部)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
作成部数	48,000	42,000	35,000	—	40,000

※令和4年度以降は隔年作成

3 在宅福祉の充実

高齢化の進展に伴い、寝たきり高齢者など介護を必要とする高齢者は、今後ますます増加することが見込まれている。

今や介護問題は、老後生活における最大の不安要因となっており、本市では高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、各種施策を推進している。

(1) 虚弱高齢者等福祉用具給付事業 (平成12年度、市単独、7,770千円、長寿支援課)

《目的》

65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。

《給付品目》

- ① 手押し車 : 下肢の不自由な65歳以上の高齢者
- ② 電磁調理器 : 認知症の症状等があり防火の配慮が必要な独居の65歳以上の高齢者等
- ③ 吸引器 : 要介護3以上と認定され、機器を必要とする65歳以上の高齢者

《費用負担》

生計中心者の市町村民税所得割額に応じて負担あり

《実施状況》

(単位: 件)

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
手押し車	744	585	664	702	748
電磁調理器	50	40	35	40	40
吸引器	90	79	85	110	91

(2) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業 (昭和52年度、市単独、2,856千円、長寿支援課)

《目的》

寝たきりとなっている高齢者の寝具の洗濯・乾燥・殺菌消毒を行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

《実施回数》

1人年3回(ただし、8月から11月までの申請者は年2回、12月から翌年3月までの申請者は年1回)

《対象者》

在宅の要介護3以上の65歳以上の高齢者

《費用負担》

生計中心者の市町村民税所得割額に応じて負担あり

《実施状況》

(単位: 人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延利用者数	603	703	756	772	818

(3) 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業 (平成6年度、市単独、8,527千円、長寿支援課)

《目的》

寝たきりとなっている高齢者の家庭に理容・美容業者を派遣して理髪・美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

《実施回数》

1人年3回(ただし、8月から11月までの申請者は年2回、12月から翌年3月までの申請者は年1回)

《対象者》

在宅の要介護3以上の65歳以上の高齢者

《費用負担》

生計中心者の市町村民税所得割額に応じて負担あり

《実施状況》

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延利用者数	1,475	1,740	2,223	2,675	3,017

(4) 老人介護手当支給事業 (昭和 61 年度、市単独、161,375 千円、長寿支援課)

《目 的》

在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護している者に介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。

《対象者》

本市に 1 年以上住所を有する者で、寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し、同居又はこれに準ずる状態で 6 月以上介護している者

① 寝たきり高齢者

65 歳以上の者で、在宅において常時他の者の介護を必要とする状態が 6 月以上続いている要介護 3 以上の者

② 重度認知症高齢者

65 歳以上の者で、認知症症状により在宅において常時他の者の介護を必要とする状態が 6 月以上続いている要介護 3 以上の者

①、②ともに本市に 1 年以上住所を有する者であること及び在宅でない期間(入院・ショートステイ等)が 31 日を超えないこと。

《資格認定日》

毎年度 8 月 1 日及び 2 月 1 日

《支給額》

1 人年額 90,000 円 (ただし、国の特別障害者手当、又は経過的福祉手当を受給している者の介護者は年額 45,000 円)

《支給状況》

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
寝たきり高齢者数	1,479	1,489	1,366	1,366	1,264
重度認知症高齢者数	247	266	358	314	239
手 当 受 給 者 数	122	132	144	143	222
計	1,848	1,887	1,868	1,823	1,725

(5) 家族介護慰労金支給事業 (平成 13 年度、国 38.5% 県 19.25% 市 19.25% 介護保険料 23%、900 千円、長寿支援課)

《目 的》

在宅の寝たきり高齢者等を介護している者に家族介護慰労金を支給することにより、介護者を慰労することを目的とする。

《支給対象》

1 年間継続して要介護 4 以上と認定され、その期間中に介護保険のサービス(年間 7 日以内のショートステイの利用を除く。)を利用しなかった 65 歳以上の在宅の高齢者を介護している者(高齢者及び介護者ともに本市に住所を有し、住民税非課税世帯であること。入院期間は 93 日以内までは可。)

《支給額》 1 人年額 100,000 円

《実施状況》

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数	13	9	8	5	7

(6) 高齢者福祉相談員設置事業 (昭和47年度、市単独、7,634千円、長寿支援課)

《目 的》

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。

《相談員数》 2人

《実施状況》

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談・安否確認等件数	23,698	23,143	23,666	23,741	23,565

(7) 紙おむつ等助成事業 (平成12年度、市単独、471,747千円、長寿支援課)

《目 的》

紙おむつ等を使用している65歳以上の高齢者に対し、現物支給又は購入費用の一部を助成し、福祉及び衛生の向上と経済的負担の軽減を図る。

《対象者》

紙おむつ等を使用している65歳以上の高齢者のうち、住民税非課税世帯の者（生活保護受給者は除く。）

《在 宅》

要介護4・5 年額10万円相当の紙おむつ等の現物を支給

要介護3以下 年額5万円相当の紙おむつ等の現物を支給

《入 院》

月額4千円以内の現金助成（ただし、介護療養型医療施設の入院は除く。）

《実施状況》

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認定者数 (人)	在 宅	(要介護4・5)	2,032	2,110	2,199	2,065
		(要介護3以下)	6,463	6,666	6,902	6,906
	入 院		3,031	3,042	3,107	2,709
					2,709	2,878

(8) 心をつなぐともしびグループ活動推進事業 (平成5年度、国25.2% 県12.5% 市12.5%)

支払基27% 介護保険料22.8%、908千円、長寿支援課)

《目 的》

地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、ひとり暮らし高齢者等への声かけや福祉ニーズの掘り起こし等のボランティア活動を行い、地域で支え合う地域福祉を推進する。

《活動内容》

ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等を対象に声かけ、福祉ニーズの掘り起こし、在宅福祉に関する情報提供を行う。

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
グ ル ー プ 数	127	117	118	111	108
構 成 人 員 (人)	669	607	620	645	619
対象高齢者 (人)	1,355	1,254	1,241	1,146	1,123

(9) 高齢者福祉電話設置事業（昭和 50 年度、市単独、1,943 千円、長寿支援課）

《目 的》

ひとり暮らし高齢者等の家庭に福祉電話を設置し、近隣や親族との交信により孤独感を和らげるとともに、安否の確認を行う。

《対象者》

住民税非課税世帯のおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、定期的な安否確認の必要な者

※現に電話が設置されていないこと。

《費用負担》

通話料、移転料、修繕料及び休止工事費

《実施状況》（令和 6 年度末稼働数 70 台）（単位：台）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
設置台数	13	12	20	24	16

(10) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（平成 25 年度、市単独、95,617 千円、長寿支援課）

《目 的》

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を設置することにより、急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう支援する。固定電話を所有していない生活保護世帯、市町村民税非課税世帯が緊急通報装置を設置する場合に、固定電話回線を貸与する。

《対象者》

- ① 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯
- ② 65 歳以上の高齢者のみの世帯で同居する一人が重度の要介護状態にある世帯
- ③ 80 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

《事業内容》

急病などの緊急時に、押しボタンやセンサーの通報により委託先の警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行う。

《費用負担》

- ① 生活保護受給世帯、市町村民税の所得割が課税されている者がいない世帯 無料
- ② 市町村民税の所得割が課税されている者がいる世帯 月額 1,000 円又は月額 800 円

《実施状況》（単位：台）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
稼働台数	1,420	1,463	1,470	1,468	1,469

(11) 心をつなぐ訪問給食事業（平成 5 年度、市単独、291,585 千円、長寿支援課）

《目 的》

援護を要するひとり暮らし高齢者等に、計画的に給食を提供し、安否確認を行うことにより、健康の保持を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進する。

《対象者》

安否確認を必要とする次の者

- ① 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、食生活の手助けを必要とする者
- ② 65 歳以上の高齢者だけの世帯で、世帯員全員が要介護又は要支援の世帯の者
- ③ 要介護 3～5 の認定を受けた者のいる 65 歳以上の高齢者だけの世帯で、要介護又は要支援の者

《事業内容》

① 配 食 回 数

昼食については、要支援2及び要介護1～5の者は週6回以内、その他の者は週3回以内。

(夕食については、原則として昼食・夕食ともに週6回の配食を必要とする者に限る。)

② 利 用 料 金 昼食・夕食ともに1食あたりの個人負担400円(市負担490円)

(ただし、住民税非課税世帯の者、生活保護受給者については1食あたりの個人負担200円(市負担690円))

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実利用者数(人)	2,086	2,131	2,160	2,240	2,199
配 食 数(食) 昼	316,720	329,171	330,358	339,761	332,679
〃 夕	81,504	84,435	84,171	89,387	86,930
協力グループ数 ※	0	0	0	0	0

※高齢者宅に施設からの給食を提供するボランティアグループの数

(12) 家族介護講習会等開催事業 (平成8年度、国38.5% 県19.3% 市19.3%介護保険料22.9%、1,069千円、長寿支援課)

《目 的》

家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。

《事業内容》

① 講習会 介護技術入門など5時間の講習会を年2回開催(定員各30人)

② 交流会 定員40人、参加料500円

内容：施設の見学、意見交換会等

※要介護高齢者には、介護サービス(短期入所、訪問介護等)を無料で提供

《参加者数》

① 講習会 1日コースを年2回開催。

② 交流会 日帰りコースのみ開催。

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
講習会(人)	41	32	22	28	24
交流会(人)	14	17	10	14	12

(13) 高齢者住宅改造費助成事業 (平成9年度、市単独、27,904千円、長寿支援課)

《目 的》

在宅の高齢者等がいる世帯に対し、住宅改造(新築・増改築は対象外)に必要な経費を助成することにより、高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る。

《対象者》

介護認定で要支援以上と認定された高齢者又はその同居者で、居住環境を改善しようとする者

《事業内容》

助成額 対象経費の1/2(上限50万円)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件 数 (件)	89	94	93	96	53
金額(千円)	41,069	44,661	43,552	41,485	16,430

(14) 長寿窓口支援員設置事業 (令和6年度、市単独、4,245千円、長寿支援課)

《目 的》

長寿窓口支援員を配置し、高齢者福祉に係る諸手続きについて、窓口業務の円滑化を図る。

《支援員》 1人

《実施状況》 (単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
敬老パス新規申請等件数	-	-	-	-	4,363

(15) 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業 (平成8年度、市単独、3,400千円、長寿支援課)

《目 的》

寝たきり高齢者等の歯科診療を推進するため、歯科医師会が訪問診療を行うのに必要な携帯用診療セットなどの機材等購入費及び運営費を補助する。

《実施状況》 (単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
申込件数	184	199	190	196	168

(16) 成年後見制度利用促進事業 (平成30年度、国一部12,117千円、31,563千円、認知症支援室)

《目 的》

認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターの運営等を行う。

《実施状況》 (単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	690	817	842	970	987

(17) 高齢者短期入所事業 (平成12年度、市単独、174千円、認知症支援室)

《目 的》

被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を、一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。

《対象者》

介護認定を受けていない原則65歳以上の者

《入所期間》

原則として7日以内

《利用者負担》

施設利用料の1割、食費など

《実施状況》 (単位：日)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用日数	8	0	19	0	9

(18) 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業 (平成20年度、市単独、231千円、認知症支援室)

《目 的》

地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者虐待の防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携強化を図る。

(19) 高齢者見守り支援事業（平成 14 年度、国 38.5% 県 19.25% 市 19.25% 介護保険料 23%、100 千円、認知症支援室）

《目 的》

在宅の認知症高齢者やその疑いがある人が行方不明になるのを防ぐために、位置情報サービス（GPS 等）の活用を支援することで、家族が安心して介護できる環境を整備する。

《対象者》

行方不明になる恐れのある概ね 65 歳以上の認知症高齢者等を同居又は準ずる状態で介護している家族等

《補助額》

位置情報サービスの初期登録経費、GPS 等端末購入費及び付属品費（限度額：10,000 円）

《実施状況》

（単位：件）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
申請件数	2	0	4	9	6

(20) 認知症おかえりサポート事業（令和 3 年度、国 38.5% 県 19.25% 市 19.25% 介護保険料 23%、119 千円、認知症支援室）

《目 的》

市LINE公式アカウントを活用し、認知症やその疑いにより行方不明者（利用登録者）の情報を協力サポーター（情報提供協力者）に配信することで、行方不明者の早期発見につなげる。また、認知症に関する講座の開催情報等も配信し、地域の見守り活動の理解を深める。

《対象者》

本市居住の 65 歳以上の認知症やその疑いのある方、40 歳以上の若年性認知症の方

《実施状況》

（単位：件、人）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
行方不明者の情報配信	0	4	9	8
講座等情報配信	1	7	5	7
協力サポーター数（累計）	822	2,561	5,342	6,531

4 地 域 活 動 の 促 進

(1) 老人クラブ補助金交付事業（昭和 37 年度、国 1/3 市 2/3、29,541 千円、長寿支援課）

《目 的》

高齢者クラブの健全な育成を図るとともに、老後の生活を明るく豊かなものにするため、単位高齢者クラブ及び市高齢者クラブ連合会に対し助成する。

《事業内容》

① 単位高齢者クラブ

ア 育成事業補助金	会員 50 人未満	年額 56,400 円
	会員 50～100 人未満	年額 66,000 円
	会員 100 人以上	年額 78,000 円
※新規設立クラブは、1 クラブ当たり 10,000 円を加算		

② 市高齢者クラブ連合会

- ア 助成事業補助金 会員 1人当たり 80 円、市高連補助 216,000 円
 イ 育成事業補助金 高齢者クラブ数×1,000 円×活動月数
 ウ 事務局運営助成 年額 1,000,000 円
 エ 市老人スポーツ大会事業補助金 年額 350,000 円
 オ 単位老人クラブ幹部育成事業補助金 年額 500,000 円
 カ 単位老人クラブ新人役員研修事業補助金 年額 100,000 円
 キ 老人クラブ地区交流研修会事業補助金 年額 25,000 円×地区数
 ク 老人福祉演芸大会等事業補助金 年額 400,000 円
 ケ 老人クラブ組織強化事業補助金 活動推進員の活動に要する経費

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
単位老人クラブ助成 (円)	19,465,600	19,546,600	19,459,200	19,168,400	18,660,400
老人クラブ連合会助成 (円)	7,778,240	7,806,160	7,853,520	7,770,800	7,687,200
単位老人クラブ数 (クラブ)	313	315	317	316	306
老人クラブ会員数 (人)	16,577	15,934	15,419	15,160	14,990

(2) 高齢者ゲートボール場等管理事業

(ゲートボール場：昭和 48 年度、レジャー農園：昭和 47 年度、グラウンド・ゴルフ場：平成 2 年度、市単独、1,135 千円、長寿支援課)

《目 的》

高齢者の健康と仲間づくり、地域社会への連帯意識の高揚を図るため、ゲートボール場、レジャー農園、グラウンド・ゴルフ場を管理する。

《対 象》

高齢者クラブ

《管理状況》

・ゲートボール場 (単位：か所)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
市 有 地	5	4	4	4	4
民 有 地	14	11	10	10	9
計	19	15	14	14	13

・レジャー農園 (単位：か所)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
市 有 地	6	6	6	6	6
民 有 地	5	5	5	5	5
計	11	11	11	11	11

・グラウンド・ゴルフ場 (単位：か所)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
市 有 地	1	1	1	1	1
民 有 地	8	8	8	8	7
国 有 地	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	9

5 福祉施設の充実

(1) 老人ホームへの入所措置 (昭和25年度、市単独、266,573千円、長寿あんしん課)

《目的》

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な原則65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所させることにより、心身の健康保持及び生活の安定を図る。

《措置状況》 (令和7年4月1日現在) (単位：人)

市 内			市外施設	計
施設名	定員	措置人員	措置人員	
吉田寿康園	60	47	30	100
きいれの丘	50	23		
計	110	70	30	

(2) 軽費老人ホーム谷山荘 (昭和51年5月、市単独、32,380千円、谷山福祉課)

《目的》

低額な料金で高齢者に居室を提供し、併せて日常生活上必要な便宜を供与する。

《対象者》

- ① 本市に住所がある60歳以上の者
- ② 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者
- ③ 自炊ができる程度以上の健康状態にある者
- ④ 収入が使用料の3.5倍以上ある者
- ⑤ 所得税を課せられていない者

※利用許可を受けた者とともにホームを利用しようとする配偶者、三親等内の親族その他特別な事情によりホームを利用させることが必要と認められる者については、①④に該当しなくても利用できる。

《定員》 ① 1人用居室 30人 ② 2人用居室 8人 計 38人

《使用料》

- ① 1人用居室 月額11,000円
- ② 2人用居室 月額15,400円

《利用状況》※年度末時点 (単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1人用居室	29	24	23	24	22
2人用居室	—	—	—	—	—
計	29	24	23	24	22

(3) 高齢者福祉センター等管理運営事業

(与次郎：平成8年4月 東桜島：平成9年4月 谷山：平成12年12月 桜島：昭和56年9月

郡山：昭和59年4月 吉野：平成19年10月 伊敷：平成29年4月 老人憩の家：昭和49年4月

石坂の里：平成14年3月、市単独、403,034千円、長寿支援課)

《目的》

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する高齢者福祉センター、老人憩の家、石坂の里の管理を指定管理者に行わせる。

《事業内容》

高齢者の健康増進、教養の向上及び生きがいの促進のため、センター等を運営し、生活相談や健康相談に応じるほか、教養講座等を実施する。

《設置箇所》

- ① オアシスケアウェルネスセンター（高齢者福祉センター）与次郎（与次郎一丁目10番6号）
- ② オアシスケアウェルネスセンター（高齢者福祉センター）東桜島（東桜島町720番地）
- ③ オアシスケアウェルネスセンター（高齢者福祉センター）谷山（西谷山一丁目1番7号）
- ④ オアシスケアウェルネスセンター（高齢者福祉センター）桜島（桜島横山町1722番地17）
- ⑤ オアシスケアウェルネスセンター（高齢者福祉センター）郡山（郡山町176番地）
- ⑥ オアシスケアウェルネスセンター（高齢者福祉センター）吉野（吉野町3275番地3）
- ⑦ オアシスケアウェルネスセンター（高齢者福祉センター）伊敷（下伊敷一丁目10番3号）
- ⑧ 喜入老人憩の家（喜入中名町1000番地22）
- ⑨ すこやかランド石坂の里（石谷町1317番地）

(4) 介護老人福祉施設等整備費補助事業（平成8年度、134,794千円、長寿あんしん課）

《目 的》

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的かつ質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。

《実施状況》

施設種類 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特別養護老人ホーム	オアシスケア清水	—	—	うすきの里 谷山緑地苑	—
	1施設	—	—	2施設	—
認知症高齢者グループホーム	グループホーム 旭ヶ丘園	—	グループホームオ アシスケア草牟田 ふあんふあんテラ ス七福神	グループホームオ アシスケア吉野台	けあビジョンホー ム鹿児島
	1施設	—	2施設	1施設	1施設
小規模多機能 型居宅介護事 業所	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
看護小規模多 機能型居宅介 護事業所	看護小規模多機能 ホーム 和心	—	—	—	看護小規模多機能 型居宅介護事業所 みま森
	1施設	—	—	—	1施設
介護医療院	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
計	3施設	—	2施設	3施設	2施設

※ この他、2年度は、認知症高齢者グループホーム（1施設）の屋根及び外壁改修工事の補助、認知症高齢者グループホーム（1施設）の非常用自家発電設備整備の補助、特別養護老人ホーム（1施設）の給水設備整備の補助、地域密着型通所介護事業所（1施設）、認知症高齢者グループホーム（1施設）のブロック塀等改修

整備の補助、地域密着型特別養護老人ホーム（１施設）、認知症高齢者グループホーム（１施設）、有料老人ホーム（１施設）の簡易陰圧装置設置の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム１施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所２施設）を実施。

３年度は、有料老人ホーム（２施設）のスプリンクラー設備等整備の補助、特別養護老人ホーム（４施設）の非常用自家発電設備整備の補助、通所介護事業所（１施設）、認知症高齢者グループホーム（１施設）、有料老人ホーム（２施設）のブロック塀等改修工事の補助、特別養護老人ホーム（１施設）の多床室の個室化に要する改修工事の補助、施設開設準備経費に対する補助（看護小規模多機能型居宅介護事業所１施設）を実施。

４年度は、有料老人ホーム（１施設）のスプリンクラー設備等整備の補助、認知症高齢者グループホーム（１施設）の屋上防水及び外壁改修工事の補助、地域密着型特別養護老人ホーム（１施設）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（１施設）の非常用自家発電設備整備の補助、特別養護老人ホーム（１施設）の給水設備整備の補助、サービス付き高齢者向け住宅（１施設）の簡易陰圧装置設置の補助、認知症高齢者グループホーム（１施設）、有料老人ホーム（２施設）の家族面会室整備の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム３施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所１施設）を実施。

５年度は、特別養護老人ホーム（３施設）の非常用自家発電設備整備の補助、認知症高齢者グループホーム（３施設）、小規模多機能型居宅介護事業所（１施設）の簡易陰圧装置設置の補助、認知症高齢者グループホーム（２施設）の家族面会室整備の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム６施設、小規模な介護付きホーム２施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所２施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所２施設）を実施。

６年度は、介護医療院（１施設）のスプリンクラー設備等整備の補助、認知症高齢者グループホーム（１施設）の屋根改修工事の補助、特別養護老人ホーム（１施設）の非常用自家発電設備整備の補助、介護老人保健施設（１施設）のブロック塀等改修工事の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム２施設、小規模多機能型居宅介護支援事業所１施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所１施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所２施設）を実施。

(5) 社会福祉施設避難確保計画運用支援事業（令和５年度、市単独、1,886千円、長寿あんしん課）

《目 的》

災害時において、洪水浸水想定区域等に立地する高齢者福祉施設等の利用者が迅速に避難できるよう、施設等が作成する避難確保計画の運用支援を行う。

《事業内容》

- ① 避難確保計画の精査及び検証
- ② 防災知識の普及啓発
- ③ 避難の実効性を高めるための助言及び支援

6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（令和３年度、広域連合 10/10、2,536千円、長寿あんしん課）

《目 的》

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握や支援対象者の抽出を行うとともに、事業全体の企画・調整などを行う。

《事業内容》

- ① KDB等のデータを活用した地域の健康課題の分析、対象者の把握
- ② 医療関係団体等との連絡調整、協議会の開催

第4章 障害者の福祉

障害の重度化や高齢化、療育に関する認識の高まりなど、障害者のニーズは多様化しており、また、家族等への支援も重要となっている。また、障害に対するさらなる理解の促進に向けた啓発を行いながら、障害者の生活を制約している社会的障壁を取り除く必要がある。このような現状と課題を踏まえながら、障害の有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向け、障害者の自立及び社会参加の支援を行う。

《身体障害者手帳所持者数》

(令和7年3月31日現在)

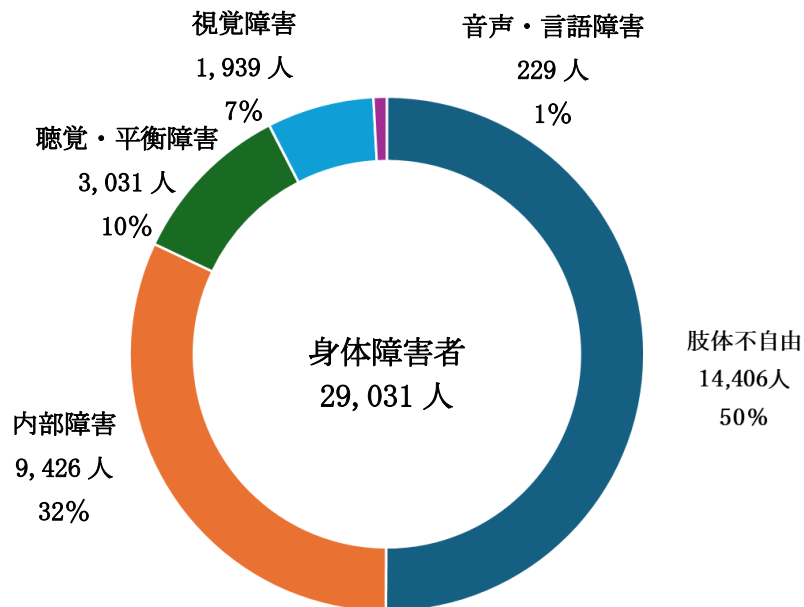
(単位：人)

障害別 級別	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡 障害	音声・言語 障害	内部障害	合 計
1 級	3,442(169)	729(5)	137(1)	7(0)	5,281(65)	9,596 (240)
2 級	3,537(85)	704(2)	611(42)	14(0)	136(0)	5,002 (129)
3 級	2,225(50)	96(1)	339(8)	122(0)	1,574(32)	4,356 (91)
4 級	3,125(12)	115(3)	833(9)	86(3)	2,435(6)	6,594 (33)
5 級	1,286(5)	217(3)	9(0)	0(0)	0(0)	1,512 (8)
6 級	791(3)	78(0)	1,102(19)	0(0)	0(0)	1,971 (22)
合 計	14,406(324)	1,939(14)	3,031(79)	229(3)	9,426(103)	29,031 (523)

※()内は18歳未満再掲

※2つ以上の障害がある場合は、主たる障害で、合計指数に応じた等級により計上

《身体障害者手帳所持者の障害別構成割合》



知的障害者（児）に一貫した指導助言を行うとともに、各種の支援制度を受けやすくするため療育手帳を県が交付している。

《療育手帳所持者数》

(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

A ₁	A ₂	A	B ₁	B ₂	B	計
1,521(221)	1,230(267)	9(0)	1,756(343)	2,662(1,090)	11(0)	7,189(1,921)

※()内は18歳未満再掲

1 障害者福祉施策に関する第五次障害者計画の推進

障害者を取り巻く環境は大きく変化してきており、多様化するニーズにきめ細かく対応するため、地域における生活の維持や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、様々な制度の見直しが図られている。

こうした社会情勢の変化に的確に対応するため、「第五次鹿児島市障害者計画」（令和5～9年度）に基づき、障害者の実態やニーズに即した施策を総合的・計画的に推進する。

（1）障害者施策推進協議会（平成6年6月、市単独、70千円、障害福祉課）

《目的》 関係行政機関相互の連絡を図り、障害者施策を推進する。

《委員の構成》 学識経験者7人、各行政機関関係者5人、計12人

（2）障害福祉計画等の策定・管理（平成18年度、市単独、296千円、障害福祉課）

障害者基本法に基づく市町村障害者計画である第五次鹿児島市障害者計画（令和5～9年度）並びに障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画（令和6～8年度）を推進し進行管理を行う。

《概要》

① 第五次鹿児島市障害者計画

ア 根拠：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」

イ 内容：本市の障害者施策を推進するための計画として、施策の基本的方向を示す

ウ 計画期間：令和5～9年度

② 鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画

ア 根拠：障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」

「第五次鹿児島市障害者計画」の数値目標や提供方法を定める実施計画と位置付ける。

イ 内容：障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画

ウ 計画期間：令和6～8年度

（3）障害者自立支援協議会（平成20年度、障害福祉課）

《目的》

① 鹿児島市障害者相談支援事業の適切な実施及び関係機関との連携強化等を推進する。

② 鹿児島市障害者計画及び鹿児島市障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及び進行管理を行うにあたり、学識経験者等の意見を反映させるために協議する。

《委員の構成》 学識経験者等26人、行政機関関係者4人、計30人

2 障害者の社会参加

（1）身体障害者手帳交付事業（平成8年度、市単独、18,757千円、障害福祉課）

《目的》

補装具費、更生医療費の支給、身体障害者施設の入所等身体障害者福祉法や、障害者総合支援法上の各種の援助を受ける場合をはじめとして、税の控除、旅客鉄道運賃の割引等各種の制度を活用するため、身体障害者であることの証票として身体障害者手帳を交付する。

《事業内容》

身体障害者福祉法に基づき、視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害があるため、日常生活に著しく支障のある者に対し、身体障害者手帳を交付する。

《身体障害者手帳交付状況》

(単位：件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
交付件数	2,884	3,705	3,453	3,219	3,166

- (2) 友愛バス交付事業 (身障 昭和 46 年 10 月、市単独、障害福祉課)
 (原爆 平成元年 4 月、市単独、障害福祉課)
 (知障 平成 3 年 4 月、市単独、障害福祉課)
 (精障 平成 10 年 4 月、市単独、障害福祉課) (合計 343,057 千円)

《目 的》

障害者（児）が、市電、バス等を利用する場合に、無料で利用できるパスカードを交付することにより、生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図る。

《対象者》

6 歳以上の障害者で、次の者

- ① 1 級から 4 級までの身体障害者手帳の所持者（ただし、4 級の身体障害者手帳の所持者にあつては、65 歳以上の者に限る。）
- ② 療育手帳の交付を受けている者
- ③ 原爆被爆者援護法に基づく原爆被爆者諸手当の受給者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

《事業内容》

鹿児島市域の市電・市バス・民営バス・桜島フェリーを無料で利用できる友愛バスを交付する。

《交付状況》

(単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
身体障害者	9,760	9,672	9,569	9,570	9,627
原爆被爆者	101	95	90	84	80
知的障害者	3,483	3,636	3,758	3,979	4,203
精神障害者	5,775	6,124	6,461	6,868	7,367
計	19,119	19,527	19,878	20,501	21,277

- (3) 友愛タクシー券交付事業 (身障 平成 4 年 7 月、市単独、障害福祉課)
 (知障 平成 4 年 7 月、市単独、障害福祉課)
 (精障 平成 10 年 4 月、市単独、障害福祉課) (合計 81,109 千円)

《目 的》

重度障害者（児）が、タクシーを利用する場合に、その運賃の一部を補助することにより、生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図る。

《対象者》

重度障害者（敬老又は友愛バスの交付を受けている者を除く）で、次の者

- ① 身体障害者手帳の所持者で、障害の程度が視覚障害 1～2 級、内部障害 1 級、体幹機能障害 1～3 級又は下肢機能障害 1～4 級（ただし、4 級は 65 歳以上）の者
- ② 療育手帳の所持者で、障害の程度が A₁、A₂ 又は A の者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者

《事業内容》

タクシー券（200 円券）を年間 70 枚交付する。（ただし、年度の途中において交付する場合は、申請のあった月に応じた枚数を交付する。）

《交付状況》

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
交付者数 (人)	身体障害者	9,177	8,994	8,756	8,608	8,429
	知的障害者	711	711	688	685	685
	精神障害者	66	69	59	66	66
	計	9,954	9,774	9,503	9,359	9,180

(4) 福祉有償運送 (平成 18 年 4 月、障害福祉課)

《目 的》

単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な者に対し、通院・通所等において個別輸送サービスを行い、移動困難者の安全や利便性の確保を図り、福祉の増進に資する。

《対象者》

事業所への事前登録をし、次のいずれかに該当する者

- ① 視覚障害 1 級及び 2 級の者、下肢障害 1 ～ 4 級の者（ただし、4 級は 65 歳以上の者）、体幹機能障害 1 ～ 3 級の者、内部障害 1 級の者
- ② 要介護 1 以上の者
- ③ 療育手帳 A₁、A₂ 及び A の者、精神障害者保健福祉手帳 1 級の者
- ④ 視覚障害者を対象とした「同行援護」又は知的障害者や精神障害者を対象とした「行動援護」に係る介護給付費の支給決定を受けている者

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
登録事業者数	12	13	13	12	12
登録会員数(人)	665	662	585	576	551
総運行回数(回)	7,623	7,388	7,239	7,654	6,939

(5) ろうあ者福祉相談員設置事業 (昭和 43 年 10 月、市単独、3,707 千円、障害福祉課)

《目 的》 重度聴覚障害者の相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その自立と社会参加の促進を図る。

《相談員》 1 人

《事業内容》 重度聴覚障害者の各種行政手続や生活相談等に応じ、適切な助言及び指導を行う。

《実施状況》 (単位：件)

年度	障害福祉関係	職 業	医 療 保 健	生 活 全 般	そ の 他	計
2	137	14	119	193	444	907
3	141	21	73	136	426	797
4	148	18	81	86	603	936
5	136	16	79	102	525	858
6	141	22	77	154	422	816

※「手帳補装具」から「障害福祉関係」へ項目の変更（令和 2 年度～）

(6) 相談等業務委託事業 (平成 8 年度、市単独、1,201 千円、障害福祉課)

《目 的》

身体障害者、知的障害者本人又は保護者等からの相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に対する協力や地域活動を通し、障害者福祉の増進を図る。

《業務内容》

① 身体障害者相談業務

身体障害者のうちから適当と認められる者に対し、次のような業務を委託して行う。

ア 身体障害者地域活動の中核となり、その活動の推進を図る。

イ 身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行う。

ウ 身体に障害のある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力する。

エ 身体に障害のある者に対する国民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図り援護思想の普及に努める。

オ ア～エに付帯する業務を行う。

② 知的障害者相談業務

知的障害者の保護者である者のうちから適当と思われる者に対し、次のような業務を委託して行う。

ア 知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

イ 知的障害者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡する。

ウ 知的障害者に対する援護思想の普及に努める。

《相談員数》 身体障害者相談員 40人 知的障害者相談員 9人

《相談件数》

①身体障害者相談件数

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件 数	2,883	1,982	1,520	1,553	1,525

②知的障害者相談件数

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件 数	448	390	188	219	152

(7) ナイスハート支援事業 (平成24年度、市単独、200千円、障害福祉課)

《目 的》

障害者施設の生産物の販売等を促進するとともに市民への啓発を行い、障害者の生産意欲の向上を図る。

《事業内容》

障害者施設の生産物の販売等を促進するための広報等の経費に対し助成する。

① 助成先 物品の加工・販売等を行う障害福祉サービス事業所で構成する団体

② 広報内容 生産物(木工品、パン、菓子等)やレストラン等の案内

③ 広報方法 ホームページ等

(8) 補装具費支給事業 (昭和25年度、国1/2 県1/4 市1/4、151,945千円、障害福祉課)

《目 的》

身体障害者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、失われた身体機能を代替・補完し、かつ長期間にわたり継続して使用する補装具を購入・修理するための費用を支給し、対象者の日常生活や社会生活の向上を図る。

《対象者》 身体障害者手帳所持者及び難病患者等

《実施状況》

(単位：件)

補装具	年度	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義手		4	1	6	1	4	2	3	2	4	2
義足		15	21	17	39	13	25	10	29	17	32
装具		267	46	191	25	192	39	237	30	192	33
姿勢保持装置		—	—	—	—	—	—	—	—	78	38
車椅子		134	165	108	119	78	164	96	123	97	127
電動車椅子		13	83	8	83	6	63	13	60	11	68
視覚障害者安全つえ		67	0	35	0	72	0	66	0	70	0
義眼		0	0	0	0	1	0	3	0	6	0
眼鏡		40	2	50	0	73	3	54	2	43	0
補聴器		315	190	371	180	313	184	326	186	301	161
人工内耳		—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
歩行器		13	2	9	2	14	1	13	3	13	0
歩行補助つえ		11	4	17	2	13	2	10	0	17	2
重度障害者用意思伝達装置		—	—	—	—	—	—	—	—	3	9
その他		139	65	121	45	125	44	113	62	29	7
合 計		1,018	579	933	496	904	527	944	497	881	489

※姿勢保持装置、人工内耳、重度障害者用意思伝達装置は5年度まではその他に計上。

※人工内耳は修理のみが補装具費の対象。

《本市独自の軽減措置》

対象者 補装具の交付・修理を受ける障害児

軽減内容 障害児の補装具費の支給に際し、利用者負担額の2分の1を助成する。

(9) 難聴児補聴器購入助成事業 (平成25年度、県1/2 市1/2、1,636千円、障害福祉課)

《目 的》

補聴器の装用による言語の習得、コミュニケーション能力の発達及び教育上必要な聴力の確保を図る。

《事業内容》

18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入、修理に要する費用の一部を助成する。

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支給件数 (件)	39	51	47	59	62
支給金額 (円)	1,652,876	1,224,017	1,125,264	2,226,611	2,175,626

(10) 日常生活用具給付事業 (昭和47年度、国1/2 県1/4 市1/4、141,971千円、障害福祉課、保健支援課)

《目 的》

在宅の重度障害者等が日常生活を営む上での不便を解消するために、用具を給付することにより、日常生活の利便を図り、福祉の増進に資する。

《対象者》

重度障害者等 (用具により対象者は異なる。)

《実施状況》

(単位：件)

区 分	年 度	2	3	4	5	6	区 分	年 度	2	3	4	5	6
便器		1	2	1	2	0	視覚障害者用拡大読書器		35	31	47	38	50
便器(手摺付)		1	0	0	0	0	聴覚障害者用屋内信号装置		14	13	7	3	5
特殊便器		9	2	2	4	2	聴覚障害者用通信装置		12	13	13	12	7
特殊マット		5	2	10	6	11	聴覚障害者用情報受信装置		0	2	1	0	2
特殊寝台		29	21	24	18	23	火災警報機		1	6	4	3	1
特殊尿器		0	0	0	0	1	透析液加温器		10	15	11	11	13
入浴担架		3	0	0	1	0	酸素ボンベ運搬車		0	0	0	0	0
体位変換器		9	2	13	4	4	ネブライザー		15	14	9	11	12
ポータブルレコーダー (盲人用テープレコーダー)		31	30	25	11	17	携帯用会話補助装置		1	4	6	4	3
視 覚 障 害 者用時計	音声式	25	36	27	36	19	入浴補助用具		34	27	30	27	30
	触読式	2	0	4	0	10	エアーパッド		2	10	4	10	5
点字ディスプレイ		5	1	5	6	3	移動用リフト		4	9	2	3	4
点字タイプライター		2	1	0	0	0	移動・移乗支援用具		22	20	16	18	26
電磁調理器		14	7	8	7	3	電気式たん吸引器		80	79	92	76	69
視覚障害者用体温計		22	27	22	21	14	発電機・バッテリー		15	7	11	11	12
情報・通信支援用具		21	19	19	15	22	歩行時間延長信号機 小型送信機		1	0	0	0	0
点字器		1	1	3	4	0	活字文書読み上げ装置		1	1	0	18	14
訓練用いす		0	0	0	0	0	居宅生活動作補助用具		10	11	13	11	11
頭部保護帽		14	16	19	19	13	歩行補助杖		12	9	2	9	10
音声 IC タブレコーダー		3	7	9	4	0	人工喉頭		10	9	6	5	7
点字図書		2	8	7	1	2	ストマ装具		10,291	10,392	10,316	10,373	10,104
視覚障害者用体重計		15	17	13	17	8	紙おむつ		1,614	1,722	1,678	1,759	2,304
自動消火器		1	0	1	0	0	収尿器		0	0	0	0	0
人工内耳用電池		68	147	125	109	89	洗腸器具		1	3	1	1	2
パルスオキシメーター		3	1	2	0	2	人工内耳用体外機		0	0	0	0	0
人工鼻		62	—	—	—	—	計		12,550	12,734	12,616	12,680	12,933

(11)-1 障害者社会参加促進事業（身体障害）（国 1/2 県 1/4 市 1/4、一部市単独、障害福祉課）

《目 的》

共生社会の理念の実現にむけて、障害者の需要に応じた事業を実施することにより、障害者の自立と社会参加を図る。

《事業内容及び実施状況》

① 手話奉仕員等養成事業

ア 手話奉仕員養成講座（入門・基礎）の実施（昭和 57 年度、4,966 千円）

イ 手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ・通訳Ⅱ・通訳Ⅲ）の実施（平成 4 年度、2,515 千円）

(単位：人)

講座の種類		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数
奉仕員養成	入門	74	53	115	88	102	73	107	77	84	65
	基礎	78	60	67	62	97	80	67	47	75	56
通訳者養成	通訳Ⅰ	28	27	29	26	23	21	30	29	28	26
	通訳Ⅱ	27	25	20	18	31	27	15	14	27	25
	通訳Ⅲ	23	18	25	24	19	19	16	16	14	14

※ 平成11年度までは市独自のテキスト、平成12年度からは厚生労働省のカリキュラムに準じたテキストにより実施。

② 手話通訳者設置事業 (昭和53年度、24,425千円)

手話通訳者を本庁及び各支所に設置。

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
身障福祉	651	757	857	862	781
職 業	129	102	81	93	33
医療保健	444	711	509	472	289
生活全般	680	554	575	292	396
その他	981	746	1,121	1,088	1,309
合 計	2,885	2,870	3,143	2,807	2,808

③ 自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業

ア 自動車運転免許取得費助成 (平成10年度、900千円)

身体障害者が自動車運転免許を取得するための経費の一部を助成

(助成額) 対象経費の2/3 (限度額10万円)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成者数(人)	7	7	8	6	3

イ 自動車改造費助成 (昭和53年度、1,442千円)

身体障害者が自ら使用する自動車改造に要する経費を助成

(助成額) 実費相当額 (限度額10万円)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成台数(台)	18	17	16	15	15

④ スポーツ大会開催事業 (960千円)

市身体障害者体育大会の開催

《実施状況》

令和6年11月23日(土)・24日(日) 参加者数 252人

⑤ 身体障害者1日レクリエーションの開催 (2,157千円)

《実施状況》

令和6年10月13日(日) 参加者数 101人

令和6年10月14日(月) 参加者数 175人

令和6年10月20日(日) 参加者数 54人

⑥ 手話通訳者等派遣事業（平成 14 年度、17,072 千円）

《目 的》

聴覚障害者等の要請に応じて手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

《対象者》 聴覚障害者及び音声機能又は言語機能に障害のある者

《費用負担》

ア 聴覚障害者個人からの要請にかかる謝金等は原則として市が負担

イ 団体等からの要請にかかる謝金等は要請者負担

(単位：件)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
個人	手話	2,822	2,653	2,752	2,620	2,234
	要約	82	88	74	41	64
団体	手話	858	825	556	493	459
	要約	202	218	311	347	359
合計	手話	3,680	3,478	3,308	3,113	2,693
	要約	284	306	385	388	423

⑦ 要約筆記者養成事業（平成 26 年度、674 千円）

《事業内容》

要約筆記者を養成することにより、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の福祉の向上を図る。

※厚生労働省の定めるカリキュラムによる養成講座を実施。

⑧ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成 26 年度、4,809 千円）

《事業内容》

視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者に対し、申請に応じて、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

⑨ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（令和 6 年度、隔年実施）

《事業内容》

盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者の社会参加の促進を図る。

※厚生労働省の定めるカリキュラム等による養成講座を実施。

⑩ 手話通訳者確保推進事業（令和 6 年度、713 千円）

《事業内容》

本市の手話通訳者を確保するため、手話通訳者全国統一模試対策に特化した講座を実施する。

(11)-2 障害者社会参加促進事業（知的障害）（国 1/2 県 1/4 市 1/4、一部市単独、1,029 千円、障害福祉課）

《目 的》

在宅の知的障害者の社会的な生活能力の向上を図るとともに、その自主的な社会活動を育成し、支援することにより、地域における知的障害者の自立と社会参加の一層の促進を図る。

《事業内容》

- ① レクリエーション教室開催事業
- ② ボランティア活動参加促進事業（地域の清掃、空き缶集め、草取り）
- ③ スポーツ大会開催事業（ふれあいスポーツ大会）

《実施状況》

(単位：人)

事業名	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
レクリエーション教室		253	134	329	227	311
ボランティア活動参加促進		170	304	274	32	37
ふれあいスポーツ大会		-	-	-	581	571

※令和2年度から4年度のふれあいスポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(12) 重度身体障害者ガソリン代等助成事業 (平成8年度、市単独、349千円、障害福祉課)

《目的》

重度身体障害者で、自ら自動車を運転することにより社会参加が可能で、かつ低所得者に対し自動車の燃料費の一部を助成することにより、社会参加を容易にし、自立を促進する。

《対象者》

下記のいずれにも該当する者

- ① 下肢又は体幹機能障害により身障手帳1級又は2級の所持者
- ② 自動車を所有し、自分で運転できる者
- ③ 市町村民税が非課税の者
- ④ 生活保護を受けていない者

《事業内容》

- ① ガソリン使用車 1L当たり40円(年間助成限度量 180L)
- ② 軽油使用車 1L当たり18円(年間助成限度量 180L)

《実施状況》

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成件数	61	55	54	51	51

(13) ゆうあい福祉バス運行事業 (平成9年度、国1/2 県1/4 市1/4、7,770千円、障害福祉課)

《目的》

障害者団体等からの要請に応じて、リフト付バスを運行し、障害者の各種研修会、講演会、スポーツ・レクリエーション等への参加を容易にすることによって、障害者の社会参加の促進を図る。

《対象者》 市内の障害者団体等

《事業内容》

- ① リフト付バス 1台
- ② 運行範囲 鹿児島県内(離島を除く)
- ③ 利用日及び時間 12月29日から翌年の1月3日までを除く日 午前9時30分から午後4時30分
- ④ 定 員 24人

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用団体(団体)	65	95	129	159	184
延利用人員(人)	2,166	3,264	4,984	5,510	6,668
運行距離(km)	6,624	10,001	13,764	17,349	20,447

(14) 移動支援事業 (平成18年10月、国1/2 県1/4 市1/4、297,956千円、障害福祉課、保健支援課)

《目的》

屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、外出のための支援を行うことにより、社会参加と自立を促進する。

《制度概要》

- ① 対象者
- ・身体障害者手帳 1 種または療育手帳の所持者
 - ・障害者総合支援法第 4 条第 1 項及び第 2 項で定める治療方法が確立していない疾病及びその他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で、屋外での移動に困難がある者。
 - ・精神障害者のうち障害支援区分が区分 1 以上の方で、かつ「行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準表」において 5 点以上の方
 - ・65 歳到達前の過去 5 年間継続して移動支援の決定を受けていた者。
- ※重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者は対象外。
- ② 利用料
- | | | |
|-----------------------|-----------|----------------|
| 1 日の利用で 15 分以上 45 分未満 | 身体介護を伴う | 100 円 |
| | 身体介護を伴わない | 37.5 円（端数切り捨て） |
| 以降 30 分ごとに | 身体介護を伴う | 100 円 |
| | 身体介護を伴わない | 37.5 円（端数切り捨て） |
- （生活保護受給者、市町村民税非課税世帯に属する者は無料）
- ③ 基本時間 15 時間／月
- ④ 利用方法 申請により「受給者証」を取得し取扱事業所に提示して利用する。

《利用状況》

		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
延利用者数 (人)	身体介護を伴う	4,014	4,179	4,009	4,242	4,468
	身体介護を伴わない	840	894	948	875	857
	小計	4,854	5,073	4,957	5,117	5,325
延利用時間 (時間)	身体介護を伴う	60,360	57,891	58,506.5	65,472	69,236
	身体介護を伴わない	6,754	6,767	8,215.5	8,482.5	8,885
	小計	67,114	64,658	66,722	73,954.5	78,121

(15) チャレンジ大賞表彰事業（平成 25 年度、市単独、365 千円、障害福祉課）

《目 的》

障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加と自立支援の促進を図る。

《事業概要》

様々な分野において、前向きに取り組んでいる障害者個人や団体及び障害者の方々を積極的に支援している個人等を表彰する。

(16) 更生訓練費支給事業（平成 18 年度、市単独、7,885 千円、障害福祉課、保健支援課）

《目 的》

就労移行支援又は自立訓練（機能訓練、生活訓練）を利用している障害者に対し、当該訓練をより効果的に受けることが出来るようにすることを目的とする。

《対象者》

就労移行支援又は自立訓練を行う事業を利用している者であり、市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者。

《実施状況》

（単位：人）

年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
延利用者数	2,773	2,582	2,291	2,409	2,744

(17) 各種団体に対する補助金事業 (市単独、2,125千円、障害福祉課)

《目的》

各種福祉団体に対し助成を行い、その活動を活性化することにより、福祉の増進を図る。

《事業内容》

鹿児島市身体障害者福祉協会等への助成

3 生活環境の整備

「鹿児島県福祉のまちづくり条例」(平成12年度から実施)に基づき、障害者等に配慮した生活環境の整備並びにまちづくりを推進するため、不特定多数の者の利用に供する施設のうち、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容についての届出を受理する。また、整備基準に適合していることを証する証票の交付の請求を受理し、適合しているものに対し交付する。

なお、平成9年度施行した「鹿児島市福祉環境整備指針」は県条例の適用を受けない範囲にある建築物の協議等を行っている。

《実施状況》

(単位：件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①届出受理件数	56	63	68	56	54
②協議件数	20	19	14	3	6

※表中①は、「鹿児島県福祉のまちづくり条例」適用 ②は、「鹿児島市福祉環境整備指針」適用

4 在宅福祉の充実

(1) 訪問入浴事業 (昭和49年9月、国1/2 県1/4 市1/4、40,434千円、障害福祉課)

《目的》

自力及び家族の介助で入浴が困難な重度身体障害者等の家庭に移動浴槽車を派遣し、重度身体障害者等の保健衛生の向上並びに家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

《対象者》

65歳未満のねたきりの状態にある重度身体障害者(児)等で、家族の介助だけでは入浴することができない次の者

- ① 身体障害者手帳1級又は2級の者
- ② 知能指数35以下の者

《事業内容》

- ① 利用回数等 1ヶ月につき6回以内
- ② 利用者負担 無料

《実施状況》

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延利用者数	3,379	3,266	3,050	3,386	2,966

(2) ゆうあい訪問給食事業 (平成12年7月、国 一部、43,957千円、障害福祉課)

《目的》

重度身体障害者の独居世帯等を訪問し、食事を提供することにより、栄養及び献立等の面で単調になりがちな食生活を改善し、障害者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。

《対象者》

- ① 昼食

本市に居住する独居の重度身体障害者(1・2級)及び重度身体障害者だけの世帯の者で、調理が困難な者

② 夕食

昼食の配食を週6回受ける者で、夕食の配食も週6回必要な者

《事業内容》

① 利用回数等 昼食（週6回以内） 夕食（週6回）

② 利用者負担 1食400円（住民税非課税世帯の者及び生活保護受給者は200円）

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延利用者数(人)	2,783	2,784	3,118	3,391	3,971
延利用回数(食)	58,634	61,207	63,285	62,794	63,372

（３） 地域活動支援センター事業 （平成18年10月、国1/2 県1/4 市1/4、154,365千円、障害福祉課、保健支援課）

《目 的》 障害者の健全で安らかな日常生活の安定を図る。

《対象者》 在宅の障害者手帳所持者等

《事業内容》

障害者等について、地域活動支援センターその他の施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の援助をし、障害者の地域生活支援の促進を図る。

① 地域活動支援センターⅠ型 かけはし、ひだまり、サポートやすらぎ、クリニックハウス

② 地域活動支援センターⅡ型 たんぽぽ、ドリーム、さをり工房うね～ぶ、結い愛の郷、とんぼ

③ 地域活動支援センターⅢ型 ゆうあい館、きずな館

《利用者負担》 無料（ただし、食事代は実費、住民税非課税世帯については助成有り）

《実施状況》

年 度	延利用者数(人)				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地域活動支援センター(Ⅰ型)	28,632	24,133	25,280	27,872	27,333
地域活動支援センター(Ⅱ型)	20,696	17,366	16,374	14,369	13,596
地域活動支援センター(Ⅲ型)	5,426	4,848	6,008	5,595	5,415

（４） 日中一時支援事業 （平成18年10月、国1/2 県1/4 市1/4、33,545千円、障害福祉課、保健支援課）

《目 的》

障害者（児）を介護する方の生活支援及び障害者（児）の日中活動の場を確保するために、障害者（児）を一時的に施設が預かり、障害者（児）を持つ家庭の安定した生活を保障する。

《対象者》

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス「短期入所」の支給決定を受けている障害者及び障害児

《事業内容》 基本時間 30時間/月

《利用料》

1時間当たり 30円（医療型は40円）、（生活保護受給者、市町村民税非課税世帯に属する者は無料）

《実施状況》

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延利用人数(人)	3,239	3,365	3,146	3,645	3,585
延利用時間(時間)	61,781	59,509	52,052	60,205	50,978

（５）福祉ホーム事業（平成 10 年 8 月、国 1/2 県 1/4 市 1/4、9,801 千円、障害福祉課）

《目 的》

日常生活に支障のある障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホームを運営する社会福祉法人に運営費の一部を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

※20 年度からは、国の制度改正に伴い、従前の補助基準額÷定員×本市の出身者数を補助している。

《対象施設》

名 称	所 在 地	定 員	補助対象者
自立ホームゆめの里	川上町 680-3	11 人	11 人
福祉ホームむぎのめの里	川上町 1862-1	10 人	9 人
福祉ホームこかげの里	川上町 685-12	14 人	9 人
福祉ホームつわぶきハウス	犬迫町 8032-2	8 人	1 人

（６）身体障害者福祉電話設置事業（平成 5 年度、市単独、772 千円、障害福祉課）

《目 的》

在宅の重度身体障害者に福祉電話を貸与することにより、難聴者又は外出困難な重度身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るとともに、電話による安否の確認や各種の相談に応じ、もって重度身体障害者の福祉の増進を図る。（令和 7 年度から新規受付を終了）

《対象者》 下記の全ての要件に該当する者

- ① 難聴者又は外出困難な重度身体障害者（１～２級）
- ② 電話を設置していない市町村民税非課税の 65 歳未満の者（ひとり暮らし又は障害者のみの世帯）

《費用負担》 取付費、基本料金は市が負担。通話料は本人負担

《実施状況》

（単位：台）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7. 3. 31 現在設置台数
設置台数	1	2	0	0	0	32

（７）ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業（平成 25 年 4 月、市単独、2,695 千円、障害福祉課）

《目 的》

在宅のひとり暮らし障害者等に対して、緊急通報装置を設置することにより、急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。

《対象者》

- ① 65 歳未満のひとり暮らし重度身体障害者（身体障害者手帳 1・2 級）世帯
- ② 65 歳未満の重度身体障害者（身体障害者手帳 1・2 級）のみの世帯
- ③ ②に準ずる世帯（65 歳未満の重度身体障害者と重度知的障害者との同居など）

《事業内容》

急病などの緊急時に、押しボタンやセンサーの通知により委託先の警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行う。

《費用負担》 ① 生活保護受給世帯、市民税の所得割を課税されている者がいない世帯 無料

② 市民税の所得割が課税されている者がいる世帯 月額 1,000 円

《実施状況》

（単位：台）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
稼働台数	36	38	37	35	34

(8) 在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業（平成13年4月、市単独、2,186千円、障害福祉課）

《目 的》

在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用している重度呼吸器機能障害者に対して、これらの機器に係る電気料金の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。

《対象者》 下記のすべての要件に該当する者

- ① 呼吸器機能障害1級又は3級の者又はこれに準ずる者で特に市長が認める者
- ② 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用する者
- ③ 生計中心者の市町村民税が非課税の者

《助成額》 月額 2,000円

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数(人)	111	114	116	116	113
助成月数(月)	1,060	1,107	1,175	1,085	929

(9) 重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業（平成8年7月、市単独、11,773千円、障害福祉課）

《目 的》

在宅又は病院等で、紙おむつ等を使用している重度心身障害者（児）に対し、紙おむつ購入費等を助成し、重度心身障害者（児）の福祉の向上及びその世帯の経済的負担の軽減を図る。

《対象者》 下記のすべての要件に該当する者

- ① 3歳以上の身体障害者手帳1級もしくは2級を所持する肢体不自由者（児）、または療育手帳A₁、A₂もしくはAの所持者
- ② 生計中心者の市町村民税が非課税の者（生活保護世帯又は65歳以上で住民税非課税世帯を除く。）

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認定者数(人)	401	382	399	374	357
支給件数(件)	1,001	1,024	1,011	1,009	888

(10) 重度身体障害者理髪・美容サービス事業（平成6年8月、市単独、1,495千円、障害福祉課）

《目 的》

外出困難な重度身体障害者の家庭に理容・美容業者を派遣して理髪・美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

《対象者》

- ① 65歳未満で外出困難な肢体不自由1級の者
- ② 外出困難な視覚障害1級の者
- ③ 在宅であること（施設入所者、長期入院は不可）

《事業内容》

重度身体障害者の自宅に、理容業者又は美容業者を派遣し、理髪サービス又は美容サービスを行う。

- ① 利用回数 1人年3回（8月以降の申請者は年2回、12月以降の申請者は年1回）
- ② 利用料 無料

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者数(人)	105	115	123	140	142
利用回数(回)	251	295	316	332	361

(11) 重度身体障害者住宅改造費助成事業（平成9年度、市単独、12,501千円、障害福祉課）

《目 的》

重度身体障害者の在宅での生活を支援するため、住宅改造に必要な経費の一部を助成し、生活環境の整備を図る。

《対象者》

重度身体障害者又はその同居者で、課税所得金額の合計が330万円以下の世帯

《助成額》

対象経費に2分の1を乗じた額（上限額：500,000円）

《実施状況》（単位：件）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成件数	46	45	38	26	22

(12) 児童発達支援事業専門員加算等補助金（昭和51年度、市単独、42,420千円、障害福祉課）

《目 的》

在宅で児童発達支援事業所へ通所する心身障害児又は重症心身障害児に対し、日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の早期療育を行うことにより各自の能力に応じた発達を支援する。

《事業内容》

児童福祉法に規定する児童発達支援のうち、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、児童発達支援センターについて、より質の高い訓練や指導のほか専門的な個別指導や、その家族に対する心理的サポートを含む総合的な療育指導を行う事業所に対して、専門指導員等の経費の一部を助成する。

看護師等を雇用し重症心身障害児が通う事業所に対し、その経費の一部を助成する。

《対象事業所数》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象事業所数	102	111	40	44	35

(13) 発達障害児等家族支援補助事業（令和元年度、市単独、3,483千円、障害福祉課）

《目 的》

発達障害児等が地域からの孤立や児童虐待につながらないように、保護者が楽しく子育てに臨める自信を持たせるため、事業所が行う家族支援に対し補助を行い、療育の質の向上を図る。

《事業内容》

児童発達支援事業所等が、通所している発達障害児等の保護者に対して、グループ講習等の集団支援を実施した場合に、経費の一部を助成する。

《対象事業所数》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象事業所数	29	29	30	30	12

(14) 障害児地域療育等支援事業（平成8年度、市単独、4,727千円、障害福祉課）

《目 的》

在宅障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、県が指定した支援施設の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図る。

《事業内容》

① 障害児等療育支援事業

実施施設 計 11 ヶ所

やまびこ医療福祉センター（鹿児島市）、生活支援センターふれあい（伊佐市）、相談支援事業所なんさつ（南九州市）、生活支援センターさちかぜ（姶良市）、あいわの里相談支援センター（阿久根市）、あかつき学園（中種子町）、チャレンジサポート奄美（奄美市）、こども発達支援センターめぶき園（肝付町）、薩摩川内市子ども発達支援センターつくし園（薩摩川内市）、そお地区障がい者等基幹相談支援センター（志布志市）、相談支援事業所たんぼぼ（霧島市）

ア 在宅支援訪問療育指導事業（巡回による各種の相談・指導、訪問による健康診査）

イ 在宅支援外来療育指導事業（外来の方法による各種の相談・指導）

ウ 施設支援一般指導事業（児童発達支援事業所及び保育所等の職員に対する療育に関する技術の指導）

② 地域療育等支援事業

相談員を配置し、在宅療育その他障害者福祉に関する各般の障害児（者）・家族等からの相談に応じるとともに、各種福祉サービスの提供の援助、啓発活動等を行う事業を委託する。

実施施設 やまびこ医療福祉センター

(15) 成年後見制度利用支援事業（知的障害者・精神障害者） （平成 14 年度、国 1/2 県 1/4 市 1/4、6,138 千円、障害福祉課、保健支援課）

《目 的》

身寄りのない知的障害者・精神障害者で、後見開始の審判を申立てる者がいない者のために、本市が審判の申立てを行うほか、その申立て費用を負担し、判断能力の不十分な者の保護を図るほか、後見人報酬の助成等を行う。

《対象者》 知的障害者・精神障害者

《事業内容》

家庭裁判所に後見の開始の申し立てを行い、審判の手続きが行われた後、成年後見人を選任してもらう。

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
申立件数(人)	6	1	0	3	6
報酬助成件数(件)	35	39	34	42	43

(16) 鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業 （平成 24 年度、国 1/2 県 1/4 市 1/4、一部市単独、41,920 千円、障害福祉課）

《目 的》

障害者（児）及びその家族等からの総合的な相談業務について、ワンストップ化を図り、情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他障害者虐待防止センターの機能を備えた、本市の相談支援の拠点となる障害者基幹相談支援センターを運営する。

《事業内容》

総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・差別解消）及び成年後見制度利用支援事業を実施。

① 身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応

② 障害者虐待防止センターの役割など

(17) 地域生活支援拠点事業（平成 29 年度、国 1/2 県 1/4 市 1/4、9,276 千円、障害福祉課）

《目 的》

地域で生活する障害者の不安の解消を図り、障害者及び家族が安心して生活できるよう支援することにより、障害のある人もない人も共に地域で生活できる社会の推進に寄与する。

《事業内容》

- ① 24 時間 365 日の緊急対応（相談、受入れ）
- ② 施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して当拠点やグループホーム等において地域生活の体験の場を提供

上記事業を行うため、拠点の機能を中核的に担う施設に対して、居室の確保及びコーディネーター配置を行う。
(29 年 10 月開設)

(18) 障害者相談支援等事業（身体障害・知的障害・精神障害）（平成 18 年度、市単独、59,449 千円、障害福祉課、保健支援課）

《目 的》

在宅で生活している障害者やその家族を対象に、地域で生活を送るうえで必要な各種福祉サービスなどの活用について相談を受け、助言や利用援助等を行い、障害者の地域における生活を支援する。

《事業内容》

電話・来所・訪問等による相談、相談会・講習会の開催、一時保護

(19) 障害福祉サービス事業所等サポート事業（令和 3 年度、国 10/10、5,367 千円、障害福祉課）

《目 的》

福祉・介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得を促進するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度に係る審査体制を確保し、当該制度を円滑に実施する。

《事業内容》

- ① 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導等
福祉・介護職員等処遇改善加算の認知度向上や、各事業所による申請へのサポート体制を構築することにより、市内事業所における加算の取得促進を図る。
- ② 障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保
会計年度任用職員を雇用し、障害福祉サービス等情報公表制度の審査を行う。

5 保健・医療・手当等の充実

(1) 自立支援医療費（更生医療）支給事業（昭和 24 年度、国 1/2 県 1/4 市 1/4、1,029,467 千円、障害福祉課）

※平成 18 年 9 月までは更生医療給付事業

《目 的》

身体障害者の障害を除去又は軽減するために必要な医療費（更生医療費）を支給することにより、身体障害者の職業能力を増進し、日常生活を容易にする。

《対象者》

18 歳以上の身体障害者手帳所持者

《事業内容》

身体障害者の更生のために必要な医療（人工透析、心臓手術等）に係る費用の一部または全部を支給する。

《実施状況》

年度	障害区分	延件数(件)	医療費総額(円)	更生医療の対象となる額	
				公費負担額(円)	自己負担額(円)
2年度	心臓	124	334,600,433	59,667,884	654,669
	じん臓	10,687	2,304,387,234	1,023,780,506	21,485,885
	肢体不自由ほか	881	267,471,912	52,816,718	3,971,514
	計	11,692	2,906,459,579	1,136,265,108	26,112,068
3年度	心臓	103	260,976,257	29,521,837	696,441
	じん臓	10,843	2,267,082,112	1,017,407,828	22,339,659
	肢体不自由ほか	976	287,908,292	67,794,926	4,640,339
	計	11,922	2,815,966,661	1,114,724,591	27,676,439
4年度	心臓	83	226,085,410	39,230,348	416,976
	じん臓	10,772	2,243,999,503	1,038,336,044	22,296,649
	肢体不自由ほか	1,024	292,672,050	64,267,251	5,036,749
	計	11,879	2,762,756,963	1,141,833,643	27,750,374
5年度	心臓	111	272,398,688	22,248,129	652,636
	じん臓	10,508	2,167,275,662	969,772,149	22,440,091
	肢体不自由ほか	1,102	320,756,956	74,070,722	5,613,848
	計	11,721	2,760,431,306	1,066,091,000	28,706,575
6年度	心臓	102	229,243,362	19,856,955	-1,343,022
	じん臓	10,178	2,078,634,155	953,947,841	17,447,177
	肢体不自由ほか	1,030	298,340,050	62,687,738	5,169,150
	計	11,310	2,606,217,567	1,036,492,534	21,273,305

(2) 重度心身障害者等医療費助成事業 (昭和49年7月、県1/2 市1/2、1,876,512千円、障害福祉課)

《目的》

重度心身障害者、重度心身障害児及び重複障害者に、医療費を助成し、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図る。

《対象者》

- ① 身体障害者手帳1級又は2級所持者で、1歳以上の者
- ② 知能指数35以下の知的障害者で、1歳以上の者
- ③ 身体障害者手帳3級を所持し、かつ知能指数36以上50以下の者で1歳以上のもの(重複障害者)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者(通院医療費のみ)

※ 所得制限あり

《実施状況》

(単位：件、円)

年度 保険	国保・社保		後期高齢		合 計	
	件 数	助成金額	件 数	助成金額	件 数	助成金額
2	190,085	1,116,223,733	149,487	591,896,535	339,572	1,708,120,268
3	193,565	1,120,287,633	151,375	593,829,708	344,940	1,714,117,341
4	193,411	1,100,431,582	149,419	575,708,536	342,830	1,676,140,118
5	193,164	1,097,949,252	150,487	588,186,342	343,651	1,686,135,594
6	191,195	1,032,535,427	156,821	582,052,168	348,016	1,614,587,595

※令和6年7月診療分から、受給資格者証を医療機関窓口へ提示することで、保険診療により支払った医療費の自己負担額が助成される自動償還払い方式に変更。

(3)-1 市民福祉手当（重度障害者手当）支給事業（昭和49年度、市単独、390,534千円 重度障害児手当を含む、障害福祉課）

《目 的》

重度障害者に市民福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

《支給要件》

10月1日現在で本市に引き続き1年以上居住（住民登録）し、次のいずれかに該当する20歳以上の者

- ① 身体障害者手帳1級又は2級の者
- ② 療育手帳A₁、A₂又はB₁の者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の者
- ④ 前記①～③に準ずる程度の障害のある者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 福祉施設に措置入所、又は入所して施設支援を受けているとき
- ② 病院に入院措置されているとき
- ③ 国の特別障害者手当又は経過的福祉手当を受給しているとき
- ④ 当該年度に係る自らの重度障害児手当（市民福祉手当）を受給できるとき

《支給額等》（令和7年4月1日現在）

資格認定日	毎年10月1日（申請は原則として10月中）
支 給 額	1人につき年額24,000円
支 給 日	原則として毎年12月20日

《支給状況》（単位：人）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数	15,043	15,308	15,288	15,429	14,934

(3)-2 市民福祉手当（重度障害児手当）支給事業（昭和45年度、市単独、重度障害者手当に含まれる、障害福祉課）

《目 的》

重度障害児に市民福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

《支給要件》

4月1日現在で本市に引き続き1年以上居住（住民登録）し、次のいずれかに該当する20歳未満の児童の保護者

- ① 身体障害者手帳1級又は2級の者
- ② 療育手帳A₁、A₂又はB₁の者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の者
- ④ 前記①～③に準ずる程度の障害のある者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 福祉施設に措置入所、又は入所して施設支援を受けているとき
- ② 病院に入院措置されているとき
- ③ 国の障害児福祉手当を受給しているとき

《支給額等》 (令和7年4月1日現在)

資格認定日	毎年4月1日(申請は原則として4月中)
支給額	1人につき年額24,000円
支給日	原則として毎年5月20日

《支給状況》 (単位:人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数	516	487	558	527	605

(4) 特別障害者手当 (昭和61年度、国3/4 市1/4、389,983千円(障害児福祉手当・経過福祉手当を含む、障害福祉課))

《目 的》

障害者の所得保障の一環として障害者の自立生活の基盤を確立するため、在宅の特別障害者に対し、著しく重度の障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給し、特別障害者の福祉の増進を図る。

《支給要件》

著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 障害者支援施設等の福祉施設に入所しているとき
- ② 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院したとき
- ③ 所得が一定の額を超えるとき

《支給額等》 (令和7年4月1日現在)

支給額	月額29,590円
支給月	毎年2月・5月・8月・11月の4回

《支給状況》 (単位:人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数	764	813	857	955	1,063

(5) 障害児福祉手当 (昭和61年度、国3/4 市1/4、特別障害者手当に含まれる、障害福祉課)

《目 的》

20歳未満の重度障害児に障害児福祉手当を支給することにより、これら重度障害児の福祉の増進を図る。

《支給要件》 重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ② 肢体不自由児施設等の福祉施設に入所しているとき
- ④ 所得が一定の額を超えるとき

《支給額等》 (令和7年4月1日現在)

支給額	月額16,100円
支給月	毎年2月・5月・8月・11月の4回

《支給状況》 (単位:人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数	331	337	354	365	366

(6) 経過的福祉手当 (昭和 61 年度、国 3/4 市 1/4、特別障害者手当に含まれる、障害福祉課)

《経 緯》

昭和 61 年 3 月 31 日に廃止された従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当や障害基礎年金を受給できない者に対して、経過措置による福祉手当を支給することとしたもので、新規の取扱いはない。

《支給要件》

- ① 昭和 61 年 3 月 31 日において、20 歳以上であること
- ② 昭和 61 年 4 月 1 日において従前の福祉手当の受給資格を有すること
- ③ 特別障害者手当、障害基礎年金又は各種障害年金を受けていない者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ② 障害者支援施設等の福祉施設に入所しているとき
- ③ 所得が一定の額を超えるとき

《支給期間》

施行日以降、引き続き（旧法による）福祉手当の支給要件に該当する間

《支給額等》 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給額	月額 16,100 円
支給月	毎年 2 月・5 月・8 月・11 月の 4 回

《支給状況》 (単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受給者数	14	13	11	8	8

《所得制限限度額表》

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に適用

扶養親族数	本 人	配偶者及び扶養義務者
0 人	3,661,000 円	6,287,000 円
1 人	4,041,000 円	6,536,000 円
2 人	4,421,000 円	6,749,000 円
3 人	4,801,000 円	6,962,000 円
4 人	5,181,000 円	7,175,000 円
5 人目以降	1 人増すごとに 380,000 円を加算	1 人増すごとに 213,000 円を加算

(7) 心身障害者扶養共済制度 (昭和 45 年度、県委託金、8,903 千円、障害福祉課)

《目 的》

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は重度障害の状態となった後の心身障害者に年金を支給し、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資する。

《対象者》 心身障害者の保護者で、市内に住む 65 歳未満の健康な者

《事業内容》

- ① 実施主体 鹿児島県
- ② 心身障害者 ア 知的障害者
イ 身体障害者手帳の 1 級から 3 級の手帳所持者
ウ 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度がア又はイに掲げる者と同程度と認められるもの

③ 加入限度 心身障害者 1 人につき 2 口まで

④ 掛金月額 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

加入時の年齢 (毎年 4 月 1 日現在)	既加入者の掛金月額(円)	平成 20 年 4 月 1 日以降に新たに加入者となる方の掛金月額(円)
35 歳未満の者	5,600	9,300
35 歳以上 40 歳未満の者	6,900	11,400
40 歳以上 45 歳未満の者	8,700	14,300
45 歳以上 50 歳未満の者	10,600	17,300
50 歳以上 55 歳未満の者	11,600	18,800
55 歳以上 60 歳未満の者	12,800	20,700
60 歳以上 65 歳未満の者	14,500	23,300

※生活保護世帯・市民税非課税世帯については減免措置がある。

⑤ 年金月額 1 口につき 20,000 円

《加入状況》 (各年度 3 月末現在) (単位：件)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
加 入 者	生 活 保 護 世 帯	1	1	0	1	0
	市民税非課税世帯	8	8	8	7	4
	一 般 世 帯	33	33	32	36	31
	掛 金 免 除 者	121	112	102	97	90
	計	163	154	141	139	125
年 金 受 給 者		284	292	295	291	286

6 福祉施設の充実

(1) 心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）管理運営 (昭和 62 年度、市単独、92,501 千円、障害福祉課)

《目 的》

心身障害者に対して、自立活動を助け、ふれあいを深め及び生きがいを高める場を提供し、心身障害者の福祉の増進を図る。

《利用できる者》

- ① 身体障害者手帳所持者
- ② 療育手帳所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 前 3 号に掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者
- ⑤ 前 4 号に掲げる者で組織された団体
- ⑥ その他心身障害者のために奉仕活動を行う者又は団体で市長が適当と認めるもの

《事業内容》

① 施設の概要

障害者のふれあいと自立活動の拠点として、また、福祉の増進や社会参加の意欲の向上などを図るための中核となる施設として、機能回復訓練などを行う身体障害者福祉センター B 型に体育館を併設した施設である。

② 所在地 鹿児島市真砂本町 58 番 30 号

③ 主な事業

ア 地域活動支援センター事業

障害者の自立促進、生活の質の向上を図るため、機能訓練や料理・民謡・太極拳など各種講座を行う。

イ ことばの発達指導

言語の発達上指導が必要な幼児及びその保護者に、指導員が言語の発達を促す指導と助言を行う。

《対象者》 市内在住の方で言語の発達上指導の必要があるおおむね3歳以上就学児前までの幼児

《事業内容》 利用定員 30人

指導日及び時間

月曜日～土曜日(水曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く):午前9時～午後5時

費用 無料

《実施状況》

(単位:人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延訓練人数	511	466	701	561	491
延相談人数	551	517	264	367	366

ウ 障害者IT講習会開催

障害者を対象としたパソコン講座を開催し、社会参加の促進を図る。

《対象者》 市内在住の身体障害者

《事業内容》

会 場 心身障害者総合福祉センター(ゆうあい館)

講座内容 パソコン基礎、インターネット・ワープロ・表計算などの活用

エ 健康相談、更生相談、心配事相談

オ スポーツ・レクリエーション

カ 社会参加を促進するための施設の利用

キ 福祉機器リサイクル事業

不要となった福祉機器を必要とする方に斡旋する。

(単位:件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
車 い す	35	24	27	31	29
特 殊 寝 台	8	3	7	4	3
歩 行 補 助 用 具	14	25	9	15	24
エ ア ー パ ッ ド	0	0	0	0	0
合 計	57	52	43	50	56

④ 管理の委託 社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会(指定管理者)

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用人員(人)	41,340	34,924	41,763	43,348	43,648

(2) 知的障害者福祉センター(ふれあい館)管理運営 (平成12年度、市単独、131,002千円、障害福祉課)

《目 的》

知的障害者相互のふれあいを深め、生きがいと健康づくりを支援し、知的障害者とその家族の福祉の向上を図る。

《利用できる者》

- ① 療育手帳所持者
- ② 前号に掲げる者の家族及び介護者
- ③ 前2号に掲げる者のために奉仕活動を行う者
- ④ 前3号に掲げる者で組織された団体で市長が適当と認めるもの
- ⑤ その他市長が特に適当と認めるもの

《事業内容》

① 施設の概要

体育館、温水プール、プレイルーム、音楽室、会議室、交流スペース、展示コーナー、福祉作業室、相談室等を備えた知的障害者の中核となる施設である。

② 所在地 鹿児島市星ヶ峯二丁目1番1号

③ 主な事業

ア スポーツ・レクリエーション

イ 健康、生活、職業等の相談・指導

ウ 教養講座等の開催

④ 管理の委託 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会（指定管理者）

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用人員（人）	31,492	41,383	45,952	52,891	57,707

※3年度より利用人員の集計方法を変更

（3）障害者福祉施設整備補助事業（平成8年度、国1/2 市1/4、157千円、障害福祉課）

《目 的》 障害者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、建設費の一部を補助する。

《補助状況》

施設種類 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
障害者支援施設	あさひが丘、誠光園、ライフサポートセンターしょうぶ学園	明星学園	明星学園、誠光園	—	—
障害福祉サービス事業所等	多機能型事業所百花、サポートハウスら・フロレゾン、サポートセンターら・フロレゾン、杜の風、グループホームしょうぶ	カーサみらいず、グループホームしょうぶ	第3サンシャイン郡山、グループホームしょうぶ、ヒバリーヒルズ池之上	グループホーム百楽、ファミリー・こども発達支援センター ミッキー・ハート	—

（4）社会福祉施設避難確保計画運用支援事業（令和5年度、市単独、3,331千円、障害福祉課）

《目 的》

災害時において、洪水浸水想定区域等に立地する障害者福祉施設等の利用者が迅速に避難できるよう、施設等が作成する避難確保計画の運用支援を行う。

《事業内容》

- ① 避難確保計画の精査及び検証

- ② 防災知識の普及啓発
- ③ 避難の実行性を高めるための助言及び支援

7 障害福祉サービス

(1) 障害支援区分の認定

《目 的》

透明で、公平な障害福祉サービスの支給決定を行う為、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」の認定を行う。

《概 要》

- ① 障害支援区分認定希望者の申請を受理する。
- ② 認定調査員が、申請者本人及び保護者等と面談を行い、障害種別にかかわらず、共通の調査項目について認定調査を行う（判断に迷う点や判断の根拠について「特記事項」として記載する。）とともに、本人及び家族の状況や現在のサービス内容等の概況調査を行う。
- ③ 主治医へ医師意見書を依頼する。
- ④ 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を基に、一次判定を行う。
- ⑤ 一次判定結果、概況調査、特記事項、医師意見書の内容を基に、障害支援区分認定審査会が、審査判定を行う。
- ⑥ 障害支援区分認定審査会の審査判定結果に基づき、市が障害支援区分を認定する。

《障害支援区分認定者数》

(各年度3月末現在)

(単位：人)

年 度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
2年度	195	1,325	1,497	956	722	1,204	5,899
3年度	212	1,463	1,689	1,022	751	1,257	6,394
4年度	221	1,576	1,862	1,070	783	1,307	6,819
5年度	231	1,693	2,041	1,128	811	1,353	7,257
6年度	240	1,817	2,253	1,189	843	1,407	7,749

(2) 支給決定

障害支援区分やサービス等利用計画案を踏まえ、支給決定基準に基づき、受けられるサービスの種類や量の支給決定を行う。なお、必要に応じて障害支援区分認定審査会の意見も求める。

(3) 利用者負担

障害福祉サービスを利用する場合、原則として所得に応じた負担上限月額が利用者の負担となるが、その額よりサービスに要する費用の1割相当額が低い場合には、1割相当額を負担することになる。さらに、本市独自の軽減措置がある。

《負担上限月額》

- ① 生活保護世帯の人 : 無料
- ② 市民税非課税世帯の人 : 無料
- ③ 市民税課税世帯の人 (一般)
 - ア 障害児(18歳未満)の「施設等入所者以外」で「市民税の所得割28万円未満」の人 : 4,600円
 - イ 障害者(18歳以上)の「施設等入所者以外」で「市民税の所得割16万円未満」の人 : 9,300円
 - ウ 20歳未満の施設等入所者で「市民税の所得割28万円未満」 : 9,300円
 - エ ア、イ及びウ以外 : 37,200円

《本市独自の軽減措置》

障害福祉サービス

対 象 者 障害福祉サービスの支給決定を受けている者

軽減内容 ひと月の利用者負担額の2分の1を助成する。

《入所施設の食費等実費負担の軽減（国）》

- ① 20歳以上で入所施設を利用する場合、食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円程度が残るように補足給付が行われる。
- ② 20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われる。
- ③ 通所施設及び短期入所の利用では、低所得及び一般（市民税の所得割16万円未満（障害児においては、28万円未満））の場合、人件費分が支給され、食材料費のみの負担となるため、およそ3分の1の負担となる。

《グループホームに係る家賃助成》

共同生活援助（グループホーム）の利用者（市民税課税世帯を除く。）に対して、月額1万円を限度に家賃が助成される。

《その他》

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた人で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還される。

（４） 障害福祉サービス給付事業（平成18年度、国 1/2 県 1/4 市 1/4、20,881,103千円、障害福祉課・保健支援課）

《主なサービス内容》

サービスの種類	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護や調理、洗濯、掃除等の生活全般にわたる支援を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人について、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助などを行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

サービスの種類	サービス内容
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般企業等へ雇用された人に、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談や関係機関との連絡調整等の必要な支援を行う。
就労選択支援	就労先・働き方について、本人の希望、能力や適性等にあったより良い選択をするための支援を行う。※令和7年10月より開始
自立生活援助	障害者支援施設に入所していた人等に、居宅における自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設又は矯正施設等に入所・入院している人の住居の確保や地域への生活に移行するための相談等を行う。
地域定着支援	居宅に単身で生活している人や同居している家族が障害、疾病等のため緊急時の支援が見込まれない人に対し、連絡体制を確保する。
計画相談支援	それぞれが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するために、サービス等利用計画を作成する。

《延利用者数》

(単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
居宅介護	11,231	11,612	11,953	12,453	12,828
重度訪問介護	1,302	1,575	1,718	1,900	2,084
同行援護	2,636	2,746	2,699	2,735	2,818
行動援護	513	462	440	459	368
短期入所	3,132	3,514	3,422	4,478	5,289
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
療養介護	1,417	1,459	1,478	1,480	1,515
生活介護	19,684	19,962	20,177	20,545	20,606
自立訓練（機能訓練）	60	153	150	81	62
自立訓練（生活訓練）	1,660	1,276	1,198	1,072	1,098
就労移行支援	2,199	2,096	1,837	1,891	2,437
就労継続支援	33,972	36,462	37,919	40,157	41,743
就労定着支援	485	565	593	607	656
自立生活援助	69	167	189	215	170
共同生活援助 (介護サービス包括型)	6,195	6,655	7,812	9,630	11,085
共同生活援助 (外部サービス利用型)	2,600	3,306	3,223	2,790	2,880
共同生活援助 (日中サービス利用型)	262	423	724	1,094	1,305
施設入所支援	8,814	8,560	8,488	8,478	8,337
地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)	190	152	206	209	264
計画相談支援	15,731	16,370	15,958	17,369	19,136

8 障害児支援

(1) 障害児通所等支援事業 (平成 18 年度、国 1/2 県 1/4 市 1/4 平成 24 年度から児童デイサービスが移行し、サービスを拡充して実施、14,030,888 千円、障害福祉課)

《目 的》

障害児に対する療育として、児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。

《事業内容》

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童について、以下のサービスを行う。

児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
障害児相談支援	課題解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するために、障害児支援利用計画を作成する。

《利用者負担》

原則として所得に応じた負担上限月額が利用者の負担となり、その額よりサービスに要する費用の 1 割相当額が低い場合には 1 割相当額を負担することになるが、本市においては独自の軽減措置により、利用者負担額を助成している。

《負担上限月額》

- ① 生活保護世帯の人 : 無料
- ② 市民税非課税世帯の人 : 無料
- ③ 市民税課税世帯の人(一般)

ア 障害児(18 歳未満)の「施設入所者以外」で「市民税の所得割 28 万円未満」の人 : 4,600 円

イ ア以外 : 37,200 円

《本市独自の軽減措置》

対象者 障害児通所支援の支給決定を受けている者

軽減内容 児童発達支援等については、利用者負担額の全額を助成する。

放課後等デイサービスについては、令和 7 年 9 月まで利用者負担額の全額を助成し、10 月から 2 分の 1 を助成する。

《延利用者数》

(単位 : 人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
児童発達支援	30,195	34,250	37,387	38,829	38,866
放課後等デイサービス	28,408	33,118	38,574	45,367	52,134
保育所等訪問支援	877	1,381	1,929	2,938	3,416
居宅訪問型児童発達支援	36	16	10	13	22
障害児相談支援	11,569	13,300	15,034	16,940	18,499

※居宅訪問型児童発達支援は平成 30 年度より新設

(2) 医療的ケアを必要とする障害児支援事業 (令和元年度、国 1/2 県 1/4 市 1/4、356 千円、
障害福祉課)

《目 的》

医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児)が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関連携を図るための協議の場を運営する。

ほか、医療的ケア児支援に関するリーフレットの作成を行う。

(3) 在宅重度心身障害児家族支援事業 (令和3年度、国 1/2、県 1/4 市 1/4 1,850 千円、障害福祉課)

《目 的》

在宅の重度心身障害児について、主たる介護者である家族の負担が過重傾向にあることから、家族に代わって訪問看護師等が看護を行うための経費の助成を行い、介護に係る家族の負担軽減を図る。

《対象者》

下記のいずれかに該当する 18 歳未満の者

- ① 身体障害者手帳 1・2 級
- ② 療育手帳 A₁・A₂
- ③ 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B₁

《助成内容》

指定訪問看護ステーションが在宅の重度心身障害児を訪問して行う看護(医療保険各法及び生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用対象となる訪問看護を除く。)に係る費用を助成。

(1 人につき 1 年度あたり 24 時間を上限)

(4) 障害児等支援相談員設置事業 (令和 6 年度、市単独、4,444 千円、障害福祉課)

《目 的》

障害児通所支援等の支給申請に係る窓口でのきめ細かな対応を行うため、障害児等支援相談員 1 名を配置する。

第 5 章 各 種 手 当 一 覧

手 当 の 種 類		支 給 資 格	手 当 額 及 び 支 払 日	手 続 等
国 の 制 度	特別障害者 手 当	1 受給者 精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の者 ※ 障害の程度は概ね (1) 身体障害者手帳1・2級程度の障害が2つ以上 (2) 障害が1つ(肢体不自由・内部疾患・精神障害)でも、著しく日常生活能力に欠ける者 2 支給制限 (1) 福祉施設に入所しているとき (2) 病院に継続して3か月を超えて入院したとき (3) 所得が限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1人 29,590円 2 支払月 2・5・8・11月の年4回 (口座振込)	○申請に必要なもの 1 認定請求書 2 認定診断書 3 預金通帳(受給者名義) 4 所得状況届 (年金受給者は公的年金証書) (転入者の方は、所得証明書) 5 マイナンバーカード(個人番号カード)
	障害児福祉 手 当	1 受給者 精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童 ※ 障害の程度は概ね 身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳A ₁ 又はこれに準ずる障害 2 支給制限 (1) 障害を支給事由とする公的年金等を受給しているとき (2) 福祉施設に入所しているとき (3) 所得が限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1人16,100円 2 支払月 2・5・8・11月の年4回 (口座振込)	○申請に必要なもの 1 認定請求書 2 認定診断書 3 預金通帳(受給者名義) 4 所得状況届 (年金受給者は公的年金証書) (転入者の方は、所得証明書) 5 マイナンバーカード(個人番号カード)
	経過的福祉 手 当	1 受給者 (1) 昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、従前の福祉手当の受給資格を有する者 (2) 特別障害者手当又は障害基礎年金、各種障害年金を受給できない者 2 支給制限 (1) 障害を支給事由とする公的年金等を受給しているとき (2) 福祉施設に入所しているとき (3) 所得が限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1人16,100円 2 支払月 2・5・8・11月の年4回 (口座振込)	転入に伴う継続申請のみで新規申請はない。

手 当 の 種 類		支 給 資 格	手 当 額 及 び 支 払 日	手 続 等
市 の 制 度 （ 市 民 福 祉 手 当 ）	重度障害児 手 当	1 認定基準 4月1日現在で本市に引き続き1年以上居住(住民登録があること)し、以下の支給要件に該当すること 2 対象者 20歳未満の重度障害児の保護者 3 障害の程度 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A ₁ ・A ₂ ・B ₁ 、精神障害者保健福祉手帳1・2級又はこれに準ずる者 4 支給制限 (1)福祉施設に措置入所、又は入所して施設支援を受けているとき (2)病院に入院措置されているとき (3)国の障害児福祉手当を受給しているとき	1 手当額(年額) 児童1人当り 24,000円 2 支払月 原則として5月年1回 (口座振込)	○申請時期 原則として毎年4月中 ○申請に必要なもの 1 預金通帳(保護者名義) 2 身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳
	重度障害者 手 当	1 認定基準 10月1日現在で本市に引き続き1年以上居住(住民登録があること)し、以下の支給要件に該当すること 2 対象者 20歳以上の重度障害者 3 障害の程度 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A ₁ ・A ₂ ・B ₁ 、精神障害者保健福祉手帳 1・2級又はこれに準ずる者 4 支給制限 (1)福祉施設に措置入所、又は入所して施設支援を受けているとき (2)病院に入院措置されているとき (3)国の特別障害者手当又は経過的福祉手当を受給しているとき (4)当該年度に係る自らの重度障害児手当を受給できるとき	1 手当額(年額) 1人 24,000円 2 支払月 原則として12月年1回 (口座振込)	○申請時期 原則として毎年10月中 ○申請に必要なもの 1 預金通帳(受給者名義) 2 身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳

手 当 の 種 類		支 給 資 格	手 当 額 及 び 支 払 日	手 続 等
市 の 制 度	老 人 介 護 手 当	1 認定基準日 8月1日、2月1日 2 支給対象者 本市に1年以上住所を有する者で、在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し、同居又はこれに準ずる状態で引き続き6か月以上介護している者 3 支給対象となる高齢者 (1) 寝たきり高齢者 65歳以上の者で、在宅において寝たきりで、日常生活を営むのに、常時他の者の介護を必要とする状態が6か月以上続いている要介護3以上の者 (2) 重度認知症高齢者 65歳以上の者で、知的能力の衰えから生ずる認知症の症状により、在宅において日常生活を営むのに、常時他の者の介護を必要とする状態が6か月以上続いている要介護3以上の者 ※(1)(2)ともに本市に1年以上住所を有する者であること、及び在宅でない期間(入院・ショートステイ等)が31日を超えないこと	1 手当額(年額) 1人 90,000円 国の特別障害者手当又は経過的福祉手当受給者の介護者は年額1人 45,000円 2 支払月 原則として10月または4月の年1回(口座振込)	○申請 原則として8月または2月の年1回 ○申請に必要なもの 1 申請書 2 その他 民生委員の状況確認 (民生委員と連絡が取れないなどの場合に限り、地域包括支援センター職員の状況確認で可)
	家 族 介 護 慰 労 金	1 支給対象者 寝たきり高齢者等と同居又はこれに準ずる状態で介護している者 2 支給対象となる高齢者 1年間継続して要介護4以上と認定され、その期間中介護保険のサービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く)を利用しなかった65歳以上の高齢者(高齢者、介護者ともに鹿児島市に住所を有し、住民税非課税世帯であること)	1 支給額(年額) 1人 100,000円	○申請に必要なもの 1 申請書 2 その他 民生委員の状況確認 (民生委員と連絡が取れないなどの場合に限り、地域包括支援センター職員の状況確認で可)

第4編 介護保険

・後期高齢者医療

第1章 介護保険	156
第2章 後期高齢者医療	177

凡 例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、7年度予算額、主管課を記載

第1章 介護保険

1 介護保険事業計画

「鹿児島市介護保険事業計画」は、本市の介護保険事業を円滑に実施するため本市の高齢者等の現状やニーズを踏まえ、要介護者等の人数や介護保険の給付対象となるサービスの種類、見込量や介護保険の事業費の見込みなどを内容とするものであり、「高齢者保健福祉計画」と共通する事項が多く、また連携して事業を行い、調和を保つ必要があることから「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定することとなっている。

なお、本計画は3年ごとに見直しを行うこととなっており、令和6年2月に6年度から8年度までを計画期間とする第9期計画を策定した。

2 介護保険制度概要（制度開始 平成12年4月）

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(1) 被保険者

- ① 第1号被保険者・・・65歳以上の者
- ② 第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者

(2) サービスの受給

要介護・要支援の認定を受け、その認定の状態区分により1ヵ月に利用できる限度額の範囲の中でサービスを受給する。

(3) 保険給付の内容

- ① 居宅（介護予防）サービス等
訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具購入費の支給、（介護予防）住宅改修費の支給、介護予防支援、居宅介護支援
- ② 施設サービス
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- ③ 地域密着型（介護予防）サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ④ サービス費の支給
高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費

(4) 保険料

- ① 第1号被保険者の保険料は、保険者である市が決定し、徴収する。
- ② 第2号被保険者の保険料相当額は、医療保険の保険者が保険料（税）と一体のものとして決定し、徴収する。

(5) 自己負担

原則として、利用したサービスに係る費用の1割～3割を利用者が負担する。施設サービスを利用した場合は、他に食費及び居住費についても利用者が負担する。

3 要介護・要支援の認定

《目的》

被保険者が保険給付を受けるために、介護を必要とする程度を認定する。

《概要》

①被保険者の申請をうけて、②被保険者の心身の状況を訪問して調査するとともに、主治医から意見書を徴し、③調査結果及び主治医意見書に基づき介護認定審査会で審査・判定を行い、④審査・判定結果に基づき市が認定を行う。

《介護認定審査会審査判定状況》

(単位：件)

年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
申請件数	28,783	29,655	28,776	25,208	25,676
審査判定	26,837	27,448	26,743	24,424	24,322

《要介護度別認定者数》

(各年度3月31日現在)

(単位：人)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
2	5,733	4,786	7,738	4,421	3,923	4,229	3,530	34,360
3	5,743	4,623	7,810	4,559	3,951	4,318	3,565	34,569
4	5,919	4,641	7,928	4,681	3,901	4,325	3,541	34,936
5	5,983	4,836	8,146	4,824	4,003	4,397	3,437	35,626
6	6,341	4,888	8,197	4,811	3,926	4,399	3,410	35,972

4 介護保険料の賦課・徴収

本市の介護保険サービスの財源とするため、第1号被保険者に介護保険料を賦課し、徴収する。

(1) 保険料

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）			
		12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者 (基準額×0.5)	4,800円	14,600円	19,500円	22,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人 (基準額×0.75)	7,200円	21,900円	29,200円	33,900円
第3段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、 本人は市町村民税非課税の人 (基準額×1)	9,700円	29,200円	39,000円	45,300円
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が (*)200万円未満の人 (基準額×1.25)	12,100円	36,500円	48,700円	56,600円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が (*)200万円以上の人 (基準額×1.5)	14,500円	43,800円	58,500円	67,900円

* 但し、12～14年度は合計所得金額が250万円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）	
		18～20年度	21～23年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者 (基準額×0.5)	24,400円	24,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人 (基準額×0.5)	24,400円	24,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階 対象者以外の人 (基準額×0.75)	36,600円	36,600円
第4段階	世帯内には市町村民税課税の人がいるが、 本人は市町村民税非課税の人 (基準額×1)	48,800円	48,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 200万円未満の人 (基準額×1.25)	61,000円	61,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が (*)200万円以上400万円未満の人 (基準額×1.5)	73,200円	73,200円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 400万円以上の人 (基準額×1.75)	———	85,400円

* 但し、18～20年度は合計所得金額が200万円以上の人

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		24～26 年度
第 1 段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者等 （基準額× 0.5）	29,200 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人（基準額× 0.5）	29,200 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で第 2 段階対象者以外の人 （基準額× 0.75）	43,800 円
第 4 段階	世帯内には市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税の人 （基準額× 1）	58,400 円
第 5 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 125 万円未満の人 （基準額×1.25）	73,000 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 （基準額× 1.3）	76,000 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 （基準額× 1.58）	92,300 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 （基準額× 1.85）	108,100 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 600 万円以上の人 （基準額× 2）	116,800 円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		27～29 年度
第 1 段階	・ 本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額 と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人（基準額×0.45）	31,200 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円以下で、第 1 段階対象者以外の人（基準額× 0.75）	51,900 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第 1 段階及び第 2 段階の対象者以外の人 （基準額×0.75）	51,900 円
第 4 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収 入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人（基準額× 0.9）	62,300 円
第 5 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第 4 段階対 象者以外の人（基準額× 1）	69,200 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人 （基準額× 1.25）	86,500 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 （基準額× 1.3）	90,000 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 （基準額×1.58）	109,400 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 （基準額× 1.85）	128,100 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人 （基準額× 2）	138,400 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人 （基準額×2.1）	145,400 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人 （基準額×2.2）	152,300 円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）		
		30 年度	令和元年度	令和 2 年度
第 1 段階	・ 本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が 80 万円以下の人	33,800 円 (基準額× 0.45)	28,200 円 (基準額× 0.376)	22,600 円 (基準額× 0.301)
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が 120 万円以下で、第 1 段階対象者以外の人	56,200 円 (基準額× 0.75)	46,900 円 (基準額× 0.625)	37,500 円 (基準額× 0.5)
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第 1 段階及び第 2 段階の対象者以外の人	56,200 円 (基準額× 0.75)	54,400 円 (基準額× 0.725)	52,500 円 (基準額× 0.7)
第 4 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が 80 万円以下の人 (基準額× 0.9)	67,500 円	67,500 円	67,500 円
第 5 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第 4 段階対象者以外の人 (基準額× 1)	74,900 円	74,900 円	74,900 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人 (基準額× 1.25)	93,700 円	93,700 円	93,700 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 (基準額× 1.3)	97,400 円	97,400 円	97,400 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 (基準額× 1.58)	118,400 円	118,400 円	118,400 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 (基準額× 1.85)	138,600 円	138,600 円	138,600 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人 (基準額× 2)	149,800 円	149,800 円	149,800 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人 (基準額× 2.1)	157,300 円	157,300 円	157,300 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人 (基準額× 2.2)	164,800 円	164,800 円	164,800 円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		令和3～5年度
第1段階	・ 本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の人 (基準額×0.301)	22,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 (基準額×0.5)	37,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が120万円を超える人 (基準額×0.7)	52,500円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の人 (基準額×0.9)	67,500円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第4段階対象者以外の人 (基準額×1)	74,900円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人 (基準額×1.25)	93,700円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満の人 (基準額×1.3)	97,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 (基準額×1.5)	112,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人 (基準額×1.7)	127,400円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 (基準額×1.85)	138,600円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 (基準額×2)	149,800円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 (基準額×2.1)	157,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人 (基準額×2.2)	164,800円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		令和6～8年度
第1段階	・本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円（※）以下の人 (基準額×0.285)	21,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円（※）超120万円以下の人 (基準額×0.486)	36,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が120万円を超える人 (基準額×0.685)	51,400円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円（※）以下の人 (基準額×0.9)	67,500円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第4段階対象者以外の人 (基準額×1)	74,900円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人 (基準額×1.2)	89,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満の人 (基準額×1.3)	97,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 (基準額×1.5)	112,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 (基準額×1.7)	127,400円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 (基準額×1.9)	142,400円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 (基準額×2.0)	149,800円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 (基準額×2.1)	157,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満の人 (基準額×2.2)	164,800円
第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 (基準額×2.3)	172,300円
第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人 (基準額×2.4)	179,800円

※令和7年度、8年度は809,000円

(2) 賦課状況

所得段階区分	令和4年度調定額(円)			令和4年度調定に係る被保険者数(人)		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	664,256,600	133,014,400	797,271,000	31,578	7,653	39,231
第2段階	706,762,400	23,275,300	730,037,700	19,758	1,117	20,875
第3段階	855,844,900	28,179,500	884,024,400	17,194	1,008	18,202
第4段階	879,972,900	145,162,300	1,025,135,200	13,447	3,164	16,611
第5段階	1,326,680,700	22,984,400	1,349,665,100	18,006	522	18,528
第6段階	1,917,914,100	195,032,800	2,112,946,900	21,090	3,044	24,134
第7段階	1,979,651,300	166,785,700	2,146,437,000	21,097	2,687	23,784
第8段階	956,350,000	127,702,400	1,084,052,400	8,760	1,738	10,498
第9段階	348,592,400	49,132,700	397,725,100	2,801	566	3,367
第10段階	356,988,200	66,370,100	423,358,300	2,641	684	3,325
第11段階	133,551,400	32,096,600	165,648,000	917	291	1,208
第12段階	82,254,000	21,558,500	103,812,500	541	186	727
第13段階	260,599,900	81,316,900	341,916,800	1,630	615	2,245
計	10,469,418,800	1,092,611,600	11,562,030,400	159,460	23,275	182,735

所得段階区分	令和5年度調定額(円)			令和5年度調定に係る被保険者数(人)		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	665,143,300	129,771,400	794,914,700	31,473	7,487	38,960
第2段階	734,159,600	20,482,000	754,641,600	20,470	1,051	21,521
第3段階	886,647,800	23,245,100	909,892,900	17,756	931	18,687
第4段階	853,458,800	142,292,300	995,751,100	13,024	3,105	16,129
第5段階	1,328,658,800	19,920,700	1,348,579,500	18,059	474	18,533
第6段階	1,973,308,300	189,927,200	2,163,235,500	21,639	3,019	24,658
第7段階	1,976,813,400	162,661,100	2,139,474,500	20,984	2,621	23,605
第8段階	962,545,800	140,893,200	1,103,439,000	8,818	1,935	10,753
第9段階	354,090,300	61,935,700	416,026,000	2,844	712	3,556
第10段階	364,373,400	77,915,600	442,289,000	2,701	760	3,461
第11段階	134,381,700	35,321,900	169,703,600	917	324	1,241
第12段階	77,243,600	23,566,300	100,809,900	506	203	709
第13段階	260,973,300	86,806,400	347,779,700	1,625	658	2,283
計	10,571,798,100	1,114,738,900	11,686,537,000	160,816	23,280	184,096

所得段階区分	令和6年度調定額(円)			令和6年度調定に係る被保険者数(人)		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	607,527,400	119,741,200	727,268,600	30,452	7,277	37,729
第2段階	733,099,300	19,820,300	752,919,600	21,047	1,047	22,094
第3段階	873,774,300	19,497,000	893,271,300	17,933	871	18,804
第4段階	801,447,300	140,335,600	941,782,900	12,276	3,026	15,302
第5段階	1,375,590,600	15,935,500	1,391,526,100	18,660	405	19,065
第6段階	1,732,409,100	159,880,000	1,892,289,100	19,826	2,610	22,436
第7段階	2,091,752,900	170,402,100	2,262,155,000	22,202	2,611	24,813
第8段階	1,145,705,900	161,101,000	1,306,806,900	10,498	2,155	12,653
第9段階	471,047,500	85,499,100	556,546,600	3,790	957	4,747
第10段階	256,984,700	52,578,400	309,563,100	1,857	527	2,384
第11段階	121,003,400	34,634,100	155,637,500	832	305	1,137
第12段階	81,438,000	25,052,900	106,490,900	533	207	740
第13段階	49,623,000	14,997,700	64,620,700	317	126	443
第14段階	89,627,000	28,237,400	117,864,400	534	201	735
第15段階	290,572,000	108,201,300	398,773,300	1,658	724	2,382
計	10,721,602,400	1,155,913,600	11,877,516,000	162,415	23,049	185,464

※令和4年度「かごしま市の保健と福祉」から、調定に係る被保険者数に変更している。

(3) 徴収時期等

- ① 特別徴収 年金支給月（偶数月で年6回）に年金保険者が徴収し、翌月10日までに納入する。
- ② 普通徴収 6月から翌年3月までの10期に分けて納付書又は口座振替等で納付する。

(4) 介護保険指導員

介護保険料の納付指導や収納等を行う介護保険指導員を配置

(5) 収納状況

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収納額 (円)	特別徴収	10,182,775,300	10,337,640,800	10,469,418,800	10,571,798,100	10,721,602,400
	普通徴収	944,424,500	960,568,500	992,109,950	1,034,369,800	1,088,589,077
	合 計	11,127,199,800	11,298,209,300	11,461,528,750	11,606,167,900	11,810,191,477
収納率 (%)	特別徴収	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	普通徴収	88.9	89.8	90.8	92.7	94.1
	合 計	98.9	99.0	99.1	99.3	99.4

5 保 険 給 付

要介護認定・要支援認定を受けた被保険者が利用した必要な介護（予防）サービスに対し保険給付を行う。

(1) 在宅サービス

サービス区分	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問介護	日	630,684	661,692	680,699	678,808	669,448
訪問入浴介護	日	10,919	11,325	10,142	9,973	9,179
訪問看護	日	174,196	184,953	199,279	220,004	227,518
訪問リハビリテーション	日	123,448	133,394	133,032	141,335	141,970
通所介護	日	648,962	639,783	625,091	646,238	654,265
通所リハビリテーション	日	500,621	499,894	484,463	500,488	487,031
短期入所生活介護	日	111,059	110,269	102,105	102,084	97,836
短期入所療養介護	日	11,772	11,086	9,112	11,145	11,031
特定施設入居者生活介護	件	6,192	6,246	6,263	6,078	6,477
居宅療養管理指導	日	198,872	218,241	239,399	264,154	284,647
福祉用具貸与	件	136,980	144,196	150,444	155,600	158,853
福祉用具購入費の支給	件	3,567	3,624	3,577	3,290	3,802
住宅改修費の支給	件	2,854	2,970	2,738	2,779	2,348
居宅介護支援	件	197,693	203,700	207,922	213,651	216,002
認知症対応型通所介護	日	36,110	34,876	35,421	33,897	34,135
認知症対応型共同生活介護	件	23,884	24,061	23,786	24,155	24,240
小規模多機能型居宅介護	件	7,181	7,047	6,534	5,882	5,737
地域密着型特定施設入居者生活介護	件	987	979	961	965	977
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	件	1,805	1,772	1,677	1,693	1,732
夜間対応型訪問介護	件	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	件	8	7	18	4	5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件	5,569	5,774	6,695	8,074	8,696
看護小規模多機能型居宅介護	件	1,996	2,191	2,570	2,495	2,840
地域密着型通所介護	日	448,863	449,962	465,575	473,663	467,504

(2) 施設サービス

(単位:件、人)

サービス区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
介護老人福祉施設 (1月平均入所者概数)	28,866 (2,406)	29,091 (2,424)	29,152 (2,429)	29,333 (2,444)	30,260 (2,522)
介護老人保健施設 (1月平均入所者概数)	15,705 (1,309)	14,292 (1,244)	14,412 (1,201)	14,592 (1,216)	14,576 (1,215)
介護療養型医療施設 (1月平均入院者概数)	774 (65)	353 (29)	11 (1)	4 (0)	0 (0)
介護医療院 (1月平均入院者概数)	2,350 (196)	2,449 (204)	2,548 (212)	2,599 (217)	2,662 (222)

(3) 高額介護（予防）サービス費

自己負担が高額の人に対し、市町村民税の賦課の状況等によって定まる一定額を超える額を償還する。

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件 数 (件)	114,863	117,543	116,859	118,167	120,765
給 付 額 (円)	1,390,585,530	1,402,367,758	1,376,200,036	1,434,583,160	1,512,822,725

(4) 高額医療合算介護（予防）サービス費

1 年間の介護保険と医療保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、市町村民税の賦課の状況等によって定まる一定額を超える額を償還する。

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件 数 (件)	6,670	6,774	7,184	6,985	7,107
給 付 額 (円)	213,695,415	218,508,762	226,046,656	223,481,053	239,375,562

6 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（国 25%、県 12.5%、市 12.5%、支払基金 27%、介護保険料 23%、 介護保険特別会計：1,522,970 千円、一般会計：40,711 千円）

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等を対象に多様なニーズに対応したサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。

サービス区分	単位	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
訪問型サービス	件	29,734	29,169	29,305	28,854	29,614
	円	469,225,023	458,799,850	444,857,343	446,302,692	443,118,333
通所型サービス	件	66,117	64,161	63,587	66,199	68,394
	円	899,139,655	863,059,908	833,289,724	867,889,049	917,495,998
介護予防ケアマネジメント	件	36,430	33,902	32,492	32,132	31,992
	円	160,063,560	151,694,733	145,868,955	143,982,525	144,636,229
高額介護サービス費相当	件	963	2,001	1,364	1,235	1,481
	円	5,246,363	8,134,889	6,175,819	6,260,914	6,747,766

ア 短期集中運動型サービス検討事業（長寿あんしん課）

《事業内容》

要支援者等の自立支援や重度化防止のためのリハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、社会参加の支援を強化した短期集中運動型サービスのモデル事業を実施する。

② 一般介護予防事業

ア シニア世代のヘルスプロモーション事業（平成 29 年度、保健予防課）

《事業内容》

・高齢者に対して、介護予防、生活習慣病予防の啓発等、健康に関する正しい知識の普及を図るため、集団教育、健康相談を実施する。

・介護予防のうねりを起こす会の開催

・地域の介護予防活動発表会の開催

※令和 3 年度から「地域で介護予防を展開するための連携推進事業」の一部を移行

※令和 3 年度から「すこやか長寿健康支援事業」へ一部を移行

※令和 6 年度から「すこやか長寿健康支援事業」より一部を移行

《実施状況》

(単位：回、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
健 康 教 育	実 施 回 数	882	126	118	103	337
	参 加 延 人 数	14,130	2,854	2,335	2,520	5,315
健 康 相 談	実 施 回 数	190	185	172	172	60
	参 加 延 人 数	1,745	1,602	1,604	1,453	941
介護予防のうねりを 起 こ す 会	実 施 回 数	2	2	2	2	2
	参 加 延 人 数	68	64	65	61	61
地域の介護予防 活 動 発 表 会	実 施 回 数	中止	中止	1	1	1
	参 加 延 人 数	—	—	112	192	189

※令和6年度から健康相談の開催回数を変更

・各保健センター：月2回から月1回へ

・各保健福祉課：月1回開催から随時受付（栄養・歯科に関する相談は予約制）へ

イ 高齢者のしおり作成事業（長寿支援課）

《事業内容》

介護予防についての知識、保健福祉サービスに関する施策及び介護予防のポイントなどを掲載した冊子を作成する。

ウ お達者クラブ運営支援事業（平成12年度、保健予防課）

《事業内容》

地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。

《実施状況》

(単位：箇所、回、人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実 施 箇 所 数	216	205	195	186	175
回 数	4,042	3,807	4,631	4,464	4,201
参 加 者 人 数	4,874	4,735	4,257	4,008	3,732
参 加 者 人 数	63,367	59,638	67,086	68,573	64,220

エ 健康づくり推進員支援事業（平成12年度、保健予防課）

《事業内容》

お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。

《実施状況》

健康づくり推進員活動

(単位：人、回)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
推 進 員 数		450	413	395	392	360
お達者クラブ に関する活動	お達者クラブでの活動回数	7,255	6,479	8,207	8,292	7,546
	事前準備等の活動回数	15,995	14,494	17,993	16,636	16,597
	参加呼びかけ（延回数）	23,038	21,383	13,882	11,695	11,540

健康づくり推進員研修会・連絡会

(単位：回、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回 数	76	77	73	76	85
参 加 者 数	1,355	1,169	1,264	1,324	1,340

健康づくり推進員養成講座

(単位：回、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回 数	4	4	4	4	4
修 了 人 数	32	38	25	37	33

オ 高齢者料理教室支援事業（平成 20 年度、保健予防課）

《事業内容》

高齢者が低栄養状態に陥ることの予防を図るため、食生活改善推進員が実施する高齢者を対象とする料理教室を支援する。

《実施状況》

料理教室等開催状況

(単位：回、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回 数	143	143	220	271	246
参 加 者 数	1,056	1,298	2,133	2,906	2,941

※令和 4 年度から講話を含む

カ 心をつなぐともしびグループ活動推進事業（長寿支援課）【再掲：第 3 章 高齢者の福祉】

《事業内容》

地域において、声かけ等を行っているともしびグループの活動を支援する。

キ 高齢者いきいきポイント推進事業（平成 25 年度、長寿あんしん課）

《事業内容》

市社会福祉協議会で募集・管理する、高齢者のボランティア活動等や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与する。

《実施状況》

(単位：人)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
いきいき高齢者登録者数	1,354	1,337	1,286	1,225	1,215

ク よかよか元気クラブ活動支援事業（平成 28 年度、保健予防課）

《事業内容》

誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操・らくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。

- ・よかよか元気クラブ（住民主体の通いの場）の普及・拡大
- ・よかよか元気クラブサポーター研修会（10 回、228 人）

《実施状況》

(単位：箇所、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
箇 所 数	178	199	223	242	256
参 加 人 数	3,023	3,606	3,862	4,210	4,444

ケ 地域リハビリテーション活動支援事業（平成 29 年度、保健予防課）

《事業内容》

理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団及び個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。

《実施状況》

(単位：回)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実 施 回 数	821	768	920	871	855

コ 一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（平成 30 年度、保健予防課）

《事業内容》

高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を目的とした複合型教室を実施する。

(単位：箇所、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実 施 箇 所 数	※ 3	4	4	4	4
実 人 数	44	50	36	63	43
延 人 数	148	175	131	209	144

※ 4 箇所の予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため 1 箇所中止

(2) 包括的支援事業（国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、介護保険料 23%、介護保険特別会計：49,005 千円、一般会計：758,102 千円）

① 地域包括支援センター運営事業（長寿あんしん課）

《事業内容》

高齢者の介護予防や自立支援のための総合相談支援等を行うとともに、地域共生社会の実現に向けて、障害分野や児童分野など他分野との連携を図る。

《実施状況》

(単位：件、回)

区 分			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防相談等	介護予防相談関係	8,582	10,648	13,110	12,839	15,786
		第1号介護予防支援関係	4,254	3,826	3,192	2,908	2,393
		指定介護予防支援関係	174,811	178,497	174,738	174,389	175,519
	第 1 号介護予防支援事業ケアプラン作成数		36,570	34,178	32,727	32,313	32,373
総合相談支援業務	高齢者福祉関係		9,085	9,483	9,894	9,887	11,234
	介護保険関係		35,508	34,171	36,260	33,438	38,519
	保健、医療関係		16,695	16,921	18,122	15,447	16,830
	その他		19,532	20,241	19,562	18,107	18,773
権利擁護業務	権利擁護相談等		5,570	6,304	6,090	5,294	6,664
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員等への相談支援(再掲)		14,871	15,815	16,819	15,945	18,956
	地域ケア会議開催回数		210	200	186	188	184
	ケースカンファレンス開催回数(再掲)		45	40	23	30	26
	事例研究会・勉強会開催回数		219	190	196	185	217
	居宅介護支援事業所等開催会議への出席回数		128	107	233	190	147

《6年度 センターごとの実施状況》

(単位：件、回)

区 分			中央	上町	鴨池北	鴨池南	城西	武・田上	谷山北	谷山中央	谷山南
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防相談等	介護予防相談関係	315	995	853	1,230	1,253	1,785	1,474	1,564	888
		第1号介護予防支援関係	106	109	84	129	148	97	386	275	156
		指定介護予防支援関係	9,949	12,324	13,216	16,243	11,896	13,751	16,927	13,224	12,722
	第1号介護予防支援事業ケアプラン作成数		2,089	1,799	2,451	2,664	2,783	2,892	2,190	2,628	2,282
総合相談支援業務	高齢者福祉関係		838	731	591	936	503	841	724	634	715
	介護保険関係		2,833	2,560	2,111	4,297	1,726	3,942	2,446	2,166	2,546
	保健、医療関係		1,125	744	688	2,892	365	1,544	1,507	931	1,188
	その他		618	1,143	1,205	970	1,538	1,980	1,883	1,459	1,261
権利擁護業務	権利擁護相談等		254	303	199	741	338	798	770	368	310
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員等への相談支援(再掲)		779	1,026	853	2,013	885	2,082	1,616	1,262	1,311
	地域ケア会議開催回数		11	11	9	14	12	12	14	9	10
	ケースカンファレンス開催回数(再掲)		2	2	1	4	1	3	5	0	0
	事例研究会・勉強会開催回数		10	6	2	16	9	13	12	10	10
	居宅介護支援事業所等開催会議への出席回数		2	6	0	2	4	4	7	10	8

区 分			伊敷台	西伊敷	吉野	桜島	吉田	郡山	松元	喜入	本部
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防相談等	介護予防相談関係	1,321	1,195	1,702	194	206	253	262	261	35
		第1号介護予防支援関係	92	92	266	0	229	0	189	35	0
		指定介護予防支援関係	10,951	12,244	15,273	2,234	4,515	2,140	3,628	4,282	0
	第1号介護予防支援事業ケアプラン作成数		2,391	2,285	3,199	77	980	440	572	651	0
総合相談支援業務	高齢者福祉関係		904	644	1,677	269	296	349	321	256	5
	介護保険関係		2,561	2,878	4,282	321	1,370	782	947	655	96
	保健、医療関係		746	982	2,174	184	478	172	563	519	28
	その他		1,536	1,167	1,779	468	637	149	481	447	52
権利擁護業務	権利擁護相談等		514	330	895	151	153	111	64	359	6
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員等への相談支援(再掲)		1,158	1,368	2,296	277	725	173	451	627	54
	地域ケア会議開催回数		11	10	12	8	10	8	10	11	2
	ケースカンファレンス開催回数(再掲)		2	1	1	1	0	0	1	2	0
	事例研究会・勉強会開催回数		9	5	13	8	12	14	11	13	44
	居宅介護支援事業所等開催会議への出席回数		11	5	19	5	8	5	6	5	40

② 認知症施策推進事業（認知症支援室）

《事業内容》

認知症の方が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の示した「認知症施策推進基本計画」等に基づく各種取組を実施する。

《事業実績》

ア 認知症地域支援推進員及び嘱託医の配置

a 地域において認知症の方を支援する関係者の連携を図るための取組

推進員による関係機関への訪問、会議出席 197 件（内訳：介護施設 93、医療機関 19、その他 85）

b 病院・介護保険施設等での認知症対応力向上を図るための支援事業（助言者：嘱託医）

事例検討会（対象：認知症対応型共同生活介護） 2 回実施

c 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業（講師：嘱託医）

多職種協働研修会（WEB 開催） 令和 7 年 2 月 12 日（水）～26 日（水） 292 人視聴

イ 認知症介護の電話相談の設置

（単位：件）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
相談件数（月～金）	141	232	155	180	153

③ 認知症初期集中支援推進事業（認知症支援室）

《事業内容》

認知症の方が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。

《事業実績》

（単位：人）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
訪問支援対象者	70	59	53	48	34

④ 生活支援体制整備事業（長寿あんしん課）

《事業内容》

地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援の担い手の養成や地域のニーズと地域資源のマッチングの強化など、地域の多様な関係者等による支援体制の充実を図る。

7 年度 生活支援コーディネーターの配置：7 人

《事業実績》

（単位：人）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
生活支援コーディネーターの配置	4	4	4	4	7

⑤ 在宅医療と介護の連携推進事業（長寿あんしん課）

《事業内容》

地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療・介護の連携推進協議会の開催等により、在宅での医療と介護の連携を推進する。

《実施状況》

ア 在宅医療・介護連携支援センターの運営

イ 協議会の開催

ウ 在宅医療・介護の従事者向け研修会（多職種連携会議）

第 1 回 令和 6 年 11 月 27 日（水） 9 人参加

第 2 回 令和 7 年 1 月 16 日（木） 68 人参加

第 3 回 令和 7 年 2 月 6 日（木） 63 人参加

第 4 回 令和 7 年 2 月 13 日（木） 99 人参加

第 5 回 令和 7 年 2 月 20 日（木） 93 人参加

エ 市民向け講演会 令和6年11月30日(土) 102人参加

⑥ チームオレンジ設置運営支援事業(認知症支援室)

《事業内容》

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、認知症の方やその家族、サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行うボランティア団体を「チームオレンジ」として認定し、運営を支援する。(令和5年8月開始)

《事業実績》 (単位: 箇所、回、人)

	5年度	6年度
認定チーム数(累計)	3	10
チームオレンジの活動回数	36	126
チームオレンジの参加人数	700	1,590

⑦ 認知症おうえんナビ運用事業(認知症支援室)

《事業内容》

認知症に関するクイズや気になる症状の選択等を通じて、適切な相談先の案内や支援事業の申請等に対応する「かごしま市認知症おうえんナビ」を市ホームページ内で運用し、認知症の予防や早期発見等につなげる。

(3) 任意事業 (国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、介護保険料 23%、67,514千円)

① 介護給付適正化事業(介護保険課)

《事業内容》

利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図るために、ケアプランチェック、給付実績の通知(令和5年度まで実施)、講演会の開催等を行う。

《事業実績》 (単位: 回、事業所、件)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ケアプランチェック	検討会開催回数	10	11	11	11	11
	指導事業所数	49	46	46	48	47
給付実績の通知(年1回)	送付件数	26,759	26,900	27,088	27,500	—
講演会の開催(年1回)	参加事業所数	285	273	405	430	398

② 家族介護講習会等開催事業(長寿支援課) 【再掲: 第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

介護を行っている者等を対象に家族介護講習会や家族介護交流会を実施する。

③ 家族介護慰労金支給事業(長寿支援課) 【再掲: 第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

家族介護を継続して支援するため、介護慰労金を支給する。

④ 高齢者見守り支援事業(認知症支援室) 【再掲: 第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

在宅の認知症高齢者等が行方不明になるのを防ぐために、位置情報サービス(GPS等)を利用する家族等に加入経費の一部を助成する。

⑤ 成年後見制度利用支援事業(認知症支援室)

《事業内容》

身寄りのない認知症高齢者等のため、審判の申立てのほか、後見人等報酬の助成を行う。

《事業実績》 (単位: 件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
申立件数	21	32	32	37	52
報酬助成件数	92	101	137	151	161

⑥ 住宅改修支援事業（介護保険課）

《事業内容》

住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務について支援を行う。

《事業実績》

（単位：件、円）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支給件数	167	156	160	123	116
支給額	334,000	312,000	320,000	246,000	232,000

⑦ 高齢者住宅生活援助員派遣事業（長寿支援課）

《事業内容》

市営住宅及び県営住宅のシルバーハウジングに、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援する。

《事業実績》

（単位：箇所、戸）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設数	6	6	6	6	6
戸数	153	153	153	153	153

⑧ 介護サービス相談員派遣事業（介護保険課）

《事業内容》

介護サービス相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者、家族等の話を聞き、利用者等の疑問や不満・不安等の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図る。

《事業実績》

（単位：箇所）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施箇所	0	14	34	197	172

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月～令和3年11月及び令和4年2月～11月は活動を休止。

令和4年12月から再開（WEB面談を含む）。

⑨ 認知症オレンジサポーター養成事業（認知症支援室）

《事業内容》

認知症の人や家族を支援するため、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトを養成するとともに、認知症介護教室を実施する。

《実施状況》

認知症サポーター養成講座

（単位：回、人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数	64	70	65	111	87
養成数	1,693	2,075	1,757	3,097	3,098

認知症等見守りメイト登録者数

（単位：人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
累計登録者数	728	745	756	800	850

認知症介護教室

（単位：回、人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数	2	2	2	2	3
参加者数	44	71	100	90	138

⑩ 認知症おかえりサポート事業（認知症支援室）【再掲：第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

市LINE公式アカウントを活用し、認知症やその疑いのある行方不明者の情報を協力サポーター（情報提供協力者）に配信することで、行方不明者の早期発見につなげる。また、認知症に関する講座の開催情報等も配信し、地域の見守り活動への理解を深める。

⑪ 認知症オレンジシティ推進事業（認知症支援室）

《事業内容》

認知症の人やその家族を社会全体で支え、誰もが幸せに自分らしく生きることができる地域社会を目指すため、「認知症オレンジシティかごしま」を宣言し、企業との連携による見守り活動を促進するなど、認知症への理解促進等を図る取組を市民・事業者と一体となって進める。

7 低所得者対策

低所得者が介護サービスを利用しやすくするため、また、生活困窮者の救済のため、介護保険料の減額や利用者負担額の軽減を行う。

(1) 介護保険料の減額

所得段階が第2段階から第5段階で、収入や資産の状況が生活保護基準以下と認められる者の介護保険料を、申請により第1段階相当額に減額する。

(2) 介護保険施設入所者に係る減額

介護保険施設入所者（ショートステイを含む。）の食費・居住費（滞在費）を低所得者に対し減額する。

《事業実績》

（毎年3月末現在）（単位：人）

区 分（利用者負担段階）		3年度		4年度		5年度		6年度	
		食費	居住費 (滞在費)	食費	居住費 (滞在費)	食費	居住費 (滞在費)	食費	居住費 (滞在費)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者	302	302	287	287	294	294	293	293
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計額が80万円以下の者	1,002	1,002	920	920	901	902	845	845
第3段階 ①	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計額が80万円超え120万円以下の者	942	942	954	954	978	978	972	972
第3段階 ②	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計額が120万円超えの者	1,975	1,975	2,008	2,008	1,926	1,926	1,984	1,984

※「合計所得金額」には「公的年金等に係る雑所得」を含まない

(3) 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る減額

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に平成12年3月31日以前に入所している者のうち、低所得者に対し、利用料及び食費・居住費の減額等を行う。

① 利用者負担

（毎年3月末現在）（単位：人）

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
免 除	0	0	0	0	0
減 額	2	1	0	0	0

② 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る食費・居住費の減額 (毎年3月末現在) (単位：人)

区 分 (利用者負担段階)		4 年度		5 年度		6 年度	
		食 費	居住費 (滞在費)	食 費	居住費 (滞在費)	食 費	居住費 (滞在費)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者	0	0	0	0	0	0
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0	0	0	0	0	0
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担段階第2段階以外の者	0	0	0	0	0	0

(4) 障害者利用者支援措置 (県3/4 市1/4、5千円、介護保険課)

障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。

(単位：人、円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
認定証発行者数	0	0	0	0	0
軽 減 額	0	0	0	0	0

(5) 訪問介護等利用者負担助成 (市単独、4,481千円、介護保険課)

65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。

(単位：人、円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
認定証発行者数	184	173	167	164	157
軽 減 額	4,484,307	4,473,373	4,291,648	4,350,800	4,762,468

(6) 社会福祉法人等による軽減に対する補助 (県3/4 市1/4、5,806千円、介護保険課)

社会福祉法人等が市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

(単位：人、円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確認証発行者数	206	224	189	250	243
補 助 額	4,505,071	3,785,765	3,835,906	4,372,880	5,410,457

(7) 中山間地域等における利用者負担額軽減 (県3/4 市1/4、30千円、介護保険課)

中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所(社会福祉法人等)が、市の認定した低所得者(市町村民税本人非課税の者)に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。

(単位：人、円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確認証発行者数	15	14	29	1	0
補 助 額	12,643	11,133	15,853	5,838	0

(8) 訪問サービス等利用者負担助成 (市単独、596 千円、介護保険課)

市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービス（以上、介護予防を含む。）を利用した場合、利用者負担額を助成する。

(単位：人、円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
認定証発行者数	34	42	34	48	31
助 成 額	277,638	415,447	263,047	226,170	217,660

8 介護保険相談員の設置

介護保険相談員設置事業 (市単独、18,846 千円、介護保険課)

介護保険相談員を介護保険課並びに谷山、伊敷及び吉野の各支所の福祉担当窓口を設置し、介護保険や関連する保健、医療及び福祉に係る相談に応じる。

(単位：件)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
相 談 件 数	13,325	12,713	12,604	14,806	15,400

9 介護施設ボランティアポイント事業

(令和4年度、県 108 千円、市 103 千円、211 千円、
長寿あんしん課)

市民の介護分野への関心や地域全体で高齢者を支える意識を高めるため、介護保険施設等でのボランティア活動に対し、換金等が可能なポイントを付与する。

(単位：人)

年 度	4 年度	5 年度	6 年度
介護施設サポーター登録者数	1,350	1,383	1,449

10 介護人材確保支援事業

(令和6年度、市単独、2,090 千円、長寿あんしん課)

介護人材確保を支援するため、関係団体等と連携し、合同就職説明会や介護職場の魅力発信等にモデル的に取り組む。

《事業内容》

- ①合同就職説明会
- ②介護事業者経営力強化研修（令和5年度の介護事業所経営力強化研修事業を統合）
- ③職場体験

11 認知症オレンジシティ推進計画策定準備事業

(令和7年度、国 100%、1,757 千円、
認知症支援室)

「認知症オレンジシティ推進計画」の策定に向け、認知症の人とその家族の意見を反映するため、個別の聞き取り調査を行うとともに、本人ミーティング・家族交流会を開催する。

第2章 後 期 高 齢 者 医 療

1 後期高齢者医療制度 (平成 20 年 4 月)

《目 的》

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の推進を図る。

《被保険者》

75 歳以上の者及び 65 歳から 74 歳で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた者。

《運営主体》

都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合（鹿児島県後期高齢者医療広域連合）

《医療の給付》

現物給付 保険医療機関で受けた入院、外来、訪問看護など

現金給付 一般診療、治療用装具、はり・きゅう、高額療養費など

《自己負担割合及び自己負担限度額》

自己負担 割合	所得区分		外来のみ (個人単位)	入院＋外来 (世帯単位)
3 割	現役並み 所得者	課税所得 690 万 円以上(Ⅲ)	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1 % (140,100 円) ※ 3	
		課税所得 380 万 円以上(Ⅱ)	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1 % (93,000 円) ※ 3	
		課税所得 145 万 円以上(Ⅰ)	80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1 % (44,400 円) ※ 3	
2 割	一般Ⅱ		18,000 円※ 4 (144,000 円) ※ 2	57,600 円 (44,400 円) ※ 1
1 割	一般Ⅰ		18,000 円 (144,000 円) ※ 2	57,600 円 (44,400 円) ※ 1
	低所得者Ⅱ		8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		(144,000 円) ※ 2	15,000 円

※ 1 過去 12 ヶ月間に 3 回以上高額療養費（世帯単位）の支給があった場合の 4 回目以降の限度額

※ 2 年間上限額（8 月から翌年 7 月までが対象）

※ 3 過去 12 ヶ月間に 3 回以上高額療養費の支給があった場合の 4 回目以降の限度額

※ 4 令和 7 年 9 月 30 日までは、18,000 円または 6,000 円+ (医療費-30,000 円) × 10% の低い方を適用（医療費が 30,000 円未満の場合は 30,000 円で計算）

《入院時食事代の標準負担額（令和 7 年 4 月～）》

所 得 区 分		一般病床	療養病床 ※4	
		1 食当たり	1 食当たり	1 日あたりの居住費
現役並み所得者、一般		510 円 ※2	510 円 ※3	370 円 (難病患者は 0 円)
低所得者Ⅱ	90 日までの入院	240 円	240 円	
	90 日を超える入院 ※1	190 円		
低所得者Ⅰ		110 円	140 円	
老齢福祉年金受給者			110 円	0 円

※ 1 長期入院は申請月から過去 12 か月のうち低所得者Ⅱの認定を受ける入院日数が 91 日以上のある者

※ 2 国が指定する難病患者等の負担額は 300 円 ※ 3 一部の医療機関では 470 円

※ 4 入院医療の必要性の高い状態が継続する患者や回復期リハビリテーション病棟に入院している患者の食事代は一般病床と同額

《保険料》

保険料は県内一律で、広域連合が決定し、市町村が徴収する。

保険料（年額）＝均等割額（59,900 円）＋所得割額〔（前年の総所得金額等－基礎控除額）×所得割率（11.72%）〕

《保険料の軽減》

一定の所得以下の方は均等割額が軽減される。

《保険料の徴収》

- ① 特別徴収 年金額年額 18 万円以上の方は年金から原則として天引きされる。
- ② 普通徴収 7 月から翌年 3 月までの 9 期に分けて納付書又は口座振替で納付する。

2 後期高齢者長寿健診事業（平成 20 年 4 月、国、広域連合、市で費用負担 168,453 千円、長寿支援課）

《目 的》

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病等を早期発見するために「長寿健康診査」を行う。

《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者

《実施方法》

- ① 集団健診（市内の小・中学校・公民館等）
- ② 個別健診（市内の医療機関）

3 後期高齢者保健事業（平成 20 年度、広域連合、市で費用負担 100,289 千円、長寿支援課）

(1) はり・きゅう施設利用補助

《目 的》

鹿児島市指定の療院で、はり・きゅうの治療を受ける場合に補助する。

《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者

《補助額》

1 回につき 1,100 円（1 年度 60 回までとし利用券を交付、申請月により回数は異なる。）

(2) 人間ドック、脳ドック利用に対する補助

《目 的》

鹿児島市指定の医療機関で人間ドック、脳ドックを受ける場合に補助する。

《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者（前年度の受診者を除く。）

《補助額》

検査費用の半額（消費税は自己負担。上限 2 万円）

第5編 指導監査・その他

I 社会福祉法人等に対する指導監査等

《目 的》

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を図るため、関係法令、通知による指導事項について指導監査を行うとともに、必要な助言、指導を行う。

1 社会福祉法人（指導監査）

対象数は4月1日現在

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象数	122	121	122	121	120
実施数	3	16	31	23	52

2 社会福祉施設（指導監査）

対象数は4月1日現在

(単位：件)

施設種別		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童福祉施設	対象数	160	174	174	174	182
	実施数	160	173	176	173	183
保護施設等	対象数	2	2	2	2	2
	実施数	2	2	2	2	2
障害者支援施設	対象数	18	18	18	18	18
	実施数	18	18	18	18	17
老人福祉施設	対象数	391	387	393	373	368
	実施数	69	69	72	24	20
計	対象数	571	581	587	567	570
	実施数	249	262	268	217	222

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、書面による指導監査を実施。

※令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、実地又は書面による指導監査を実施。

3 介護保険施設等（運営指導）

対象数は4月1日現在

(単位：件)

サービス種別		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
居宅サービス	対象数	514	525	574	567	573
	実施数	22	137	91	109	57
地域密着型サービス	対象数	395	390	394	379	375
	実施数	16	99	76	65	68
居宅介護支援	対象数	186	185	178	155	153
	実施数	6	51	28	15	25
介護保険施設等	対象数	74	75	74	73	74
	実施数	3	24	14	12	7
介護予防支援	対象数	17	17	17	17	17
	実施数	0	2	1	1	1
計	対象数	1,186	1,192	1,237	1,191	1,192
	実施数	47	313	210	202	158

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、書面による実地指導を実施。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、実地又は書面による実地指導を実施。

4 障害福祉サービス事業等（運営指導）

対象数は4月1日現在

（単位：件）

サービス種別		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
障害福祉サービス	対象数	720	740	791	799	838
	実施数	58	176	248	291	239
障害児通所支援等	対象数	332	389	466	531	629
	実施数	48	157	132	151	227
計	対象数	1,052	1,129	1,257	1,330	1,467
	実施数	106	333	380	442	466

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、書面による実地指導を実施。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、実地又は書面による実地指導を実施。

5 有料老人ホーム（立入検査）

対象数は4月1日現在

（単位：件）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象数	196	206	211	208	206
実施数	12	60	31	43	39

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、書面による立入検査を実施。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、実地又は書面による立入検査を実施。

II 関係団体

1 社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会

《設立》 昭和29年12月11日（昭和37年9月社会福祉法人認可）

《所在地》

山下町15番1号（かごしま市民福祉プラザ内）（代）TEL221-6070

福祉資金課（市役所内） TEL223-0704（直通）・224-1111（内線4765）

福祉資金課谷山出張所（谷山支所内） TEL267-6130（直通）・269-2111（内線413）

吉田支部 TEL294-2754、桜島支部 TEL293-2969、喜入支部 TEL345-0221

松元支部 TEL246-7211、郡山支部 TEL298-2278

《組織》 理事15人、監事3人、評議員24人、顧問1人、事務局

《設置目的》

社会福祉法で地域福祉を推進する団体として定められ、地域が抱えているいろいろな福祉問題を地域のみんなと考え、話し合い、活動して解決へと結びつけていくことを目的として活動している公共的な民間の団体。

《事業内容》

① 地域での福祉活動推進のために

ア 地域福祉活動の推進

イ 広報・啓発活動

ウ わくわく福祉交流フェアの実施（市と共催）

エ 重層的支援体制整備事業（市からの委託）

オ 成年後見センターの管理運営（市からの委託）

カ 福祉コミュニティセンターの管理運営

キ 地域福祉館の管理運営（市の指定管理者として運営）

- ク 吉田福祉センターの管理運営（ 〃 ）
- ケ 生活福祉資金貸付事業（県社協からの委託）
- コ 車いすの貸出し
- サ 災害被災者へ見舞品の支給
- ② ボランティア活動を支援するために
 - ア ボランティアセンター運営事業
 - イ ボランティアの啓発・推進事業
 - ウ ボランティア推進校支援事業
 - エ サマーボランティア体験事業
 - オ 高齢者いきいきポイント推進事業（市からの委託）
 - カ 介護施設ボランティアポイント事業（市からの受託）
- ③ 高齢者に生きがいを持って安心して暮らしていただくために
 - ア 介護講習会の開催支援
 - イ 肢体不自由な高齢者へ（民生委員・児童委員を通じ）杖の有償提供
 - ウ 高齢者福祉団体への事業費助成
 - エ 在宅の寝たきりの高齢者に対する見舞品贈呈
 - オ オアシスケアウェルネスセンター（高齢者福祉センター）の管理運営（与次郎、東桜島、谷山、桜島、郡山、吉野、伊敷）（市の指定管理者として運営）
 - カ 介護認定調査事業（市からの委託）
- ④ 障害のある方々に生活をより充実していただくために
 - ア 在宅重度中度心身障害児に対する見舞金贈呈
 - イ 心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）の管理運営（市の指定管理者として運営）
 - ウ ことばの発達指導事業（ 〃 ）
 - エ 福祉機器リサイクル事業（ 〃 ）
 - オ 障害者 I T 講習会開催事業（ 〃 ）
 - カ 利用者相談・支援等事業（ 〃 ）
 - キ 地域活動支援センター事業（市からの委託）
- ⑤ 未来を担う子どもの健やかな成長のために
 - ア ふれあい子育てサロンの支援
 - イ 子ども食堂への支援
- ⑥ その他の活動
 - ア 一般寄付、香典返し寄付、物品寄付の受付
 - イ 共同募金運動への協力

名 称	所 在 地	T E L
社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会	鹿児島市山下町 15-1	221-6070
鹿児島市福祉コミュニティセンター	鹿児島市祇園之洲町 1-2	248-1200

２ 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会

《設 立》 昭和３年 11 月（昭和 27 年 5 月社会福祉法人認可）

《所在地》 山下町 15 番 1 号（かごしま市民福祉プラザ内） TEL226-5222

《組 織》 理事 7 人、監事 3 人、評議員 9 人、事務局

《設置目的》

社会福祉法及び児童福祉法などの社会福祉に関連する法律に基づいて、児童福祉、障害者（児）福祉及び高齢者福祉に係る社会福祉事業を行う。

《事業内容》

① 児童福祉施設・事業

ア やくし乳児院〔協会の設置経営〕

イ 母子生活支援施設（やなぎ寮）〔協会の設置経営〕

ウ 保育園 14 園〔協会の設置経営〕

エ ファミリー・サポート・センター（市からの委託）

オ 児童館 3 館「城南児童センター」「三和児童センター」「郡山児童センター」（市の指定管理者として運営）

カ 児童クラブ「城南児童クラブ」「南第二児童クラブ」（市からの委託）

キ 親子つどいの広場「北部親子つどいの広場」「西部親子つどいの広場」（市の指定管理者として運営）

ク 児童発達支援・放課後等デイサービス「わかば園」「あゆみ」「なかよし園」〔協会の設置経営〕

ケ 障害児相談支援事業「クローバー」〔協会の設置経営〕

② 高齢者福祉施設

ア 軽費老人ホーム「谷山荘」（市の指定管理者として運営）

③ 障害福祉施設

ア 知的障害者福祉センターの管理運営（市の指定管理者として運営）

④ その他の事業

ア 日赤鹿児島市地区事務

日赤会員募集及び災害救援物資、見舞金等の配分

イ 愛の一円塔の設置、管理及び募金の障害施設等への配分

第6編 衛生統計

第1章	人口動態統計	184
第2章	医療施設調査	225
第3章	病院報告	229
第4章	医療従事者	231

表中記号の説明

—	計数のない場合
…	計数不明の場合
・	統計項目のありえない場合
0.0	比率が微小（0.05未満）の場合
△	減少数（率）の場合

掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「計」に合わない場合がある。

第 1 章 人 口 動 態 統 計

本章で掲載している人口動態統計の結果は、厚生労働省から提供された調査票情報を基に、鹿児島市で集計したものです。

1 人口動態の概要

(1) 人口動態統計の概要

人口動態調査は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）により届けられた出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5つの事象を対象として、人口の動向を恒常的に調査するものである。

令和5年中に発生した事件で、令和6年1月14日までに届出のあった5事象のうち、出生（棄児を除く。）、死亡（失そう及び死亡確認による除籍を除く。）及び死産（妊娠満12週以後のもの）は、事件発生当時、市に住所（死産にあつては、死産した母の住所）を有する日本人の事件について、また、婚姻及び離婚は、市において発生した事件について、日本人に関するものを集計した。

① 用語の説明

乳児死亡	生後1年未満の死亡
新生児死亡	生後4週未満の死亡
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡
死産	妊娠満12週以後の死産の出産
周産期死亡	妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの（平成6年以前の数字は、妊娠満28週以後の死産に新生児死亡を加えたもの）
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当
年齢調整死亡率	人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、年齢階級別死亡率を一定の基準人口にあてはめて算出したもの

② 比率の算出方式

出生・死亡・婚姻・離婚率	$\frac{\text{年間事件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$
死産（自然・人工）率	$\frac{\text{年間事件数}}{\text{年間出産（出生＋死産）数}} \times 1,000$
乳児死亡・新生児死亡率	$\frac{\text{年間事件数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$
周産期死亡率	$\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{生後1週未満の死亡数}}{\text{年間出生数} + \text{年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$
死因別死亡率	$\frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 100,000$
合計特殊出生率	$\frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日現在年齢別女性人口}} \times \text{15歳から49歳までの合計（5歳階級で算出の場合は5倍）}$
年齢調整死亡率	$\frac{\{ (\text{観察集団の各年齢階級の死亡率}) \times (\text{基準となる人口集団のその年齢階級の人口}) \}}{\text{基準となる人口集団の総数}}$

③ 比率の算出に用いた人口

鹿児島市の推計人口（日本人人口）（単位：人）

総 数	男	女
583,655	271,888	311,767

※令和5年10月1日現在

鹿児島市の住民基本台帳人口（5歳階級別・日本人人口）（単位：人）

年 齢	総 数	男	女
合 計	591,440	275,481	315,959
0～4 歳	22,836	11,604	11,232
5～9 歳	27,027	13,912	13,115
10～14 歳	29,502	15,197	14,305
15～19 歳	29,038	14,618	14,420
20～24 歳	27,175	12,913	14,262
25～29 歳	26,389	12,469	13,920
30～34 歳	28,467	13,283	15,184
35～39 歳	34,298	16,306	17,992
40～44 歳	38,740	18,376	20,364
45～49 歳	42,642	20,417	22,225
50～54 歳	40,571	19,128	21,443
55～59 歳	36,508	16,912	19,596
60～64 歳	37,733	17,658	20,075
65～69 歳	40,135	18,938	21,197
70～74 歳	43,045	20,131	22,914
75～79 歳	31,935	14,336	17,599
80～84 歳	24,462	9,899	14,563
85～89 歳	17,408	6,108	11,300
90～94 歳	9,759	2,594	7,165
95～99 歳	3,252	632	2,620
100 歳～	518	50	468

※令和5年10月1日現在

基準人口（平成27年モデル人口）

年齢階級	基準人口	年齢階級	基準人口	年齢階級	基準人口
	人		人		人
0 歳	978,000	35～39 歳	7,423,000	75～79	6,306,000
1～4 歳	4,048,000	40～44	7,766,000	80～84	4,720,000
5～9	5,369,000	45～49	8,108,000	85～89	3,134,000
10～14	5,711,000	50～54	8,451,000	90～94	1,548,000
15～19	6,053,000	55～59	8,793,000	95 歳以上	423,000
20～24	6,396,000	60～64	9,135,000		
25～29	6,738,000	65～69	9,246,000	総 数	125,319,000
30～34	7,081,000	70～74	7,892,000		

(2) 令和5年人口動態調査結果の概要

- ① 出生数は減少
出生数は4,085人で、前年より340人減少し、出生率（人口千対）は7.0で、前年の7.5を下回った。
合計特殊出生率は1.31で、前年の1.38を下回った。
- ② 死亡数は増加
死亡数は7,175人で、前年より30人増加し、死亡率（人口千対）は12.3で、前年の12.2を上回った。
- ③ 死産数は増加
死産数は90胎で、前年より9胎増加し、死産率（出産（出生＋死産）千対）は21.6で、前年の18.0を上回った。
- ④ 婚姻件数は減少
婚姻件数は2,194組で、前年より186組減少し、婚姻率（人口千対）は3.8で、前年の4.1を下回った。
- ⑤ 離婚件数は増加
離婚件数は940組で、前年より4組増加し、離婚率（人口千対）は1.61で、前年の1.59を上回った。

⑥ 時間で見た人口動態

	平均発生間隔		一日当たりの件数	
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
	時間・分・秒	時間・分・秒		
出生	1, 58' 47"	2, 8' 40"	12.1	11.2
死亡	1, 13' 34"	1, 13' 15"	19.6	19.7
死産	108, 8' 53"	97, 20' 0"	0.2	0.2
婚姻	3, 40' 50"	3, 59' 34"	6.5	6.0
離婚	9, 21' 32"	9, 19' 9"	2.6	2.6

⑦ 平均寿命

年次	男性			女性		
	市	県	国	市	県	国
昭和45年	—	68.14	69.84	—	74.62	75.23
50年	—	70.54	71.79	—	76.53	77.01
55年	—	72.53	73.57	—	78.44	79.00
60年	—	74.09	74.95	—	80.34	80.75
平成2年	—	75.39	76.04	—	82.10	82.07
7年	—	76.13	76.70 (76.72)	—	83.36	83.22 (83.26)
12年	77.9	77.0	77.7	84.7	84.7	84.6
17年	78.7	78.0	78.8	86.1	85.7	85.8
22年	80.4	79.2	79.6	86.5	86.3	86.4
27年	80.9	80.0	80.8	87.2	86.8	87.0
令和2年	81.5	81.0	81.5	87.9	87.5	87.6

※平成7年（ ）内の数値は、阪神・淡路大震災の影響を除去した場合の数値
※昭和40年から平成7年までは、都道府県別生命表による
※平成12年以降は、同年分から公表された市区町村別生命表による

(3) 人口動態総覧、年次推移

年 次	出 生		死 亡		乳児死亡		死 産		婚 姻		離 婚	
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (出生千対)	件 数	率 (出産千対)	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)
昭和 25	5,656	28.3	1,893	9.5	266	47.0	805	124.6	1,665	8.3	264	1.32
30	5,574	20.3	1,915	7.0	136	24.4	688	109.9	1,994	7.3	300	1.09
35	5,328	18.0	2,222	7.5	122	22.9	754	124.0	2,532	8.6	276	0.93
40	5,735	17.5	1,951	5.9	81	14.1	713	110.6	2,987	9.1	347	1.06
45	7,142	17.7	2,577	6.4	84	11.8	727	92.4	3,697	9.2	481	1.19
50	8,163	17.9	2,574	5.6	74	9.1	585	66.9	3,887	8.5	587	1.28
55	7,984	15.8	2,897	5.7	66	8.3	609	70.9	3,947	7.8	855	1.69
60	7,558	14.2	2,996	5.6	54	7.1	511	63.3	3,553	6.7	1,016	1.92
平成 2	6,036	11.3	3,062	5.7	27	4.5	436	67.4	3,111	5.8	804	1.50
7	5,386	9.9	3,447	6.3	15	2.8	312	54.8	3,310	6.1	946	1.74
8	5,559	10.1	3,522	6.4	14	2.5	322	54.8	3,480	6.3	992	1.81
9	5,597	10.2	3,463	6.3	19	3.4	340	57.3	3,224	5.9	1,050	1.91
10	5,407	9.8	3,437	6.3	25	4.6	293	51.4	3,389	6.2	1,191	2.17
11	5,276	9.6	3,817	6.9	15	2.8	295	53.0	3,360	6.1	1,174	2.14
12	5,396	9.8	3,733	6.8	14	2.6	282	49.7	3,479	6.3	1,200	2.18
13	5,347	9.7	3,812	6.9	17	3.2	301	53.3	3,546	6.5	1,278	2.33
14	5,292	9.6	3,780	6.9	16	3.0	299	53.5	3,403	6.2	1,321	2.40
15	5,296	9.6	3,944	7.2	22	4.2	261	47.0	3,287	6.0	1,315	2.39
16	5,282	9.5	4,093	7.4	17	3.2	233	42.2	3,212	5.8	1,213	2.19
17	5,374	8.9	4,813	8.0	18	3.3	232	41.4	3,459	5.7	1,301	2.16
18	5,598	9.3	4,751	7.9	15	2.7	222	38.1	3,644	6.0	1,296	2.15
19	5,740	9.5	4,989	8.3	18	3.1	233	39.0	3,468	5.7	1,212	2.01
20	5,882	9.8	5,204	8.6	11	1.9	209	34.3	3,566	5.9	1,207	2.00
21	5,751	9.5	5,093	8.4	9	1.6	188	31.7	3,431	5.7	1,202	1.99
22	5,853	9.7	5,234	8.7	10	1.7	175	29.0	3,552	5.9	1,201	1.99
23	5,832	9.6	5,411	8.9	12	2.1	171	28.5	3,257	5.4	1,117	1.85
24	5,765	9.5	5,645	9.3	4	0.7	164	27.7	3,237	5.3	1,161	1.92
25	5,647	9.3	5,888	9.7	11	1.9	144	24.9	3,291	5.4	1,159	1.91
26	5,493	9.1	5,798	9.6	9	1.6	140	24.9	3,262	5.4	1,080	1.79
27	5,526	9.2	5,904	9.9	15	2.7	146	25.7	3,202	5.4	1,137	1.90
28	5,474	9.2	5,870	9.8	7	1.3	140	24.9	3,144	5.3	1,094	1.83
29	5,265	8.8	6,155	10.3	4	0.8	128	23.7	3,032	5.1	1,050	1.76
30	5,327	9.0	6,144	10.3	7	1.3	114	21.0	2,930	4.9	978	1.64
令和元	4,798	8.1	6,384	10.8	8	1.7	121	24.6	2,922	4.9	1,109	1.87
2	4,788	8.1	6,116	10.4	10	2.1	122	24.8	2,657	4.5	953	1.62
3	4,785	8.1	6,366	10.8	11	2.3	126	25.7	2,563	4.3	905	1.54
4	4,425	7.5	7,145	12.2	11	2.5	81	18.0	2,380	4.1	936	1.59
5	4,085	7.0	7,175	12.3	10	2.4	90	21.6	2,194	3.8	940	1.61

注) 乳児死亡率は出生千対、死産率は出産千対、その他の率は人口千対である。

昭和 25 年から昭和 40 年までは、旧谷山市の件数を含まない。また、昭和 25 年は旧伊敷村及び旧東桜島村の件数を含まない。
また、昭和 35 年までの出生、死亡、死産は、届出地により集計した件数である。平成 16 年は合併（平成 16 年 11 月 1 日）後の吉田・桜島・郡山・松元・喜入各支所管内の件数を含む。

比率の算定に用いた基礎人口は、平成 9 年までは総人口、平成 10 年以降は日本人人口である。ただし、平成 2 年及び平成 7 年は日本人人口を用いた。平成 22 年は日本人人口（※独自集計）を用いた。

(4) 人口動態、実数・月別

令和5年(単位：件)

月次	出 生			死 亡			乳 児 死 亡	新生児 死 亡	死 産		婚 姻	離 婚
	計	男	女	計	男	女			自然	人工		
計	4,085	2,075	2,010	7,175	3,422	3,753	10	5	33	57	2,194	940
1月	385	203	182	754	370	384	2	1	3	5	165	64
2月	324	173	151	601	304	297	1	－	2	3	207	70
3月	306	165	141	590	274	316	2	－	5	6	276	110
4月	302	144	158	576	279	297	－	－	2	7	166	65
5月	344	178	166	540	275	265	－	－	－	1	189	66
6月	320	162	158	514	241	273	2	2	8	4	140	77
7月	382	194	188	592	281	311	－	－	1	7	130	68
8月	400	183	217	603	248	355	1	1	2	9	219	84
9月	355	168	187	548	255	293	－	－	2	5	128	83
10月	326	179	147	553	276	277	－	－	4	1	156	77
11月	334	177	157	604	286	318	2	1	1	8	238	78
12月	307	149	158	700	333	367	－	－	3	1	180	98

注) 離婚については、協議離婚は届出月、調停・審判・和解・請求の認諾及び判決離婚は確定月に計上。

2 出 生

(1) 出生数、率・年次別

年 次	出生数 (人)	出生率 (人口千対)		
		市	県	国
昭和 30	5,574	20.3	24.5	19.4
35	5,328	18.0	19.3	17.2
40	5,735	17.5	15.8	18.6
45	7,142	17.7	14.1	18.8
50	8,163	17.9	14.2	17.1
55	7,984	15.8	13.8	13.6
60	7,558	14.2	12.8	11.9
平成 2	6,036	11.3	10.5	10.0
7	5,386	9.9	9.3	9.6
12	5,396	9.8	9.1	9.5
17	5,374	8.9	8.5	8.4
22	5,853	9.7	8.9	8.5
23	5,832	9.6	9.0	8.3
24	5,765	9.5	8.8	8.2
25	5,647	9.3	8.7	8.2
26	5,493	9.1	8.6	8.0
27	5,526	9.2	8.6	8.0
28	5,474	9.2	8.4	7.8
29	5,265	8.8	8.2	7.6
30	5,327	9.0	8.1	7.4
令和元	4,798	8.1	7.5	7.0
2	4,788	8.1	7.4	6.8
3	4,785	8.1	7.4	6.6
4	4,425	7.5	6.8	6.3
5	4,085	7.0	6.4	6.0

(2) 出生数、施設・立会者別

令和5年(単位：人)

施 設						立 会 者		
計	病院	診療所	助産所	自宅	その他	医師	助産師	その他
4,085	2,402	1,669	12	－	2	4,052	31	2

(3) 出生数、体重別

(単位：人)

年次	計	499 g 以下	500 g ～ 999 g	1,000 g ～ 1,499 g	1,500 g ～ 1,999 g	2,000 g ～ 2,499 g	2,500 g ～ 2,999 g	3,000 g ～ 3,499 g	3,500 g ～ 3,999 g	4,000 g ～ 4,499 g	4,500 g ～ 4,999 g	5,000 g 以上	不詳	平均 体重 (g)
昭和40	5,735	…	…	…	87	295	1,632	2,657	934	130	…	…	—	…
45	7,142	…	…	…	92	282	1,996	3,182	1,364	225	…	…	1	…
50	8,163	…	…	…	80	331	2,016	3,795	1,635	301	…	…	5	…
55	7,984	…	…	40	64	347	2,092	3,687	1,497	236	19	1	1	…
60	7,558	…	…	31	61	352	2,223	3,451	1,265	158	14	1	2	…
平成2	6,036	1	11	33	59	332	1,925	2,681	896	90	6	1	1	…
7	5,386	1	14	27	46	363	1,945	2,315	625	48	2	—	—	3,035
12	5,396	—	21	22	58	385	1,988	2,306	566	46	3	—	1	3,025
17	5,374	1	21	36	68	400	2,043	2,220	541	42	2	—	—	2,999
18	5,598	3	21	24	86	424	2,154	2,271	571	41	3	—	—	2,997
19	5,740	2	26	38	83	446	2,171	2,364	563	46	1	—	—	2,993
20	5,882	—	18	38	67	456	2,320	2,383	556	41	3	—	—	2,995
21	5,751	4	19	26	77	472	2,259	2,326	512	49	6	—	1	2,989
22	5,853	1	20	34	65	499	2,237	2,405	547	41	4	—	—	2,990
23	5,832	3	23	34	90	468	2,349	2,248	576	39	2	—	—	2,975
24	5,765	3	14	33	79	445	2,197	2,402	550	41	—	—	1	2,996
25	5,647	4	18	22	81	475	2,248	2,249	509	39	1	—	1	2,978
26	5,493	3	15	30	92	433	2,099	2,251	531	38	1	—	—	2,987
27	5,526	1	22	28	88	419	2,160	2,217	547	41	1	—	2	2,988
28	5,474	3	15	32	79	443	2,147	2,192	527	31	—	—	5	2,982
29	5,265	2	15	24	72	505	2,043	2,120	446	36	1	—	1	2,974
30	5,327	3	18	27	86	434	2,122	2,123	481	32	—	—	1	2,977
令和元	4,798	5	14	26	62	393	1,903	1,907	455	32	1	—	—	2,980
2	4,788	3	18	30	66	396	1,890	1,959	405	21	—	—	—	2,973
3	4,785	4	18	33	82	400	1,901	1,896	422	27	1	—	1	2,966
4	4,425	4	16	21	78	354	1,879	1,661	387	23	1	—	1	2,962
5	4,085	3	15	26	67	372	1,607	1,615	360	19	—	—	1	2,960
%	100.0	0.1	0.4	0.6	1.6	9.1	39.3	39.6	8.8	0.5	—	—	0.0	
男	2,075	2	7	11	31	180	728	886	218	11	—	—	1	3,001
%	100.0	0.1	0.3	0.5	1.5	8.7	35.1	42.8	10.5	0.5	—	—	0.0	
女	2,010	1	8	15	36	192	879	729	142	8	—	—	—	2,917
%	100.0	0.0	0.4	0.7	1.8	9.6	43.7	36.3	7.1	0.4	—	—	—	

注) 昭和60年以前に1,000g～1,499gの欄に計上されている数字は、1,500g未満のものすべてを、昭和50年以前に1,500g～1,999gの欄に計上されている数字は2,000g未満のものすべて、4,000g～4,499gの欄に計上されている数字は4,000g以上のものすべてを含んでいる。

(4) 出生数、出生順位・年次別

(単位：人)

年 次	計	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子 以 上	構 成 比 (%)				
							第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上
昭和35	5,328	2,273	1,701	822	293	239	42.7	31.9	15.4	5.5	4.5
40	5,735	2,587	2,098	778	190	82	45.1	36.6	13.6	3.3	1.4
45	7,142	3,211	2,683	1,008	171	69	45.0	37.6	14.1	2.4	1.0
50	8,163	3,713	3,209	1,030	157	54	45.5	39.3	12.6	1.9	0.7
55	7,984	3,397	3,100	1,245	193	49	42.6	38.8	15.6	2.4	0.6
60	7,558	3,213	2,831	1,266	202	46	42.5	37.5	16.7	2.7	0.6
平成2	6,036	2,476	2,260	1,084	181	35	41.0	37.4	18.0	3.0	0.6
7	5,386	2,444	1,928	826	148	40	45.4	35.8	15.3	2.7	0.7
12	5,396	2,719	1,831	692	128	26	50.4	33.9	12.8	2.4	0.5
13	5,347	2,653	1,929	623	116	26	49.6	36.0	11.7	2.2	0.5
14	5,292	2,735	1,835	577	106	39	51.7	34.7	10.9	2.0	0.7
15	5,296	2,619	1,905	638	100	34	49.5	36.0	12.0	1.9	0.6
16	5,282	2,552	1,962	640	99	29	48.3	37.2	12.1	1.9	0.5
17	5,374	2,624	1,970	642	108	30	48.8	36.7	11.9	2.0	0.6
18	5,598	2,705	2,072	665	120	36	48.3	37.0	11.9	2.2	0.6
19	5,740	2,758	2,056	784	104	38	48.0	35.8	13.7	1.8	0.7
20	5,882	2,726	2,142	823	149	42	46.4	36.4	14.0	2.5	0.7
21	5,751	2,700	2,096	767	150	38	46.9	36.4	13.3	2.6	0.7
22	5,853	2,689	2,074	889	155	46	45.9	35.4	15.2	2.6	0.8
23	5,832	2,710	2,060	850	171	41	46.5	35.3	14.6	2.9	0.6
24	5,765	2,545	2,134	846	189	51	44.1	37.0	14.7	3.3	0.9
25	5,647	2,534	2,039	865	154	55	44.9	36.1	15.3	2.7	1.0
26	5,493	2,470	1,985	822	157	59	45.0	36.1	15.0	2.9	1.1
27	5,526	2,532	1,936	832	175	51	45.8	35.0	15.1	3.2	0.9
28	5,474	2,462	1,944	833	188	47	45.0	35.5	15.2	3.4	0.9
29	5,265	2,392	1,832	824	164	53	45.4	34.8	15.7	3.1	1.0
30	5,327	2,457	1,898	754	156	62	46.1	35.6	14.2	2.9	1.2
令和元	4,798	2,138	1,716	724	166	54	44.6	35.8	15.1	3.5	1.1
2	4,788	2,147	1,739	697	156	49	44.8	36.3	14.6	3.3	1.0
3	4,785	2,128	1,695	743	167	52	44.5	35.4	15.5	3.5	1.1
4	4,425	1,931	1,541	730	165	58	43.6	34.8	16.5	3.7	1.3
5	4,085	1,734	1,527	610	166	48	42.4	37.4	14.9	4.1	1.2

(5) 出生数、母親の年齢階級・年次別

(単位：人)

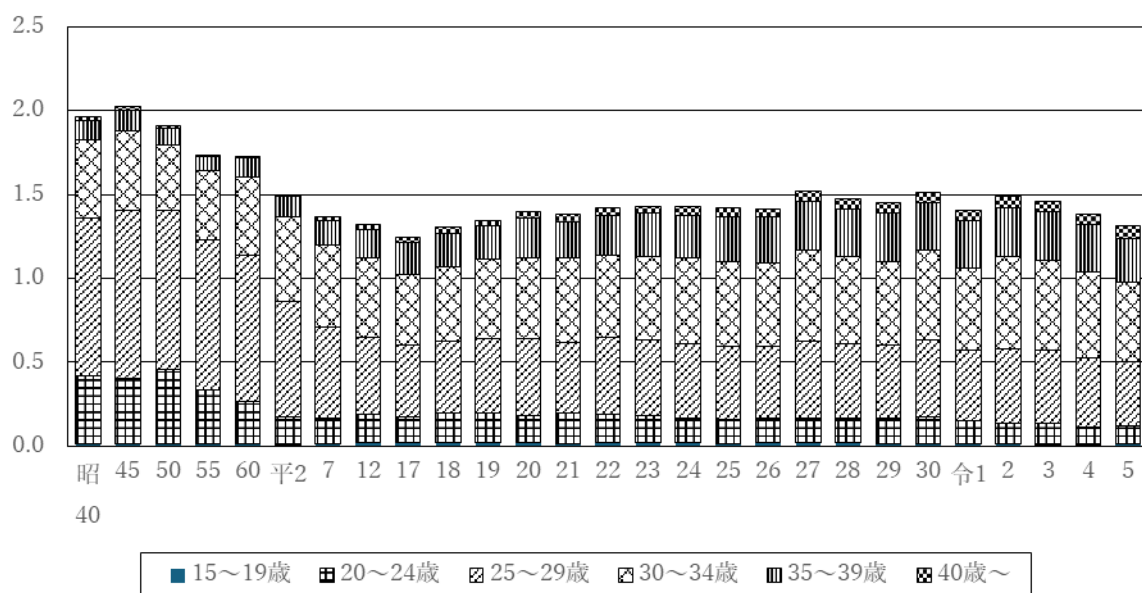
年次	計	15歳未満	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	構 成 比 (%)						
												19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上	不詳
昭和 35	5,328	－	45	1,039	2,515	1,263	382	78	6	－	－	0.8	19.5	47.2	23.7	7.2	1.6	－
40	5,735	－	42	1,281	2,660	1,365	324	62	1	－	－	0.7	22.3	46.4	23.8	5.6	1.1	－
45	7,142	－	65	1,745	3,373	1,479	417	59	4	－	－	0.9	24.4	47.2	20.7	5.8	0.9	－
50	8,163	－	59	2,065	4,293	1,371	316	57	2	－	－	0.7	25.3	52.6	16.8	3.9	0.7	－
55	7,984	－	52	1,448	4,245	1,901	304	31	3	－	－	0.7	18.1	53.2	23.8	3.8	0.4	－
60	7,558	－	52	1,113	3,742	2,104	499	48	－	－	－	0.7	14.7	49.5	27.9	6.6	0.6	－
平成 2	6,036	－	46	706	2,705	1,989	530	59	1	－	－	0.7	11.7	44.8	33.0	8.8	1.0	－
7	5,386	－	62	725	2,110	1,850	568	68	3	－	－	1.2	13.4	39.2	34.3	10.5	1.3	－
12	5,396	－	82	769	2,017	1,799	614	110	5	－	－	1.5	14.3	37.4	33.3	11.4	2.1	－
13	5,347	1	90	748	2,061	1,748	621	77	1	－	－	1.7	14.0	38.5	32.7	11.6	1.5	－
14	5,292	－	92	758	1,958	1,782	625	73	4	－	－	1.7	14.3	37.0	33.7	11.8	1.5	－
15	5,296	2	58	678	1,937	1,832	693	93	2	1	－	1.1	12.8	36.6	34.6	13.1	1.8	－
16	5,282	－	69	664	1,930	1,824	696	98	1	－	－	1.3	12.6	36.5	34.5	13.2	1.9	－
17	5,374	－	79	681	1,878	1,859	750	124	1	2	－	1.5	12.7	34.9	34.5	14.0	2.4	－
18	5,598	－	69	717	1,840	2,015	825	130	2	－	－	1.2	12.8	32.9	36.0	14.7	2.4	－
19	5,740	－	68	702	1,897	2,106	833	131	3	－	－	1.2	12.2	33.0	36.7	14.5	2.4	－
20	5,882	－	70	631	1,916	2,136	996	130	3	－	－	1.2	10.7	32.6	36.3	16.9	2.3	－
21	5,751	－	50	668	1,729	2,206	929	169	－	－	－	0.9	11.6	30.1	38.4	16.2	2.9	－
22	5,853	－	66	619	1,823	2,118	1,036	189	2	－	－	1.1	10.6	31.1	36.2	17.7	3.3	－
23	5,832	1	58	593	1,761	2,092	1,139	185	3	－	－	1.0	10.2	30.2	35.9	19.5	3.2	－
24	5,765	－	58	498	1,713	2,131	1,138	224	3	－	－	1.0	8.6	29.7	37.0	19.7	3.9	－
25	5,647	－	54	470	1,634	2,073	1,194	217	5	－	－	1.0	8.3	28.9	36.7	21.1	3.9	－
26	5,493	－	63	482	1,545	1,993	1,183	220	7	－	－	1.1	8.8	28.1	36.3	21.5	4.1	－
27	5,526	－	61	464	1,500	2,027	1,218	248	8	－	－	1.1	8.4	27.1	36.7	22.0	4.6	－
28	5,474	－	66	455	1,504	1,977	1,190	273	9	－	－	1.2	8.3	27.5	36.1	21.7	5.2	－
29	5,265	－	49	455	1,412	1,870	1,195	280	3	1	－	0.9	8.6	26.8	35.5	22.7	5.4	－
30	5,327	－	49	464	1,458	1,939	1,144	268	4	1	－	0.9	8.7	27.4	36.4	21.5	5.1	－
令和元	4,798	－	34	404	1,294	1,683	1,122	254	7	－	－	0.7	8.4	27.0	35.1	23.4	5.4	－
2	4,788	－	36	362	1,265	1,763	1,071	280	11	－	－	0.8	7.6	26.4	36.8	22.4	6.1	－
3	4,785	－	26	371	1,275	1,748	1,099	253	13	－	－	0.5	7.8	26.6	36.5	23.0	5.6	－
4	4,425	－	21	306	1,177	1,603	1,065	241	12	－	－	0.5	6.9	26.6	36.2	24.1	5.7	－
5	4,085	1	37	300	1,066	1,434	961	276	9	1	－	0.9	7.3	26.1	35.1	23.5	7.0	－

(6) 合計特殊出生率

年 次	合 計 特 殊 出 生 率		
	市	県	国
昭和 40	(2.00) 1.97	2.38	2.14
45	2.02	2.21	2.13
50	1.91	2.09	1.91
55	1.74	1.95	1.75
60	1.73	1.92	1.76
平成 2	1.50	1.73	1.54
7	1.36	1.62	1.42
12	1.32	1.58	1.36
17	1.25	1.49	1.26
18	1.30	1.51	1.32
19	1.35	1.54	1.34
20	1.39	1.59	1.37
21	1.38	1.56	1.37
22	1.42	1.62	1.39
23	1.43	1.64	1.39
24	1.43	1.64	1.41
25	1.42	1.63	1.43
26	1.42	1.62	1.42
27	1.52	1.70	1.45
28	1.47	1.68	1.44
29	1.45	1.69	1.43
30	1.51	1.70	1.42
令和元	1.40	1.63	1.36
2	1.49	1.61	1.33
3	1.46	1.65	1.30
4	1.38	1.54	1.26
5	1.31	1.48	1.20

※ 昭和40年の()書きは、旧谷山市も含む。また、平成16年の市分には、合併(平成16年11月1日)後の吉田・桜島・郡山・松元・喜入各支所管内を含む。

合計特殊出生率(年齢階級別内訳)の年次推移



3 死 亡

死亡原因の分類は、WHOが制定した I C D（国際疾病分類）に基づいている。

平成6年までは I C D－9 が適用されていたが、平成7年より I C D－10 を適用している。

(1) 死亡数、率・年次別

年 次	死 亡 数 (人)	死亡率（人口千対）		
		市	県	国
昭和 30	1,915	7.0	8.8	7.8
35	2,222	7.5	8.6	7.6
40	1,951	5.9	8.8	7.1
45	2,577	6.4	9.4	6.9
50	2,574	5.6	8.9	6.3
55	2,897	5.7	8.7	6.2
60	2,996	5.6	8.5	6.3
平成 2	3,062	5.7	8.8	6.7
7	3,447	6.3	9.6	7.4
12	3,733	6.8	9.5	7.7
17	4,813	8.0	10.9	8.6
22	5,234	8.7	11.9	9.5
27	5,904	9.9	13.0	10.3
28	5,870	9.8	13.3	10.5
29	6,155	10.3	13.5	10.8
30	6,144	10.3	13.8	11.0
令和元	6,384	10.8	13.7	11.2
2	6,116	10.4	13.6	11.1
3	6,366	10.8	14.0	11.7
4	7,145	12.2	15.4	12.9
5	7,175	12.3	15.8	13.0

(2) 死亡数、率・割合・選択死因・性別

令和5年

死 因		死亡数(人)			死亡率（人口10万対）			死亡割合（%）		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
計		7,175	3,422	3,753	1,229.3	1,258.6	1,203.8	100.0	100.0	100.0
1	悪性新生物（Se02～Se13）	1,678	898	780	287.5	330.3	250.2	23.4	26.2	20.8
2	心疾患（高血圧性を除く） （Se16～Se20）	939	431	508	160.9	158.5	162.9	13.1	12.6	13.5
3	老衰（Se31）	707	159	548	121.1	58.5	175.8	9.9	4.6	14.6
4	脳血管疾患（Se21～Se24）	526	267	259	90.1	98.2	83.1	7.3	7.8	6.9
5	肺炎（Se26）	446	211	235	76.4	77.6	75.4	6.2	6.2	6.3
6	不慮の事故（Se32, 33）	198	109	89	33.9	40.1	28.5	2.8	3.2	2.4
7	腎不全（Se30）	137	65	72	23.5	23.9	23.1	1.9	1.9	1.9
8	大動脈瘤及び解離（Se25）	120	46	74	20.6	16.9	23.7	1.7	1.3	2.0
9	糖尿病（Se14）	80	42	38	13.7	15.4	12.2	1.1	1.2	1.0
10	慢性閉塞性肺疾患（Se27）	80	65	15	13.7	23.9	4.8	1.1	1.9	0.4
11	肝疾患（Se29）	74	52	22	12.7	19.1	7.1	1.0	1.5	0.6
12	自殺（Se34）	72	55	17	12.3	20.2	5.5	1.0	1.6	0.5
13	高血圧性疾患（Se15）	48	27	21	8.2	9.9	6.7	0.7	0.8	0.6
14	結核（Se01）	5	3	2	0.9	1.1	0.6	0.1	0.1	0.1
15	喘息（Se28）	5	2	3	0.9	0.7	1.0	0.1	0.1	0.1
16	その他の全疾患	2,060	990	1,070	352.9	364.1	343.2	28.6	29.0	28.3

注）（ ）は選択死因分類コード

(3) 死亡率（人口10万対）、選択死因・性別

令和5年

死 因		計		男		女	
		市	国	市	国	市	国
計		1, 229. 3	1, 300. 4	1, 258. 6	1, 362. 5	1, 203. 8	1, 241. 7
1	悪性新生物 (Se02～Se13)	287. 5	315. 6	330. 3	375. 8	250. 2	258. 7
	食道 (Se03)	8. 1	8. 9	13. 6	14. 7	3. 2	3. 4
	胃 (Se04)	19. 4	32. 0	24. 3	43. 0	15. 1	21. 6
	結腸 (Se05)	28. 3	30. 9	29. 1	30. 8	27. 6	30. 9
	直腸S状結腸移行部及び直腸 (Se06)	11. 3	13. 0	13. 2	16. 6	9. 6	9. 5
	肝及び肝内胆管 (Se07)	19. 9	18. 9	24. 3	25. 8	16. 0	12. 3
	胆のう及びその他の胆道 (Se08)	15. 6	14. 2	16. 9	15. 7	14. 4	12. 9
	膵 (Se09)	26. 7	33. 1	27. 2	33. 7	26. 3	32. 6
	気管、気管支及び肺 (Se10)	51. 6	62. 5	71. 0	89. 8	34. 6	36. 7
	乳房 (Se11)	12. 0	13. 0	－	0. 2	22. 5	25. 1
	子宮※ (Se12)	10. 6	11. 5	・	・	10. 6	11. 5
	白血病 (Se13)	12. 0	8. 1	12. 9	10. 3	11. 2	6. 1
2	心疾患（高血圧性を除く） (Se16～Se20)	160. 9	190. 7	158. 5	192. 1	162. 9	189. 5
3	老衰 (Se31)	121. 1	156. 7	58. 5	90. 4	175. 8	219. 4
4	脳血管疾患 (Se21～Se24)	90. 1	86. 3	98. 2	87. 7	83. 1	84. 8
5	肺炎 (Se26)	76. 4	62. 5	77. 6	73. 9	75. 4	51. 7
6	不慮の事故 (Se32, 33)	33. 9	36. 7	40. 1	43. 4	28. 5	30. 3
7	腎不全 (Se30)	23. 5	24. 9	23. 9	27. 1	23. 1	22. 8
8	大動脈瘤及び解離 (Se25)	20. 6	16. 5	16. 9	16. 9	23. 7	16. 2
9	糖尿病 (Se14)	13. 7	12. 7	15. 4	14. 8	12. 2	10. 8
10	慢性閉塞症肺疾患 (Se27)	13. 7	14. 0	23. 9	24. 3	4. 8	4. 3
11	肝疾患 (Se29)	12. 7	15. 4	19. 1	20. 7	7. 1	10. 4
12	自殺 (Se34)	12. 3	17. 4	20. 2	24. 4	5. 5	10. 7
13	高血圧性疾患 (Se15)	8. 2	9. 4	9. 9	8. 4	6. 7	10. 3
14	結核 (Se01)	0. 9	1. 3	1. 1	1. 6	0. 6	1. 1
15	喘息 (Se28)	0. 9	0. 9	0. 7	0. 8	1. 0	1. 0
16	その他の全疾患	352. 9	339. 4	364. 1	360. 2	343. 2	319. 7

注) ※ は女性人口10万対

(4) 3 大死因、年齢調整死亡率（人口 10 万対）

令和5年

死 因		市	国
男	総数（人口千対）	13.6	14.1
	悪性新生物	344.1	376.5
	脳血管疾患	105.0	89.8
	心疾患（高血圧性を除く）	174.3	201.6
女	総数（人口千対）	7.7	7.8
	悪性新生物	194.2	193.4
	脳血管疾患	51.2	53.2
	心疾患（高血圧性を除く）	97.7	111.8

注）人口の年齢構成の差による影響を取り除いて比較するために、
厚生労働省の「平成 27 年モデル人口」にあてはめて調整した指標である。

(5) 死亡数、選択死因・月別

令和5年(単位：人)

			計	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
死 因		計	7, 175	754	601	590	576	540	514	592	603	548	553	604	700
		男 女	3, 422 3, 753	370 384	304 297	274 316	279 297	275 265	241 273	281 311	248 355	255 293	276 277	286 318	333 367
1	悪性新生物 (Se02～Se13)	男	898	79	72	50	74	64	68	80	77	68	85	81	100
		女	780	59	71	63	70	63	57	65	72	58	65	66	71
2	心疾患（高血圧性を除く） (Se16～Se20)	男	431	60	45	50	28	33	25	26	32	27	31	38	36
		女	508	58	38	48	38	36	45	37	44	30	37	40	57
3	老衰 (Se31)	男	159	15	9	12	10	11	15	11	18	8	16	13	21
		女	548	44	43	44	48	33	31	37	55	44	44	64	61
4	脳血管疾患 (Se21～Se24)	男	267	32	29	23	27	26	19	19	14	21	20	18	19
		女	259	36	18	23	25	16	22	22	28	15	16	19	19
5	肺炎 (Se26)	男	211	21	14	27	19	17	9	17	13	19	15	16	24
		女	235	22	19	15	12	19	17	19	32	21	21	17	21
6	不慮の事故 (Se32, 33)	男	109	9	11	9	11	10	8	15	9	7	9	6	5
		女	89	10	2	8	10	5	5	7	6	12	4	14	6
7	腎不全 (Se30)	男	65	9	7	2	7	5	3	6	7	5	4	5	5
		女	72	5	9	6	11	5	5	4	6	1	5	4	11
8	大動脈瘤及び解離 (Se25)	男	46	3	6	3	2	6	4	3	2	1	1	10	5
		女	74	8	2	11	3	5	3	7	6	4	9	4	12
9	糖尿病 (Se14)	男	42	3	8	1	4	5	1	4	－	8	3	1	4
		女	38	1	6	－	2	3	－	4	3	9	4	4	2
10	慢性閉塞性肺疾患 (Se27)	男	65	7	5	4	1	8	8	6	5	7	3	6	5
		女	15	1	1	1	－	1	1	－	3	－	1	2	4
11	肝疾患 (Se29)	男	52	3	3	4	5	3	6	4	2	5	5	5	7
		女	22	5	2	1	2	－	2	－	1	2	1	2	4
12	自殺 (Se34)	男	55	5	9	7	4	2	7	6	3	6	3	2	1
		女	17	1	1	2	2	1	2	－	1	4	3	－	－
13	高血圧性疾患 (Se15)	男	27	－	3	4	3	3	－	3	2	3	2	2	2
		女	21	1	1	2	1	1	－	1	3	2	3	3	3
14	結核 (Se01)	男	3	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－
		女	2	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－
15	喘息 (Se28)	男	2	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1
		女	3	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	1	－
16	その他の全疾患	男	990	123	83	78	84	80	68	81	64	70	79	82	98
		女	1, 070	133	84	92	73	77	82	106	94	91	64	78	96

(6) 死亡数、選択死因・年齢階級・性別

死 因			計	0～4 歳	5～9 歳	10～ 14 歳	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳
計		男 女	3,422 3,753	7 9	1 1	1 1	3 4	6 2	7 7	12 1	15 5	28 14
1	悪 性 新 生 物 (Se02～Se13)	男 女	898 780	－ －	1 1	1 －	1 －	－ －	1 2	1 －	2 1	4 9
2	心疾患(高血圧性を 除く)(Se16～Se20)	男 女	431 508	－ 2	－ －	－ －	－ 1	－ －	1 －	1 －	4 1	－ －
3	老 衰 (Se31)	男 女	159 548	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
4	脳 血 管 疾 患 (Se21～Se24)	男 女	267 259	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 －	－ －	2 －
5	肺 炎 (Se26)	男 女	211 235	－ －	－ －	－ 1	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
6	不 慮 の 事 故 (Se32, 33)	男 女	109 89	1 －	－ －	－ －	－ 1	2 －	－ －	1 －	1 －	1 1
7	腎 不 全 (Se30)	男 女	65 72	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 －
8	大動脈瘤及び解離 (Se25)	男 女	46 74	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
9	糖 尿 病 (Se14)	男 女	42 38	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
10	慢性閉塞性肺疾患 (Se27)	男 女	65 15	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
11	肝 疾 患 (Se29)	男 女	52 22	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ 1	－ －	－ －	3 1
12	自 殺 (Se34)	男 女	55 17	－ －	－ －	－ －	2 1	3 2	2 1	5 1	3 1	4 1
13	高 血 圧 性 疾 患 (Se15)	男 女	27 21	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
14	結 核 (Se01)	男 女	3 2	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
15	喘 息 (Se28)	男 女	2 3	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
16	その他の全疾患	男 女	990 1,070	6 7	－ －	－ －	－ 1	1 －	3 3	3 －	5 2	13 2

令和5年(単位：人)

45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳 以上	不詳
36 20	53 26	85 39	129 74	266 116	423 202	435 246	586 472	606 693	505 931	188 683	30 207	－ －
8 10	9 14	26 18	50 44	97 56	160 98	142 84	154 131	126 134	89 109	22 64	4 5	－ －
7 1	10 1	13 3	17 5	29 8	39 23	40 29	77 59	82 78	79 166	25 105	7 26	－ －
－ －	－ －	－ －	－ 1	－ －	1 2	3 3	22 32	35 66	59 182	34 165	5 97	－ －
2 －	8 6	5 3	8 2	22 7	34 10	39 13	50 25	43 61	36 67	13 49	4 16	－ －
－ －	1 －	1 1	4 －	12 2	13 3	22 12	35 30	58 41	37 79	24 58	4 8	－ －
2 1	4 －	5 2	3 2	9 5	11 5	20 4	17 14	12 21	14 15	6 14	－ 4	－ －
－ －	2 －	2 －	1 2	－ 2	5 3	4 6	12 8	19 13	13 18	5 17	1 3	－ －
1 －	1 －	2 －	2 1	6 6	10 7	6 10	5 9	7 18	2 12	4 10	－ 1	－ －
－ －	2 －	1 1	2 －	7 1	5 5	8 4	8 3	8 6	1 9	－ 7	－ 2	－ －
－ －	－ －	－ －	1 －	2 －	7 －	8 －	18 3	12 3	8 4	9 4	－ 1	－ －
2 1	2 －	4 2	7 1	9 3	9 1	2 2	11 4	2 4	1 2	－ －	－ －	－ －
3 4	3 －	9 1	3 1	3 －	7 －	2 2	2 2	4 －	－ －	－ －	－ －	－ －
1 －	－ －	－ －	2 －	4 2	4 1	4 －	4 1	4 4	3 9	1 1	－ 3	－ －
－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 －	－ －	1 1	1 1	－ －	－ －	－ －
－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 1	1 －	－ －	－ 1	－ －	－ 1	－ －
10 3	11 5	17 8	29 15	66 24	118 44	133 76	170 151	193 243	162 257	45 189	5 40	－ －

(7) 死因順位、性・年齢階級別

男

令和5年(単位:人)

年 齢 階 級	総数	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
		死 因	実数 (%)	死 因	実数 (%)	死 因	実数 (%)	死 因	実数 (%)	死 因	実数 (%)
計	3,422	悪性新生物	898 (26.2)	心疾患 (高血圧性を除く)	431 (12.6)	脳血管疾患	267 (7.8)	肺 炎	211 (6.2)	老 衰	159 (4.6)
歳 0～9	8										
10～19	4	悪性新生物	2 (50.0)	自 殺	2 (50.0)						
20～29	13	自 殺	5 (38.5)	不慮の事故	2 (15.4)						
30～39	27	自 殺	8 (29.6)	心疾患 (高血圧性を除く)	5 (18.5)	悪性新生物	3 (11.1)	不慮の事故	2 (7.4)		
40～44	28	悪性新生物	4 (14.3)	自 殺	4 (14.3)	肝疾患	3 (10.7)	脳血管疾患	2 (7.1)		
45～49	36	悪性新生物	8 (22.2)	心疾患 (高血圧性を除く)	7 (19.4)	自 殺	3 (8.3)	脳血管疾患	2 (5.6)	不慮の事故	2 (5.6)
50～54	53	心疾患 (高血圧性を除く)	10 (18.9)	悪性新生物	9 (17.0)	脳血管疾患	8 (15.1)	不慮の事故	4 (7.5)	自 殺	3 (5.7)
55～59	85	悪性新生物	26 (30.6)	心疾患 (高血圧性を除く)	13 (15.3)	自 殺	9 (10.6)	脳血管疾患	5 (5.9)	不慮の事故	5 (5.9)
60～64	129	悪性新生物	50 (38.8)	心疾患 (高血圧性を除く)	17 (13.2)	脳血管疾患	8 (6.2)	肝疾患	7 (5.4)	肺 炎	4 (3.1)
65～69	266	悪性新生物	97 (36.5)	心疾患 (高血圧性を除く)	29 (10.9)	脳血管疾患	22 (8.3)	肺 炎	12 (4.5)	不慮の事故	9 (3.4)
70～74	423	悪性新生物	160 (37.8)	心疾患 (高血圧性を除く)	39 (9.2)	脳血管疾患	34 (8.0)	肺 炎	13 (3.1)	不慮の事故	11 (2.6)
75～79	435	悪性新生物	142 (32.6)	心疾患 (高血圧性を除く)	40 (9.2)	脳血管疾患	39 (9.0)	肺 炎	22 (5.1)	不慮の事故	20 (4.6)
80～84	586	悪性新生物	154 (26.3)	心疾患 (高血圧性を除く)	77 (13.1)	脳血管疾患	50 (8.5)	肺 炎	35 (6.0)	老 衰	22 (3.8)
85～89	606	悪性新生物	126 (20.8)	心疾患 (高血圧性を除く)	82 (13.5)	肺 炎	58 (9.6)	脳血管疾患	43 (7.1)	老 衰	35 (5.8)
90～	723	悪性新生物	115 (15.9)	心疾患 (高血圧性を除く)	111 (15.4)	老 衰	98 (13.6)	肺 炎	65 (9.0)	脳血管疾患	53 (7.3)

1) 2人以上の死因について計上。 2) 同数の場合は計が多い死因を上位とする。

女

令和5年(単位：人)

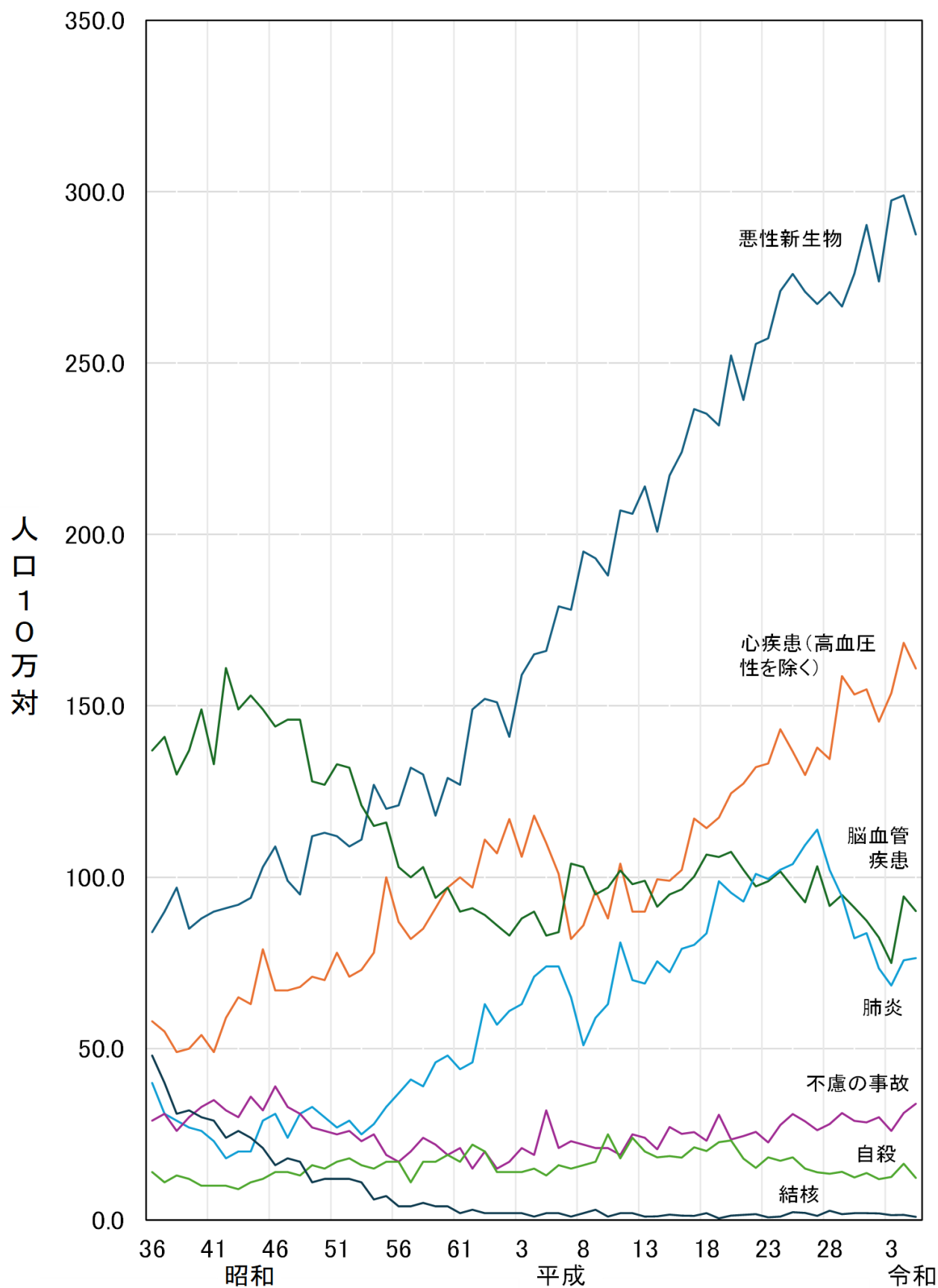
年 齢 階 級	総数	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
		死 因	実数 (%)	死 因	実数 (%)	死 因	実数 (%)	死 因	実数 (%)	死 因	実数 (%)
計	3,753	悪性新生物	780 (20.8)	老 衰	548 (14.6)	心疾患 (高血圧性 を除く)	508 (13.5)	脳血管疾患	259 (6.9)	肺 炎	235 (6.3)
0～9 歳	10	心疾患 (高血圧性 を除く)	2 (20.0)								
10～19	5										
20～29	9	自 殺	3 (33.3)	悪性新生物	2 (22.2)						
30～39	6	自 殺	2 (33.3)								
40～44	14	悪性新生物	9 (64.3)								
45～49	20	悪性新生物	10 (50.0)	自 殺	4 (20.0)						
50～54	26	悪性新生物	14 (53.8)	脳血管疾患	6 (23.1)						
55～59	39	悪性新生物	18 (46.2)	心疾患 (高血圧性 を除く)	3 (7.7)	脳血管疾患	3 (7.7)	不慮の事故	2 (5.1)	肝疾患	2 (5.1)
60～64	74	悪性新生物	44 (59.5)	心疾患 (高血圧性 を除く)	5 (6.8)	脳血管疾患	2 (2.7)	不慮の事故	2 (2.7)	腎不全	2 (2.7)
65～69	116	悪性新生物	56 (48.3)	心疾患 (高血圧性 を除く)	8 (6.9)	脳血管疾患	7 (6.0)	大動脈瘤 及び解離	6 (5.2)	不慮の事故	5 (4.3)
70～74	202	悪性新生物	98 (48.5)	心疾患 (高血圧性 を除く)	23 (11.4)	脳血管疾患	10 (5.0)	大動脈瘤 及び解離	7 (3.5)	不慮の事故	5 (2.5)
75～79	246	悪性新生物	84 (34.1)	心疾患 (高血圧性 を除く)	29 (11.8)	脳血管疾患	13 (5.3)	肺 炎	12 (4.9)	大動脈瘤 及び解離	10 (4.1)
80～84	472	悪性新生物	131 (27.8)	心疾患 (高血圧性 を除く)	59 (12.5)	老 衰	32 (6.8)	肺 炎	30 (6.4)	脳血管疾患	25 (5.3)
85～89	693	悪性新生物	134 (19.3)	心疾患 (高血圧性 を除く)	78 (11.3)	老 衰	66 (9.5)	脳血管疾患	61 (8.8)	肺 炎	41 (5.9)
90～	1,821	老 衰	444 (24.4)	心疾患 (高血圧性 を除く)	297 (16.3)	悪性新生物	178 (9.8)	肺 炎	145 (8.0)	脳血管疾患	132 (7.2)

(8) 死因順位、年次別

年 次	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死 因	人口 10万対	死 因	人口 10万対	死 因	人口 10万対	死 因	人口 10万対	死 因	人口 10万対
昭和30年	脳血管疾患	126.8	悪性新生物	91.1	全 結 核	63.1	心 疾 患	58.7	老 衰	48.1
35	〃	140.2	〃	125.0	心 疾 患	71.6	老 衰	69.3	全 結 核	62.5
40	〃	149.2	〃	88.0	〃	53.6	不慮の事故	32.6	〃	30.4
45	〃	148.8	〃	103.4	〃	78.8	〃	32.0	肺 炎 及 び 気 管 支 炎	29.0
50	〃	127.2	〃	113.4	〃	69.6	肺 炎 及 び 気 管 支 炎	29.6	不慮の事故	24.1
55	悪性新生物	119.5	脳血管疾患	116.2	〃	100.1	〃	32.8	〃	18.6
60	〃	128.7	〃	97.1	〃	97.1	〃	47.5	〃	19.2
平成2年	〃	141.4	心 疾 患	116.6	脳血管疾患	83.2	〃	61.2	〃	16.6
7	〃	178.1	脳血管疾患	104.4	心疾患(高血 圧性を除く)	82.0	肺 炎	65.5	〃	23.5
12	〃	205.6	〃	97.9	〃	90.2	〃	69.5	〃	25.4
13	〃	214.0	〃	98.7	〃	90.0	〃	68.9	〃	23.8
14	〃	200.8	心疾患(高血 圧性を除く)	99.4	脳血管疾患	91.4	〃	75.5	〃	20.6
15	〃	217.2	〃	99.0	〃	95.0	〃	72.3	〃	27.1
16	〃	224.0	〃	102.1	〃	96.5	〃	79.1	〃	25.1
17	〃	236.6	〃	117.1	〃	100.2	〃	80.3	〃	25.6
18	〃	235.2	〃	114.3	〃	106.6	〃	83.6	〃	23.1
19	〃	231.8	〃	117.4	〃	105.9	〃	98.8	〃	30.7
20	〃	252.2	〃	124.5	〃	107.4	〃	95.5	〃	23.5
21	〃	239.2	〃	127.3	〃	102.2	〃	92.9	〃	24.5
22	〃	255.6	〃	132.1	肺 炎	101.0	脳血管疾患	97.3	〃	25.7
23	〃	257.2	〃	133.2	〃	99.5	〃	98.8	腎 不 全	22.8
24	〃	271.0	〃	143.2	〃	102.2	〃	101.7	不慮の事故	27.7
25	〃	276.0	〃	136.7	〃	103.8	〃	97.1	〃	30.9
26	〃	270.8	〃	129.8	〃	109.4	〃	92.7	老 衰	31.7
27	〃	267.2	〃	137.8	〃	113.9	〃	103.2	〃	41.5
28	〃	270.7	〃	134.5	〃	102.1	〃	91.6	〃	44.6
29	〃	266.5	〃	158.7	脳血管疾患	94.8	肺 炎	94.3	〃	57.1
30	〃	276.1	〃	153.3	〃	91.1	〃	82.2	〃	64.4
令和元年	〃	290.3	〃	154.8	〃	87.3	〃	83.7	〃	66.3
2	〃	273.8	〃	145.4	〃	82.4	老 衰	78.5	肺 炎	73.4
3	〃	297.4	〃	153.7	老 衰	87.9	脳血管疾患	75.0	〃	68.4
4	〃	298.9	〃	168.4	〃	107.9	〃	94.4	〃	75.8
5	悪性新生物	287.5	心疾患(高血 圧性を除く)	160.9	老 衰	121.1	脳血管疾患	90.1	肺 炎	76.4

注) 平成7年より「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に、「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」となっている。

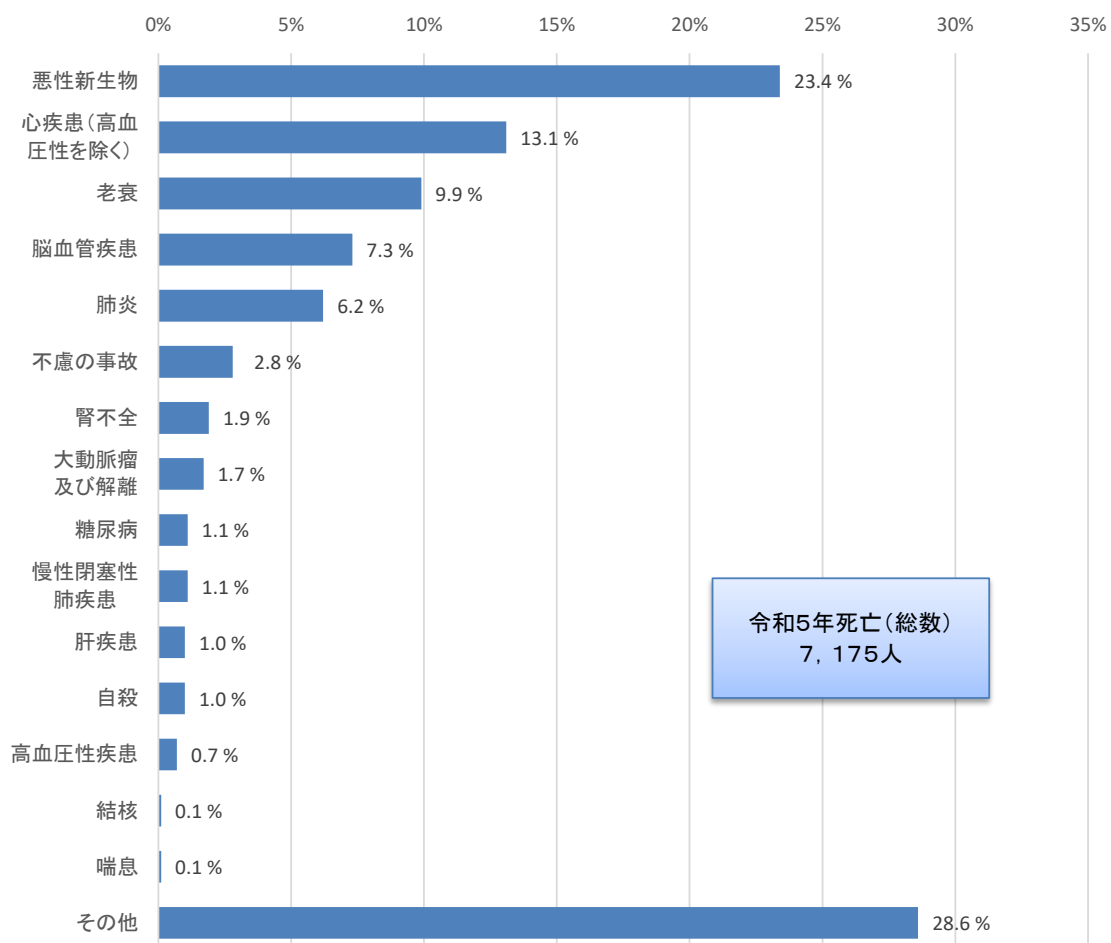
主要死因別にみた死亡率の推移



注) 平成7年より「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に、「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」となっている。

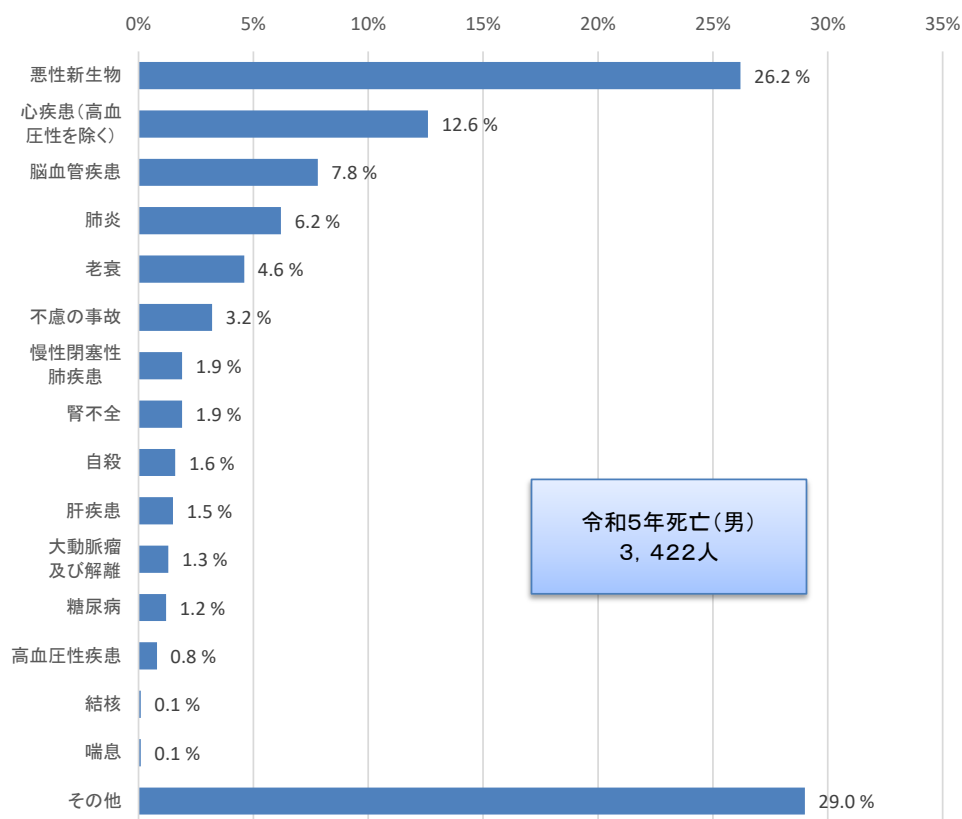
主要死因の割合(総数)

(合計=100%)



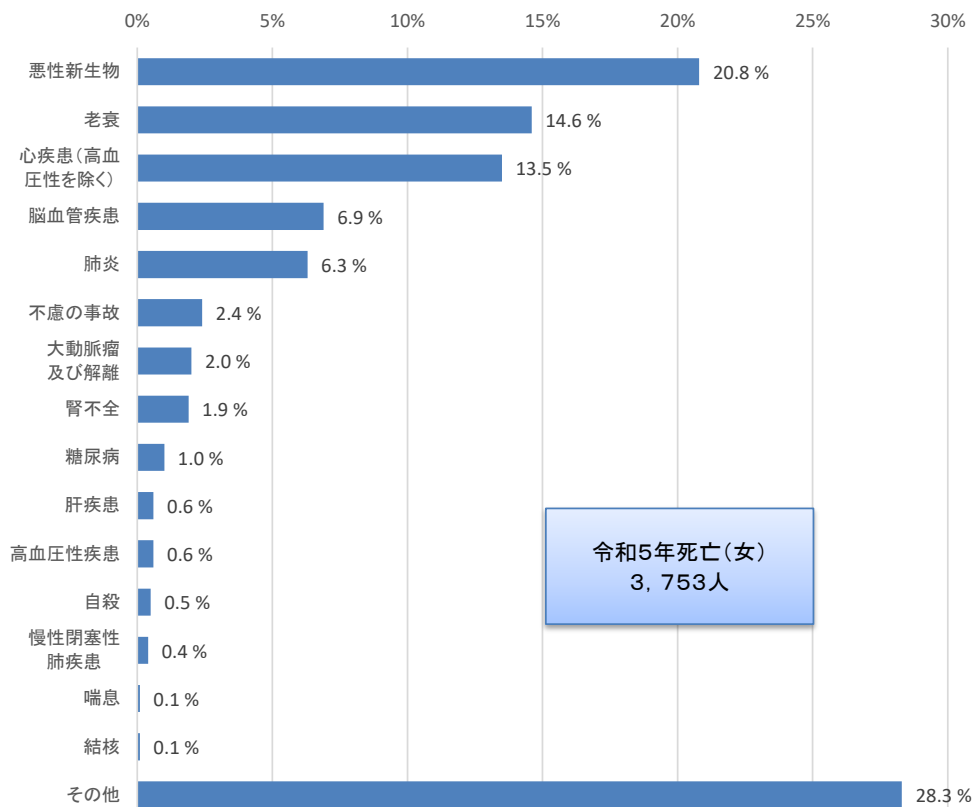
主要死因の割合(男)

(合計=100%)



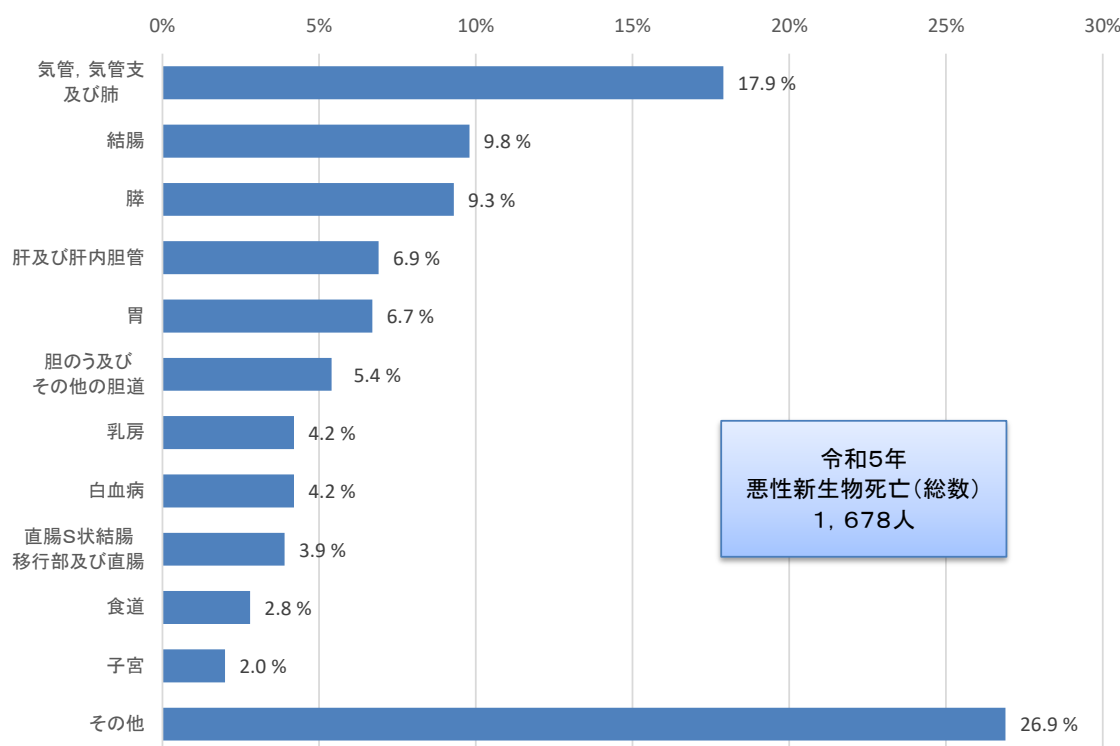
主要死因の割合(女)

(合計=100%)



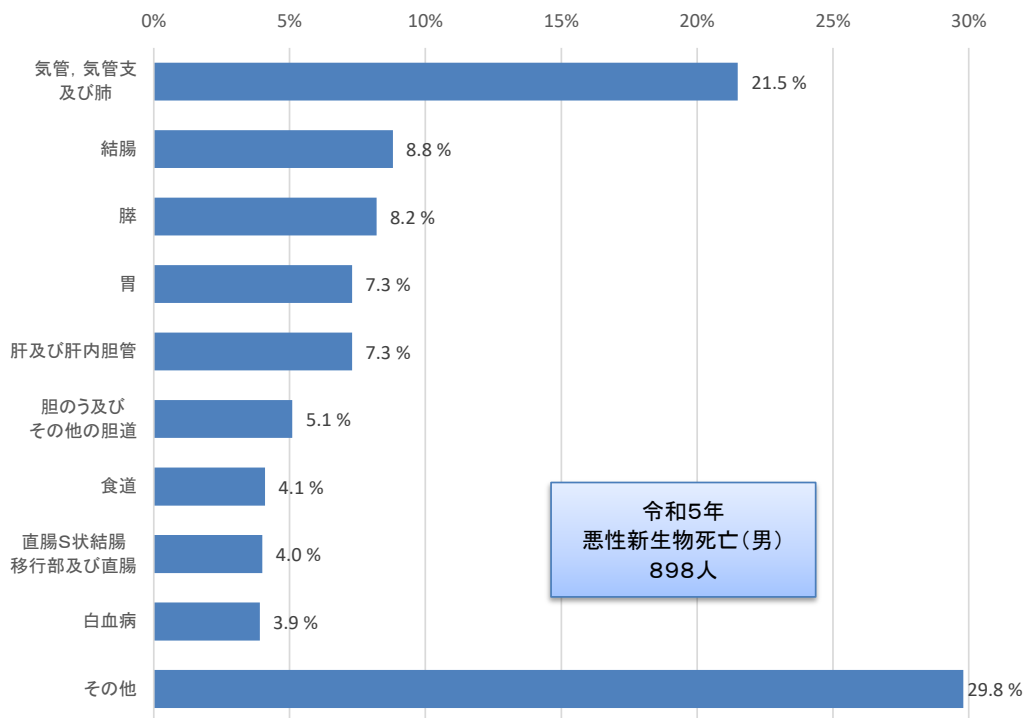
悪性新生物の部位別割合（総数）

（合計＝100％）



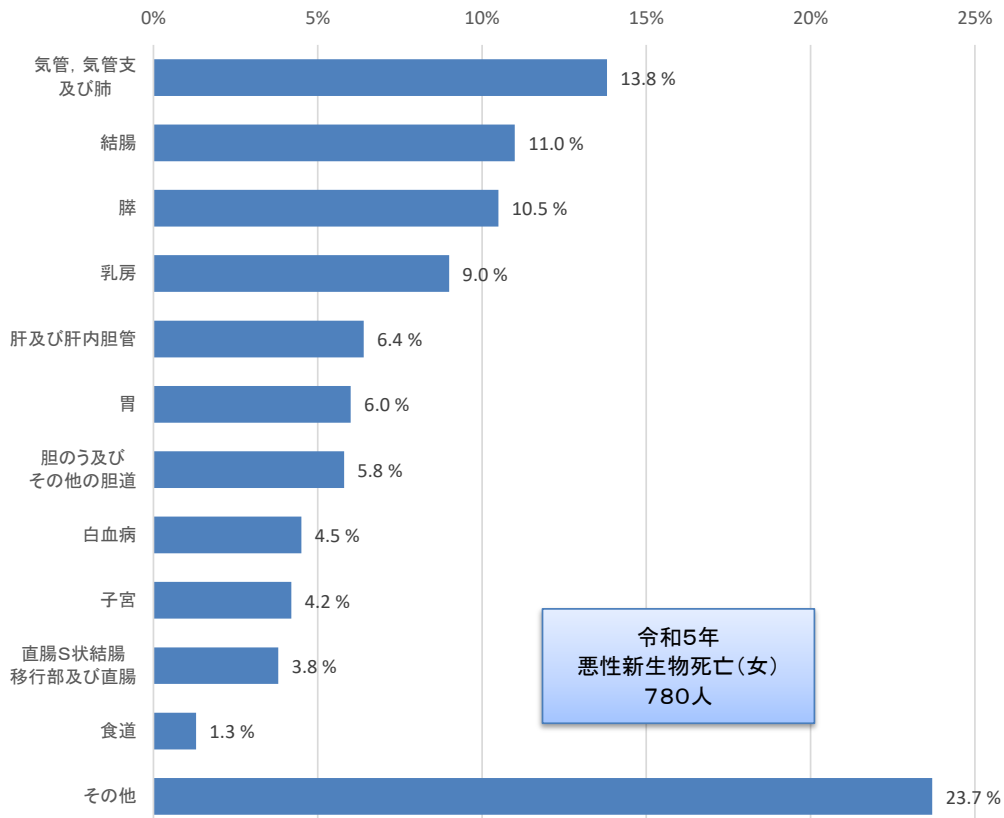
悪性新生物の部位別割合(男)

(合計=100%)



悪性新生物の部位別割合(女)

(合計=100%)



(9) 死亡数、死因（簡単分類）・性・年齢階級別

分類 番号	死 因	性 別	男 女 別 総 数	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	0～4 歳 (再掲)	5～9 歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳
	計	男 女	3,422 3,753	7,175	3 7	1 -	2 1	- 1	1 -	7 9	1 1	1 1	3 4	6 2
1000	感染症及び寄生虫症	男 女	95 70	165	1 -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	- -	- -	- -
1100	腸管感染症	男 女	3 4	7	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1200	結核	男 女	3 2	5	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1201	呼吸器結核	男 女	2 1	3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1202	その他の結核	男 女	1 1	2	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1300	敗血症	男 女	64 40	104	1 -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	- -	- -	- -
1400	ウイルス性肝炎	男 女	5 5	10	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1401	B型ウイルス性肝炎	男 女	2 1	3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1402	C型ウイルス性肝炎	男 女	3 3	6	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1403	その他のウイルス性肝炎	男 女	- 1	1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1500	ヒト免疫不全ウイルス(H I V)病	男 女	- -	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
1600	その他の感染症及び寄生虫症	男 女	20 19	39	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2000	新生物	男 女	920 811	1,731	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 1	1 -	1 -	- -
2100	悪性新生物	男 女	898 780	1,678	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 1	1 -	1 -	- -
2101	口唇、口腔及び咽頭	男 女	28 9	37	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2102	食道	男 女	37 10	47	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2103	胃	男 女	66 47	113	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2104	結腸	男 女	79 86	165	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2105	直腸S状結腸移行部及び直腸	男 女	36 30	66	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2106	肝及び肝内胆管	男 女	66 50	116	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2107	胆のう及びその他の胆道	男 女	46 45	91	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

令和5年（単位：人）

25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳	分類 番号
7 7	12 1	15 5	28 14	36 20	53 26	85 39	129 74	266 116	423 202	435 246	586 472	606 693	505 931	188 683	30 207	- -	
- 1	- -	- -	1 -	1 -	1 -	3 1	2 -	8 1	12 4	14 11	22 10	18 17	8 13	4 12	- -	- -	1000
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	1 -	- -	- 1	- 2	- -	1 1	- -	- -	1100
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	1 1	1 1	- -	- -	- -	1200
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	1 1	- -	- -	- -	- -	1201
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 1	- -	- -	- -	1202
- 1	- -	- -	- -	1 -	- -	1 -	1 -	6 1	8 3	9 5	18 6	11 7	6 8	2 9	- -	- -	1300
- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	1 -	- -	2 -	1 1	- -	- 2	- 1	- 1	- -	- -	1400
- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	1 -	- -	- -	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	- -	1401
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 -	1 1	- -	- -	- 1	- 1	- -	- -	1402
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	- -	1403
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1500
- -	- -	- -	1 -	- -	1 -	1 1	- -	1 -	1 1	3 5	4 3	6 5	1 3	1 1	- -	- -	1600
1 2	1 -	3 1	5 9	8 10	9 15	27 18	50 44	97 58	163 98	144 86	156 137	131 141	94 118	23 68	5 5	- -	2000
1 2	1 -	2 1	4 9	8 10	9 14	26 18	50 44	97 56	160 98	142 84	154 131	126 134	89 109	22 64	4 5	- -	2100
- -	- -	- -	1 1	1 -	- -	2 -	- -	5 -	8 -	5 1	4 4	1 1	1 1	- 1	- -	- -	2101
- -	- -	- -	- -	1 -	1 -	- 1	4 1	1 -	10 1	3 1	7 2	6 3	3 1	1 -	- -	- -	2102
- -	- -	- -	- -	1 -	1 -	1 1	4 3	4 3	12 7	13 5	17 6	9 7	3 12	1 3	- -	- -	2103
- -	- -	- -	- 2	3 1	3 -	4 4	3 1	10 7	16 9	10 13	12 13	10 13	7 9	1 13	- 1	- -	2104
- -	- -	1 -	- -	- -	- 1	2 -	1 5	5 1	6 6	6 2	7 5	2 4	5 4	1 2	- -	- -	2105
- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	2 1	8 1	9 6	14 6	12 11	13 13	6 9	1 3	- -	- -	2106
- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	- 1	5 2	9 6	9 1	11 8	5 10	4 8	2 7	- 2	- -	2107

(その2)

分類 番号	死 因	性別	男女 別数	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	0～4 歳 (再掲)	5～9 歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳
2108	痔	男 女	74 82	156	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2109	喉頭	男 女	9 1	10	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2110	気管, 気管支及び肺	男 女	193 108	301	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2111	皮膚	男 女	6 9	15	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2112	乳房	男 女	- 70	70	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2113	子宮	男 女	・ 33	33	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -
2114	卵巣	男 女	・ 38	38	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -	・ -
2115	前立腺	男 女	73 ・	73	- ・	- ・	- ・	- ・	- ・	- ・	- ・	- ・	- ・	- ・
2116	膀胱	男 女	21 15	36	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2117	中枢神経系	男 女	11 6	17	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -
2118	悪性リンパ腫	男 女	40 28	68	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2119	白血病	男 女	35 35	70	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2120	その他のリンパ組織, 造血組織及び関連組織	男 女	11 8	19	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2121	その他の悪性新生物	男 女	67 70	137	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 1	1 -	- -	- -
2200	その他の新生物	男 女	22 31	53	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2201	中枢神経系のその他の新生物	男 女	5 7	12	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
2202	中枢神経系を除くその他の新生物	男 女	17 24	41	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
3000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	男 女	8 13	21	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
3100	貧血	男 女	4 3	7	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
3200	その他の血液及び造血器の疾患等	男 女	4 10	14	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
4000	内分泌, 栄養及び代謝疾患	男 女	71 55	126	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
4100	糖尿病	男 女	42 38	80	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

令和5年（単位：人）

25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳	分類 番号
-	-	-	-	-	1	4	5	6	14	9	12	12	8	2	1	-	2108
-	-	-	-	1	1	2	3	8	17	9	15	10	12	4	-	-	
-	-	-	-	-	-	1	3	-	2	1	-	1	-	1	-	-	2109
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
-	-	-	-	2	-	2	9	26	44	31	28	27	20	3	1	-	2110
-	-	-	-	-	1	2	6	9	7	8	17	25	21	11	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	1	1	-	-	2111
1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	2	-	2	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2112
-	-	-	2	1	4	4	8	10	13	5	7	9	2	5	-	-	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2113
-	-	1	3	5	1	2	-	2	4	3	8	2	1	1	-	-	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2114
-	-	-	-	1	5	1	6	4	3	8	3	4	1	1	1	-	
-	-	-	-	-	-	1	3	4	10	13	13	14	15	-	-	-	2115
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
-	-	-	-	-	-	1	1	1	3	-	1	8	3	2	1	-	2116
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	7	2	1	-	-	
-	-	-	-	-	-	1	3	-	2	1	3	-	-	-	-	-	2117
-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	2	1	-	-	-	-	
-	1	-	-	-	1	-	4	4	2	6	7	6	6	2	1	-	2118
-	-	-	-	-	-	-	1	2	4	3	6	7	3	2	-	-	
-	-	1	1	-	1	3	1	7	2	10	2	5	1	1	-	-	2119
1	-	-	-	-	1	-	2	2	5	6	9	2	6	1	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	6	-	1	1	-	-	2120
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	2	1	1	-	-	
1	-	-	2	-	1	2	7	9	9	9	12	6	5	2	-	-	2121
-	-	-	1	1	-	1	4	3	8	8	10	12	15	6	-	-	
-	-	1	1	-	-	1	-	-	3	2	2	5	5	1	1	-	2200
-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	2	6	7	9	4	-	-	
-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	2201
-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	2	1	-	-	
-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	2	2	4	4	-	1	-	2202
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	6	6	7	3	-	-	
1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	-	2	-	1	-	-	3000
-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	2	-	5	1	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	3100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	
1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	3200
-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	-	3	1	-	-	
-	-	-	-	-	3	1	2	11	7	10	14	17	6	-	-	-	4000
-	-	-	-	-	1	1	-	1	6	6	6	8	12	11	3	-	
-	-	-	-	-	2	1	2	7	5	8	8	8	1	-	-	-	4100
-	-	-	-	-	-	1	-	1	5	4	3	6	9	7	2	-	

(その3)

分類 番号	死 因	性 別	男 女 別 数	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	0～4 歳 (再掲)	5～9 歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳
4200	その他の内分泌, 栄養 及び代謝疾患	男 女	29 17	46	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
5000	精神及び行動の障害	男 女	22 56	78	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
5100	血管性及び詳細不明の 認知症	男 女	18 50	68	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
5200	その他の精神及び行動 の障害	男 女	4 6	10	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
6000	神経系の疾患	男 女	143 177	320	1 -	- -	- -	- -	1 -	2 -	- -	- -	- 1	- -
6100	髄膜炎	男 女	- -	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
6200	脊髄性筋萎縮症及び関 連症候群	男 女	8 5	13	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
6300	パーキンソン病	男 女	43 47	90	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
6400	アルツハイマー病	男 女	41 69	110	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
6500	その他の神経系の疾患	男 女	51 56	107	1 -	- -	- -	- -	1 -	2 -	- -	- -	- 1	- -
7000	眼及び付属器の疾患	男 女	- -	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
8000	耳及び乳様突起の疾患	男 女	- -	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
9000	循環器系の疾患	男 女	791 882	1,673	- 2	- -	- -	- -	- -	- 2	- -	- -	- 1	- -
9100	高血圧性疾患	男 女	27 21	48	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
9101	高血圧性心疾患及び心 腎疾患	男 女	20 13	33	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
9102	その他の高血圧性疾患	男 女	7 8	15	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
9200	心疾患（高血圧性を除 く）	男 女	431 508	939	- 2	- -	- -	- -	- -	- 2	- -	- -	- 1	- -
9201	慢性リウマチ性心疾患	男 女	3 8	11	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
9202	急性心筋梗塞	男 女	85 66	151	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
9203	その他の虚血性心疾患	男 女	54 30	84	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
9204	慢性非リウマチ性心内 膜疾患	男 女	26 40	66	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
9205	心筋症	男 女	13 11	24	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

令和5年（単位：人）

25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳	分類 番号
-	-	-	-	-	1	-	-	4	2	2	6	9	5	-	-	-	4200
-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	3	2	3	4	1	-	
-	-	-	-	-	1	-	-	2	3	2	6	5	3	-	-	-	5000
-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	7	11	9	21	5	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	6	5	3	-	-	-	5100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	10	8	20	5	-	
-	-	-	-	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	5200
-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	1	1	1	-	-	
-	-	1	2	2	1	3	2	4	14	22	27	33	24	5	1	-	6000
-	-	-	-	-	-	3	2	3	7	14	29	50	42	25	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	2	2	-	-	-	-	-	6200
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	8	6	16	5	2	-	-	6300
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	11	16	10	3	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	8	9	16	2	1	-	6400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	9	19	19	20	1	-	
-	-	1	2	2	1	3	1	3	5	8	11	8	3	1	-	-	6500
-	-	-	-	-	-	3	2	1	6	7	9	12	13	2	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	2	4	2	11	19	20	29	63	90	93	139	139	123	45	11	-	9000
-	-	2	-	1	7	6	9	23	42	53	97	166	257	169	47	-	
-	-	-	-	1	-	-	2	4	4	4	4	4	3	1	-	-	9100
-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	4	9	1	3	-	
-	-	-	-	1	-	-	2	4	2	2	3	3	2	1	-	-	9101
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	3	4	1	3	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	1	-	-	-	9102
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	5	-	-	-	
1	1	4	-	7	10	13	17	29	39	40	77	82	79	25	7	-	9200
-	-	1	-	1	1	3	5	8	23	29	59	78	166	105	26	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	9201
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	4	1	-	-	
-	-	2	-	3	2	4	6	7	12	8	18	10	12	1	-	-	9202
-	-	1	-	-	-	1	-	1	5	11	7	6	21	12	1	-	
-	-	-	-	-	2	2	6	3	8	5	5	13	6	4	-	-	9203
-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	3	4	11	3	3	-	
-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	3	2	6	9	1	2	-	9204
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	6	14	12	2	-	
-	-	-	-	1	1	1	-	2	1	2	3	1	1	-	-	-	9205
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	1	2	2	1	1	-	

(その4)

分類 番号	死 因	性 別	男 女 別 数	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	0～4 歳 (再掲)	5～9 歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳
9206	不整脈及び伝導障害	男	53	135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	82		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	心不全	男	173	424	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	251		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の心疾患	男	24	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	20		2	-	-	-	-	2	-	-	1	-
	脳血管疾患	男	267	526	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	259		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	くも膜下出血	男	20	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	30		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	脳内出血	男	85	151	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	66		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	脳梗塞	男	159	315	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	156		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の脳血管疾患	男	3	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	7		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9400	大動脈瘤及び解離	男	46	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	74		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9500	その他の循環器系の疾患	男	20	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	20		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10000	呼吸器系の疾患	男	529	1,044	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-
		女	515		-	-	1	1	-	2	-	1	-	-
	インフルエンザ	男	3	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	6		-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
	肺炎	男	211	446	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	235		-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	急性気管支炎	男	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	慢性閉塞性肺疾患	男	65	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	15		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	喘息	男	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の呼吸器系の疾患	男	247	497	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-
		女	250		-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
10600	誤嚥性肺炎	男	146	286	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	140		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	間質性肺疾患	男	63	119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	56		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の呼吸器系の疾患 (10601及び10602を除く)	男	38	92	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-
		女	54		-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
11000	消化器系の疾患	男	148	282	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	134		1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	男	7	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

令和5年（単位：人）

25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳	分類 番号
1 -	- -	1 -	- -	2 1	- -	1 -	1 2	3 1	4 4	4 3	12 7	8 17	11 27	4 17	1 3	- -	9206
- -	- -	1 -	- -	- -	3 1	4 2	3 2	11 3	8 9	13 8	33 30	40 39	39 82	14 59	4 16	- -	9207
- -	1 -	- -	- -	- -	2 -	1 -	- -	3 1	5 1	3 1	3 6	4 3	1 5	1 -	- -	- -	9208
- -	1 -	- -	2 -	2 -	8 6	5 3	8 2	22 7	34 10	39 13	50 25	43 61	36 67	13 49	4 16	- -	9300
- -	1 -	- -	1 -	1 -	5 2	- 1	2 1	- 2	- 2	3 2	5 5	2 6	- 6	- 3	- -	- -	9301
- -	- -	- -	1 -	1 -	1 4	5 1	4 -	10 3	17 4	15 9	11 6	12 15	5 10	3 9	- 5	- -	9302
- -	- -	- -	- -	- -	2 -	- 1	2 1	11 2	17 4	20 2	34 14	29 38	30 49	10 35	4 10	- -	9303
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	1 -	- -	- 2	1 2	- 2	- 1	- -	9304
- -	- -	- -	- -	1 -	1 -	2 -	2 1	6 6	10 7	6 10	5 9	7 18	2 12	4 10	- 1	- -	9400
- -	- -	- 1	- -	- -	- -	- -	- 1	2 -	3 1	4 1	3 3	3 5	3 3	2 4	- 1	- -	9500
- -	- -	- 1	- -	- 1	2 -	2 1	7 4	27 8	40 14	62 27	93 65	127 98	113 153	49 117	5 23	- -	10000
- -	- -	- 1	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	1 -	- 1	- 1	1 -	- 1	- 1	- -	- -	10100
- -	- -	- -	- -	- -	1 -	1 1	4 -	12 2	13 3	22 12	35 30	58 41	37 79	24 58	4 8	- -	10200
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	- 1	- -	- 1	- 3	- 1	- -	10300
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	2 -	7 -	8 -	18 3	12 3	8 4	9 4	- 1	- -	10400
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 1	1 -	- -	- 1	- -	- 1	- -	10500
- -	- -	- -	- -	- 1	1 -	1 -	1 4	13 6	18 11	31 13	39 30	56 54	68 67	16 51	1 12	- -	10600
- -	- -	- -	- -	- -	1 -	1 -	- 2	3 1	5 3	14 2	26 11	37 29	46 42	12 40	1 10	- -	10601
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 2	6 2	9 6	10 7	9 12	15 9	13 13	- 4	- 1	- -	10602
- -	- -	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	4 3	4 2	7 4	4 7	4 16	9 12	4 7	- 1	- -	10603
- 1	1 -	- -	4 1	3 1	3 1	5 2	10 3	20 5	25 2	16 9	29 21	17 28	10 34	4 20	1 5	- -	11000
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	2 -	2 -	- 1	1 -	1 2	- -	- -	11100

(その5)

分類 番号	死 因	性 別	男 女 別 数	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	0～4 歳 (再掲)	5～9 歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳
11200	ヘルニア及び腸閉塞	男	28	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肝疾患	男	52	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	22		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	11301 肝硬変（アルコール性を除く）	男	21	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	16		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11302	その他の肝疾患	男	31	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11400	その他の消化器系の疾患	男	61	144	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	83		1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	男	2	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	14		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	男	25	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	35		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14000	腎尿路生殖器系の疾患	男	103	242	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	139		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	男	18	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	29		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	腎不全	男	65	137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	72		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	14201 急性腎不全	男	7	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	14202 慢性腎臓病	男	47	103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	56		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14203	詳細不明の腎不全	男	11	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	男	20	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	38		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15000	妊娠、分娩及び産じょく	男	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		女	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16000	周産期に発生した病態	男	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	2		2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
	16100 妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	16200 出産外傷	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	16300 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	男	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	1		1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
16400	周産期に特異的な感染症	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16600	その他の周産期に発生した病態	男	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	1		1	-	-	-	-	1	-	-	-	-

令和5年（単位：人）

25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳	分類 番号
-	1	-	-	-	-	1	-	5	5	4	5	2	4	-	1	-	11200
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	6	7	2	5	3	-	
-	-	-	3	2	2	4	7	9	9	2	11	2	1	-	-	-	11300
1	-	-	1	1	-	2	1	3	1	2	4	4	2	-	-	-	
-	-	-	-	1	-	-	3	4	3	2	6	2	-	-	-	-	11301
-	-	-	1	1	-	1	1	3	-	1	3	3	2	-	-	-	
-	-	-	3	1	2	4	4	5	6	-	5	-	1	-	-	-	11302
1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	
-	-	-	1	1	1	-	3	6	10	8	11	13	4	3	-	-	11400
-	-	-	-	-	1	-	1	2	1	5	11	16	30	13	2	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	12000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	2	5	2	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	2	2	4	8	4	5	-	-	-	-	13000
-	-	-	-	-	-	1	1	2	3	5	9	5	6	1	2	-	
-	-	-	1	-	2	2	1	1	8	8	23	28	20	8	1	-	14000
-	-	-	-	-	-	-	3	2	5	10	13	28	44	28	6	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	3	5	4	-	-	-	14100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	3	6	9	5	2	-	
-	-	-	1	-	2	2	1	-	5	4	12	19	13	5	1	-	14200
-	-	-	-	-	-	-	2	2	3	6	8	13	18	17	3	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	2	-	-	-	14201
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	
-	-	-	-	-	2	2	1	-	2	3	9	14	9	5	-	-	14202
-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	6	6	10	12	13	3	-	
-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	1	2	1	2	-	1	-	14203
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	5	3	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	8	4	3	3	-	-	14300
-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	2	9	17	6	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	2	-	-	-	14201
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	
-	-	-	-	-	2	2	1	-	2	3	9	14	9	5	-	-	14202
-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	6	6	10	12	13	3	-	
-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	1	2	1	2	-	1	-	14203
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	5	3	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	8	4	3	3	-	-	14300
-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	2	9	17	6	1	-	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	15000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16500
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16600

(その6)

分類 番号	死 因	性 別	男 女 別 数	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	0～4 歳 (再掲)	5～9 歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳
17000	先天奇形, 変形及び染色体異常	男 女	5 3	8	- 2	- -	1 -	- -	- -	1 2	- -	- -	- -	- -
17100	神経系の先天奇形	男 女	- -	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
17200	循環器系の先天奇形	男 女	1 1	2	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
17201	心臓の先天奇形	男 女	- -	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
17202	その他の循環器系の先天奇形	男 女	1 1	2	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
17300	消化器系の先天奇形	男 女	- -	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
17400	その他の先天奇形及び変形	男 女	3 1	4	- 1	- -	- -	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	- -
17500	染色体異常, 他に分類されないもの	男 女	1 1	2	- 1	- -	1 -	- -	- -	1 1	- -	- -	- -	- -
18000	症状, 徴候等で他に分類されないもの	男 女	275 628	903	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -
18100	老衰	男 女	159 548	707	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
18200	乳幼児突然死症候群	男 女	- -	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
18300	その他の症状, 徴候等で他に分類されないもの	男 女	116 80	196	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -
20000	傷病及び死亡の外因	男 女	186 129	315	- -	- -	1 -	- -	- -	1 -	- -	- -	2 2	5 2
20100	不慮の事故	男 女	109 89	198	- -	- -	1 -	- -	- -	1 -	- -	- -	- 1	2 -
20101	交通事故	男 女	10 2	12	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -
20102	転倒・転落・墜落	男 女	22 29	51	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
20103	不慮の溺死及び溺水	男 女	17 17	34	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 1	- -
20104	不慮の窒息	男 女	29 21	50	- -	- -	1 -	- -	- -	1 -	- -	- -	- -	- -
20105	煙, 火及び火炎への曝露	男 女	2 4	6	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
20106	有害物質による不慮の中毒等への曝露	男 女	2 1	3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -
20107	その他の不慮の事故	男 女	27 15	42	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
20200	自殺	男 女	55 17	72	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 1	3 2

令和5年（単位：人）

25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳	分類 番号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	1	-	-	17000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	17200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17201
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	17202
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	17400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17500
-	-	2	6	5	4	8	12	11	23	17	35	45	66	35	5	-	18000
1	-	-	1	2	2	2	3	3	7	12	46	84	194	172	99	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	22	35	59	34	5	-	18100
-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	32	66	182	165	97	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18200
-	-	2	6	5	4	8	12	11	22	14	13	10	7	1	-	-	18300
1	-	-	1	2	2	2	2	3	5	9	14	18	12	7	2	-	
4	8	5	6	6	7	14	7	14	22	26	20	17	16	6	-	-	20000
2	1	1	3	5	-	3	3	5	8	10	19	26	16	19	4	-	
-	1	1	1	2	4	5	3	9	11	20	17	12	14	6	-	-	20100
-	-	-	1	1	-	2	2	5	5	4	14	21	15	14	4	-	
-	1	-	-	-	2	2	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	20101
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	
-	-	-	1	2	-	1	-	2	1	2	4	2	5	2	-	-	20102
-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	2	3	5	4	7	4	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	5	6	1	2	-	-	-	20103
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	5	8	2	-	-	-	
-	-	1	-	-	-	2	1	1	4	7	3	3	3	3	-	-	20104
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	3	3	6	7	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	20105
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20106
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	3	3	5	4	1	-	-	20107
-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	1	2	4	2	-	-	-	
2	5	3	4	3	3	9	3	3	7	2	2	4	-	-	-	-	20200
1	1	1	1	4	-	1	1	-	-	2	2	-	-	-	-	-	

(その7)

分類 番号		死 因	性別	男女別 数	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	0～4 歳 (再掲)	5～9 歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳
20300	他殺		男	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			女	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20400	その他の外因		男	21	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			女	23		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22201	新型コロナウイルス感 染症		男	99	189	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			女	90		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

令和5年（単位：人）

25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳	分類 番号
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	1	1	-	-	-	1	2	4	4	1	1	2	-	-	-	20400
1	-	-	1	-	-	-	-	-	3	4	3	5	1	5	-	-	-
-	-	-	1	-	1	-	4	5	9	11	17	21	22	7	1	-	22201
-	-	-	-	-	-	1	2	1	2	1	8	29	23	16	7	-	-

4 乳児死亡・新生児死亡

(1) 乳児死亡・新生児死亡数、率・年次別

年 次	乳児死亡 (人)	新 生 児 死亡(人)	率 (出 生 千 対)					
			乳 児 死 亡			新 生 児 死 亡		
			市	県	国	市	県	国
昭和 30	136	78	24.4	33.9	39.8	14.0	16.5	22.3
35	122	51	22.9	28.9	30.7	9.6	13.6	17.0
40	81	48	14.1	24.2	18.5	8.4	15.1	11.7
45	84	52	11.8	18.3	13.1	7.3	11.0	8.7
50	74	43	9.1	13.0	10.0	5.3	8.2	6.8
55	66	41	8.3	9.5	7.5	5.1	5.9	4.9
60	54	37	7.1	6.4	5.5	4.9	3.9	3.4
平成 2	27	16	4.5	4.3	4.6	2.7	2.4	2.6
7	15	9	2.8	3.4	4.3	1.7	1.4	2.2
12	14	3	2.6	3.3	3.2	0.6	1.1	1.8
17	18	9	3.3	3.1	2.8	1.7	1.1	1.4
18	15	5	2.7	3.5	2.6	0.9	1.1	1.3
19	18	9	3.1	3.0	2.6	1.6	1.5	1.3
20	11	5	1.9	2.5	2.6	0.9	0.8	1.2
21	9	6	1.6	2.1	2.4	1.0	0.9	1.2
22	10	4	1.7	2.2	2.3	0.7	1.0	1.1
23	12	5	2.1	2.4	2.3	0.9	1.0	1.1
24	4	2	0.7	1.9	2.2	0.3	0.9	1.0
25	11	4	1.9	2.5	2.1	0.7	1.0	1.0
26	9	4	1.6	2.7	2.1	0.7	1.2	0.9
27	15	7	2.7	2.6	1.9	1.3	1.1	0.9
28	7	2	1.3	2.3	2.0	0.4	0.7	0.9
29	4	-	0.8	2.6	1.9	-	1.1	0.9
30	7	3	1.3	2.5	1.9	0.6	0.7	0.9
令和 元	8	5	1.7	2.0	1.9	1.0	1.1	0.9
2	10	4	2.1	2.1	1.8	0.8	0.6	0.8
3	11	3	2.3	1.6	1.7	0.6	0.7	0.8
4	11	3	2.5	2.5	1.8	0.7	0.7	0.8
5	10	5	2.4	2.2	1.8	1.2	0.7	0.8

(2) 乳児死亡数、生存期間別

令和5年 (単位: 人)

生存 期間	計	4 週 未満	1 月 ～ 2 月 未満	2 月 ～ 3 月 未満	3 月 ～ 4 月 未満	4 月 ～ 5 月 未満	5 月 ～ 6 月 未満	6 月 ～ 7 月 未満	7 月 ～ 8 月 未満	8 月 ～ 9 月 未満	9 月 ～ 10 月 未満	10 月 ～ 11 月 未満	11 月 ～ 12 月 未満
計	10	5	-	1	-	1	2	1	-	-	-	-	-
男	3	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
女	7	4	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-

(3) 新生児死亡数、生存期間別

令和5年 (単位: 人)

生存 期間	計	1 日 未満	1 日～ 2 日 未満	2 日～ 3 日 未満	3 日～ 4 日 未満	4 日～ 5 日 未満	5 日～ 6 日 未満	6 日～ 7 日 未満	1 週～ 2 週 未満	2 週～ 3 週 未満	3 週～ 4 週 未満
計	5	1	2	-	-	-	-	-	1	1	-
男	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
女	4	1	2	-	-	-	-	-	1	-	-

5 死 産

(1) 死産数、率・年次別

年 次	死 産 数(件)			死 産 率 (出 産 千 対)								
	計	自然	人工	計			自 然			人 工		
				市	県	国	市	県	国	市	県	国
昭和35	754	314	440	124.0	69.3	100.4	51.6	38.1	52.3	72.3	31.2	48.1
40	713	390	323	110.6	78.6	81.4	60.5	46.4	47.6	50.1	32.2	33.8
45	727	396	331	92.4	81.8	65.3	50.3	49.6	40.6	42.1	32.3	24.7
50	585	353	232	66.9	64.6	50.8	40.4	42.2	33.8	26.5	22.2	17.1
55	609	341	268	70.9	61.1	46.8	39.7	38.1	28.8	31.2	23.0	18.0
60	511	225	286	63.3	57.2	46.0	27.9	26.9	22.1	35.4	30.3	23.9
平成2	436	212	224	67.4	53.7	42.3	32.8	27.7	18.3	34.6	26.0	23.9
7	312	91	221	54.8	46.2	32.1	16.0	17.5	14.9	38.8	28.6	17.2
12	282	66	216	49.7	43.4	31.2	11.6	13.2	13.2	38.0	30.3	18.1
17	232	68	164	41.4	39.7	29.1	12.1	13.3	12.3	29.3	26.4	16.7
22	175	61	114	29.0	30.0	24.2	10.1	11.6	11.2	18.9	18.3	13.0
23	171	63	108	28.5	28.6	23.9	10.5	11.0	11.1	18.0	17.6	12.8
24	164	61	103	27.7	27.5	23.4	10.3	10.4	10.8	17.4	17.0	12.6
25	144	55	89	24.9	28.1	22.9	9.5	10.5	10.4	15.4	17.6	12.5
26	140	57	83	24.9	26.7	22.9	10.1	10.6	10.6	14.7	16.1	12.3
27	146	67	79	25.7	26.1	22.0	11.8	12.3	10.6	13.9	13.9	11.4
28	140	52	88	24.9	23.3	21.0	9.3	10.6	10.1	15.7	12.7	10.9
29	128	55	73	23.7	23.0	21.1	10.2	11.7	10.1	13.5	11.3	11.0
30	114	52	62	21.0	21.8	20.9	9.6	10.0	9.9	11.4	11.8	11.0
令和元	121	48	73	24.6	23.4	22.0	9.8	10.3	10.2	14.8	13.1	11.8
2	122	48	74	24.8	23.3	20.1	9.8	10.3	9.5	15.1	13.0	10.6
3	126	48	78	25.7	22.1	19.7	9.8	10.5	9.8	15.9	11.6	9.9
4	81	26	55	18.0	21.4	19.3	5.8	10.4	9.4	12.2	11.0	9.9
5	90	33	57	21.6	22.3	20.9	7.9	10.1	9.6	13.7	12.2	11.3

(2) 死産数、率・母の年齢階級別

令和5年

年齢階級		計	15歳未満	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上	不詳
出生数(人)		4,085	1	37	300	1,066	1,434	961	286	-
死産数(件)	計	90	-	5	18	24	15	20	8	-
	自然	33	-	-	2	11	7	9	4	-
	人工	57	-	5	16	13	8	11	4	-
(死産率 出産千対)	計	21.6	-	119.0	56.6	22.0	10.4	20.4	27.2	-
	自然	7.9	-	-	6.3	10.1	4.8	9.2	13.6	-
	人工	13.7	-	119.0	50.3	11.9	5.5	11.2	13.6	-

(3) 死産数、妊娠期間別

令和5年

妊娠期間		計	12～15週	16～19週	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36～39週	40週以上	不詳
実数(件)	計	90	34	34	17	2	-	1	2	-	-
	自然	33	13	13	2	2	-	1	2	-	-
	人工	57	21	21	15	-	-	-	-	-	-
割合(%) 妊娠期間別	計	100.0	37.8	37.8	18.9	2.2	-	1.1	2.2	-	-
	自然	100.0	39.4	39.4	6.1	6.1	-	2.9	6.1	-	-
	人工	100.0	36.8	36.8	26.4	-	-	-	-	-	-

6 周産期死亡

(1) 周産期死亡数、率・年次別

(単位：件、人)

年 次	妊娠満 22 週以 後の死産数	早期新生児 死亡数	周 産 期 死亡数	出生数	周産期死亡率（出産千対）		
					市	県	国
昭和 37	184	23	207	4,909	42.2	40.9	38.7
40	161	32	193	5,735	33.7	37.0	30.1
45	150	36	186	7,142	26.0	30.6	21.7
50	115	28	143	8,163	17.5	20.6	16.0
55	68	31	99	7,984	12.4	14.2	11.7
60	35	25	60	7,558	7.9	8.4	8.0
平成 2	14	10	24	6,036	4.0	5.7	5.7
3	15	9	24	5,909	4.1	5.8	5.3
4	11	3	14	5,745	2.4	4.9	5.2
5	15	6	21	5,789	3.6	4.8	5.0
6	14	5	19	5,941	3.2	5.0	5.0
7	31	5	36	5,386	6.6	6.3	7.0
8	21	4	25	5,559	4.5	5.3	6.7
9	30	4	34	5,597	6.0	5.6	6.4
10	16	7	23	5,407	4.2	5.7	6.2
11	21	3	24	5,276	4.5	6.0	6.0
12	21	3	24	5,396	4.4	5.6	5.8
13	25	2	27	5,347	5.0	4.9	5.5
14	12	2	14	5,292	2.6	3.9	5.5
15	23	8	31	5,296	5.8	5.8	5.3
16	17	6	23	5,282	4.3	4.3	5.0
17	13	7	20	5,374	3.7	4.0	4.8
18	18	3	21	5,598	3.7	4.5	4.7
19	26	6	32	5,740	5.5	5.0	4.5
20	19	4	23	5,882	3.9	3.4	4.3
21	21	4	25	5,751	4.3	4.0	4.2
22	18	4	22	5,853	3.7	4.4	4.2
23	22	5	27	5,832	4.6	4.5	4.1
24	18	2	20	5,765	3.5	3.4	4.0
25	13	3	16	5,647	2.8	3.3	3.7
26	14	2	16	5,493	2.9	3.3	3.7
27	17	6	23	5,526	4.1	4.1	3.7
28	13	1	14	5,474	2.6	3.1	3.6
29	8	－	8	5,265	1.5	3.5	3.5
30	10	3	13	5,327	2.4	2.8	3.3
令和元	12	5	17	4,798	3.5	2.9	3.4
2	10	4	14	4,788	2.9	2.9	3.2
3	18	2	20	4,785	4.2	4.0	3.4
4	7	2	9	4,425	2.0	2.5	3.3
5	5	3	8	4,085	2.0	3.0	3.3

注) 平成 6 年までは、周産期死亡数は「妊娠 28 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの」で、周産期死亡率は、出生千対である。

7 婚姻・離婚

(1) 婚姻・離婚件数、率・年次別

年次	婚姻 (件)	離婚 (件)	率 (人口千対)					
			婚姻			離婚		
			市	県	国	市	県	国
昭和25	1,665	264	8.3	8.1	8.6	1.32	0.93	1.01
30	1,994	300	7.3	7.3	8.0	1.09	0.81	0.84
35	2,532	276	8.6	7.6	9.3	0.93	0.72	0.74
40	2,987	347	9.1	6.5	9.7	1.06	0.68	0.79
45	3,697	481	9.2	6.4	10.0	1.19	0.77	0.93
50	3,887	587	8.5	6.7	8.5	1.28	0.95	1.07
55	3,947	855	7.8	6.5	6.7	1.69	1.17	1.22
60	3,553	1,016	6.7	5.7	6.1	1.92	1.42	1.39
平成2	3,111	804	5.8	4.9	5.9	1.50	1.22	1.28
7	3,310	946	6.1	5.1	6.4	1.74	1.46	1.60
12	3,479	1,200	6.3	5.4	6.4	2.18	1.95	2.10
13	3,546	1,278	6.5	5.4	6.4	2.33	2.11	2.27
14	3,403	1,321	6.2	5.1	6.0	2.40	2.19	2.30
15	3,287	1,315	6.0	5.1	5.9	2.39	2.18	2.25
16	3,212	1,213	5.8	5.0	5.7	2.19	2.10	2.15
17	3,459	1,301	5.7	5.0	5.7	2.16	2.05	2.08
18	3,644	1,296	6.0	5.2	5.8	2.15	2.06	2.04
19	3,468	1,212	5.7	5.1	5.7	2.01	1.93	2.02
20	3,566	1,207	5.9	5.1	5.8	2.00	2.01	1.99
21	3,431	1,202	5.7	5.0	5.6	1.99	1.95	2.01
22	3,552	1,201	5.9	5.1	5.5	1.99	1.96	1.99
23	3,257	1,117	5.4	4.8	5.2	1.85	1.86	1.87
24	3,237	1,161	5.3	4.8	5.3	1.92	1.85	1.87
25	3,291	1,159	5.4	4.9	5.3	1.91	1.87	1.84
26	3,262	1,080	5.4	4.7	5.1	1.79	1.82	1.77
27	3,202	1,137	5.4	4.7	5.1	1.90	1.88	1.81
28	3,144	1,094	5.3	4.6	5.0	1.83	1.77	1.73
29	3,032	1,050	5.1	4.4	4.9	1.76	1.71	1.70
30	2,930	978	4.9	4.3	4.7	1.64	1.71	1.68
令和元	2,922	1,109	4.9	4.3	4.8	1.87	1.82	1.69
2	2,657	953	4.5	3.9	4.3	1.62	1.60	1.57
3	2,563	905	4.3	3.7	4.1	1.54	1.57	1.50
4	2,380	936	4.1	3.6	4.1	1.59	1.58	1.47
5	2,194	940	3.8	3.3	3.9	1.61	1.63	1.52

(2) 婚姻件数、初婚・再婚別

令和5年

		件数 (件)	平均婚姻年齢(歳)		
			市	県	国
初婚	夫	1,747	29.7	30.6	31.1
	妻	1,835	29.0	29.6	29.7
再婚	夫	447	44.0	44.7	45.3
	妻	359	41.6	41.9	42.1

注) 平均年齢は、令和5年中に同居し届けた者の同居時の年齢による。

第2章 医療施設調査

医療施設調査規則（省令）に基づき、医療法により医療施設の処分がなされたときの調査（動態調査）及び3年に1回実施する調査（静態調査）で医療施設の状況が明らかになる。

なお、比率（人口10万対）の算出には、10月1日現在の推計人口を用いている。

1 医療施設数の推移

各年10月1日現在（単位：ヶ所）

年次	病 院								一般診療所		歯科診療所	
	総 数		精神科病院		伝染	結核	一般病院		数	率	数	率
	数	率	数	率	数	数	数	率				
平成 7	112	20.5	13	2.4	—	—	99	18.2	399	73.2	287	52.6
8	113	20.6	13	2.4	—	—	100	18.2	408	74.4	295	53.8
9	113	20.5	12	2.2	—	—	101	18.4	421	76.5	312	56.7
10	110	20.0	12	2.2	—	—	98	17.8	433	78.6	318	57.7
11	109	19.8	12	2.2	—	—	97	17.6	444	80.6	321	58.3
12	110	19.9	13	2.4	—	—	97	17.6	454	82.2	329	59.6
13	108	19.5	13	2.4	—	—	95	17.2	461	83.4	330	59.7
14	107	19.3	13	2.3	—	—	94	17.0	462	83.4	326	58.8
15	105	18.9	13	2.3	—	—	92	16.6	470	84.7	325	58.6
16	104	18.7	13	2.3	—	—	91	16.4	479	86.2	337	60.7
17	104	17.2	13	2.2	—	—	91	15.1	514	85.0	356	58.9
18	104	17.2	13	2.2	—	—	91	15.1	523	86.6	360	59.6
19	102	16.9	13	2.1	—	—	89	14.7	530	87.6	361	59.7
20	103	17.0	13	2.2	—	—	90	14.9	524	86.7	360	59.5
21	101	16.7	13	2.1	—	—	88	14.5	528	87.3	361	59.7
22	100	16.5	13	2.1	—	—	87	14.4	526	86.8	366	60.4
23	100	16.5	13	2.1	—	—	87	14.3	523	86.2	366	60.3
24	99	16.3	13	2.1	—	—	86	14.2	525	86.5	366	60.3
25	99	16.3	13	2.1	—	—	86	14.1	523	86.0	368	60.5
26	97	16.0	13	2.1	—	—	84	13.8	530	87.3	373	61.4
27	96	16.0	13	2.2	—	—	83	13.8	532	88.7	373	62.2
28	96	16.0	12	2.0	—	—	84	14.0	531	88.6	375	62.6
29	93	15.6	12	2.0	—	—	81	13.5	538	90.0	376	62.9
30	90	15.1	12	2.0	—	—	78	13.5	540	90.5	373	62.5
令和元	89	15.0	12	2.0	—	—	77	12.9	536	90.1	375	63.0
2	87	14.7	12	2.0	—	—	75	12.6	528	89.0	370	62.4
3	87	14.7	12	2.0	—	—	75	12.7	539	91.0	368	62.2
4	85	14.4	12	2.0	—	—	73	12.4	536	90.8	369	62.5
5	85	14.5	12	2.0	—	—	73	12.4	538	91.7	362	61.7

注 「休止・1年以上休診中」の施設及び厚生労働省第二共済組合直営の診療所は含まない。

2 医療施設数

令和5年10月1日現在（単位：ヶ所）

	施 設 数			人 口 10 万 対		
	市	県	国	市	県	国
病 院	85	230	8,122	14.5	14.8	6.5
精神科病院(再掲)	12	39	1,057	2.0	2.5	0.9
一 般 病 院(再掲)	73	191	7,065	12.4	12.3	5.7
一般診療所	538	1,369	104,894	91.7	88.4	84.4
歯科診療所	362	773	66,818	61.7	49.9	53.7

3 病床数の推移

各年10月1日現在（単位：床）

年 次	病 院								一般診療所	
	総 数		精神病床		感染症	結核	一般・療養病床			
	数	率	数	率	数	数	数	率	数	率
平成 7	13,356	2,449.9	3,380	620.0	20	237	9,719	1,782.7	3,403	624.2
8	13,349	2,434.2	3,380	616.3	20	237	9,712	1,771.0	3,199	583.3
9	13,349	2,427.2	3,404	618.9	20	237	9,729	1,769.0	3,111	565.7
10	13,238	2,402.5	3,404	617.8	20	189	9,625	1,764.8	3,040	551.7
11	13,201	2,395.8	3,393	615.8	6	189	9,613	1,744.6	2,994	543.4
12	13,168	2,385.1	3,379	612.0	6	175	9,608	1,740.3	2,859	517.8
13	13,127	2,373.8	3,365	608.5	6	165	9,591	1,734.4	2,730	493.7
14	12,991	2,344.9	3,365	607.4	6	163	9,457	1,707.1	2,680	483.8
15	12,905	2,325.2	3,364	606.1	6	163	9,372	1,688.6	2,542	458.0
16	12,945	2,332.4	3,364	606.1	6	143	9,432	1,699.5	2,501	450.6
17	13,014	2,153.3	3,360	556.0	6	143	9,505	1,572.7	2,526	418.0
18	13,025	2,156.5	3,360	556.3	6	143	9,516	1,575.5	2,495	413.1
19	12,973	2,144.3	3,360	555.4	6	143	9,464	1,564.3	2,524	417.2
20	12,993	2,149.0	3,342	552.7	6	143	9,502	1,571.6	2,477	409.7
21	13,016	2,151.4	3,362	555.7	6	143	9,505	1,571.1	2,439	403.1
22	13,015	2,148.2	3,362	554.9	6	143	9,504	1,568.7	2,374	391.8
23	13,105	2,159.0	3,362	553.9	6	143	9,594	1,580.6	2,276	375.0
24	13,009	2,143.2	3,340	550.2	6	93	9,570	1,576.6	2,182	359.5
25	13,009	2,139.6	3,340	549.3	6	93	9,570	1,574.0	2,102	345.7
26	12,947	2,132.9	3,335	549.4	6	93	9,513	1,567.2	2,060	339.4
27	12,874	2,146.3	3,326	554.5	7	53	9,489	1,582.0	1,951	325.3
28	12,921	2,157.1	3,326	555.3	7	53	9,535	1,591.8	1,822	304.2
29	12,901	2,157.4	3,326	556.2	7	53	9,515	1,591.1	1,719	287.5
30	12,814	2,146.4	3,299	552.6	7	53	9,455	1,583.7	1,645	275.5
令和元	12,707	2,135.6	3,307	555.8	7	53	9,340	1,569.8	1,626	273.3
2	12,505	2,108.3	3,283	553.5	7	53	9,162	1,544.7	1,580	266.4
3	12,441	2,101.5	3,281	554.2	7	40	9,113	1,539.3	1,533	259.0
4	12,330	2,089.8	3,281	556.1	7	40	9,002	1,525.7	1,431	242.5
5	12,324	2,099.5	3,281	558.9	7	40	8,996	1,532.5	1,411	240.4

注 1) 「休止・1年以上休診中」の施設及び厚生労働省第二共済組合直営の診療所は含まない。

2) 感染症病床は平成11年4月から伝染病床より改められた。

4 病床数

令和5年10月1日現在（単位：床）

	病 床 数			人 口 10 万 対		
	市	県	国	市	県	国
病 院	12,324	31,286	1,481,183	2,099.5	2,019.8	1,191.1
精 神 病 床 (再掲)	3,281	9,302	318,921	558.9	600.5	256.5
一般・療養病床 (再掲)	8,996	21,871	1,156,607	1,532.5	1,412.0	930.1
一般診療所	1,411	4,163	75,780	240.4	268.8	60.9

5 医療施設数、病床数・開設者別

令和7年4月1日現在(単位：ヶ所、床)

開 設 者		施 設 数								病 床 数									
		病 院				一般診療所			歯 科 診 療 所	助 産 所	病 院						一 般 診 療 所		助 産 所
総 数	精 神	感 染 症	一 般	総 数	有 床	無 床			総 数	精 神	感 染 症	結 核	一 般	療 養	一 般	療 養			
総 数		85	12	-	73	548	87	461	370	85	12,230	3,178	8	40	6,697	2,307	1,185	117	24
国	厚生労働省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独立行政法人 国立病院機構	1	-	-	1	-	-	-	-	-	410	-	-	-	410	-	-	-	-
	国立大学法人	1	-	-	1	1	-	1	-	-	704	40	2	-	662	-	-	-	-
	独立行政法人 労働者健康福 祉機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県		-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市		1	-	-	1	6	-	6	-	-	574	-	6	-	568	-	-	-	-
日赤		1	-	-	1	3	-	3	-	-	120	-	-	-	120	-	-	-	-
済生会		1	-	-	1	1	-	1	-	-	58	-	-	-	40	18	-	-	-
北海道社会事業協会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生連		1	-	-	1	-	-	-	-	-	184	-	-	-	184	-	-	-	-
国民健康保険団体 連合会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康保険組合及び その連合会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共済組合及びその 連合会		-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国民健康保険組合		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公益法人		9	2	-	7	7	-	7	2	1	2,473	835	-	10	1,512	116	-	-	9
医療法人		67	10	-	57	318	84	234	111	2	7,137	2,303	-	30	2,739	2,065	1,148	117	9
学校法人		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会社		-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の法人		3	-	-	3	76	-	76	-	-	570	-	-	-	462	108	-	-	-
個人		-	-	-	-	127	3	124	257	82	-	-	-	-	-	-	37	-	6

注 施設数の精神は、精神病床のみを有する施設数で、病床数の精神は、全病院の精神病床数。

6 施術所・歯科技工所・衛生検査所数

令和7年4月1日現在(単位：ヶ所)

施 術 所 (重複計上)					柔道整復	歯科技工所	衛生検査所
総 数	あん摩	はり	きゅう	うち出張専業			
746	527	653	645	180	259	140	9

7 医療施設数（重複計上）、診療科名別

令和5年10月1日現在（単位：ヶ所）

診療科目	病院		一般診療所	
	市	県	市	県
内科	70	193	312	943
呼吸器内科	30	65	46	105
循環器内科	41	101	71	177
消化器内科（胃腸内科）	47	116	91	252
腎臓内科	11	27	14	25
脳神経内科	33	75	18	39
糖尿病内科（代謝内科）	18	42	25	52
血液内科	6	18	5	7
皮膚科	9	36	45	113
アレルギー科	3	5	23	49
リウマチ科	14	34	37	73
感染症内科	1	1	4	7
小児科	9	40	56	173
精神科	24	64	32	51
心療内科	15	44	24	41
外科	28	96	57	198
呼吸器外科	6	20	3	4
心臓血管外科	7	13	6	8
乳腺外科	3	7	5	9
気管食道外科	－	－	2	5
消化器外科（胃腸外科）	18	40	11	21
泌尿器科	12	48	20	46
肛門外科	8	21	15	38
脳神経外科	11	47	10	28
整形外科	24	97	62	173
形成外科	7	15	12	17
美容外科	－	－	12	12
眼科	11	40	35	82
耳鼻いんこう科	8	33	31	72
小児外科	2	13	4	8
産婦人科	2	11	24	43
産科	6	9	1	2
婦人科	12	28	9	14
リハビリテーション科	58	153	69	204
放射線科	30	78	18	62
麻酔科	26	70	19	35
病理診断科	10	12	1	1
臨床検査科	－	－	－	－
救急科	11	19	1	5
歯科	7	19	8	22
矯正歯科	1	2	1	2
小児歯科	1	3	2	3
歯科口腔外科	6	16	1	3

注 「休止・1年以上休診中」の施設及び厚生労働省第二共済組合直営の診療所は含まない。

第 3 章 病院報告

医療法に基づき、病院から報告されるものである。

1 病院患者数

令和5年 年間

	病院数 (6月末)	病 床 数 (6月末)	在院患者 延数(人)	新入院患者 延数(人)	退院患者 延数(人)	外来患者 延数(人)
鹿児島市	85	12,327	3,632,332	123,723	123,914	2,738,055
精神病床	・	3,281	1,031,344	3,494	3,631	・
感染症病床	・	7	9,933	544	603	・
結核病床	・	40	9,643	62	93	・
療養病床	・	2,333	709,032	5,729	7,486	・
一般病床	・	6,666	1,872,380	113,894	112,101	・
鹿児島県	230	31,279	8,974,999	239,409	239,669	7,045,404
精神病床	・	9,314	2,876,522	8,090	8,315	・
感染症病床	・	45	20,298	1,314	1,395	・
結核病床	・	68	10,314	101	116	・
療養病床	・	6,558	2,052,953	12,586	20,416	・
一般病床	・	15,294	4,014,912	217,318	209,427	・
全 国	8,129	1,486,748	410,133,669	15,585,034	15,570,198	450,301,521
精神病床	・	319,874	95,293,586	360,123	363,876	・
感染症病床	・	1,916	1,125,712	87,965	81,000	・
結核病床	・	3,820	371,085	9,166	8,481	・
療養病床	・	275,432	84,510,858	467,910	667,728	・
一般病床	・	885,706	228,832,428	14,659,870	14,449,113	・

2 平均在院日数、年間病床利用率

令和5年 年間

	平均在院日数(日)			年間病床利用率(%)		
	市	県	国	市	県	国
総 数	29.3	37.5	26.3	80.7	78.4	75.6
精 神 病 床	289.5	350.7	263.2	86.1	84.6	81.6
感 染 症 病 床	17.3	15.0	13.3	388.8	123.6	160.8
結 核 病 床	124.4	95.1	42.1	66.0	39.6	26.8
療 養 病 床	90.1	94.1	119.6	83.3	85.2	84.1
一 般 病 床	16.6	18.8	15.7	76.9	71.7	70.8

$$\text{注 1) 平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

$$\text{2) 年間病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

$$\text{3) 療養病床の平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床へ移された患者数})}$$

3 平均在院日数、病床種類・年次別

(単位：日)

年 次	総 数	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床
平成 元	64.3	674.4	10.0	267.9	・	46.7
6	54.0	559.6	27.0	158.1	88.2	39.8
15	41.4	466.4	－	117.8	137.2	20.8
16	41.9	497.1	－	142.3	152.7	20.6
17	41.3	479.5	－	150.7	158.6	20.1
18	39.9	437.9	－	148.1	156.5	19.5
19	38.7	395.4	－	127.0	148.5	19.0
20	38.2	387.2	－	153.8	144.3	19.0
21	37.9	373.9	3.5	174.8	141.6	19.0
22	37.3	352.3	－	152.4	144.4	18.7
23	36.2	342.4	－	120.5	141.5	18.3
24	35.3	329.9	－	144.3	137.2	17.8
25	34.4	334.0	－	113.2	130.2	17.4
26	34.1	310.2	－	95.7	131.9	17.5
27	32.7	299.6	－	108.0	133.0	17.0
28	32.0	287.5	－	152.0	128.2	16.7
29	31.5	290.7	－	141.4	120.8	16.7
30	31.2	283.1	－	155.4	114.3	17.1
令和 元	30.8	281.0	－	198.5	109.4	17.0
2	31.0	279.1	11.4	201.3	106.6	17.1
3	30.6	294.3	11.9	153.3	99.3	17.1
4	30.4	292.3	11.1	209.3	95.9	17.2
5	29.3	289.5	17.3	124.4	90.1	16.6

4 病床利用率、病床種類・年次別

(単位：％)

年 次	総 数	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床
平成 元	91.0	103.5	－	54.6	・	88.8
6	88.5	97.7	0.4	31.4	102.5	87.4
15	90.1	97.4	－	35.8	92.7	88.5
16	89.7	96.4	－	29.1	92.6	86.0
17	89.3	95.5	－	28.3	93.7	85.0
18	88.7	94.7	－	27.4	93.3	84.4
19	87.1	93.1	－	28.4	91.8	82.8
20	86.6	93.5	－	28.1	91.5	81.9
21	86.1	92.0	0.3	26.5	91.2	81.8
22	86.1	92.7	－	21.6	91.0	81.7
23	85.4	92.0	－	20.2	90.2	81.1
24	85.0	92.1	－	28.6	89.4	80.0
25	83.9	90.8	－	30.7	88.6	78.9
26	83.5	90.3	－	32.7	88.6	78.4
27	83.2	89.6	－	47.4	85.5	79.2
28	83.5	90.4	－	59.9	83.9	80.1
29	83.6	90.0	－	63.6	83.3	80.6
30	84.2	89.5	－	62.2	84.5	81.7
令和 元	85.0	90.1	－	53.9	86.2	82.2
2	82.6	90.1	110.3	64.4	83.6	78.6
3	81.4	88.9	463.0	71.2	81.3	77.4
4	81.2	87.0	1,019.4	72.4	83.9	76.4
5	80.7	86.1	388.8	66.0	83.3	76.9

注) 感染症病床は平成 11 年 4 月から伝染病床より改められた。

第 4 章 医 療 従 事 者

1 医療関係者数、年次別

各年 12 月 31 日現在(単位：人)

年 次	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
昭和 59	1,360	390	555	82	169	2,144	2,738	283	235
61	1,474	438	544	84	166	2,429	3,074	269	231
63	1,588	488	609	89	164	2,759	3,334	294	244
平成 2	1,596	511	608	104	167	2,965	3,411	301	231
4	1,641	542	634	122	176	3,273	3,489	353	271
6	1,701	575	805	124	196	3,737	3,529	399	278
8	1,733	573	873	123	192	4,296	3,599	446	279
10	1,778	622	939	147	202	4,829	3,636	518	268
12	1,825	615	981	167	224	5,383	3,444	511	245
14	1,897	617	1,048	180	246	5,740	3,382	546	227
16	2,028	646	1,120	175	256	6,123	3,410	617	225
18	2,082	654	1,185	200	281	6,596	3,369	655	196
20	2,154	647	1,287	243	297	7,348	3,332	654	212
22	2,229	696	1,372	250	286	8,053	3,176	764	205
24	2,332	707	1,394	279	331	8,615	3,099	778	225
26	2,398	685	1,474	296	337	9,080	2,899	836	217
28	2,510	731	1,550	311	354	9,746	2,760	901	208
30	2,593	744	1,596	307	362	10,339	2,489	892	199
令和 2	2,692	767	1,617	347	340	10,686	2,267	975	230
4	2,737	771	1,671	381	346	11,093	2,045	879	178

注) 医師・歯科医師・薬剤師は登録者の届出数、その他は就業者数

2 医師・歯科医師・薬剤師、届出数

令和 4 年 12 月 31 日現在 (単位：人)

	届 出 数			人 口 10 万 対			三師一人当たりの人口		
	医 師	歯科医師	薬剤師	医 師	歯科医師	薬剤師	医 師	歯科医師	薬剤師
全国	343,275	105,267	323,690	274.7	84.2	259.1	364	1,187	386
県	4,668	1,375	3,307	298.7	88.0	211.6	335	1,137	473
市	2,737	771	1,671	463.9	130.7	283.2	216	765	353

3 医師・歯科医師・薬剤師、医療施設従事者数

令和 4 年 12 月 31 日現在 (単位：人)

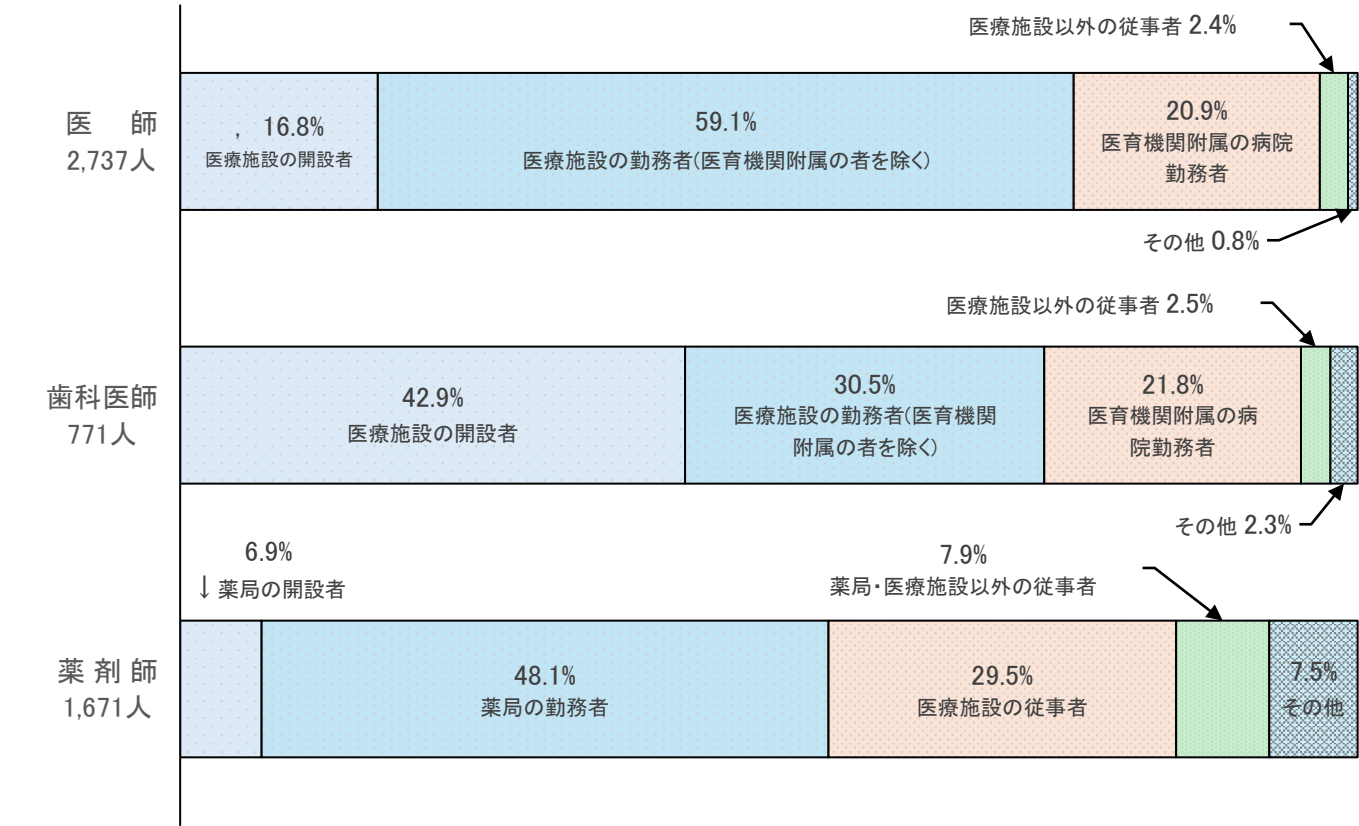
	医療施設従事者数			人 口 10 万 対			三師一人当たりの人口		
	医 師	歯科医師	薬剤師	医 師	歯科医師	薬剤師	医 師	歯科医師	薬剤師
全国	327,444	101,919	253,198	262.1	81.6	202.6	382	1,226	493
県	4,512	1,324	2,922	288.7	84.7	186.9	346	1,181	535
市	2,648	734	1,413	448.8	124.4	239.5	223	804	418

注) 薬剤師は、薬局の従事者を含む。

※ 比率には総務省統計局「人口推計 (2022 年 10 月 1 日現在)」を用いた。市については、令和 4 年 10 月 1 日現在の推計人口である。

4 医師・歯科医師・薬剤師、業務別構成割合（従事先別）

令和4年12月31日現在



5 医師・歯科医師・薬剤師、年齢階級別医療施設従事者数

令和4年12月31日現在（単位：人）

職 種	総数	男	女	～24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～	平均 年齢
医 師	2,648	2,007	641	4	205	252	272	267	309	304	290	266	208	129	75	44	23	50.7
歯科医師	734	524	210	1	69	76	75	52	71	63	81	101	70	46	19	6	4	50.9
薬剤師	1,413	509	904	4	148	190	207	179	199	121	106	106	68	51	21	6	7	46.1

注) 薬剤師は、薬局の従事者を含む。

6 医療施設従事医師数、診療科名（主たる）別

令和4年12月31日現在（単位：人）

内 科	417	脳 神 経 外 科	60
呼 吸 器 内 科	53	整 形 外 科	180
循 環 器 内 科	145	形 成 外 科	20
消化器内科（胃腸内科）	157	美 容 外 科	7
腎 臓 内 科	29	眼 科	91
脳 神 経 内 科	101	耳 鼻 い ん こ う 科	55
糖尿病内科（代謝内科）	64	小 児 外 科	16
血 液 内 科	37	産 婦 人 科	91
皮 膚 科	58	産 科	4
アレルギー科	-	婦 人 科	23
リウマチ科	18	リハビリテーション科	40
感 染 症 内 科	5	放 射 線 科	75
小 児 科	121	麻 酔 科	103
精 神 科	133	病 理 診 断 科	20
心 療 内 科	16	臨 床 検 査 科	8
外 科	83	救 急 科	45
呼 吸 器 外 科	20	集 中 治 療 科	16
心臓血管外科	35	臨 床 研 修 医	128
乳 腺 外 科	26	全 科	-
気管食道外科	2	そ の 他	43
消化器外科（胃腸外科）	41	不 詳	3
泌 尿 器 科	55	総 数	2,648
肛 門 外 科	4		

※ 複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科目と、1診療科のみに従事している場合の診療科である。

※ 心臓血管外科に循環器外科を含む。

7 医療施設従事歯科医師数、診療科名（主たる）別

令和4年12月31日現在（単位：人）

歯 科	595
矯 正 歯 科	34
小 児 歯 科	26
歯科口腔外科	55
臨床研修歯科医	21
不 詳	3
総 数	734

8 医療従事者数

令和5年10月1日現在（単位：人）

職 種		病 院		診 療 所		歯科診療所	
		市	県	市	県	市	県
医 師	常 勤	1,711	2,819	602	1,358	-	-
	非常勤	830.6	1367.6	275.6	577	-	-
歯科医師	常 勤	138	160	2	16	518	1,030
	非常勤	19.4	21.5	2.4	8.9	60.9	126.5
薬 剤 師		425.9	806.8	22.5	47.2	1.2	1.2
保 健 師		45.0	65.6	70.2	90.5	-	-
助 産 師		201.4	305.7	72.4	158.5	-	-
看 護 師		7,524.4	15,079.6	1,506.1	3,272.5	5.7	19.1
准 看 護 師		652.6	2,151.8	625.6	2,055.4	0.5	4.5
看護業務補助者		1,189.6	3,248.3	103.6	330.5	-	-
理 学 療 法 士		976.1	2,173.7	310.3	637.5	-	-
作 業 療 法 士		460	1,235.4	38	117.4	-	-
視 能 訓 練 士		17	27	32.5	57.7	-	-
言 語 聴 覚 士		175.5	411.6	8.5	15.4	-	-
義 肢 装 具 士		-	3	-	1	-	-
歯 科 衛 生 士		43.1	93.7	9.5	17.6	865.2	1,695.8
歯 科 技 工 士		4	5	1	1	58.3	131
診療放射線技師		396.2	797.8	111.8	238	-	-
診療エックス線技師		-	4	4.1	10.5	-	-
臨床検査技師		389.1	759.8	71.7	112.7	-	-
衛生検査技師		-	-	2	3	-	-
臨床工学技士		214.2	417	39.6	83.8	-	-
あん摩マッサージ指圧師		24.8	47.6	34.2	68.1	-	-
柔 道 整 復 師		9	11	3	13	-	-
管 理 栄 養 士		240.5	534.6	54.4	129.7	-	-
栄 養 士		86.4	151.3	25.8	63.9	-	-
精神保健福祉士		116.4	276.7	6.9	10.1	-	-
社 会 福 祉 士		165.3	329.7	11	17	-	-
介 護 福 祉 士		455	1,237.4	109.3	360.7	-	-
保 育 士		56.7	158.9	9.6	24.6	-	-
公 認 心 理 師		65.2	120.5	19.8	27.5	-	-
救 急 救 命 士		22.9	34.9	-	3.2	-	-
その他の技術員		125.7	389.1	64.1	98.9	-	-
医療社会事業従事者		5	50	13.3	16.3	-	-
歯 科 業 務 補 助 者		-	-	-	-	293.1	723.2
事 務 職 員		2,267.6	5,048.3	1,229.3	2,783.6	184.4	418.2
そ の 他 の 職 員		553.6	1,834.4	209.5	824.7	33.3	89.3

1) 「休止・1年以上休診中」の施設及び厚生労働省第二共済組合直営の診療所の従事者は含まない。

2) 医師・歯科医師の常勤以外は、常勤換算後の数値である。

健康福祉局

資料編

I 健康福祉局の沿革

1 健康福祉推進部・すこやか長寿部・福祉支援部の沿革

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
昭 26. 10. 29		社会課を廃止し、社会福祉事業法による福祉事務所を設置（総務部に属する。） 庶務、保護、福祉、住宅の4係を設置（所管施設） 養老院1、保護寮2、保育園4、授産所1、公益質舗2
27. 7. 1	市立病院敷地内に産院を開設（定床20）	
8. 1	乳児院を開設（定員25人）	
28. 4. 1	市立母子寮（清水町）開設（定員15世帯）	
29. 12. 11	市社会福祉協議会設立 民生安定資金貸付開始	
30. 4. 5		社会課新設（福祉三法外を取り扱う。） 民生部 社会課・・・庶務、厚生係 福祉事務所・・・庶務、援護、母子係
8. 15	新川（三和）保育園開設（定員80人）	
10.	世帯更生資金貸付制度開始	
31. 4. 1	武町に宿所提供施設親和厚生寮（定員50世帯）、下伊敷日当平にたいら厚生寮（定員30世帯）開設 鴨池保育園を社会事業協会に委託	
6. 1	郡元公益質舗開設	
33. 1. 7	婦人相談員を2名置く。	
6. 20	玉里園内に救護施設を新設、鹿児島市保護寮とする。（定員60人） 薬師・塩屋保護寮を廃止	福祉事務所援護係を2係に分割
34. 4. 1	鹿児島市保護寮を鹿児島市立玉里園救護施設に改称	
4. 13	鴨池保育園を市社会事業協会に移譲	
35. 7. 25	障害者雇用促進法施行	
8. 1	心配ごと相談所開設（市社協）	
36. 4. 1	原良保育園開設（定員60人）	福祉事務所「部」に昇格（庶務課、福祉課）
37. 3. 25	授産所を郡元町新川へ移転	
4. 1	新屋敷保育園（城南保育園）を洲崎町埋立地へ移転	
10. 1	市社会福祉協議会が社会福祉法人として発足	
10.	谷山福祉会館設置 老人家庭奉仕員を8名置く。（市社協へ委託）	
39. 4. 1	東桜島保育園開設（定員60人） 郡元公益質舗廃止	
6. 1	授産所を郡元公益質舗跡へ移転	
12. 16		社会課が民生部所管から福祉事務所所管となる。
40. 4. 1	福祉課面接室設置	
41. 4. 1	黒神へき地保育所開設（定員30人） 城南児童館開設（市社協へ委託）	
8. 1	社会福祉活動専門員を設置	
10. 13	福祉事務所15周年大会で厚生大臣賞を受賞	
42. 4. 29		谷山市と合併。谷山福祉事務所を廃止し、鹿児島市福祉事務所谷山分室とする。
9. 15	敬老特別乗車証交付（対象70歳以上）	
10. 1	身体障害者家庭奉仕員を3名置く。	
11. 16	ちびっこ広場第1号開園（草牟田地区）	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
43. 4. 1	柳田保育園開設（市社会事業協会へ貸与）	機構改革 3 課 1 園 1 分室 庶務課、福祉課、社会課、玉里園、谷山分室 福祉課を保護課、福祉課（福祉 5 法）に分割
6. 22	新川（三和）児童館開設（市社協へ委託） 家庭奉仕員 11 名を市の非常勤職員とする。 老人クラブ指導育成業務嘱託員設置（老人福祉相談員）	
10. 7	ろうあ者福祉相談員を設置	
44. 4. 1	武保育園開設（市社会事業協会へ貸与）	
10. 1	寡婦福祉資金貸付制度を実施	
45. 4. 1	市民福祉手当支給条例制定（寝たきり老人、重度心身障害児、遺児等修学手当） 家庭児童相談員を設置	
5. 21	田上保育園開設（市社会事業協会へ貸与） 心身障害者対策基本法施行（平 5. 12. 3 に障害者基本法施行に改称）	
10. 1	児童手当条例制定（18 歳未満の第 4 子以上）	
46. 4. 1	玉里保育園開設（市社会事業協会へ貸与）	
10. 1	友愛特別乗車証交付（対象身障 3 級以上） 心身障害児家庭奉仕員を 2 名置く。	
10. 21		
47. 4. 1	桜島降灰に対する私立高校授業料助成事業実施 老人医療費助成条例制定 老人福祉ブザー設置	
5. 24	老人レジャー農園第 1 号開園	
10. 1	老人社会奉仕団結成	
48. 3. 31	親和厚生寮廃止	
4. 1	なぎさ福祉館開設（簡易児童館・簡易老人憩の家） 長寿者を敬い祝福する条例制定 老人居室整備資金貸付制度開始 なぎさ保育園開設（定員 30 人）	
4. 13	玉里園を伊敷団地へ移転、名称を「いしき園」に変更	
7. 1	乳幼児医療費助成事業開始	
10. 28	老人スポーツ大会開催	
12. 1	玉里福祉館開設（簡易老人憩の家） あたご保育園開設（定員 60 人）	
49. 4. 1	南林寺福祉館開設（簡易老人憩の家） 南林寺保育園開設（定員 30 人）	機構改革 市民生活局福祉事務所となる。 5 課 1 園 1 分室 庶務課、生活援護課、児童家庭課、老人福祉課、社会福祉課、いしき園、谷山分室 高等看護学校開校
6. 17	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	
7. 1	重度心身障害者等医療費助成制度開始	
9. 1	心身障害者（児）監護者に特別福祉手当支給	
10. 17	移動浴槽車による老人入浴サービス開始（運営は市社会事業協会） 心身障害者対策協議会設置	
12. 1	老人家庭訪問員事業開始	
50. 4. 1	清水保育園開設（定員 60 人） 上町福祉館開設（簡易老人憩の家）	
5. 23	身体障害者福祉モデル都市指定	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
7. 1	敬老・友愛パス未利用地域特別回数券交付	機構改革 市民生活局から市民局になり、生活援護課に医療係を設置
10. 1	生活保護級地の２級地への引き上げ	
12. 20	特別福祉手当廃止と福祉手当新設（国）	
51. 4. 1	老人身障福祉電話の取付け（初年度 35 台）	
	市立乳児院と鹿児島中央乳児院を合併し、薬師町へ移転。運営を市社会事業協会へ委託	
	心身障害児通園事業施設「わかば園」開設（定員 20 人）	
	西紫原保育園開設（定員 60 人）	
	紫原福祉館開設（簡易老人憩の家）	
5. 6	軽費老人ホーム（B型）谷山荘開設（定員 50 人）	
8. 1		
52. 4. 1	都市児童健全育成事業開始	
	薬師保育園開設（定員 60 人）	
	城西福祉館開設（簡易老人憩の家）	
7. 1	寝たきり老人寝具乾燥事業開始	
53. 1. 26	草牟田児童育成クラブ開設	
3. 13	たいら厚生寮廃止	
4. 1	手話通訳者設置	
	聴覚障害者シンボルマーク交付	
	精神薄弱者等交通費助成	
	吉野保育園開設（定員 60 人）	
	身体障害者用自動車改造費助成	
9. 1	在宅寝たきり老人一時保護事業開始	
10. 26	紫原児童育成クラブ開設	
11. 1	身体障害者福祉バス購入（運行は市社協へ委託）	
54. 4. 1	下伊敷保育園開設（定員 60 人）	
	武保育園開設（定員 90 人）	
	武福祉館開設（簡易老人憩の家）	
	小松原市民館開設	
4. 5	福祉コミュニティーセンター開館	
8. 30	重度視覚障害者特殊調理器給付事業開始	
55. 1. 7	明和児童育成クラブ開設	
1. 26	国際児童年記念与次郎ヶ浜児童遊園開設	
3. 31	谷山保育園の廃止	
4. 1	東谷山福祉館開設（簡易老人憩いの家）	
	松原福祉館開設（簡易老人憩いの家）	
	精神薄弱者授産施設希望の園開園（定員 20 人） （運営は市精神薄弱者育成会）	
	心身障害者通所援護事業補助金制度発足	
	東谷山保育園開設（定員 60 人）	
	松原保育園開設（定員 60 人）	
56. 3. 1	武岡児童育成クラブ開設	
4. 1	清水児童育成クラブ開設	
	在宅重症心身障害児（者）療育講習会事業開始	
6. 1	言語障害児訓練事業開始	
10. 1	母子家庭等医療費助成事業開始	
57. 9. 1	鴨池福祉館開設	
58. 2. 12	坂元児童育成クラブ開設	
	東谷山児童育成クラブ開設	
4. 1	宇宿及び西伊敷福祉館開設	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
	小野市民館開設 障害者対策長期行動計画策定 在宅障害者デイサービス事業開始（市社協へ委託）	
10. 15	吉野児童育成クラブ開設	
11. 6	中国帰国者日本語講座開設	
59. 4. 1	坂之上及び甲南福祉館開設 福祉住宅の廃止	生活援護課に武・田上地区係を設置
7. 1	ボランティア保険制度実施	
8. 20	大明丘児童育成クラブ開設	
60. 4. 1	武岡及び玉里団地福祉館開設 シルバーホン「あんしん」設置	
4. 8	母子父子家庭親と子のふれあい事業開始	
9. 10	老人福祉バス運行（市社協へ委託）	
9. 25	伊敷児童育成クラブ開設	
10. 1	柳町福祉館開設	
61. 1. 20	西陵児童育成クラブ開設	
2. 1	川上福祉館開設	
4. 1	デイホーム事業開始 老人介護手当支給事業開始 吉野東福祉館開設	
9. 1	平川福祉館開設	
11. 15	星ヶ峯児童育成クラブ開設	
62. 1.	デイサービス事業開始	
4. 1	紫原福祉館の名称を西紫原福祉館に変更 明和、紫原、八幡及び西谷山福祉館開設	機構改革 生活援護課が保護第一課、保護第二課となる。 児童家庭課の施設管理係廃止、庶務課に施設係 新設 名称変更 老人福祉課→高齢者福祉課 老人福祉係→高齢者福祉係 老人医療係→高齢者医療係 更生係 →障害者福祉係 谷山分室 →谷山福祉課 社会福祉係→福祉係 生活援護係→保護係
6.	母子相談員を1名置く	
9.	長才まつり実施	
9. 19	谷山児童育成クラブ開設	
9. 30	谷山福祉会館廃止	
11. 7	西谷山児童育成クラブ開設	
63. 1. 21	心身障害者総合福祉センター開設	
2. 20	桜ヶ丘福祉館開設	
3. 25	田上台福祉館開設	
9. 17	吉野東児童育成クラブ開設	
12.	高齢者のしおり、小中学校福祉読本の作成	
平元. 4. 1	谷山北福祉館開設	
7. 25	武岡台児童育成クラブ開設	
9. 12	吉野及び西陵福祉館開設	
11. 1	老人ナイトケア事業開始	
12. 16	原良児童育成クラブ開設 高齢者グラウンドゴルフ場設置事業開始	
2. 4. 1	唐湊及び星ヶ峯福祉館開設	
3. 4. 1	老人ミドルステイ事業開始	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
	在宅介護支援センター事業開始 ホームヘルプサービス（登録ヘルパー）委託事業開始 愛のふれあい会食事業開始 坂元福祉館開設 なぎさ福祉館の名称を真砂福祉館に変更 いしき園の保健サービス事業を市社会事業協会に委託 児童育成クラブの名称を児童クラブに変更 手話ビデオ、車いす貸与事業開始 6. 1 一時的保育事業開始 9. 1 ふれあいのまちづくり事業開始（市社協への補助） 12. 21 星峯東児童クラブ開設 4. 4. 1 老人ホームケア促進事業開始 老人ホームヘルパーチーム運営推進事業開始 在宅介護講習会事業開始（市社協への補助） たてばば、皇徳寺及びび谷山福祉館開設 母子家庭修学金支給事業開始 7. 1 友愛タクシー券交付事業開始 7. 高齢者洋上セミナー事業開始 8. 1 手話通訳者1名増（8. 24 より伊敷支所設置） 8. 2 手話通訳者育成事業開始 9. 1 川上、西田及び桜丘東児童クラブ開設 10. 3 宮川児童クラブ開設 11. 1 福祉ふれあいフェスティバル事業開始 5. 1. 5 桜島地区デイサービス事業開始 4. 1 日常生活用具設置費助成事業開始 身体障害者福祉電話基本料金補助事業開始 老人福祉施設協議会補助金交付事業開始 田上福祉館開設 6. 1 すこやか育児相談事業開始 心をつなぐともしびグループ活動推進事業開始 6. 10 高齢者福祉施設管理基金設置 6. 15 心をつなぐ訪問給食事業開始 7. 1 申請書等の捺印廃止 10. 13 花野福祉館開設 6. 1. 1 主任児童委員設置（54 人） 1. 28 在宅介護支援システム（緊急通報システム等）設置事業開始（高齢者） 2. 18 高齢者保健福祉計画（21 輝きプラン）策定 3. 障害者や高齢者の住みやすい住宅づくりの手引作成 4. 1 錦江台、中山及び桜丘西児童クラブ開設 保育所地域子育てモデル事業開始 福平福祉館開設 6. 1 子どものショートステイ事業開始 心身障害者対策協議会を障害者施策推進協議会に名称変更 7. 1 まごころ総合利用券交付開始（高齢者） 在宅介護支援システム設置事業の重度障害者利用開始 8. 1 寝たきり老人及び重度身体障害の理髪サービス事業開始 8. 6 三世代ふれあいセミナー事業開始	機構改革 庶務課給付係と保護第一課医療係を保護第一課給付医療係に統合、高齢者福祉課に生きがい対策係新設

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
9. 12	すこやか入浴券交付事業開始	
9. 15	ふれあい長寿社会宣言	
7. 2. 14	長寿社会対策推進委員会設置	
3. 26	ゆうあい館交流事業ふれあいロードショー	
4. 1	皇徳寺及び花野児童クラブ開設	
	母子家庭修学金支給事業廃止	
7. 1	紙おむつ等購入費助成事業開始（高齢者）	
8. 1	24 時間対応巡回型ホームヘルパー派遣事業開始	
8. 7	市社協へ老人ホームヘルプサービス事業を委託	
8. 2. 28	みんなにやさしいまちづくり―鹿児島市福祉環境整備指針策定	
	障害者施策に関する新長期計画策定	
4. 1	母子及び寡婦福祉資金貸付事業開始	
	母子家庭等たすけあい資金貸付事業開始	
	母子家庭・寡婦・父子家庭介護人派遣事業開始	
	母子家庭等自立促進対策事業開始	
	母子家庭等生活指導強化事業開始	
	軽費老人ホーム事務費補助事業開始	
	老人クラブ地区交流研修会事業補助金新設	
4. 18	高齢者福祉センター与次郎及び高齢者デイサービスセンター与次郎開設	
7. 1	紙おむつ等購入費助成事業開始（心身障害者）	
7. 22	福平、伊敷台及び西紫原児童クラブ開設	
8. 1	母子寡婦福祉資金償還指導員を 1 名置く	
9. 18	熟年アカデミー事業開始	
10. 1	寝たきり老人等訪問歯科診療推進補助事業開始	
11. 1	介護技術研修会開催事業開始	
11. 3	ホリデイサービス開始	
11. 15	在宅介護リフレッシュ事業開始	
12. 14	伊敷台福祉館開設	
9. 4. 1	福祉総合案内窓口開設	
	武及び玉江児童クラブ開設（教育委員会から移管）	
	難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ、日常生活用具給付）開始	
	高齢者等住宅改造費助成事業開始	
	高齢者・身体障害者リフォームヘルパー事業開始	
4. 12	高齢者福祉センター東桜島及び高齢者デイサービスセンター東桜島開設	
6. 2	ショートステイ無料利用券制度開始	
7. 22	和田児童クラブ開設	
9. 9	南林寺福祉館の名称を甲東福祉館に変更	
11. 1	ゆうあい福祉バス運行開始	
10. 1. 1	手話通訳者 1 名増（吉野支所設置）	
3. 1	ふれあいガイドマップ、ゆうあいガイドブック発行	
3. 25	子育て支援計画策定	
4. 1	精神障害者への友愛特別乗車証、友愛タクシー券交付開始	
	身体障害者への自動車運転免許取得助成事業開始	
7. 1	福祉機器リサイクル事業開始	
	中郡児童クラブ開設	
7. 25	かごしますくすく子どもプラン推進大会開催	
11. 4. 1	知的障害者デイサービス事業開始	
	知的障害者ショートステイ事業利用券制度開始	

機構改革（中核市移行）
福祉庶務課、社会福祉課を廃止し、福祉総務課、地域福祉課、障害者福祉課を新設

機構改革
福祉総務課の事業調整係を事業調整係と指導監査係に分割

機構改革
福祉事務所内に介護保険準備室新設

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
4. 10	かごしま温泉健康プラザ開設	
6. 1	八幡児童クラブ開設	
7. 15	吉田町、桜島町、三島村及び十島村の要介護認定等の審査判定事務の委託に関する規約締結	
10. 1	要介護認定事務開始 介護保険準備室に介護保険相談員を 5 名配置 (本庁 2 名、谷山 1 名、伊敷 1 名、吉野 1 名) 痴呆対応型老人共同生活援助事業開始 ふれあいファックスの設置 (本庁・谷山支所)	
12. 27	少子化対策臨時特例交付金事業開始	
12. 3. 28	高齢者保健福祉・介護保険事業計画 (平成 12～16 年度分) 策定	
4. 1	生きがい対応型デイサービス事業開始 ひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業開始 虚弱高齢者等福祉用具給付事業開始 ひとり暮らし高齢者等短期入所事業開始 介護保険制度開始	機構改革 健康福祉局新設 市民局所管から健康福祉局所管となる 健康福祉部 市福祉事務所 谷山福祉事務所 保健所 健康福祉部新設 健康福祉総務課 健康づくり推進課 指導監査課 地域福祉課・・・地域福祉、施設係 小松原、小野市民館 介護保険課・・・庶務、認定、保険料、給付係 高等看護学校 福祉事務所を鹿児島市福祉事務所と谷山福祉事務所に分割 鹿児島市福祉事務所 保護第一課・・・庶務、中央地区、上町吉野地区、伊敷東桜島地区、給付医療係 保護第二課・・・三和宇宿地区、中郡紫原地区、武田上地区、荒田地区係 児童家庭課・・・保育、婦人児童、児童手当、児童医療係、保育園 高齢者福祉課・・・生きがい対策、高齢者福祉、高齢者医療係 障害者福祉課・・・ゆうあい、障害者福祉係 いしき園 市立産院 谷山福祉事務所 (新設) 福祉課・・・庶務、福祉係 保護課・・・北地区、南地区係
4. 20	寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業開始	
7. 1	ゆうあい訪問給食事業開始	
10. 1	ファミリー・サポート・センター開設 介護保険課に介護保険指導員を 3 名配置	
11. 1	谷山福祉事務所福祉課に母子相談員を 1 名配置 (市福祉事務所からの移管)	
11. 16	知的障害者福祉センター開設	
12. 1	知的障害者デイサービスセンター、心身障害児通園事業施設「あゆみ」開設	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
12. 17	高齢者福祉センター谷山開設	機構改革 谷山福祉事務所福祉課の庶務係、福祉係を介護障害係と児童高齢係に再編
13. 1. 14	かごしま市民福祉プラザ開館（市社会福祉協議会ボランティアセンター移転整備拡充）	
4. 1	心身障害児放課後等対策事業開始 市立保育園延長保育促進事業開始 市立保育園乳児保育開始 広木児童クラブ開設 家族介護慰労金支給事業開始 成年後見制度利用支援事業開始	
4. 9	谷山福祉事務所福祉課に婦人相談員を1名配置	
4. 24	人工呼吸器・酸素濃縮器電気料助成事業開始	
5. 11	鹿児島市児童虐待防止協議会設置	
14. 3. 29	かごしま市民健康 55 プラン策定	
4. 1	手話通訳者等派遣事業開始 徘徊高齢者家族支援サービス事業開始	
6. 1	保健福祉総合相談・案内窓口開設（福祉総合案内整備拡充） 谷山福祉事務所福祉課に家庭児童相談員1名配置	
6. 25	鹿児島市児童虐待防止協議会地域連絡会設置	
8. 1	児童扶養手当認定・支給事業開始	
10. 1	乳幼児健康支援一時預かり事業開始	
15. 1.	子育てガイド発行	
3. 27	第2期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成15～19年度分）策定	
3.	ふれあいマップ発行	
4. 1	支援費制度開始 障害児短期入所事業開始 宇宿、荒田及び東桜島児童クラブ開設 母子相談員を母子自立支援員に名称変更 谷山福祉事務所に生活保護面接相談員を1名配置	
4. 21	障害児デイサービス事業施設「なかよし園」開設	
5. 1	谷山福祉事務所福祉課に保健福祉総合相談・案内窓口開設	
9. 29	伊敷児童クラブを伊敷小学校の余裕教室に移転	
16. 3. 12	ゆうあいガイドブック発行	
3. 22	新障害者福祉保健計画（平成16～24年度分）策定	
3. 23	地域福祉計画策定	
3. 31	かごしま市すこやか子ども元気プラン（平成16～23年度分）策定	
4. 1	谷山円明庵、坂元台、大龍及び中洲児童クラブ開設 子育て短期支援（トワイライト）事業開始 母子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費）開始 宇宿中間福祉館開設 福祉事務所に生活保護面接相談員を2名配置	
7. 1	介護保険課に介護給付調査指導員を1名配置	
11. 1	合併により5町の下記施設を引き継ぐ。 ・さくらじま白浜温泉センター ・マリニピア喜入 ・スパランド裸・楽・良 ・高齢者福祉センター（桜島、松元、郡山） ・喜入老人憩の家 ・すこやかランド石坂の里	
		吉田町、桜島町、喜入町、郡山町、松元町と合併 機構改革（市町村合併） 健康づくり推進課にマリニピア喜入（係）を新設 鹿児島市福祉事務所に伊敷福祉課（福祉係、保護係）、吉野福祉課を新設

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
	・児童クラブ（吉田、本名、牟礼岡、桜峰、瀬々串、中名、前之浜、春山、石谷、郡山） ・本名保育所（吉田町・定員 30 人）、宮之浦保育所（吉田町・定員 45 人）、花尾保育所（郡山町・定員 45 人） ・郡山児童センター ・吉田福祉センター	吉田保健福祉課、桜島保健福祉課、松元保健福祉課、郡山保健福祉課を新設 谷山福祉事務所に喜入保健福祉課を新設 喜入町から喜入園を引き継ぐ。
11. 9	和田福祉館開設	
17. 3. 31	かごしま市保育計画（平成 17～21 年度分）策定	
4. 1	八幡第二及び中山第二児童クラブ開設 育児支援家庭訪問事業開始 発達障害者支援法	機構改革 鹿児島市福祉事務所児童家庭課をこども福祉課に名称変更し、子育て支援推進課を新設
6. 1	手話通訳者 5 名増（吉田、桜島・東桜島、喜入、松元、郡山支所） 福祉事務所に被保護者就労支援員を 2 名配置	
18. 3. 1	敬老特別乗車証・すこやか入浴証（3 分の 1 の自己負担）・友愛特別乗車証を IC カード化し、新制度開始	
3. 30	第 3 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成 18～20 年度分）策定	
3. 31		高等看護学校閉校
4. 1	郡山児童センター区画整理により移転新築開館 桜洲、松元及び南方児童クラブ開設 長寿者を敬い祝福する条例廃止 敬老金支給条例を全部改正	
10. 1	障害者自立支援法全面施行	
12. 20	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行	
19. 2. 1	鹿児島市地域支援包括センター開設（15 箇所）	
3. 1	乳幼児医療費助成事業の助成方法見直し （県内医療機関等受診分について自動償還方式導入）	
3. 23	地域福祉計画改定	
3. 30	鹿児島市障害福祉計画（平成 18～20 年度分）策定	
4. 1	障害福祉サービス利用者負担軽減事業、児童デイサービス利用者負担軽減事業、障害児補装具利用者負担軽減事業開始 紫原第二、吉野東第二、錦江台第二、桜丘西第二及び山下児童クラブ開設 西紫原、薬師、吉野、武、下伊敷、松原保育園を市社会事業協会に経営移行 乳幼児医療費助成事業の対象年齢の拡充 （6 歳未満⇒6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）	機構改革 名称変更 介護保険課 庶務係→介護企画係 子育て支援部を新設 福祉事務所の子育て支援推進課、こども福祉課、市立産院が子育て支援部の所管となる。 子育て支援推進課に保育施設係新設 障害者福祉課に自立支援係新設
10. 1	高齢者福祉センター吉野開設	
11. 1	にこにこ子育て応援隊応援活動開始	
20. 2. 1	母子自立支援プログラム策定事業を開始	
3. 31		指定管理者制度の導入により、健康づくり推進課のマリンピア喜入（係）を廃止
4. 1	親子つどいの広場（なかまっち）開設 ファミリー・サポート・センター移転開設 吉野第二、武岡第二、西紫原第二及び西伊敷児童クラブ開設 乳幼児医療費助成事業の全額助成の対象者の拡大 （0 歳児⇒3 歳未満児）	地域福祉課 施設係を廃止し、地域共生係を新設 高齢者福祉課 高齢者医療係→後期高齢者医療係

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
5. 26	母子家庭等医療費助成事業を母子・父子家庭等医療費助成事業に名称変更	
21. 2. 13	鹿児島市要保護児童対策地域協議会設置	
3. 25	第 4 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成 21～23 年度分）策定	
	鹿児島市障害福祉計画第 2 期計画（平成 21～23 年度分）策定	
	新障害者福祉保健計画（平成 16～24 年度分）一部見直し	
3. 30	かごしま市食育推進計画策定	
4. 1	武第二、田上、西陵第二、向陽、玉江第二及び小田児童クラブ開設	機構改革 健康づくり推進課を健康福祉総務課に統合 福祉事務所の保護第二課武田上松元地区係を田上松元地区係、荒田地区係を武中洲地区係に名称変更、八幡鴨池地区係新設
6. 1	生活保護特別指導員を 2 名配置（本庁 1 名、谷山 1 名） 保育料等収納嘱託員を 2 名配置（本庁 1 名、谷山 1 名）	
10. 30	第二次かごしま市保育計画（平成 21 年度後半～26 年度分）策定	
22. 3. 29	第二期かごしま市すこやか子ども元気プラン（平成 22～26 年度分）策定	
3. 31		機構改革 市立産院廃止
4. 1	介護保険課に介護保険料窓口収納等嘱託員を 2 名配置 東谷山第二児童クラブ開設 子ども手当制度開始 生活保護高齢者世帯専任支援員を 13 名配置（本庁 10 名、谷山 3 名） 谷山福祉事務所保護課に被保護者就労支援員を 1 名配置	機構改革 福祉事務所保護第一課に生活支援係新設 谷山福祉事務所保護課に生活支援係新設
6. 1	伊敷福祉課、吉野福祉課に生活保護面接相談員を各 1 名配置	
9. 1	すこやか子育て交流館企画運営指導員を 4 名配置	
9. 21	すこやか子育て交流館子育て支援員を 14 名配置	
10. 1	犬迫児童クラブ開設	機構改革 子育て支援推進課に交流係新設
10. 9	すこやか子育て交流館（りぼんかん）開館	
23. 4. 1	鴨池、宮、錫山、伊敷台第二、桜丘東第二、谷山第三、中山第三児童クラブ開設 家庭児童相談室・女性相談室・母子自立支援室を「こどもと女性の相談室」に統合 日中一時支援、移動支援事業の利用者負担を市町村民税非課税者について免除の開始 重症心身障害児通園事業開始 高齢者福祉課に高齢者等住宅改造調査員を 1 名配置 保護第二課に被保護者就労支援員を 2 名配置	機構改革 福祉事務所保護第二課に生活支援係新設
6. 1	皆与志児童クラブ開設	
24. 2. 10	第 5 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成 24～26 年度分）策定	
3. 15	地域福祉計画改定	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
3. 22	鹿児島市障害福祉計画第3期計画(平成24～26年度分)策定	
4. 1	介護保険課に介護認定事務嘱託員を2名配置 県から権限移譲により介護保険事業者等の指定事務等開始 ・居宅サービス事業者 ・介護予防サービス事業者 ・介護保険施設 ・居宅介護支援事業者 ・有料老人ホーム 西田第二、喜入、本城児童クラブ開設 子ども手当から児童手当へ制度改正 障害児通所等支援事業開始 障害児通所支援利用者負担軽減事業開始(児童デイサービス利用者負担軽減事業から変更) 県から権限移譲により指定障害福祉サービス事業者等の指定事務等開始	機構改革 健康福祉部をすこやか長寿部に名称変更 健康福祉総務課を健康総務課に名称変更し、係を新設 事業調整係 健康づくり係 福祉事務所高齢者福祉課が、すこやか長寿部の所管となり、長寿支援課に名称変更 生きがい対策係→生きがい支援係 高齢者福祉係→在宅支援係 地域包括支援係、長寿施設係を新設 介護保険課 介護企画係→庶務係 福祉事務所を福祉部に名称変更し、健康福祉部地域福祉課が福祉部の所管となる。障害者福祉課を障害福祉課に名称変更 障害者福祉係→障害福祉係 谷山福祉事務所を谷山福祉部に名称変更
5. 1	指導監査課に指導監査嘱託員を3名配置	
7. 2	鹿児島市地域包括支援センター谷山南開設	
10. 1	障害者虐待防止法施行 鹿児島市障害者基幹相談支援センター及び鹿児島市障害者虐待防止センター設置	
11. 1	鹿児島市地域包括支援センター西伊敷開設	
25. 2. 1	市立乳児院を市社会事業協会に経営移行	
3. 21	第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」(平成25～34年度分)策定	
4. 1	地域主権一括法施行に伴い、各施設の運営等の基準に関する条例制定(18条例) 高齢者福祉センター松元廃止 鹿児島市地域包括支援センター愛称「長寿あんしん相談センター」供用開始 ひとり暮らし高齢者等安心通報システム事業開始 ひとり暮らし障害者等安心通報システム事業開始 介護保険課に介護認定事務嘱託員を2名配置 認可外保育施設保育料助成事業開始 認可外保育施設保育士資格取得支援補助事業開始 幼稚園2歳児預かり保育運営費補助事業開始 清水第二、田上第二、広木第二、星峯西第二児童クラブ開設 子ども・子育て会議条例施行 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行 障害者優先調達推進法施行 難聴児補聴器購入助成事業開始 生活保護高齢者世帯等専任支援員を5名配置(伊敷3名、吉野2名)	機構改革 福祉部吉野福祉課に係を新設 福祉係 保護係 谷山福祉部福祉課 介護障害係→長寿福祉係 児童高齢係→子育て支援係
6. 1	保育コーディネーターを3名配置(本庁2名、谷山1名) 被保護者年金調査支援員を2名配置(本庁2名)	
7. 9	子ども・子育て会議設置	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
8. 1	こども医療費助成事業の対象者の拡大	
12. 4	6歳に達する日以後の最初の3月31日まで →12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 障害者の権利に関する条約批准	
12. 24	南部親子つどいの広場（たにっこりん）開設 親子つどいの広場（なかまっち）の名称を東部親子 つどいの広場に変更	
12. 27	第三次鹿児島市障害者計画（平成25～29年度分）策 定	
26. 3. 31	第二次かごしま市食育推進計画（平成26～30年度 分）策定 第二次かごしま市保育計画改定	
4. 1	吉野第三、吉野東第三児童クラブ開設 保育コーディネーターを2名増（本庁1名、谷山1 名） 乳幼児巡回支援専門員を7名配置 幼稚園に対する助成業務（市立幼稚園を除く）を教 育委員会から子育て支援部に移管 母子保健業務を保健所から子育て支援部に移管	機構改革 子育て支援部に保育課（総務係・施設係）、母子 保健課を新設
6. 1	被保護者年金調査支援員を1名増（谷山1名）	
7. 1	北部親子つどいの広場（なかよしの）開設 生活保護法一部改正法 施行	
7. 7	向陽第二、春山第二、福平第二、中山第四児童クラ ブ開設	
7. 12	平川児童クラブ開設	
10. 1	父子福祉資金貸付制度の開始 母子自立支援員を母子・父子自立支援員へ名称変更	
10. 15	生活自立支援センター開設	
27. 2. 16	第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成27 ～29年度分）策定	
3. 23	鹿児島市障害福祉計画第4期計画（平成27～29年度 分）策定	
3. 26	第一期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定（平 成27～令和元年度分） 鹿児島市保育所等整備計画策定	
4. 1	子ども・子育て支援新制度開始 花尾、明和第二、鴨池第二児童クラブ開設 小児慢性特定疾病支援員を1名配置 生活困窮者自立支援法 施行 すこやか子育て交流館企画運営指導員を1名増 指導監査課に指導監査嘱託員を1名増	
4. 20	原良第二児童クラブ開設	
6. 15	保育コーディネーターを2名増（伊敷1名、吉野1 名）	
7. 13	玉江第三、星峯西第四児童クラブ開設	
28. 4. 1	市立幼稚園に関する業務を教育委員会からこども 未来部に移管 結婚相談所に関する業務を教育委員会からこども未 来部に移管 こども医療費助成事業の対象者の拡大 12歳に達する日以後の最初の3月31日まで →15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	機構改革 こども未来部を設置 子育て支援推進課をこども政策課に名称変更 企画係を新設 推進係→放課後児童育成係 保育課を保育幼稚園課に名称変更 教育委員会から結婚相談所と市立幼稚園をこど

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
	子育て世代包括支援センター5か所に母子保健支援員を配置 川上第二、坂元第二、坂元台第二、南、花野第二、玉江第四、西谷山第二、宮川第二、皇徳寺第二、生見児童クラブ開設 学習相談支援員を1名配置（本庁1名） 指導監査課に指導監査嘱託員を1名増 障害者差別解消法施行	も未来部に移管
5. 1	被保護者健康管理支援員を1名配置（本庁1名）	
7. 1	鹿児島市保育士・保育所支援センター開設	
7. 12	草牟田第二、紫原第三、西紫原第三、鴨池第三児童クラブ開設	
8. 2	結婚相談所を中央町へ移転	
10. 17	生活・就労支援センターかごしま開設	
29. 3. 10	第4期鹿児島市地域福祉計画（平成29～33年度分）策定	
4. 1	高齢者福祉センター伊敷開設 西部親子つどいの広場（いしきらら）開設 吉野第四、大明丘第二、城南、城南第二、原良第三、武岡第三、西陵第三、中洲第二、中郡第二、南第二、向陽第三、伊敷第二、西谷山第三、喜入第二児童クラブ開設 夏季見舞金・年末見舞金事業の廃止 自立相談支援員を1名増（本庁1名）	機構改革 健康総務課 事業調整係を廃止 健康づくり係を保健所保健政策課に移管 すこやか長寿部に長寿あんしん課を新設 保護第一課庶務係を自立支援・相談係に名称変更
7. 1	川上第三児童クラブ開設	
7. 21	春山第三、石谷第二、和田第二、星峯西第三、星峯東第二児童クラブ開設	
9. 19	松元第二児童クラブ開設	
10. 1	鹿児島市障害者地域生活支援拠点の運用を開始	
10. 14	吉野東第四児童クラブ開設	
30. 2. 15	第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（平成30年～32年度分）策定	
3. 26	第四次鹿児島市障害者計画（平成30～令和4年度分）策定 鹿児島市障害福祉計画第5期計画・鹿児島市障害児福祉計画第1期計画（平成30～令和2年度分）策定 第一期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画改定（平成30・令和元年度分）	
3. 30	民生安定資金貸付制度廃止	
4. 1	鹿児島市避難所運営マニュアル策定 武岡台第二、南第三、宇宿第二、向陽第四、西伊敷第二、伊敷台第三、松元第三、東谷山第三、東谷山第四、桜丘西第三児童クラブ開設 指導監査課に指導監査嘱託員を1名増	
4. 10	中山第五児童クラブ開設	
5. 1	玉江第五児童クラブ開設	
7. 20	清水第三児童クラブ開設	
7. 21	福平第三児童クラブ開設	
9. 1	高齢者の元気応援協賛店登録事業開始	
10. 1	子ども医療費助成事業において市町村民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等の窓口での支払いをなくす制度を導入 成年後見センター開設	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
31. 4. 1	鹿児島市地域包括支援センター吉野 緑ヶ丘事業所開設 吉野第五、大龍第二、草牟田第三、宇宿第三、和田第三、錦江台第三、錦江台第四児童クラブ開設 県から権限移譲により指定障害児通所支援事業者等の指定事務等開始 生活支援コーディネーターを1名配置（本庁1名） 自立相談支援員を1名減（本庁1名） 生活保護高齢者世帯等専任支援員を2名減（本庁2名） 指導監査課に指導監査嘱託員を2名増	機構改革 指導監査課に係を新設 法人・施設指導係 介護・障害指導係 かごしま温泉健康プラザ、さくらじま白浜温泉センターに関する業務を保健所から移管
4. 13	坂元第三児童クラブ開設	
4. 15	谷山第四児童クラブ開設	
4. 22	坂元台第三児童クラブ開設	
令 元. 6. 1	介護保険課に介護保険住宅改修調査員を1名配置	
8. 5	鹿児島市地域包括支援センター谷山北 星ヶ峯事業所 開設	
2. 3. 31		いしき園廃止
4. 1		機構改革 こども未来部をこども未来局に移管
8. 3	鹿児島市地域包括支援センター武・田上 武岡事業所 開設	
3. 2. 17	第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（令和3～5年度分）策定	
3. 31	鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画（令和3～5年度分）策定	
4. 1	自立相談支援員を1名増（本庁1名） 生活保護高齢者世帯等専任支援員を1名増3名減（本庁3名減、吉野1名増）	機構改革 長寿あんしん課に認知症支援係を新設 保護第一課に城山地区係を新設 保護第二課に郡元地区係を新設 中郡紫原地区係→紫原地区係
7. 1	障害福祉課に障害福祉サービス等事業所情報支援員を1名配置	
4. 3. 23	第5期鹿児島市地域福祉計画（令和4～8年度分）策定	
4. 1		機構改革 長寿あんしん課認知症支援係を廃止し、認知症支援室を新設
5. 3. 16	第五次鹿児島市障害者計画（令和5～9年度分）策定	
6. 2. 19	第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（令和6～8年度分）策定	
3. 25	鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画（令和6～8年度分）策定	
3. 31		喜入園廃止
4. 1	重層的支援体制整備事業の本格実施、福祉連携コーディネーターを1名配置 長寿窓口支援員を1名配置 自立相談支援員を1名減（本庁1名） 障害児等支援相談員を1名配置 鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の施行	機構改革 健康福祉推進部を新設 健康総務課を健康福祉政策課に名称変更し、健康福祉政策課、地域福祉課、指導監査課が健康福祉推進部の所管となる。 地域福祉課地域共生係を共生支援係に名称変更 長寿あんしん課に長寿施設担当課長を配置 福祉部を福祉支援部へ名称変更し、谷山福祉部

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
5. 1	障害児等支援相談員を1名配置	を統合する。谷山福祉部の福祉課を谷山福祉課、保護課を谷山保護課と名称変更し、喜入保健福祉課を含め福祉支援部の所管となる。 福祉部と谷山福祉部を統合し、福祉支援部とすることに伴い、条例に基づく福祉事務所について、鹿児島市谷山福祉事務所に鹿児島市福祉事務所に統合。 谷山福祉課長寿福祉係及び子育て支援係を廃止し、こども未来局に谷山子育て支援課を新設 障害福祉課に障害施設担当課長の配置並びに障害施設係を新設 認知症支援室に係長を配置
7. 4. 1	長寿施設指導員を1名配置 成年後見等相談支援員を1名配置 学習生活支援員を2名配置（本庁2名） 障害福祉窓口支援員を4名配置	

2 保健所の沿革

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
昭 19. 10		県立鹿児島保健所を山之口町 101 番地に設置 (通信省所管簡易保険健康相談所、県立健康相談所、厚生省所管鹿児島県健康相談所の三者を統合したもの。本市及び鹿児島郡の 1 市 1 町 5 村を管轄する。)
20. 4	空襲により保健所焼失。常盤町に仮事務所を設け、戦災者の救護にあたる。	
8	終戦。草牟田町厚生寮内に仮事務所を設置。市街地の 9 割が焦土と化した中で伝染病の予防対策にあたる。	
22. 4	連合軍総司令部の「保健所の拡充強化に関する覚書」により保健所の行政事務、予算、施設人員及び機構整備などについて指示を受ける。	
11	山下町 1 番地に保健所新庁舎完成	
23. 9	GHQ の指示によりモデル保健所として整備拡充	
24. 4		政令により鹿児島市保健所として新たに発足 (県から市に移管) 総 務 課・・・庶務、医務、薬務係 衛 生 課・・・環境衛生、食品獣疫係 保健予防課・・・防疫、結核、性病、予防、 母子衛生、栄養、歯科衛生係 普 及 課・・・衛生教育、衛生統計、保健婦、 医療社会事業、試験検査係
10		機構改革 市保健課を廃止し、保健所衛生課に清掃係、葬斎係の 2 係を設置
25. 4	鹿児島郡の衛生行政を県立加治木保健所（新設）に移管	
9		機構改革 市衛生課を新設し、清掃係、葬斎係の 2 係を保健所から移管。保健所衛生課を公衆保健課と改め、新たにと場を所管する。保健予防課の栄養係を普及課へ、普及課の保健婦係、試験検査係を保健予防課へ移す。
10	伊敷村、東桜島村を市に編入	
26.		総務課を庶務課に改め、公衆保健課からと場を分離（畜産課所管へ）
28. 4	優生保護相談所設置	
6	栄養相談所設置	
8		市保健所を中央保健所（新屋敷町 1 番地 607 に新設）、山下保健所に分割。従来の鹿児島市保健所を山下保健所と改め旧伊敷村、東桜島村地域を管轄する。

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
29. 8 30	保健所運営協議会設置	保健所機構を整備 中央保健所 庶 務 課・・・庶務、医薬務、普及統計係 公衆衛生課・・・食品獣疫、環境衛生係 保健予防課・・・予防、防疫、結核、母子衛生、 保健婦、試験検査係 山下保健所・・・庶務、公衆保健、保健予防係、 併設性病診療所
32. 11		山下保健所に保健婦係を設置
33. 6		山下保健所に結核係を設置
34. 8	管轄区域の変更。旧伊敷村の境界線が、甲突川と交差する点（玉江橋付近）から川沿いを南下して高見橋に至り、高見橋から電車通りを東へ「高見馬場」「天文館」「いづろ」電停を経て、さらにいづろ通りを下って海岸線と交差する点を結び、この境界線から北側の区域を山下保健所、南側と東桜島地区を中央保健所の管轄とする。	
34. 10		機構改革 中央保健所、山下保健所、尾畔病院（城西病院）を統括する衛生部を新設。保健所の環境衛生係を衛生部環境衛生課に移管。公衆保健課を公衆衛生課に改め、監視と獣疫の2係を設置。保健予防課に歯科衛生係を設置し、結核係を廃止する。山下保健所を中央保健所から分離し、2課制にする。 衛 生 部 環境衛生課 清掃課 中央保健所 庶務課・・・庶務、医薬務、普及統計係 公衆衛生課・・・監視、獣疫係 保健予防課・・・予防、母子保健、歯科衛生、 防疫、試験検査、保健婦係 山下保健所 公衆衛生課・・・庶務、監視係 保健予防課・・・予防、保健婦係 中央保健所歯科衛生係を廃止
36. 2		
40. 4	管轄区域の変更。永吉町、原良地区を中央保健所の管轄から山下保健所の管轄に変更	
42. 3	山下保健所を本庁別館に移転	
4	谷山市との合併により谷山地区を中央保健所管内に編入	中央保健所谷山分室を設置
43. 4	中央保健所保健予防課に精神衛生相談員をおく。 精神衛生事務を中央保健所庶務課から保健予防課に移す。	
45. 5	食生活改善推進員連絡協議会結成	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
45. 10 46. 10	献血推進対策協議会設置	機構改革 中央保健所庶務課を衛生部庶務課に統合。公衆衛生課に食肉検査係を新設。保健予防課に検診係を新設。試験検査係を廃止し、衛生部に検査センターを新設（臨床検査係、食品検査係）。城西病院事務室が中央保健所所管から衛生部所管となる。
47. 4	中央保健所を新屋敷町 16-1 番地から郡元町 2, 691 番地に移転	
48. 4	管轄区域の変更。東桜島地区など 13 町を中央保健所の管轄から山下保健所の管轄に変更 野犬抑留所を移転新築し、畜犬管理センターと改める。	
49. 7	行政区画の変更により中央保健所の住居表示が郡元町 2, 691 番地から鴨池二丁目 25 番 1-11 号となる。 谷山分室を別棟の農業共済跡に移転	
50. 4	山下保健所に精神衛生相談員をおき、精神衛生相談室を設置	
7	住居表示変更により、武町の一部が西田二丁目に変わり、管轄も中央保健所から山下保健所へ移る。	中央保健所谷山分室に分室長をおく。
51. 4 8	歯科室設置、歯科予防処置開始	
52. 2 8	地域保健協議会（救急医療、公衆衛生、学校保健、老人保健、歯科衛生専門部会）設置 谷山支所新築のため谷山保健センターを谷山福祉会館（上福元町 4, 360 番地）に移転	機構改革 衛生部を公害衛生部とする 中央保健所に庶務課を復活。保健予防課に看護婦係を新設し、保健婦係を 2 係に分ける。 谷山分室を拡充し谷山保健センターとして発足 衛生検査センターが衛生部所管から中央保健所所管となる。 中央保健所 庶務課・・・庶務、医務、普及統計係 公衆衛生課・・・監視、獣疫、食肉検査係 保健予防課・・・予防、看護婦、検診、母子保健、防疫、保健婦第一、保健婦第二係 谷山保健センター・・・公衆衛生、保健予防係 衛生検査センター・・・臨床検査、食品検査係 山下保健所 公衆衛生課・・・庶務、監視係 保健予防課・・・予防、保健婦第一、保健婦第二係
55. 2	鹿児島地域救急医療対策協議会設置	
56. 7	地域保健協議会に母子保健専門部会を設置	
58. 4	中央保健所別館の新築により事務部門を別館へ移転	

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
62. 4	谷山保健センターの新庁舎が谷山塩屋町 71 番地に完成、移転 畜犬管理センター業務を委託事業とする。	中央保健所庶務課を公衆衛生課に統合 普及統計係を医務係に統合 公衆衛生課監視係を指導係へ、保健予防課看護婦係を衛生看護係へ、母子保健係を歯科母子係へ、保健婦第一・第二係を健康指導第一・第二係へ改める。
63. 4	畜犬センターを「市動物管理事務所」と名称変更。 県から不要ねこ引取り業務及び収容、負傷動物の収容等の業務を受託し、同事務所所管とする。	
平 2. 9	運動普及推進員協議会結成	
4. 2	地域保健協議会要綱を改正し、救急医療、公衆衛生、学校保健、老人保健、歯科衛生、母子保健専門部会の 6 専門部会を総務、健康増進、保健医療の 3 部会制とする。	
4	食鳥検査を指定検査機関に委任する。	機構改革 中央保健所は環境局所管、山下保健所は中央保健所所管となる。 城西病院が中央保健所公衆衛生課の所管となる。 中央保健所公衆衛生課食肉検査係を廃止し、食肉検査課を新設
6. 1	中央保健所事務室等の改修工事が完成し、事務部門を本館へ移転	
3	中央保健所（別館）の改修工事が完成し、衛生検査センター臨床検査係が本館から、食品検査係が山下保健所内から移転	城西病院（伝染病院）の廃止
4	市立病院併設伝染病棟を開設	
8. 10	優生保護相談所を廃止 と畜場移転に伴い、食肉検査課が新栄町 22 番地 34 から下福元町 7852 番地に移転	
9. 4		中央保健所公衆衛生課医務係を医務業務係へ、食肉検査課を食肉衛生検査所へ、保健予防課予防係を保健対策係へ、防疫係を感染症対策係へ改める。
11. 3	市立病院併設伝染病棟の廃止	
4	西部保健センターを永吉町 133 番地 7 に開設	山下保健所保健予防課健康指導第一係を健康指導係と改め、健康指導第二係を廃止する。 西部保健センター新設
8	保健所創立 50 周年記念式典開催	
12. 3	栄養相談所を廃止	
4	地域保健協議会の所管を健康福祉部へ移管	機構改革 環境局所管から健康福祉局所管となる。 中央保健所、山下保健所を統合し 1 保健所 4 保健センター体制になる。 生活衛生課・・・庶務、医務業務、食品衛生第一、食品衛生第二、獣疫係 保健予防課・・・保健対策、成人保健、歯科母子、感染症対策係

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
12. 4		東部保健センター・・・地域保健、健康増進係 西部保健センター・・・地域保健、健康増進係 中央保健センター・・・地域保健、健康増進第一、 健康増進第二係 南部保健センター・・・地域保健、健康増進係 食肉衛生検査所 衛生検査センター
12. 9 16.11. 1	健康づくり推進員協議会結成	機構改革（市町村合併） 吉田保健福祉課、桜島保健福祉課、松元保健福祉 課、郡山保健福祉課、喜入保健福祉課において、 保健所（保健センター）業務の一部を行う。
18. 4. 1	夜間急病センター、精神保健福祉交流センター、保 健環境試験所（衛生検査センターが名称変更し、移 転）の複合施設である保健・急病センターを 鴨池二丁目 22 番 18 号に開設	機構改革 衛生検査センターが 環境局環境保全課試験検査係と統合し、 保健環境試験所となる。 保健環境試験所・・・臨床検査、食品検査、 環境検査係
19.10. 1 20. 4. 1	北部保健センターを吉野町 3275 番地 3 に開設	北部保健センター新設 機構改革 保健予防課に保健予防係を新設する。 保健予防課・・・保健予防、保健対策、成人保健、 歯科母子、感染症対策係
22. 4. 1		機構改革 保健総務課を新設 保健総務課・・・総務、企画調整係 生活衛生課庶務係を廃止し、食品衛生第一係と食 品衛生第二係を統合し、食品衛生係と改める。 生活衛生課・・・医務業務、食品衛生、獣疫係 保健予防課成人保健係を廃止し、保健予防係と統 合する。 保健予防課・・・保健予防、保健対策、歯科母子、 感染症対策係
25. 4. 1 12.24	地域主権一括法施行に伴い、生活衛生関係営業の衛 生措置基準等に関する条例制定（8 条例） 南部保健センター新庁舎が上福元町 5369 番地 38 に 完成、移転	
26. 4. 1	母子保健業務を保健所から子育て支援部に移管	機構改革 保健予防課歯科母子係を廃止 （子育て支援部所管の母子保健課新設） 保健予防課・・・保健予防、保健対策、 感染症対策係
27. 4. 1	5 保健センターに子育て世代包括支援センターを設 置	機構改革 保健環境試験所環境検査係と食品検査係を統合 し、理化学検査係と改める。 保健環境試験所・・・臨床検査、理化学検査係

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
29. 1. 1	保健所（保健総務課、生活衛生課、保健予防課）を鴨池庁舎から本庁別館に移転	機構改革 保健総務課を保健政策課に改め、総務係と企画調整係を統合し、総務企画係と改める。 健康総務課健康づくり係を保健政策課へ移管。 保健政策課・・・総務企画、健康づくり係 中央保健センター健康増進第一係と健康増進第二係を統合し、健康増進係と改める。 中央保健センター・・・地域保健、健康増進係
29. 4. 1	すこやか長寿部の健康づくり関連業務（地域保健協議会の所管を含む）を保健所に移管	
29. 5. 8	東部保健センターを別館B棟から西別館1階に移転	
30. 6. 1	鹿児島市口腔保健支援センターを保健予防課に設置	
31. 3. 25	第三次かごしま市食育推進計画（平成31～33年度）策定	
31. 4. 1	かごしま温泉健康プラザ、さくらじま白浜温泉センターに関する業務をすこやか長寿部へ移管	
	マリニピア喜入、スパランド裸・楽・良に関する業務を観光交流局観光交流部へ移管	
令 2. 4. 1		
3. 4. 1	市動物管理事務所を市動物愛護管理センターへ名称変更	
4. 3. 29	第四次かごしま市食育推進計画（令和4～8年度）策定	
6. 3. 25	第三次鹿児島市健康増進計画（令和6～17年度）策定	機構改革 保健所を保健部に改め、保健所長（医師）に加え、保健部長（事務）を配置（地域保健法上の機関としては保健所）・保健予防課の保健予防係及び感染症対策係を廃止し、感染症対策課及び新型コロナウイルス感染症対策室を新設
6. 3. 26	鹿児島市感染症予防計画（令和6～11年度）策定	
6. 3. 29	第二次鹿児島市自殺対策計画（令和6～10年度）策定	
6. 4. 1		
7. 4. 1	動物愛護基金運用開始	

II 健康福祉局関係施設一覧 (令和7年4月1日現在)

【救護施設】

- [1 救護施設（生活保護法第38条）（1施設）](#)

【児童福祉関係】

- [2 障害児入所施設（児童福祉法第42条）（4施設）](#)
- [3 児童発達支援センター（児童福祉法第43条）（18施設）](#)
- [4 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援（児童福祉法第6条の2の2）（366施設）](#)
- [5 障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2）（82施設）](#)

【老人福祉・介護保険関係】

- [6 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）（2施設）](#)
- [7 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）（15施設）](#)
[谷山荘](#)
[谷山荘以外](#)
- [8 高齢者福祉センター（老人福祉法第20条の7）（7施設）](#)
- [9 老人憩の家（1施設）](#)
- [10 介護予防拠点施設（1施設）](#)
- [11 地域包括支援センター（介護保険法第115条の46）（20施設）](#)
- [12 介護老人福祉施設（49施設）](#)
- [13 介護老人保健施設（介護保険法第94条）（19施設）](#)
- [14 介護医療院（介護保険法第107条）（7施設）](#)
- [15 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）（127施設）](#)
- [16 特定施設入居者生活介護事業所（17施設）](#)
- [17 居宅介護支援事業所（介護保険法第79条）（155施設※内、7施設は介護予防支援事業所も運営する）](#)
- [18 訪問介護事業所（149施設）](#)
- [19 訪問入浴介護事業所（7施設）](#)
- [20 訪問リハビリテーション事業所（4施設）](#)
- [21 訪問看護事業所（106施設）](#)
- [22 居宅療養管理指導事業所（8施設）](#)
- [23 通所介護事業所（95施設）](#)
- [24 通所リハビリテーション事業所（4施設）](#)
- [25 短期入所生活介護事業所（53施設）](#)
- [26 短期入所療養介護事業所（2施設）](#)
- [27 福祉用具貸与事業所（48施設）](#)
- [28 特定福祉用具販売事業所（46施設）](#)
- [29 認知症対応型通所介護事業所（15施設）](#)
- [30 小規模多機能型居宅介護事業所（25施設）](#)
- [31 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（13施設）](#)
- [32 看護小規模多機能型居宅介護事業所（15施設）](#)
- [33 地域密着型通所介護事業所（180施設）](#)
- [34 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（7施設）](#)
- [35 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（3施設）](#)
- [36 介護予防・日常生活支援総合事業 生活支援型訪問介護サービス事業所（46施設）](#)
- [37 介護予防・日常生活支援総合事業 ミニデイ型通所介護サービス事業所（17施設）](#)
- [38 介護予防・日常生活支援総合事業 運動型通所介護サービス事業所（22施設）](#)

【障害者福祉関係】

- [39 障害者福祉センター等（4施設）](#)
- [40 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第25項）（11施設）](#)
- [41 福祉ホーム（障害者総合支援法第5条第26項）（4施設）](#)
- [42 視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第34条）（1施設）](#)
- [43 居宅介護・重度訪問介護（障害者総合支援法第5条第2項及び第3項）（119施設）](#)
- [44 行動援護（障害者総合支援法第5条第5項）（15施設）](#)
- [45 同行援護（障害者総合支援法第5条第4項）（57施設）](#)
- [46 療養介護（障害者総合支援法第5条第6項）（1施設）](#)
- [47 生活介護（障害者総合支援法第5条第7項）（88施設）](#)
- [48 短期入所（障害者総合支援法第5条第8項）（64施設）](#)
- [49 共同生活援助（障害者総合支援法第5条第17項）（106施設）](#)
- [50 自立訓練（機能訓練）（障害者総合支援法第5条第12項）（1施設）](#)
- [51 自立訓練（生活訓練）（障害者総合支援法第5条第12項）（10施設）](#)
- [52 宿泊型自立訓練（障害者総合支援法第5条第12項）（1施設）](#)
- [53 就労移行支援（障害者総合支援法第5条第13項）（17施設）](#)
- [54 就労継続支援（A型）（障害者総合支援法第5条第14項）（33施設）](#)
- [55 就労継続支援（B型）（障害者総合支援法第5条第14項）（171施設）](#)
- [56 就労定着支援（障害者総合支援法第5条第15項）（7施設）](#)
- [57 自立生活援助（障害者総合支援法第5条第16項）（5施設）](#)
- [58 障害者基幹相談支援センター等（3施設）](#)
- [59 一般相談支援（障害者総合支援法第5条第18項）（26施設）](#)
- [60 特定相談支援（障害者総合支援法第5条第18項）（84施設）](#)
- [61 施設入所支援（障害者総合支援法第5条第10項）（18施設）](#)

【その他】

62 隣保館（地方改善施設）（2 施設）

[小松原](#)

[小野](#)

63 地域福祉館（41 施設）

64 福祉センター（1 施設）

65 健康増進のための施設（2 施設）

66 夜間急病センター（1 施設）

67 保健福祉関係団体施設及び相談所（23 施設）

第 1 編 総 論

I 概 況

本市においては、こども・若者・子育て当事者に関するこども施策をさらに推進するための総合的な計画である鹿児島市こども計画に基づき、こどもまんなか社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでいる。

II こども未来局当初予算（歳出）（令和7年度）

一般会計

（単位：千円）

		7年度(A)	6年度(B)	増減率(A/B)	7年度構成比
民 生 費	障 害 者 福 祉 費	21,830	22,363	△ 2.4 %	0.0 %
	障 害 者 自 立 支 援 費	21,830	22,363	△ 2.4 %	0.0 %
	児 童 福 祉 費	55,593,478	48,535,054	14.5 %	100.0 %
	児 童 福 祉 総 務 費	9,735,322	8,119,158	19.9 %	17.5 %
	児 童 措 置 費	39,626,619	35,199,082	12.6 %	71.3 %
	保 育 所 費	1,386,113	1,222,221	13.4 %	2.5 %
	幼 稚 園 費	157,948	150,060	5.3 %	0.3 %
	母 子 福 祉 費	4,687,476	3,844,533	21.9 %	8.4 %
	合 計	55,615,308	48,557,417	14.5 %	100.0 %
一 般 会 計		295,356,000	282,524,000	4.5 %	
一般会計に占める割合		18.8%	17.2%		

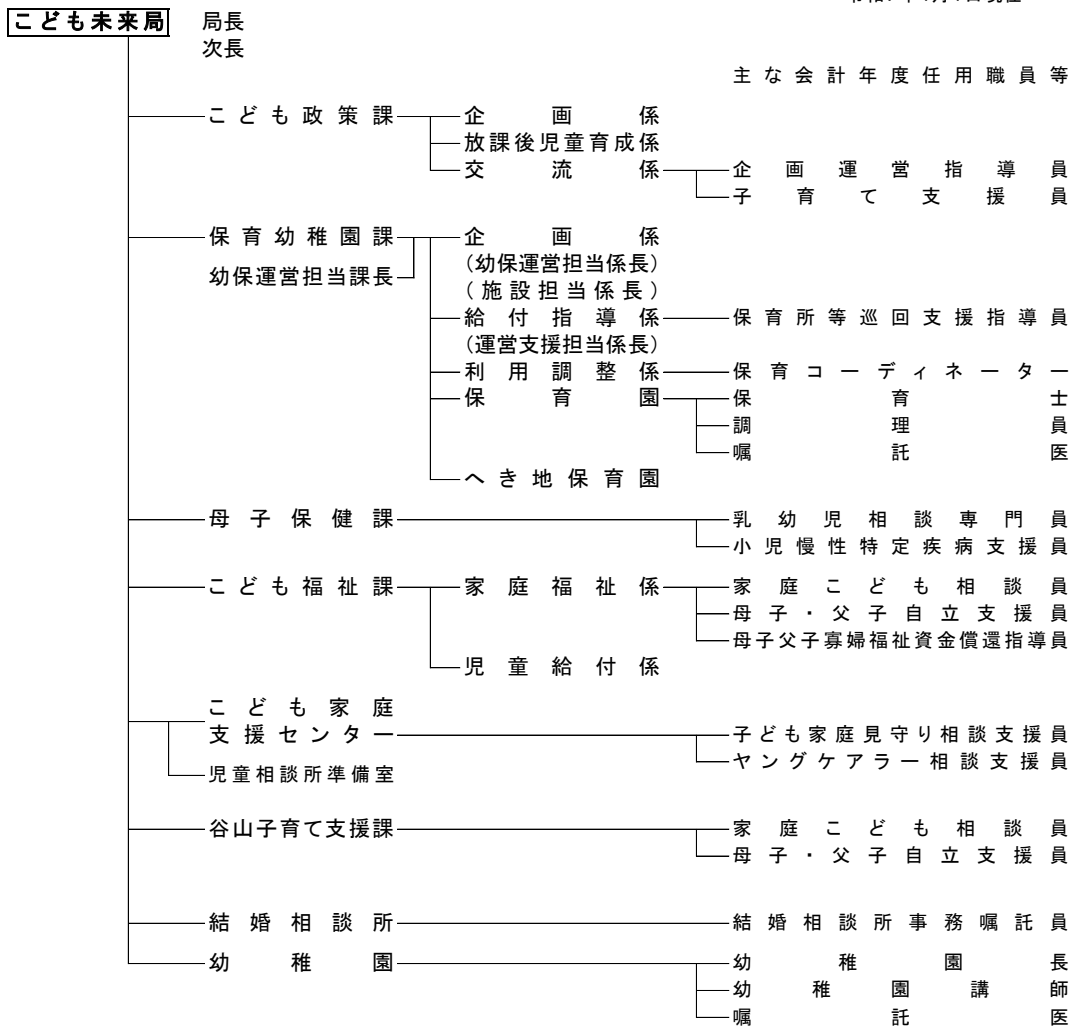
特別会計

（単位：千円）

	7年度(A)	6年度(B)	増減率(A/B)
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	127,900	247,200	△ 48.3 %
合 計	127,900	247,200	△ 48.3 %

Ⅲ こども未来局組織機構

令和7年4月1日現在



IV こども未来局事務分掌

こども政策課

企画係

- (1) 局及び課に属する庶務並びに局内事務の連絡調整に関する事。
- (2) こども施策に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) 子育て支援の推進に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 少子化対策に関する事。
- (5) 結婚相談所に関する事。
- (6) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関する事。
- (7) 予算経理に関する事。
- (8) 公印の保管に関する事。

放課後児童育成係

- (1) 放課後児童健全育成の施策に関する事。
- (2) 児童クラブの施設整備に関する事。
- (3) 子育て支援の推進に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。

交流係

- (1) 子育て支援の推進に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) すこやか子育て交流館に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) すこやか子育て交流館の管理運営に関する事。
- (4) すこやか子育て交流館の使用許可及び使用料の徴収に関する事。
- (5) 子育てに関する活動を行う団体等の育成及び支援に関する事。
- (6) 親子つどいの広場に関する事。
- (7) 児童福祉施設に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 子育て支援に係る軽易な届出等の受付事務に関する事。
- (9) 公印の保管に関する事。

保育幼稚園課

企画係

- (1) 保育所、幼稚園及び認定こども園に係る企画並びに調整に関する事。
- (2) 保育所、認定こども園及び小規模保育事業の施設整備並びに認可・認定等に関する事。
- (3) 社会福祉法人等の設立認可に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 市立保育所及び市立幼稚園に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (5) ちびっこ広場に関する事。
- (6) 予算経理に関する事。
- (7) 公印の保管に関する事。
- (8) その他課に属する庶務に関する事。

給付指導係

- (1) 子ども・子育て支援法に係る給付に関する事。
- (2) 特定教育・保育施設の確認及び確認監査に関する事。
- (3) 特定教育・保育施設等における食事に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 地域子ども・子育て支援事業に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (5) 私立保育所及び幼稚園等に係る補助に関する事。
- (6) 認可外保育施設に関する事。
- (7) 保育料及び児童福祉施設徴収金に関する事。

利用調整係

- (1) 教育・保育給付認定等に関する事。
- (2) 保育に係る利用調整に関する事。
- (3) 保育の実施等に関する事。
- (4) 教育・保育の量の見込み等に関する事。

保育園（所）（保育所 11 か所、へき地保育所 1 か所）

- (1) 乳幼児（黒神保育園にあっては幼児）の保育に関する事。
- (2) 保育状況その他園（保育所にあっては所）の業務報告に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 園（保育所にあっては所）に属する庶務に関する事。

母子保健課

- (1) 母子保健に係る連絡調整に関する事。
- (2) 母性及び乳幼児の保健指導に関する事。
- (3) 母体保護に関する事。
- (4) 育成医療に関する事。
- (5) 予算経理に関する事。
- (6) 公印の保管に関する事。
- (7) その他課に属する庶務に関する事。

こども福祉課

家庭福祉係

- (1) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (3) 市民福祉手当に関する事（遺児等修学手当に限る。）。
- (4) 社会福祉法人の設立認可等に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (5) 母子生活支援施設、助産施設等の設置認可等に関する事。
- (6) 母子生活支援施設、助産施設等の施設整備に関する事。
- (7) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (8) その他児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (9) 予算経理に関する事。
- (10) 公印の保管に関する事。
- (11) その他課に属する庶務に関する事。

児童給付係

- (1) 児童手当に関する事。
- (2) こども医療費助成に関する事。
- (3) 母子・父子家庭等医療費助成に関する事。

こども家庭支援センター

- (1) 児童虐待の防止及び要支援児童・要保護児童・特定妊婦等の支援に関する事。
- (2) 社会福祉法人の設立認可等に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 予算経理（児童相談所準備室に係るものを含む。）に関する事。
- (4) 公印の保管（児童相談所準備室に係るものを含む。）に関する事。
- (5) その他センターに属する庶務（児童相談所準備室に係るものを含む。）に関する事。

児童相談所準備室

- (1) 児童相談所の設置に関する事。

谷山子育て支援課

- (1) 福祉行政報告例に関する事。
- (2) 保育の実施、指導等に関する事。
- (3) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (4) ちびっこ広場に関する事（他の所管するものを除く。）。
- (5) 児童健全育成に関する事。
- (6) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (7) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (8) 児童手当に関する事。
- (9) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (10) 市民福祉手当に関する事（遺児等修学手当に限る。）。
- (11) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事。
- (12) 予算経理に関する事。
- (13) 公印の保管に関する事。
- (14) その他課に属する庶務に関する事。

結婚相談所

- (1) 結婚の紹介、あつ旋に関する事。

- (2) 健全な婚姻思想の普及に関すること。
- (3) その他結婚相談に関すること。

| | |-----| | 幼稚園 | |-----|

- (1) 幼稚園に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第2編 保 健 衛 生

凡 例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、7年度予算額、主管課を記載

第1章 保健予防

1 母子保健

(1) 妊産婦健康相談 (昭和24年度、市単独、母子保健課)

《目的》

母子健康手帳交付時に妊婦を把握し、妊婦から乳幼児まで一貫した母子保健対策を実施するための出発点として健康相談及び歯科健診を行い、妊産婦の健康教育・母子健康手帳の活用法など、母子保健の向上のための施策を行う。

《概要》

妊娠の届出、母子健康手帳交付時に健康相談等を行う。

《妊娠届出数》

(単位：件)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
届 出 数		4,928	4,635	4,382	3,943	3,805
妊 娠 週 数	満 11 週以内	4,589	4,325	4,039	3,701	3,612
	満 12～19 週	279	260	298	191	162
	満 20～27 週	32	29	24	25	24
	満 28 週以上	28	21	21	26	7
	不 詳	0	0	0	0	0
産 後		9	4	0	5	6

※妊娠届出数には、母子健康手帳の産後交付の数は含まない

《妊産婦健康相談状況》

(単位：人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実 人 員		5,134	4,809	4,558	4,119	3,954
個別指導	生 活	814	964	852	899	868
	栄 養	492	444	343	780	821
	喫 煙	120	86	91	86	93
	そ の 他	603	406	408	517	410

※平成22年6月から令和元年度まで中央保健センターで薬剤師による喫煙防止相談を実施

※令和2年度からは、保健師・助産師による喫煙防止相談を実施

(2) 妊婦健康診査 (昭和45年度、市単独、408,809千円、母子保健課)

《目的》

妊娠中の定期健診の費用を援助し受診を徹底させることで、安全な分娩と健康な子どもの出生を図る。

《概要》

妊婦健康診査を医療機関に委託して行う。

平成8年9月から、出産予定日の年齢が満35歳以上の妊婦に対して、超音波検査を1回実施

平成20年度、公費負担回数を3回から5回へ、超音波検査の年齢制限をなくし、毎回実施

平成21年度、公費負担回数を5回から14回へ、県外里帰り中の健診に対する償還払いを開始

令和5年度、多胎妊婦が14回を超えて追加で受診した健診に対する償還払い、低所得の妊婦の初回産科受

診料の費用助成を開始

《妊婦健康診査受診状況》

(単位：件)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
妊娠届出数		4,928	4,635	4,382	3,943	3,805
受診件数		58,897	56,491	52,710	48,122	45,680
受診期 内訳	1 回目	4,906	4,610	4,368	3,891	3,796
	2 回目	4,709	4,430	4,205	3,797	3,679
	3 回目	4,617	4,344	4,106	3,667	3,622
	4 回目	4,712	4,425	4,231	3,827	3,621
	5 回目	4,568	4,258	4,075	3,712	3,497
	6 回目	4,775	4,516	4,369	3,925	3,599
	7 回目	4,534	4,216	3,992	3,682	3,461
	8 回目	4,699	4,531	4,242	3,848	3,641
	9 回目	4,294	4,216	3,845	3,607	3,379
	10 回目	4,447	4,324	4,044	3,700	3,405
	11 回目	4,312	4,165	3,837	3,541	3,295
	12 回目	3,857	3,819	3,446	3,214	3,041
	13 回目	2,817	2,893	2,528	2,354	2,261
	14 回目	1,650	1,744	1,422	1,357	1,383

《県外里帰り中の健診に対する償還払い》

(単位：件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受診件数	1,101	965	830	864	710

《多胎妊婦が 1 4 回を超えて追加で受診した健診に対する償還払い》(単位：件)

年 度	5 年度	6 年度
受診件数	3	8

《低所得の妊婦の初回産科受診料の費用助成》(単位：件)

年 度	5 年度	6 年度
受診件数	16	12

(3) 産婦健康診査 (平成 30 年度、国 1/2、40,941 千円、母子保健課)

《目 的》

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成することで、産後初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。

《概 要》

産後 2 週間、産後 1 か月健康診査を医療機関に委託して行う。

平成 30 年 10 月から実施

《産婦健康診査受診状況》

(単位：件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
2 週間健診	3,976	3,910	3,776	3,409	3,322
1 か月健診	4,570	4,460	4,234	3,797	3,583

《県外里帰り中の健診に対する償還払い》 (単位：件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
2 週間健診	104	106	136	129	101
1 か月健診	169	157	108	130	120

(4) 産婦支援小児科連携事業 (令和 2 年度、市単独、12,766 千円、母子保健課)

《目 的》

産後 1 か月が過ぎ産科医療機関での支援を離れた後、小児科等医療機関にて産後 2 か月頃の産婦の心の状態や育児状況を把握し、必要に応じた支援につなげ、産後の支援の充実を図る。

《概 要》

産後 1 か月半から 2 か月半の産婦を対象に、小児科等医療機関に委託して行う。

令和 2 年 10 月から実施

《産婦支援小児科連携事業受診状況》 (単位：件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受診件数	891	2,772	2,296	2,156	2,129

(5) 乳幼児健康診査 (昭和 36 年度、市単独、151,629 千円、母子保健課)

《目 的》

心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期に発見し、適切な措置を講ずるため健康診査や栄養・歯科・育児指導により、子どもの健やかな成長を支援する。

《概 要》

① 乳児健康診査

ア 1 か月児健康診査 (医療機関に委託、令和 6 年度事業開始)

イ 3 か月児健康診査 (医療機関に委託、昭和 53 年度事業開始)

ウ 7 か月児健康診査 (医療機関に委託、平成 4 年度事業開始)

② 1 歳児健康診査 (医療機関に委託、平成 4 年度事業開始)

③ 乳幼児健診 (予約制) (所内で実施、昭和 52 年度事業開始)

④ 1 歳 6 か月児健康診査 (所内で実施、昭和 53 年度事業開始)

⑤ 3 歳児健康診査 (所内で実施、昭和 36 年度事業開始)

⑥ 新生児聴覚検査 (医療機関に委託、初回検査、確認検査をあわせて上限 3,000 円助成、償還払いあり、平成 29 年度事業開始)

⑦ 3 歳児健康診査での視力検査 (ドットカード) 導入 (令和元年度事業開始)

⑧ 新生児聴覚検査の助成拡充 (医療機関に委託、初回検査、確認検査毎に上限 3,000 円助成、償還払いあり、令和 2 年度事業開始)

⑨ 3 歳児健康検査での屈折検査機器による視覚検査導入 (令和 4 年度事業開始)

⑩ 3 歳児健診の対象者を 3 歳 6 か月へ変更 (令和 5 年度の移行期を経て令和 6 年 4 月より正式に変更)

《1 か月児健康診査受診状況》 (単位：人)

年 度	6 年度
受診件数	2,357

《乳幼児委託健康診査受診状況》

(単位：人、%)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
3 か月児	対象者数	4,772	4,743	4,378	4,039	3,679
	受診者数	4,710	4,660	4,259	4,129	3,654
	受診率	98.7	98.3	97.3	102.2	99.3
7 か月児	対象者数	4,650	4,822	4,419	4,272	3,729
	受診者数	4,566	4,632	4,326	4,154	3,690
	受診率	98.2	96.1	97.9	97.2	99.0
1 歳児	対象者数	4,723	4,741	4,671	4,315	3,899
	受診者数	4,562	4,464	4,451	4,163	3,725
	受診率	96.6	94.2	95.3	98.7	95.5

※健診時期を超えての受診もあり、100%を超えることがある。

《乳幼児健診（予約制）受診状況》

(単位：人、回)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実施回数	18	18	18	17	18
実人員	77	64	50	77	72
延人員	84	70	51	85	78
要経過観察	5	1	7	7	8
精密券発行	8	6	6	4	10

《1歳6か月児健康診査受診状況》

(単位：人、回)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
対象者数		5,421	4,745	4,808	4,540	4,244
受診者数		5,319	4,579	4,674	4,440	4,209
受診率(%)		98.1	96.5	97.2	97.8	99.2
実施回数		170	161	162	156	151
精密券発行(件)		180	156	212	214	210
心理相談人員		1,200	961	775	725	633
要経過 観察者	身体面	68	56	75	90	91
	精神面	924	647	689	699	647

《3歳児健康診査受診状況》

(単位：人、回)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
対象者数		5,541	5,346	4,681	2,864	4,486
受診者数		5,409	5,169	4,663	2,803	4,380
受診率(%)		97.6	96.7	99.6	97.8	97.6
実施回数		165	172	170	110	169
精密券発行(件)		775	750	1,216	788	951
心理相談人員		1,087	972	736	439	603
要経過 観察者	身体面	119	79	60	33	74
	精神面	649	555	335	170	290

(6) 医療対策

《目 的》

妊娠高血圧症候群等で入院治療が必要な妊産婦に対し援護費の支給を行うとともに、養育に医療が必要な未熟児、確実な治療効果が期待できる身体の障害を有する児童、又は小児慢性特定疾病医療費助成事業に該当する児童に対し、指定医療機関において必要な医療の給付を行うことにより、母子の健康保持と児童の健全な成長発達を支援する。

《概 要》

① 妊娠高血圧症候群等療養援護 （昭和 37 年度、39 千円、母子保健課）

妊産婦死亡や周産期死亡、また未熟児や心身障害の発生原因となるような妊娠高血圧症候群や糖尿病・貧血・心疾患等の合併症をもち、治療の必要のある妊産婦に対して、早期に適正な治療を受けさせるための医療援助を行う。

《妊娠高血圧症候群等療養援護状況》

(単位：人、世帯)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
総 数		3	0	3	3	2
階 層 別	生活保護世帯	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3	0	3	0	2
	所得税非課税世帯	0	0	0	2	0
	所得税課税世帯	0	0	0	1	0

② 未熟児養育医療 （昭和 33 年度、国 1/2、県 1/4、92,485 千円、母子保健課）

正常の新生児に比べて、生理的に未熟で疾病にかかりやすく、心身障害を残す可能性の高い未熟児が出生した場合、速やかに適切な処置がとれるよう医療援助を行う。

《未熟児養育医療給付状況》

(単位：人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実 人 員		296	348	303	328	341
出 生 時 体 重	1000g 以下	31	32	21	24	18
	1001g 以上～1500g 以下	33	36	21	31	33
	1501g 以上～1800g 以下	29	41	26	36	37
	1801g 以上～2000g 以下	33	47	38	45	29
	2001g 以上	170	192	197	192	224

③ 育成医療 （平成 8 年度、国 1/2、県 1/4、21,830 千円、母子保健課）

身体に障害のある児童、又は疾患を放置すれば一定の障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合、医療の給付を行う。

《育成医療給付状況》

(単位：人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実 人 員		539	548	477	536	496
内 訳	肢体不自由	111	115	94	116	104
	視覚障害	87	117	95	125	121
	聴覚平衡機能障害	24	13	7	21	11
	音声言語障害	216	237	203	200	181
	心臓障害	24	10	12	16	14
	腎臓障害	2	0	0	0	0
	その他内臓障害	75	56	66	58	65

④ 小児慢性特定疾病医療費助成事業（平成8年度、国1/2、297,269千円、母子保健課）

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療給付を行う。

平成27年1月1日制度改正に伴い対象疾病514→704へ増

平成29年4月1日制度改正に伴い対象疾病704→722へ増

平成30年4月1日制度改正に伴い対象疾患群14→16へ増 対象疾病722→756へ増

令和元年7月1日制度改正に伴い対象疾病756→762へ増

令和3年11月1日制度改正に伴い対象疾病762→788へ増

令和7年4月1日制度改正に伴い対象疾病788→801へ増

《小児慢性特定疾病医療費助成事業給付状況》

（単位：人）

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実 人 員		985	1,108	1,027	1,025	1,075
内 訳	悪性新生物	107	121	109	103	104
	慢性腎疾患	69	74	68	60	52
	慢性呼吸器疾患	32	38	30	32	37
	慢性心疾患	285	321	282	267	290
	内分泌疾患	207	220	189	185	179
	膠原病	21	27	29	28	25
	糖尿病	67	75	80	88	91
	先天性代謝異常	18	24	22	22	23
	血友病等血液・免疫疾患	20	17	17	17	24
	神経・筋疾患	84	104	104	109	119
	慢性消化器疾患	44	49	59	76	90
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	16	18	18	18	15
	皮膚疾患	2	3	3	4	6
	骨系統疾患	9	11	13	13	16
	脈管系疾患	4	6	4	3	4

⑤ 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業（平成20年度、母子保健課）

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付を受け、在宅療養をしている児童に対し、車いすや特殊寝台等の日常生活用具を給付する。

《日常生活用具給付状況》

（単位：件）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特 殊 寝 台	1	2	1	1	1
電気式たん吸引器	6	8	9	9	4
パルスオキシメーター	2	6	6	4	4
ネブライザー（吸入器）	4	4	5	3	4
そ の 他	9	14	17	15	11

⑥ 小児慢性特定疾病児手帳交付事業（平成8年度、母子保健課）

小児慢性特定疾病医療費助成事業の対象疾病に罹患している児童のより一層の福祉の充実を図るため、小児慢性特定疾病児手帳を交付する。

《小児慢性特定疾病児手帳交付状況》

(単位:件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
交 付 数	140	122	128	153	136

- ⑦ 小児慢性特定疾病児童等と保護者の交流会並びに相談会 (平成 20 年度、母子保健課)

小児慢性特定疾病児童等と保護者の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、保護者同士の交流、情報交換の場や専門相談を設け、保護者の悩みに対応し具体的な助言を行う。

《交流会・相談会開催状況》

(単位:回、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回 数	2	2	1	2	1
参 加 者 数	9	9	2	13	2

- ⑧ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (平成 27 年度、国 1/2、5,973 千円、母子保健課)

慢性的な疾病を抱える児童及びその家族に対して、必要な情報提供や助言等を行うとともに、自立に向けた各種支援策の計画策定等を行う自立支援員を設置する。

《相談状況》

(単位:件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
相談延件数	1,313	2,194	1,973	1,924	2,210

※小児慢性特定疾病支援員による相談を含む。

- ⑨ 不妊治療費助成事業 (令和 5 年度、市単独、57,621 千円、母子保健課)

不妊症の検査または治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。

《不妊治療費助成状況》 (単位:件)

年 度	5 年度	6 年度
件 数	998	636

- ⑩ 不妊専門相談センター事業 (令和元年度、国 1/2、296 千円、母子保健課)

不妊専門相談センターを設置し、不妊・不育症に関する専門的な相談や心の悩みについて相談指導、診療機関毎の治療の実施状況などに関する情報提供を行う。(令和 3 年度・4 年度は、母子保健課内に設置)

《相談状況》

(単位:件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件 数	27	33	33	20	22

- ⑪ 不育症治療費助成事業 (平成 30 年度、市単独、2,903 千円、母子保健課)

不育症治療の経済的負担の軽減を図るために、配偶者間の不育症治療(国内の医療機関で行われる不育症検査及びへパリンまたはアスピリンを主とした不育症治療)等に要する経費の一部を助成する。

《不育症治療費助成状況》

(単位:件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件 数	33	43	33	29	19

(7) 母子保健訪問指導

《目 的》

家庭の環境や住居の状態、経済状態、家族の協力状況などを把握し、個々に応じた具体的な指導を行うことにより異常の発生を予防し、健康の保持増進に努めるよう支援する。

《概 要》

- ① 新生児・妊産婦訪問指導事業<委託分> (昭和 36 年度、国 1/3 県 1/3、15,619 千円、母子保健課)

市から委託された地域の助産師が訪問指導する。

《訪問状況》

(単位：人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
総 数	実人員	6,610	6,266	5,925	5,483	5,307
	延人員	7,090	6,694	6,276	6,110	5,976
妊産婦	実人員	3,306	3,135	2,962	2,742	2,653
	延人員	3,547	3,350	3,137	3,056	2,987
新生児	実人員	3,304	3,131	2,963	2,741	2,654
	延人員	3,543	3,344	3,139	3,054	2,989

- ② こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業）（平成 20 年度、国 1/3、県 1/3、4,034 千円、母子保健課）
 生後 4 か月までの乳児のいる家庭に保健師などの訪問指導員が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。（新生児訪問指導事業とこんにちは赤ちゃん事業を併せて乳児全戸訪問とする。）

《訪問状況》

(単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実人員	940	799	652	331	193
延人員	946	801	654	333	194

- ③ 母子保健指導〈保健センター職員分〉（昭和 36 年、母子保健課）
 指導が必要な妊産婦、未熟児、障がいや疾患等があり保健指導や経過観察の必要な乳幼児等に対して保健センター職員が家庭訪問等を実施する。

《訪問状況》

(単位：人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
総 数		実人員	3,602	3,644	3,875	4,442	4,960
		延人員	4,076	4,036	4,311	4,969	5,632
内 訳	妊 婦	実人員	104	76	75	138	167
		延人員	123	96	98	183	198
	産 婦	実人員	1,167	1,319	1,427	1,515	1,594
		延人員	1,343	1,467	1,595	1,729	1,842
	未 熟 児	実人員	242	329	313	329	267
		延人員	309	355	338	362	306
	新 生 児	実人員	367	406	387	499	559
		延人員	395	433	450	536	611
	乳 児	実人員	599	611	791	781	883
		延人員	673	680	857	854	981
	幼 児	実人員	703	452	374	483	668
		延人員	751	495	419	532	743
	そ の 他	実人員	420	451	508	697	822
		延人員	482	510	554	773	951

《訪問以外の状況》

(単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
面 接	4,289	3,679	3,486	4,035	4,132
電 話	14,717	13,392	14,059	14,756	15,071
文 書	4,084	3,721	3,152	3,191	3,320
合 計	23,090	20,742	20,697	21,982	22,523

(8) 母子保健一般対策

《目 的》

次代を担う健全な児童の育成と母子保健の充実を図るため、思春期から妊娠・周産期・新生児・乳幼児期を通じて一貫した支援を行う。

《概 要》

- ① 母親・父親になるための準備教室（妊婦とその家族を対象、昭和 29 年度、母子保健課）

《母親・父親になるための準備教室受講状況》

(単位：回、日、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開 設 回 数	6	6	6	6	6
実 施 日 数	18	18	18	18	18
受講実人員<父親参加者数>	168<82>	202<82>	208<92>	231<98>	235<107>
受講延人員<父親参加者数>	430<134>	414<134>	416<133>	552<193>	558<196>

- ② 育児教室（2～6 か月児をもつ初めて育児をする母親とその家族を対象、昭和 48 年度、母子保健課）

《育児教室受講状況》

(単位：回、日、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開 設 回 数	12	7	10	10	10
実 施 日 数	35	21	30	30	30
受 講 実 人 員	169	102	257	291	327
受 講 延 人 員	446	273	676	710	861

- ③ 家族計画（集団指導・母親・父親になるための準備教室及び育児教室、母子保健課）

《母体保護相談（家族計画）》

(単位：人、回)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
個 別 相 談	実人員	208	208	152	132	89
集 団 指 導	開設回数	16	14	15	14	13
	実人員	249	197	255	281	299

- ④ 性教育（児童生徒又はその親を対象とした学校等への講師派遣、昭和 28 年度、母子保健課）

《講師派遣状況》

(単位：回、人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回 数	1	1	0	1	0
実 人 員	26	18	0	22	0

(9) 育児支援事業（平成 10 年度、市単独、4,014 千円、母子保健課）

《目 的》

少子化や核家族化の進行等、育児環境が変化する中で、母親の育児不安を軽減し、次代を担う子どもの子育てが楽しくでき、子どもがのびのびと健やかに育つための環境づくりをすすめる。

《概 要》

乳幼児の健康相談や母親の育児不安軽減のための育児相談を実施し、参加者同士の交流を図るなかで、自主的な育児グループの育成やその活動の支援を行う。

① 育児相談 （平成 10 年度）

保健センターや地域公民館・福祉館等で定期的に育児相談を行う。

《育児相談実施状況》

（単位：回、人、会場）

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
保健センター	開設回数	115	113	112	118	113
	延人員	2,901	3,068	3,420	4,258	3,483
地域公民館 福祉館 等	会場数	7	7	7	6	4
	開設回数	55	26	30	23	23
	延人員	701	395	423	404	413

② 自主グループ育成 （平成 10 年度）

育児相談等を基盤にした育児の自主グループの育成や活動の支援を行う。

《自主グループ育成実施状況》

（単位：グループ、回、人）

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
保健所・保健センターを利用 する自主グループ活動支援	グループ数	11	9	10	10	10
	回数	78	60	74	83	81
	延人員	1,056	903	911	1,447	937
地域公民館・福祉館等を利用 する自主グループ活動支援	グループ数	4	3	3	4	2
	回数	3	4	3	4	2
	延人員	69	49	50	29	15
育児グループリーダー交流会	グループ数	13	3	12	12	8
	回数	3	2	3	3	3
	延人員	29	6	21	31	13

③ 母子保健推進活動 （昭和 49 年度）

母子保健推進員により乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨や母子保健の各制度の周知を図る。

《乳幼児健康診査未受診者に対する受診勧奨》

（単位：件）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 歳 6 か月児	44	18	34	17	20

(10) 子どもすこやか安心ねっと事業 （平成 13 年度、国定額 県定額、33,438 千円、母子保健課）

《目 的》

関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援体制を整備し、子育てに関する保護者の不安の軽減を図り、子どもの健やかな発達を促す。

《概 要》

① 乳幼児相談窓口 （平成 13 年度）

発育・発達の気がかかりや育児に関すること、保健福祉のサービス等、相談場所の選択に迷うような問題に個別に対応する。また、平成 26 年度から乳幼児巡回支援専門員による保育所等への巡回支援を行う。

令和 6 年度より乳幼児巡回支援専門員から乳幼児相談専門員へ名称変更。

《乳幼児相談窓口》

(単位：件)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
電 話 相 談 等	1,307	1,598	1,515	1,067	973
面接による対応	408	406	328	321	603
合 計	1,715	2,004	1,843	1,388	1,576

《巡回支援状況》

(単位：回)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
巡 回 支 援 回 数 (延べ)	639	503	395	481	838

② 事業調整会議 (平成 13 年度)

乳幼児の発達支援に関わる機関や団体の関係者による連絡会議を行う。

《事業調整会議開催状況》

(単位：回)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開 催 回 数	1	1	1	0	0

③ すくすく親子教室 (平成元年度から 12 年度までは育児支援事業)

1 歳 6 か月児健康診査等で言葉の発達の遅れや育児不安等をもつ母子を対象に、親子の遊びや仲間づくりをとおして、子どもの発達を促し健全な母子関係を育てる。

《すくすく親子教室実施状況》

(単位：回、人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開催回数		66	67	72	71	72
実人員	親	329	282	215	229	211
	子	311	272	208	207	209
延人員	親	810	602	493	572	577
	子	791	598	502	562	552

④ 総合発達相談会 (平成 13 年度)

平成 12 年度までは乳幼児発達相談として心の発達や聴覚の相談を行っていたが、13 年度からは専門職を増やし、小児科医、心理士、作業療法士等、専門職による総合的な発達相談を実施する。

《総合発達相談会実施状況》

(単位：回、人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回 数		11	9	10	10	4
実 人 員		47	47	45	34	20
延 人 員		47	47	45	34	20
相 談 内 容	診 察	8	13	21	19	9
	生 活	46	47	45	34	19
	心 理	29	31	27	18	8
	理学作業療法	37	40	41	30	15
	言 語	27	20	20	20	8
	教 育	21	15	14	3	5

⑤ 就学・進級へのステップアップ交流会 (平成 21 年度)

総合発達相談会等に参加した年長児や就学した子どもとその保護者を対象に、意見交換会や相談会を実施する。令和 5 年度より従来の通称「総合発達相談会フォローアップ学習会」より名称変更。

《就学・進級へのステップアップ交流会実施状況》

(単位:回、人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回 数		2	2	2	2	2
延人員	親	13	13	10	21	15
	子	5	2	2	1	5

⑥ 親子ひだまり発達相談 (平成 21 年度)

発達や育児不安をもつ親を対象に、心理発達相談員、保健師等による個別相談を実施する。

《親子ひだまり発達相談実施状況》

(単位:回、人)

年 度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		
相 談 項 目		心理	ST	心理	ST	心理	ST	心理	ST	心理	ST	OT
回 数		60	55	60	60	72	59	72	60	72	59	8
実人員	子	713	170	696	169	574	127	553	158	578	163	29
延人員	子	724	171	709	173	585	130	578	162	624	168	29

※平成 26 年 6 月から言語聴覚士 (ST) の相談を追加して実施。

※令和 6 年度から作業療法士 (OT) の相談を追加して実施。

⑦ 訪問による個別支援 (平成 21 年度)

すくすく親子教室の未参加や中断した児童、親子ひだまり発達相談等に来所した児童の家庭や保育園等を地区保健師と心理発達相談員の 2 人 1 組体制で訪問を実施する。

《訪問による個別支援実施状況》

(単位:人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実人員	子	72	47	46	54	151
延人員	子	73	48	48	56	156

⑧ 親支援教室 (子育てワークショップはれ晴れクラブ) (平成 29 年度)

子育ての不安や発達に気がかりのある子を持つ保護者を対象に、子どもへの関わり方を学ぶ教室を開催する。

《親支援教室 (子育てワークショップはれ晴れクラブ) 実施状況》

(単位:人)

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回 数		15	15	15	15	15
実人員	親	21	16	25	20	22
延人員	親	73	61	79	75	86

(11) 妊娠・出産包括支援事業

《目 的》

妊娠・出産・子育てに係る父母の不安や負担が増えてきていることから、妊娠・出産・子育て期までの切れ目ない支援を行う。

《概 要》

- ① こども家庭センター (母子保健機能) 運営 (平成 27 年度、国 2/3 県 1/6、60,745 千円、母子保健課)
5 保健センター・5 保健福祉課をこども家庭センター (母子保健機能) と位置づけ、情報提供、関係機関との連携・相談支援等を行う。
・母子保健支援員の配置 (平成 28 年度)
・発達支援専門員の配置 (令和 2 年度)
・地域連携協議会の開催 (平成 28 年度)

② 産後ケア事業（平成 8 年度、国 1/2 県 1/4、48,425 千円、母子保健課）

産後の身体の回復や育児等に不安を持つ産婦を対象に、助産所に入所または、助産所による訪問にて育児指導などのケアを行う。

- ・日帰り型を新設（平成 28 年度）
- ・訪問型を新設（令和 2 年度）

《産後ケア事業利用状況》

（単位：人、日）

年 度	2 年度			3 年度			4 年度			5 年度			6 年度		
	宿泊	日帰	訪問	宿泊	日帰	訪問	宿泊	日帰	訪問	宿泊	日帰	訪問	宿泊	日帰	訪問
実人員	99	173	7	107	176	25	156	201	29	251	329	159	226	324	249
延日数	725	227	19	608	234	40	918	303	52	1119	740	322	864	766	560

③ ママのほっとスペース事業（平成 18 年度、国 1/2、1,833 千円、母子保健課）

育児に対する不安を抱える母親を対象に、心理相談員や保健師・助産師が個別相談を実施し、親同士の交流の場をもち、母親への心の支援を行う。

- ・ぶれママのほっとスペース事業の新設（平成 28 年度）

《ぶれママ・ママのほっとスペース事業実施状況》

（単位：回、人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開設回数	71<71>	72<72>	72<72>	73<73>	62<62>
実人員	102<44>	132<73>	127<98>	98<27>	99<35>
延人員	213<65>	242<119>	318<121>	247<54>	182<43>

※ 〈 〉内はぶれママ実施状況（平成 28 年度～）

(12) 未来を守るミルク支給事業（平成 30 年度、市単独、3,071 千円、母子保健課）

《目 的》

発症すると ATL や HAM 等の予後不良の疾病を引き起こすヒト T 細胞白血病ウイルス I 型（HTLV-1）について、母乳栄養による母子感染を防止するほか、妊産婦の健康保持増進と乳児の健全な発育・発達促進を図る。

《概 要》

低所得者層の妊産婦、栄養強化を必要とする乳児、母が HTLV-1 抗体陽性の乳児、多胎児に対してミルクを支給する。

《ミルク新規申請者数》

（単位：件）

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
総 数		77	78	87	71	84
内 訳	妊 産 婦	8	6	8	6	12
	乳 児	0	1	2	2	3
	多 胎 児	40	54	58	44	50
	H T L V - 1	29	17	19	19	19

※母が HTLV-1 抗体陽性の乳児に対しては平成 25 年度より、育児支援事業にてミルク支給を開始し、

平成 30 年度より所得制限を撤廃し、未来を守るミルク支給事業より支給

※令和元年度より育児支援事業の一部であった母子栄養食品支給を統合

(13) 母子健康手帳アプリ運用事業（令和3年度、市単独、2,040千円、母子保健課）

《目 的》

成長記録等のデジタル管理により、母子健康手帳の機能をサポートするとともに、子育てに関連する情報が取得できる母子健康手帳アプリを運用し、健診等の受診勧奨や保健指導の拡充など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を充実させる。

《概 要》

妊娠・出産・子育て期の記録管理や予防接種などのデジタル管理、地域子育ての情報の受信などができる母子健康手帳アプリ「まぐまっこアプリ」を運用する。

《運用状況》 (単位：人)

年 度	3年度	4年度	5年度	6年度
アプリ新規登録者	2,032	2,533	2,668	2,379

(14) 多胎妊産婦サポーター事業（令和4年度、国1/2、3,959千円、母子保健課）

《目 的》

多胎妊産婦を対象に、育児サポーターを派遣し、育児援助・家事援助・外出補助の支援を行うことで、多胎家庭の負担軽減を図る。

《概 要》

母子健康手帳の交付を受けた多胎妊婦や多胎児を出産し現に養育する産婦に対し、育児サポーターを派遣し、育児援助・家事援助・外出補助の支援を行う。

《利用状況》 (単位：人、時間)

年 度	4年度	5年度	6年度
利用者数	3	7	9
利用時間	18	199	162

第 3 編 福 祉

第 1 章	児童と母子・父子家庭の福祉・・・・・・・・・・	254
第 2 章	各種手当一覧・・・・・・・・・・	287

凡 例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、7年度予算額、主管課を記載

第 1 章 児童と母子・父子家庭の福祉

核家族化の進展、出生率の低下、女性の社会参加の増大等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、保育需要も多様化してきている。

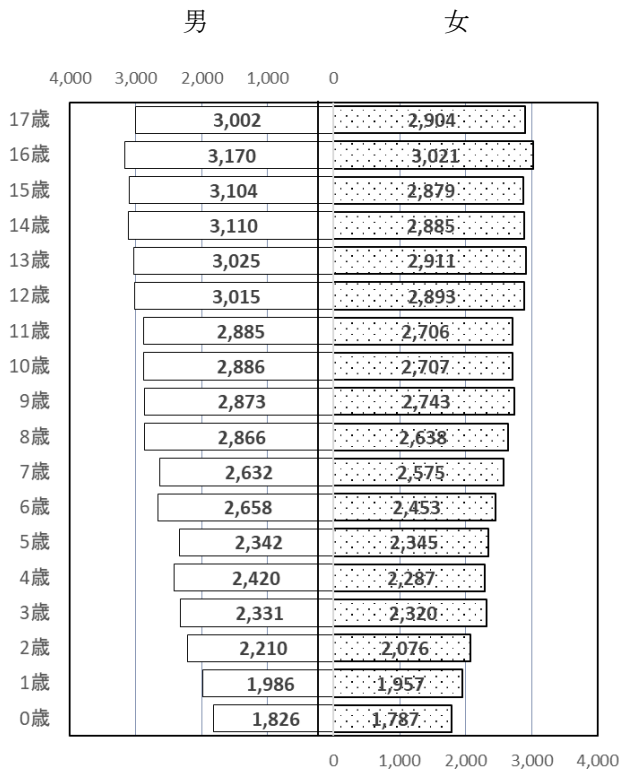
また、母子・父子世帯については、生計の維持、児童の養育など精神的にも経済的にも複雑多岐にわたる困難な問題を抱えている。

次代を担う子供たちの健全育成と母子・父子家庭の福祉の向上を図るための施策を進めていく。

〔児童人口の現状〕

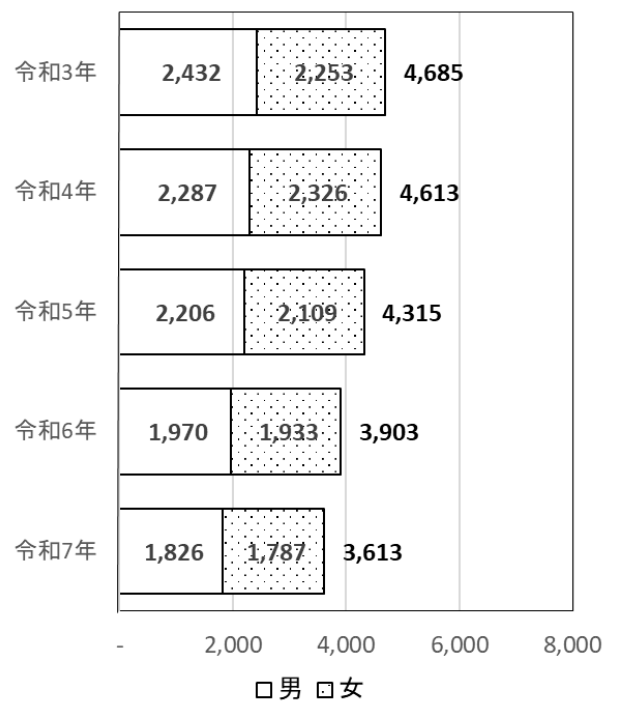
令和 7 年 4 月 1 日現在の児童人口(0～17 歳)は、94,428 人で、全人口 588,583 人の 16.04%を占めている。うち、乳児(1 歳未満)は 3,613 人(0.61%)、幼児(1～5 歳)は 22,274 人(3.78%)、少年(6～17 歳)は 68,541 人(11.65%) となっている。

児童の年齢別人口（令和 7 年 4 月 1 日現在）



(単位：人)

年度別乳児数（各年 4 月 1 日現在）



(単位：人)

1 こども計画

《目 的》

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、すべてのこどもの人格形成の基礎が築かれ、自立した個人としてひとしく成長できること、こどもの心身の状況や環境等に左右されず、権利の擁護がはかられること、さらには将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものであり、こどもに関するさまざまな取組を講じるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や国、地方公共団体等の責務などを定めている。

同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども・若者の視点から分かりやすくライフステージ別に、施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。また、こども基本法の施行とあわせて、同年4月にこども家庭庁が設置され、こども・子育てにやさしい社会づくりに向けた幅広い施策も順次実施されている。

本市においても、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、未来の力となるこどもたちの明るく健やかな成長を支え、安心してこどもを生み育てられるまちづくりを進めていくため、令和2年3月に妊娠・出産期から切れ目ない子ども・子育て支援に関する総合的な計画として「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」（期間：令和2～6年度）を策定した。加えて、令和3年3月には、こどもの貧困対策を推進する「子どもの未来応援プラン」を策定して、第二期計画にリーディングプロジェクトとして位置づけた。

さらに、こどもを社会全体で守り育てるという機運を醸成し、すべてのこどもが生まれ育った環境にかかわらず、現在から将来の生活にわたり夢や希望をもてるまちの実現を目指し、「鹿児島市こどもの未来応援条例」を制定し、令和5年5月に施行するなど、総合的な子ども・子育て支援に取り組んできた。

今回の「鹿児島市こども計画」は、条例の基本理念や各主体の役割、こどもの健やかな育ちを支える取組などのほか、近年の国の動向等も踏まえ、本市のこども・若者・子育て当事者に関するこども施策をさらに推進するための総合的な計画として策定するものである。

（計画期間）

令和7年度から令和11年度までの5か年計画

（教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期）

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら提供体制を確保していく。

なお、教育・保育の分野については、鹿児島市こども計画を児童福祉法に基づく市町村整備計画としても位置付ける。

教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(全 市 域)

(単位:人)

	7年度					8年度					9年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	3,116	2,515	7,789	511	2,372 2,523	2,915	2,353	7,823	503	2,385 2,491	2,631	2,117	7,763	498	2,373 2,480
	5,631				4,895	5,268				4,876	4,748				4,853
②確保方策	8,900		7,738	1,969	2,444 2,615	8,915		7,989	1,987	2,537 2,647	8,915		7,989	1,987	2,538 2,646
					5,059					5,184					5,184
②-①	3,269		▲ 51	1,458	164	3,647		166	1,484	308	4,167		226	1,489	331
確保必要数 (必要整備量)	-		140	-	60	-		-	-	-	-		-	-	-

	10年度					11年度					【参考】6年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	2,329	1,868	7,702	488	2,364 2,457	2,072	1,657	7,635	482	2,344 2,437	3,335	2,692	7,725	514	2,341 2,513
	4,197				4,821	3,729				4,781	6,027				4,854
②確保方策	8,915		7,989	1,987	2,546 2,638	8,915		7,989	1,987	2,546 2,638	9,044		7,596	1,953	2,413 2,576
					5,184					5,184					4,989
②-①	4,718		287	1,499	363	5,186		354	1,505	403	3,017		▲ 129	1,439	135
確保必要数 (必要整備量)	-		-	-	-	-		-	-	-					

幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受け、以下の3つの認定区分に応じて利用先が決まる。

【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

【2号認定】子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

【3号認定】子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業についても、現在の利用状況及び利用希望を踏まえ、次のとおり量を見込み、提供体制を確保する。

No.	事業名		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考) R5実績
1	延長保育事業	①量の見込み	6,831人	6,701人	6,575人	6,453人	6,334人	7,103人
		② 確保方策	6,831人	6,701人	6,575人	6,453人	6,334人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
2	放課後児童健全育成事業	①量の見込み	9,448人	9,536人	9,682人	9,867人	9,944人	※9,133人
		② 確保方策	9,448人	9,536人	9,682人	9,867人	9,944人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
3	子育て短期支援事業	ショート ステイ	①量の見込み	577人日	571人日	562人日	554人日	589人日
			② 確保方策	577人日	571人日	562人日	554人日	
			②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	
		トワイ ライト	①量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	17人日
			② 確保方策	10人日	10人日	10人日	10人日	
			②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	
4	乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	3,824人	3,676人	3,535人	3,402人	3,279人	4,189人
		② 確保方策	3,824人	3,676人	3,535人	3,402人	3,279人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
5	育児支援家庭訪問事業	①量の見込み	329人	316人	303人	292人	281人	316人
		② 確保方策	329人	316人	303人	292人	281人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
6	地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	292,153人日	278,894人日	265,254人日	248,982人日	235,757人日	315,716人日
		② 確保方策	292,153人日	278,894人日	265,254人日	248,982人日	235,757人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
7	一時預かり事業 (幼稚園型)	①量の見込み	397,370人日	388,080人日	364,165人日	334,488人日	309,015人日	394,984人日
		② 確保方策	397,370人日	388,080人日	364,165人日	334,488人日	309,015人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
8	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	①量の見込み	46,348人日	46,348人日	46,348人日	46,348人日	46,348人日	43,463人日
		② 確保方策	46,348人日	46,348人日	46,348人日	46,348人日	46,348人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
9	病児・病後児保育事業	①量の見込み	13,280人日	13,280人日	13,280人日	13,280人日	13,280人日	9,892人日
		② 確保方策	13,128人日	13,974人日	13,974人日	13,974人日	13,974人日	
		②－①	▲ 152人	694人日	694人日	694人日	694人日	
10	ファミリー・サポート・ センター事業	①量の見込み	6,032人日	6,244人日	6,447人日	6,629人日	6,822人日	5,619人日
		② 確保方策	6,032人日	6,244人日	6,447人日	6,629人日	6,822人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
11	妊婦健康診査・健康相談事業	①量の見込み	45,979人日	42,696人日	39,648人日	36,823人日	34,194人日	48,986人日
		② 確保方策	45,979人日	42,696人日	39,648人日	36,823人日	34,194人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
12	利用者支援事業 (基本型)	①量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
		② 確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
		②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
13	保育コーディネーター配置事業 (利用者支援事業(特定型))	①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		② 確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	
		②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
14	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	※1か所
		② 確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
		②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
15	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	①量の見込み	7,825回	7,266回	6,747回	6,266回	5,819回	8,543回
		② 確保方策	7,825回	7,266回	6,747回	6,266回	5,819回	
		②－①	0回	0回	0回	0回	0回	
16	子育て世帯訪問支援事業	①量の見込み	328人日	322人日	314人日	306人日	297人日	49人日
		② 確保方策	328人日	322人日	314人日	306人日	297人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
17	親子関係支援プログラム実施事業	①量の見込み	32人	48人	45人	45人	42人	—
		② 確保方策	32人	48人	45人	45人	42人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
18	産後ケア事業	①量の見込み	2,425回	2,361回	2,269回	2,181回	2,101回	2,181回
		② 確保方策	2,425回	2,361回	2,269回	2,181回	2,101回	
		②－①	0回	0回	0回	0回	0回	

※放課後児童健全育成事業、利用者支援事業(こども家庭センター型)の(参考)は、令和6年度(5月1日現在)の実績

※単位「人日」は、年間延べ利用人数

2 保育所等の整備と保育内容などの充実

(1) 保育所等

経済状況等による共働き世帯の増加に伴い、保育を必要とする児童の健康と安全を図るため、本市では公私立の認可保育所等 206 か所（園）で児童の保育等をしている。また、多様化する保育等のニーズに対応して、乳児保育や延長保育などの充実にも努めている。

《年度別利用状況》

① 市内の保育所等（保育幼稚園課）

（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
保育所等数（か所）	181	181	181	200	206
定員（人）	13,475	13,405	13,426	13,821	13,982
利用児童数（人）	13,223	13,851	12,579	12,767	12,647
利用待機児童数（人）	82	136	21	0	0

② 広域利用

（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
他市町村保育所への利用児童数	74	67	84	86	85
他市町村からの受入児童数	100	96	84	88	83

(2) へき地保育所設置事業（昭和 41 年度、市単独、48 千円、保育幼稚園課）※28 年度より休園

《目 的》

交通条件、経済的、文化的条件等に恵まれないへき地における保育を要する児童に対して、必要な保護を行い、これらの児童の福祉の増進を図る。

《事業内容》

黒神保育園（定員 30 人）の運営・施設管理に係る経費を負担する。

《年度別利用状況》

（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
利用者数	0	0	0	0	0

(3) 幼児教育・保育の無償化（国の制度 令和元年度から実施、保育幼稚園課）

3 歳から 5 歳までの全ての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、認可外保育施設等を利用する、保育の必要性のある子どもについても無償化する。

《対 象》 以下のいずれかに該当する子どもであって、認定を受けたもの

3 歳～5 歳まで（小学校就学前まで）の子ども

0 歳～2 歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

《対象事業等》

① 幼児教育・保育の無償化

事業等名	対象施設	無償化の概要
施設型給付費	ア 保育所 認定こども園【保育所機能】	保育料全額無償
	イ 認定こども園【幼稚園機能】 新制度に移行した幼稚園	保育料全額無償
施設等利用給付費等事業	ウ 新制度に未移行の幼稚園	月額 25,700 円を上限に保育料無償
	☆エ 認可外保育施設 事業所内保育施設等	3 歳～5 歳児 月額 37,000 円 0 歳～2 歳児 月額 42,000 円
	☆オ 一時預かり事業（一般型）	を上限に無償（複数利用可）
	カ 幼稚園の預かり保育（一時預かり事業 （幼稚園型）を含む）	※イもしくはウとエ～クを併用 する場合は月額 11,300 円を上 限に無償
	☆キ 病児・病後児保育施設	※カについて満 3 歳児は翌年度か ら対象（住民税非課税世帯につ いては 0～2 歳も対象）
	☆ク ファミリー・サポート・センター事業	

※☆は保育の必要性があり、保育所・認定こども園、幼稚園に入所していない児童が対象。

※エを利用している 0 歳児から 2 歳児のうち、住民税所得割課税額 103,000 円未満の世帯の児童については、市の単独事業として負担軽減を実施

② 食材料費（給食費）の負担軽減

《対 象》 幼稚園・保育園・認定こども園を利用する、年収約 360 万円未満相当の世帯の 3 歳から 5 歳の児童等

《軽減額》 給食費のうち、副食費（おかず代）に係る経費（月額 4,800 円を上限）

※新制度に未移行の幼稚園は施設等利用給付費等事業で補助。

保育所・認定こども園・新制度に移行した幼稚園は施設型給付費で対応

(4) 安全な保育環境充実事業（令和元年度、国一部、16,399 千円、保育幼稚園課）

《目 的》 保育施設等において、児童が安全に保育を受ける環境の充実を図る。

《事業内容》 事故防止対策巡回支援事業

巡回指導 立入調査を随時行うことで、安全な保育環境の充実を図る。

巡回研修 保育士経験者等による巡回研修を実施することで、安全な保育環境の充実を図る。

実施体制 巡回指導員（保育士経験者）4 人を配置し、実施

(5) 保育士・保育所支援センター運営事業

（平成 28 年度、国 1/2 市 1/2、13,200 千円、保育幼稚園課）

《目 的》 潜在保育士の再就職支援等のほか、保育士等の相談に応じる保育士・保育所支援センターの運営を行うことにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

《事業内容》 保育所等に関する募集採用状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所等に対する潜在保育士活用の助言、保育所等に勤務する保育士等の人間関係や労働条件等に関する相談支援等を行う。

① 場所 キャンセビル 7 階（中央町 10）

② 運営 （一社）鹿児島市保育園協会に委託

③ 時間 火曜日から土曜日（祝日及び年末年始を除く）の 9 時から 17 時 30 分

(6) 関係機関等と連携した保育士確保事業

(令和元年度、国 1/2 市 1/2、1,927 千円、保育幼稚園課)

《目 的》

さらなる保育士確保を図るため、関係機関等と連携し、保育士等の仕事の魅力の情報発信を行い、学生の保育所等への就労促進及び高校生の進路選択の一つとして、保育に関する意識啓発を図る。

《事業内容》

- ①行政（市・県・国）、保育・幼稚園関係団体、保育士養成施設との保育士確保に係る意見交換会の実施
- ②保育士を目指す学生向けのイベント（保育士カフェ、保育士出前講座）の実施
- ③保育の仕事の魅力発信のためのチラシ・リーフレットの作成

(7) 保育士資格取得支援事業 (令和3年度、国 1/2 市 1/2、400 千円、保育幼稚園課)

《目 的》

子どもを安心して預けることができる体制を整備し、保育所等における児童の受入拡大を図る。

《事業内容》

幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭の確保を図るとともに、保育所等に勤務する保育士資格を有していない者の資格取得を支援する。

(8) 保育士等奨学金返済補助事業 (令和4年度、市単独、73,584 千円、保育幼稚園課)

《目 的》

許可保育所等への就職を広く促し、保育人材の確保や職場定着及び離職防止を図り、待機児童数ゼロを継続する。

《事業内容》

奨学金を利用して保育士資格等を取得し、市内の認可保育所等（私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所）に就職した保育士等が、その奨学金を返済するために必要とする費用に補助する。

(9) 保育士確保対策事業 (令和4年度、市単独、42,095 千円、保育幼稚園課)

《事業内容》

待機児童数ゼロの継続のため、保育士等の安定的な確保に向けて、就職奨励金を給付するとともに、情報サイトや広告媒体を通じた情報発信を行う。

(10) 特別保育事業 (保育幼稚園課)

《目 的》

延長保育事業、一時預かり事業等を円滑に実施することにより、乳幼児の健康の保持と精神の成長・発達の促進を図って、児童福祉の向上に努める。

《事業内容及び対象者》

- ① 延長保育事業 (昭和63年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、188,302 千円)

保育標準時間認定分：11 時間の開所の後に 1 時間以上を実施する保育所等に対し、助成する。

保育短時間認定分：11 時間の開所時間内に、短時間認定児童の利用時間（8 時間）を超えて、引き続き保育を実施する保育所等に対し、助成する。

- ② 保育所地域活動事業 (平成元年度、市単独、12,750 千円)

地域における異年齢児交流等事業などの特別の保育科目を設定して保育を実施する保育所等に対し、助成する。

- ③ 一時預かり事業（一般型）(平成3年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、331,492 千円)

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、一時的に預かる保育所、認定こども園等に対し、助成する。

- ④ 一時預かり事業（幼稚園型）(平成27年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、246,016 千円)

主に在籍園児（1号認定子ども）を、通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対し、助成する。

⑤ 保育所障害児受入促進事業 （平成 11 年度、国 1/3 市 2/3、777 千円）

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を実施する場合に、助成する。

(11) 私立保育所等への補助事業（保育幼稚園課）

《目 的》

職員の資質向上と保育内容の向上を図り、児童福祉の増進に努めるため、保育園協会及び保育所、認定こども園、小規模保育事業所に運営費を助成する。

《対象者》

市保育園協会、保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び認可外保育施設

《事業内容》

① 保育園協会

保育園協会研修費補助 （昭和 41 年度、市単独、16,911 千円）

保育園協会運営費補助 （平成 4 年度、市単独、5,179 千円）

② 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所

私立保育所運営費補助

項 目	開始年度	財源	予算
非常勤保育士雇用等補助	昭和 41 年度	市単独	59,616 千円
保育材料等補助	昭和 41 年度	市単独	59,762 千円
軽度障害児保育補助	平成 2 年度	市単独	26,278 千円
週休二日制実施補助	平成 5 年度	市単独	120,312 千円
こどもの心が育つ保育推進事業補助	平成 13 年度	市単独	18,607 千円
障害児保育補助	昭和 52 年度	市単独	60,342 千円
幼児保育相談補助	平成 17 年度	市単独	6,120 千円
障害児保育円滑化事業補助	平成元年度	市単独	3,060 千円
療育支援児保育補助	平成 23 年度	市単独	196,081 千円
保育園研修費補助	平成 23 年度	市単独	4,399 千円
保育体制強化事業補助	平成 30 年度	県 3/4, 市 1/4	133,200 千円
保育士宿舍借り上げ支援事業	令和 2 年度	国 2/3, 市 1/3	79,407 千円

③ 認可外保育施設 （平成 13 年度、国一部、31,776 千円）※昭和 48 年度から平成 12 年度まで間接補助

項 目	開始年度	財源	予算
運営費補助	平成 13 年度	市単独	6,706 千円
管理補助	平成 13 年度	国一部	910 千円
障害児保育補助	平成 16 年度	市単独	3,888 千円
研修費補助	平成 18 年度	市単独	374 千円
冷房費補助	平成 22 年度	市単独	130 千円
暖房費補助	平成 22 年度	市単独	334 千円
児童健康診断補助	平成 23 年度	市単独	1,221 千円

こどもの心が育つ保育推進事業補助	平成 24 年度	市単独	104 千円
夜間保育補助金	平成 30 年度	市単独	713 千円
人件費補助	令和元年度	市単独	17,396 千円

(12) 病児・病後児保育事業（平成 14 年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、211,884 千円、保育幼稚園課）

《目 的》

保育所等を利用する児童が、病気の回復期等にあるために集団保育ができず、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で育児ができない場合に、その児童を一時的に預かり、保育を行う事業を市内の医療機関に委託して実施するとともに、病児保育支援システム「あずかるこちゃん」を運用する。

《事業内容》

- ① 対象児童 鹿児島市に住所を有する 0 歳児から小学校 6 年生までの児童
- ② 実施施設 池田病院 チックタック童夢館（西田三丁目 10-20 TEL255-3737）
紫原たはら医院 グッドラック（紫原四丁目 27-19 TEL250-3231）
ひだまりこどもクリニック ぱらんせ（大明丘二丁目 22-21 TEL294-5000）
谷山生協クリニック レインボーキッズ（谷山中央五丁目 21-22 TEL267-2028）
中瀬小児科 マーミン（東谷山四丁目 25-7 TEL266-1189）
あおぞら小児科 あまやどり（草牟田二丁目 16-8 TEL226-3298）
かごしまたんぽぽ小児科 病児保育ばふ
(真砂本町 13-20 大福第 13 ビル 1 階 TEL202-0410)
豊島小児科 病児保育室 sano（山田町 3408 番地 6 TEL265-3070）
- ③ 利用定員 各施設 4 ～ 12 人
- ④ 利用日及び時間 施設によって異なる

《実施状況》

(単位：人)

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
延べ利用人数	9,419	6,041	7,155	6,657	9,892	8,223

(13) 医療的ケア児受入推進事業（令和 5 年度、国 2/3 市 1/3、85,044 千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育所等において医療的ケア児の受入れを推進するため、保育所等への看護師の配置等に対する支援を行うとともに、停電時における非常用電源等の災害対策備品の整備に対する補助を行う。

(14) 保育所等業務効率化推進事業（令和 5 年度、国 1/2 市 1/4、24,415 千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

過去に補助を受けていない施設（認可外保育施設を含む）及び国の指定する機能を全て備えていない施設に対し、ICT 化を行うために必要なシステム導入費用の一部の補助を行う。

(15) 1 歳児受入促進補助事業（令和 4 年度、市単独、54,648 千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

利用希望が多いが受入れが増やしにくい 1 歳児の受入れを拡大する保育所等に対し、人件費等を助成する。

(16) 保育所等紙おむつ処理支援補助事業（令和 5 年度、紙おむつ処理費：市単独、
ごみ箱購入費：国 1/3 市 2/3、18,503 千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育所等の使用済み紙おむつの処理等に要する経費に対し補助することにより、保護者の持ち帰りの負担や保育士等の業務負担の軽減を図る。

(17) 給付費等申請クラウドシステム運用事業（令和５年度、市単独、9,914千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

教育・保育施設の給付費等の申請、算定等の業務について、クラウド上でデータを共有し、一括管理するシステムを導入し、施設と市双方の業務負担の軽減と事務の効率化を図る。

(18) 児童福祉施設整備費等補助事業（保育幼稚園課）

《目 的》

施設整備を行う社会福祉法人等に対し、保育の受け皿確保に向けた新たな保育所等の整備や利用児童の安全確保を図るための耐震化・老朽改築整備に要する経費の一部を助成する。

《事業内容》

就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金

① 待機児童解消分（令和７年度、国 2/3 市 1/12、470,309千円）

② 老朽改築整備分（令和５年度、国 1/2 市 1/4、261,781千円）

《実施状況》

施設 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
・保育所 ・幼保連携型 認定こども園	千年幼稚園 （２年目） きよみ保育園 （２年目） はなぶさ幼稚園 （１年目）	はなぶさ幼稚園 （２年目） 喜入保育園 （１年目） 錦ヶ丘保育園 （１年目） 白菊保育園 （１年目）	喜入保育園 （２年目） 錦ヶ丘保育園 （２年目） 白菊保育園 （２年目） 認定こども園錦ヶ丘 （１年目） 福平保育園 （１年目）	認定こども園錦ヶ丘 （２年目） 福平保育園 （２年目）	仁田尾保育園 （１年目）

※令和４年度までは、「保育所等整備交付金施設整備費補助金」及び「認定こども園施設整備補助金」の名前で助成。

(19) 保育所等設置支援事業（令和５年度、国 8/9、市 1/9、168,420千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

賃貸物件を活用して保育所等や小規模保育事業所を設置する際に必要な改修費等の一部を補助する。

(20) 利用定員拡大促進補助事業（令和４年度、市単独、8,500千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

認可保育所及び認定こども園の２・３号定員増員による受入れ拡大を図るために必要な改修等に要する費用を助成する。

(21) 多子世帯保育料等軽減事業（保育幼稚園課）

《目 的》

第３子以降の子どもについて保育所等を利用している多子世帯（18歳未満の子を３人以上扶養している世帯）の経済的な負担を軽減するため、保育料の軽減を行う。

《対象児童》

対象となる児童は下記の項目のいずれにも該当する者

- ① 保育所等に入所している児童
- ② 多子世帯の18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する児童
- ③ 市民税所得割額が97,000円未満の世帯に属する児童

(22) 認可外保育施設保育料助成事業（平成25年度、市単独、8,430千円、保育幼稚園課）

《目 的》

認可外保育施設を利用している乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を助成する。

《対象者》

対象となる保護者は下記の項目のいずれにも該当する者

- ① 鹿児島市内に住民登録を置き、在住していること
- ② 補助金の対象となる認可外保育施設を月単位で契約していること
- ③ 保護者が現に就労、就学、疾病等により家庭で保育ができないこと
- ④ 世帯の市民税（住宅取得控除等の控除前の額）の所得割額が103,000円未満であること
- ⑤ 市・県民税に滞納がないこと

(23) 保育コーディネーター配置事業（平成25年度、国2/3、県1/6、26,556千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育を必要としている保護者の相談に応じ、保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを適切に結びつけ、よりきめ細かな対応を行う保育コーディネーターを配置する。

《配置》

保育幼稚園課3人、谷山子育て支援課2人、福祉支援部伊敷福祉課1人、福祉支援部吉野福祉課1人

(24) SMSを活用した保育所等情報発信事業（令和5年度、市単独、836千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育所等の利用調整を効果的に実施するため、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、施設の空き情報を提供する。

(25) 保育所システム更新等推進事業（令和6年度、市単独、13,320千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育所等業務効率化推進事業の補助対象とならない、システムの入替え、機器の更新・追加に対し、補助する。

(26) 民間保育士等処遇改善補助事業（令和5年度、市単独、802,709千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

認可保育所等に勤務する保育士等の処遇を改善することで、保育士等の確保や職場定着及び離職防止を図る。

(27) 潜在保育士雇上強化事業（令和6年度、国3/4、市1/4、16,270千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

潜在保育士を有資格保育補助者として雇用し、保育士等としての段階的な復帰に取り組む保育所等に対し助成する。

(28) 教育・保育関係手続きオンライン化促進事業（令和7年度、市単独、7,597千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保護者の利便性の向上を図るため、保育所等の利用申込みに対する利用調整結果等の通知をオンライン化する。

(29) 乳児等通園支援事業（令和7年度、国3/4 市1/4、保育幼稚園課）

《事業内容》

在宅で子育てをする世帯の乳児等が、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等に通園することにより、乳児等に家庭とは異なる経験等の機会を与えるとともに保護者の孤立感、不安感の解消を図る。

(30) 桜島地域幼保一元化推進事業（令和7年度、市単独、6,249千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

令和8年4月の桜島地域の幼保一元化に向け、統合先の私立桜島こども園に対する送迎車両購入費用、統合元2園（市立東桜島保育園、市立桜峰幼稚園）の保護者に対し、統合に伴い新たに生じる費用を助成するための補助金の創設等を行う。

- ① 私立桜島こども園に対する、送迎車両購入費用の補助
- ② 市立東桜島保育園・市立桜峰幼稚園の保護者に対する、教材等購入費用の補助
- ③ 交流活動の実施

3 私立幼稚園等に対する助成

私立幼稚園等の運営に対する助成事業（昭和48年度、市単独、145,009千円、保育幼稚園課）

《目 的》

鹿児島市内の私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園及び私立幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）並びに鹿児島市私立幼稚園協会（以下「協会」という。）の円滑な運営を図り適正な就学前の子どもの教育及び保育を推進するため、幼稚園等に対し教材費、3歳児保育運営費、協会に加盟する各幼稚園等の研修費、運営費、絵本に親しむ活動費、読み聞かせ奨励費、幼児教育相談助成費、保健衛生充実事業費、満3歳児長期休暇預かり保育人件費及び協会の運営費に対する補助金を支出する。

《対象者》

鹿児島市内の私立幼稚園及び認定こども園、鹿児島市私立幼稚園協会

《補助額》

毎年度の5月1日現在の幼稚園等の園児数、教育・保育職員等数、園数及び学級数を基礎として算定（協会運営費及び満3歳児長期休暇預かり保育人件費を除く）。

4 児童の健全育成

(1) 児童センター（昭和41年度、国1/3 県1/3 市1/3、49,913千円、こども政策課）

《目 的》

児童に健全な遊びの場を与え、その健康や体力を増進し、情操を豊かにするとともに児童の健全な育成を図ることを目的とする児童センターを運営し、児童福祉の増進を図る。

《対象者》

18才未満の児童とその家族、こども会及びこれに類する団体、母親クラブ等児童健全育成を目的として組織された団体

《事業内容》

- ① 実施場所 城南児童センター（城南町 4-19）
三和児童センター（三和町 21-23）
郡山児童センター（郡山町 39-4）
- ② 開館日及び時間 月曜日から土曜日まで（年末年始・祝日を除く。）
午前 8 時 30 分～午後 6 時
- ③ 保護者負担 行事費など必要な費用

《利用状況》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
城南児童センター	2,633	3,116	3,592	6,079	6,246
三和児童センター	5,119	4,932	5,952	7,272	7,456
郡山児童センター	8,121	5,469	4,855	5,427	5,367
計	15,873	13,517	14,399	18,778	19,069

(2) 放課後児童健全育成事業 （昭和 52 年度、国 1/3 県 1/3、1,602,728 千円、こども政策課）

児童クラブ施設整備事業 （昭和 52 年度、国 1/3 県 1/3、60,401 千円、こども政策課）

※ 一部 国 2/3 県 1/6

《目 的》

昼間労働等により保護者のいない小学校に就学している児童の適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図る。

なお、児童クラブの運営は、各児童クラブ運営委員会等に委託して行う。

《対象者》 昼間保護者のいない小学校に就学している児童

《事業内容》

- ① 実施場所 児童クラブ 180 か所
- ② 開所日及び時間 月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）
平日：午後 2 時～午後 6 時、授業のある土曜日：授業終了後～午後 6 時
授業のない土曜日：午前 8 時～午後 6 時、長期休暇：午前 8 時～午後 6 時
- ③ 保護者負担 児童 1 人当たり月額 3,500 円（生活保護世帯等は無料）

《設置状況》

（単位：か所）

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
新 規 開 設	14	10	5	8	4	2	0
事 業 廃 止	0	0	0	0	0	1	1
年度末クラブ数	153	163	168	176	180	181	180

(3) 放課後児童健全育成補助事業 （平成 11 年度、国 1/3、県 1/3、452,326 千円、こども政策課）

《目 的》

放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に運営費の補助を行い、当該法人等の事業の促進を図るとともに、保護者負担の軽減を図り、児童の健全育成に資する。

《対象者》 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人及び学校法人等

《対象経費》 放課後児童健全育成事業に要する経費のうち、支援員等人件費、施設賠償責任保険料、光熱水費及び保護者負担金差額加算等

《実施状況》

(単位：か所)

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
新 規 開 設	3	2	0	2	3	7	5
事 業 廃 止	0	0	1	2	2	0	2
ク ラ ブ 数	26	28	27	27	28	35	38

(4) 児童クラブ ICT 化推進事業 (令和 4 年度、国 1/3、県 1/3、18,615 千円、こども政策課)

《目 的》児童クラブの ICT 化により、保護者の利便性向上や職員の業務負担軽減を図る。

《事業内容》児童等の入退室管理や保護者への連絡等ができるシステム等を運用する。

(5) 児童クラブタブレット学習支援事業 (令和 6 年度、国 1/3、県 1/3、37,238 千円、こども政策課)

《目 的》児童クラブにおける児童のタブレット端末を活用した学習を支援する。

《事業内容》Wi-Fi ルーターの運用等により、インターネット環境の充実等を図る。

(6) ちびっこ広場 (昭和 42 年度、市単独、8,341 千円、保育幼稚園課)

《目 的》

子どもたちの路上遊びを防止し、身体面の発育及び精神面の発達を助長するため、空地等を利用し、安全で楽しく、そして明るく過ごせるスペースの確保を目的とする。

《事業内容》

令和 7 年 3 月末現在 87 か所で、地域の要望により設置している。

(7) 子育て短期支援事業

- ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 (平成 6 年度、国 1/3・1/2 県 1/3・1/4 市 1/3・1/4
6,620 千円、こども家庭支援センター、こども福祉課、谷山子育て支援課)

《目 的》

児童を養育している家庭の保護者が疾病や育児疲れ等の事由によって、家庭での養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護することにより、児童及び母子の身体的・精神的な負担の軽減、福祉の向上を図る。

《対象者》 18 歳未満の児童及び親

《事業内容》

ア 実施場所 乳 児 院 やくし乳児院、鹿児島乳児院
児童養護施設 愛の聖母園、桜島学園、三州原学園、仁風学園
母子生活支援施設
ファミリーホーム 富永さんち、武田ホーム

イ 利用期間 保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、市が認める期間

ウ 事業費単価 2 歳未満児 1 日 11,760 円 2 歳以上児 1 日 6,460 円

エ 利用者負担 事業費の一部を負担（生活保護世帯等は無料）

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
延利用人員（人）	62	90	122	118	85
延利用日数（日）	371	543	649	589	500

- ② 夜間養護等（トワイライト）事業 (平成 16 年度、国 1/3 県 1/3、市 1/3、60 千円)

《目 的》

児童を養育している家庭の保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うことにより、児童の福祉の向上を図る。

《対象者》 18歳未満の児童

《事業内容》

ア 実施場所	乳児院	やくし乳児院、鹿児島乳児院
	児童養護施設	愛の聖母園、桜島学園、三州原学園、仁風学園
	ファミリーホーム	富永さんち、武田ホーム
イ 利用時間	・夜間養護事業	夕方（保育園、幼稚園、小学校等終了後）～午後10時まで
	・休日預かり事業	朝～夕方（概ね午後6時）
ウ 事業費単価	夜間養護事業 1日 2,350円	休日預かり事業 1日 3,500円
エ 利用者負担	事業費の一部を負担（生活保護世帯等は無料）	

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延利用人員（人）	0	14	17	17	5
延利用日数（日）	0	14	18	17	5

(8) すこやか子育て交流館管理運営等事業（平成22年度、国一部 県一部、140,603千円、こども政策課）

《目 的》

子育て中の親の不安感や負担感を軽減するとともに、子育て家庭や子育て支援団体等の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設として、平成22年10月に開館した。

この施設では、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時預かり、子育てに関連する情報の発信や関係団体等との連携・情報の共有化を行い、子育て支援のネットワークづくりを進める。

《対象者》

小学校3年生までの子どもとその家族、妊娠中の者、子育て支援に係る活動を行う者等

《事業内容》

- ① 実施場所 与次郎一丁目10-17
 ② 開館日及び時間 毎月第1月曜日及び年末年始を除く毎日 午前9時～午後5時

《利用状況》 (単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者数	53,053	54,989	76,386	97,198	100,816

(9) 親子つどいの広場運営事業（平成20年度、国一部 県一部、213,369千円、こども政策課）

《目 的》

子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供する「親子つどいの広場」を運営し、子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図る。

《対象者》

小学校に就学するまでの子どもとその家族、妊娠中の者、子育て支援に係る活動を行う者等

《事業内容》

- ① 実施場所 東部親子つどいの広場（中町4-13）平成20年4月1日供用開始
 南部親子つどいの広場（西谷山一丁目3-2）平成25年12月24日供用開始
 北部親子つどいの広場（吉野町3256-1）平成26年7月1日供用開始

西部親子つどいの広場（下伊敷一丁目 10-3）平成 29 年 4 月 1 日供用開始

② 開館日及び時間 年末年始を除く毎日 午前 9 時～午後 5 時

《利用状況》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
東部親子つどいの広場	15,482	12,594	16,455	19,001	19,414
南部親子つどいの広場	41,343	43,413	57,629	64,548	56,485
北部親子つどいの広場	23,797	24,887	29,971	34,964	29,611
西部親子つどいの広場	32,847	33,826	44,080	53,288	52,868

(10) 地域子育て支援センター事業（平成 6 年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、119,399 千円、こども政策課）

《目 的》

子育て家庭への支援活動の企画、調整及び実施を担当する職員を配置し、育児不安等に対する相談、子育て親子の交流の促進、地域の子育てサークル等の育成・支援等を実施する。

《事業内容》

- ① 実施内容 育児不安等に対する相談、親子ふれあいの催し、育児講座、子育てサークル等の育成・支援、その他
- ② 実施施設（委託先） 上町わくわくランド（鹿児島県社会福祉事業団） いっぺこっぺ（伊敷福祉会）
つくしびよびよ（紫原福祉会） はらっぱ（鹿児島福祉会）
ララ（鹿児島福祉会） 花（吉田向陽会）
ころころ（合同会社しんじん） 喜入松青ひろば（松青福祉会）
くくな（合同会社 Mana） ドリームキッズ（常盤会）
松青ひろば（松青福祉会） わくわくパンダ（笹桐福祉会）
※令和 7 年 4 月 1 日現在

《利用状況》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用者数	22,684	19,997	24,126	27,939	36,914

(11) ファミリー・サポート・センター事業（平成 12 年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、15,007 千円、こども政策課）

《目 的》

育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を実施し、子育てに関する負担の軽減及び児童福祉の向上を図る。

《対象者》

- 依頼会員 （育児）市内に居住又は勤務する者で、生後 6 か月から 18 歳までの子どもがいる者
（家事）市内に居住し、母子健康手帳交付の日から出産後 6 か月までの者
- 提供会員 （共通）市内に居住する者

《事業内容》

- ① 実施機関 ファミリー・サポート・センター（中町 4-13）
- ② 委託先 市社会事業協会
- ③ 開館日及び時間 年末年始を除く毎日 午前 9 時～午後 5 時
- ④ 実施内容 会員相互による育児や家事の相互援助活動

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
会員数（人）	3,077	3,213	3,275	3,350	3,411
活動回数（回）	3,890	4,096	5,252	5,619	5,834

(12) 子育てサークル支援事業（平成 13 年度、市単独、1,806 千円、こども政策課）

《事業内容》

子育て等に関して地域での交流の活性化を図るために活動する子育てサークルに対し、活動費の助成を行うほか、すこやか子育て交流館や親子つどいの広場などで、おもちゃの貸し出しを行う。

① 子育てサークル活動費補助

主に本市に居住する未就学児の親子の世帯が 5 世帯以上で、本市の子育て支援施設や公共施設を拠点に子育て等に関して地域での交流の活性化を図る活動を行う子育てサークルに対する補助を行う。

② 子育ておもちゃ便

子育てに関する活動を行う団体等に、ジョイントマット、エプロンシアター、ブロック、ままごとセットなどのおもちゃの貸し出しを行う。

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
団体数	14	13	13	13	10

(13) 子育てサポーター養成事業（平成 19 年度、国 1/2 市 1/2、142 千円、こども政策課）

《目 的》

市民が自らの経験等を活かして子育てを支援することができるよう、本市の養成講座または県が実施する子育て支援員研修修了者を「子育てサポーター」として登録し、地域の子育て力を向上させ、より子育てしやすい環境を整備する。

また、子育てサポーターと県の子育て支援員研修修了者を対象に現任研修を実施し、地域子育て支援拠点施設の支援の担い手となる「子育て支援員」のスキルアップを図る。

《事業内容》

① 子育てサポーター活動

本市のイベントや講座、子育て支援施設、子育てサークル等において、子育ての悩み相談や助言及び各種イベント等の託児を行う。

② 現任研修の実施（隔年）

従事者のスキルアップを図るため、現任研修を実施

対 象 者 子育てサポーター及び県が実施する子育て支援員研修修了者

定 員 80 人

受 講 料 無料

(14) 子育て支援ネットワーク推進事業（平成 24 年度、市単独、1,135 千円、こども政策課）

《目 的》

すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを構築し、多様な情報発信と、さまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。

《事業内容》

① 子育て支援ネットワーク会議の運営

② 子育て応援ポータルサイト（夢すくすくねっと）の運用

- ③ 子育て関連情報の一元管理、提供
- ④ かがしま市子育てガイドの発行
- ⑤ にこにこ子育て応援隊の支援

(15) 子育て支援施設職員スキルアップ研修事業 (令和2年度、国 1/2 市 1/2、413 千円、こども政策課)

《目 的》

子育て支援拠点施設職員のスキルアップを図るため、研修を実施するとともに、子育て支援拠点施設間の連携を図るため、会議を設置し、情報交換等を行う。

《事業内容》

対象者 すこやか子育て交流館、親子つどいの広場、児童センター、地域子育て支援センターの職員

① 研修

ア 職員のスキルアップ研修

専門的な知識・技術等を習得することをテーマとした研修

イ 実務研修

拠点における課題や事例及び解決に向けた技術等の共有を図ることをテーマとした研修

② 地域子育て支援拠点施設従事者会議

- ・子育て支援情報の共有化
- ・相談のケース検討
- ・施設が抱える課題に対する意見交換 等

(16) 子育て支援施設整備事業 (令和5年度、市単独、65,188 千円、こども政策課)

《事業内容》

子育て支援施設の整備等を計画的に行う。

(17) 家庭こども相談員設置事業 (令和6年度、市単独、19,142 千円、こども福祉課) ※令和6年度より家庭児童相談員設置事業(昭和45年度)と婦人相談員設置事業(昭和33年1月)を統合

《目 的》

家庭における児童についての悩みごとや配偶者からの暴力、家庭内のもめごとの相談等に対応する家庭こども相談員を配置する。

《対象者》 児童を養育している保護者、女性等

《事業内容》

① 実 施 場 所 家庭こども相談室・谷山子育て支援課

② 相談日及び時間 月曜日から金曜日まで(年末年始・祝祭日を除く。)
家庭こども相談室 午前8時30分～午後5時15分
谷山子育て支援課 午前9時15分～午後4時

① 家庭こども相談員 5人(家庭こども相談室 3人 谷山子育て支援課 2人)

② 相 談 内 容 家庭における児童についての悩みごと、夫からの暴力に関すること等

《実施状況》

(単位：件)

年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
相談件数	1,088	987	856	837	793

※家庭児童相談と婦人相談を合計した件数

(18) 児童虐待対策事業（平成13年度、国1/2・1/3 県1/3 市1/2・1/3、1,495千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

関係機関・団体等との情報共有や連携を深めるとともに、児童虐待防止についての啓発活動等の事業を行うことにより、児童虐待の早期発見や防止等を推進する。

《事業内容》

① 鹿児島市要保護児童対策地域協議会による児童虐待対策の実施（平成20年度設置）

関係機関・団体の代表者等による「代表者会議」「実務者会議」等を開催し、情報交換や支援内容について協議することにより、児童虐待の早期発見や防止等を図る。

② 子ども相談連絡部会研修会の開催

③ 児童虐待防止のための啓発活動

児童虐待防止についての街頭キャンペーン等を行うことで、虐待防止や早期発見等の啓発に努める。

(19) 育児支援家庭訪問事業（平成17年度、国1/3・1/2 県1/3・1/4 市1/3・1/4 6,234千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育を図る。

《対象者》 子育てに対し不安がある出産後概ね1年未満の家庭

《事業内容》

① 出産後間もない時期（概ね1年程度）の母子に対する育児指導

② 未熟児、多胎児等についての育児指導及び栄養相談

③ 身体的又は精神的不調状態にある養育者に対する相談及び指導

④ 若年の養育者に対する育児相談及び指導 など

(20) 子育て世帯訪問支援事業（令和5年度、国1/3 県1/3 市1/3、1,435千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

家事・育児に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を子育て訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

《事業内容》

①家事援助の内容

ア.家事支援 食事の準備、後片付け、洗濯、居室等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物 など

イ.育児支援 授乳、離乳食、おむつ交換、沐浴補助、保育所等の送迎、通院・産後健診・公的機関の手続きなどの同行、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供 など

②支援対象 家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

③利用者負担金 最大3,000円/回（所得等に応じて減免）

(21) かごしまこども応援ネットワーク推進事業（令和5年度、市単独、こども福祉課）

《目 的》

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもを支援する活動の促進を図る。

《事業内容》

こどもの居場所づくりにつながる活動を行っている団体の取組について、市ホームページ「かごしまこども応援ネットワーク」という場を通して、情報の見える化を図り、団体間で協調した取組が促進されるなど、地域全体で子どもを支えていく力の向上を目指す。

(22) イクボス推進会議開催事業（平成 29 年度、県 2/3、352 千円、こども政策課）

《目 的》

仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進する。

《事業内容》

イクボス推進同盟への参加企業の増加等を図るとともに、イクボスの優れた取り組みを表彰する「イクボスアワード」を通じて、仕事と生活を両立しやすい環境整備を官民連携で推進する。

(23) こどもの居場所×学習機会づくり地域支援補助金（令和 6 年度、国 2/3、3,279 千円、こども福祉課）

《目 的》

こどもの居場所づくりにつながる活動の一つとして、学習支援の取組を支援し、こどもの居場所づくりを推進する。

《事業内容》

こどもの居場所づくりとして、子ども食堂を支援する団体が行う学習支援の取組に対し、助成する。

(24) 子ども食堂サロン運営支援補助金（令和 4 年度、国 2/3、3,530 千円、こども福祉課）

《目 的》

鹿児島市における子ども食堂の活動を支援することで、地域社会全体で子どもを育てていくという機運を醸成し、もって子どもの健全育成を図る。

《事業内容》

子ども食堂への支援や新規開設等に関する相談機能を担う「かごしまこども食堂サロン」を運営する団体に対し、助成する。

(25) 子ども見守り強化事業（令和 3 年度、国 2/3、市 1/3、4,572 千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

児童虐待防止と早期発見に努めるため、支援を必要とする児童の自宅に弁当などを届ける子ども食堂等を通じた地域の見守り体制を強化する。

《事業内容》

子ども見守り強化事業補助金

- ①対象者 市内でこども食堂等を運営する団体で、「かごしまこども食堂・地域食堂ネットワーク」の構成員となっている団体等
- ②対象活動 宅食（無料）を通じた対象児童等の見守り
- ③対象経費 人件費、弁当購入費、ガソリン代等

(26) こどもの未来応援贈り物事業（令和 5 年度、2,325 千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

イベント参加やスポーツ観戦など、様々な経験の機会の提供に取り組む児童養護施設等に対し助成を行い、施設で生活する子どもが夢や希望を抱くきっかけづくりを行う。

《対象施設》

乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム、母子生活支援施設、児童心理治療施設（鹿児島市内 15 施設）

※全額、愛の福祉基金を活用

(27) 子ども家庭見守り相談支援員設置事業（令和4年度、国 1/2 市 1/2、16,547 千円、
こども家庭支援センター）

《目 的》

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、継続的な支援を行っている子どもについて、定期的な状況確認を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の運営に係る業務を行う。

《事業内容》

- ① 市が継続的な支援を行っている児童等の定期的な状況確認
- ② 市が継続的に支援を行っている児童等の支援に係る連絡調整・事務処理等
- ③ 要支援児童に関する相談対応

(28) ヤングケアラー支援事業（令和5年度、国 2/3 市 1/3、4,527 千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども、いわゆるヤングケアラーの周知広報を図るとともにヤングケアラーに対する支援体制を充実させるもの。

《事業内容》

ヤングケアラーに対する支援体制の充実を図るため、相談支援を行うとともに、周知広報を図る。

(29) こども家庭支援ネットワーク構築事業（令和5年度、国 2/3 県 1/6 市 1/6、157 千円、
こども家庭支援センター）

《事業内容》

連携が必要な関係者を委員とするこども家庭支援ネットワーク会議を開催し、多様な家庭環境等に対応した支援体制の充実・強化を図る。

(30) 親子関係支援プログラム実施事業（令和6年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、278 千円、
こども家庭支援センター）

《目 的》

子育ての悩みや不安を抱える保護者等に対し、親子関係支援プログラムを活用した支援を行う。

《事業内容》

児童との関わり方及び子育てに悩み、不安等を抱えている保護者並びにその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩み、不安等を抱える保護者同士が相互に悩み、不安等を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。

(31) こども相談サロン・フードパントリー運営事業（令和6年度、国 2/3 市 1/3、1,130 千円、
こども家庭支援センター）

《目 的》

関係機関と連携し、地域において本市が実施する相談サロンと民間事業者が実施するフードパントリー（食材配布）を同時開催し、児童虐待防止と育児負担の軽減を図る。

《事業内容》

こども家庭支援センター、保健センター（北部・東部・西部・中央・南部）及び各支所保健福祉課 5 か所で年 1 回ずつ相談サロン（市実施）とフードパントリー（民間事業者実施）を同時に開催し、地域での子育て支援の

ネットワーク化、各関係機関との連携強化を図る。

また、相談サロンの実施や対象者を必要な福祉サービス等の利用につなげるにより、児童虐待防止や育児負担の軽減を図る。

(32) 児童相談システム導入事業（令和6年度、国 1/2・2/3 県 1/6 市 1/2・1/6、27,759 千円、こども家庭支援センター）

《事業内容》

こども家庭支援センターの業務の効率化や、関係機関との円滑な情報共有等を図るため児童相談システムを導入する。

(33) 児童相談所設置事業（令和6年度、市単独、750,014 千円、児童相談所準備室）

《事業内容》

児童相談所の設置に向けて、基本・実施設計や土地開発基金により購入した整備予定地を取得するなど、必要な取組を推進する。

(34) こどもの未来応援条例推進事業（令和5年度、市単独、811 千円、こども福祉課）

《目 的》

子どもを社会全体で守り育てるという機運を醸成し、子ども達が夢や希望を持てる社会の実現を目指す。

《事業内容》

こどもの未来応援条例に基づき、その周知を図り、子どもを社会全体で守り育てるという機運を醸成する。

(35) 子育て情報AIチャットボット活用事業（令和5年度、県 2/3、3,130 千円、こども政策課）

《事業内容》

子育て支援関連情報の問い合わせに 24 時間 365 日対応する AI チャットボットを運用し、子育て世帯等の利便性向上を図る。

(36) こどもまんなか応援サポーター事業（令和7年度、県 2/3、1,386 千円、こども政策課）

《目 的》

こどもまんなか社会の実現に向け、こどもまんなか応援サポーターの取組を推進し、こども・子育てにやさしいまちづくりの機運醸成を図る。

《事業内容》

こどもまんなか応援サポーターの取組を周知広報するための啓発動画や、こども・子育てにやさしいまちづくりを啓発するポスターを作成する。

(37) こどもの未来応援イベント開催事業（令和7年度、県 2/3、7,207 千円、こども政策課）

《目 的》

こどもまんなか社会の実現に向け、子育てに関する相談や、親子が楽しく相互交流できるイベントを開催し、安心して子育てができるよう支援するとともに、こどもの未来応援条例の周知啓発を図る。

《事業内容》

こどもや子育て家庭を支援する本市の施策を発信するとともに、社会全体でこどもや子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、親子が集い、楽しく相互交流できるイベントを子育て当事者や若い世代の参画を得て開催する。

(38) 子どもたちと鹿児島市を語る会開催事業（令和7年度、市単独、627千円、こども福祉課）

《目 的》

こどもの未来応援条例に基づき、子どもの意見表明の機会を確保する。

《事業内容》

子どもたちが直接市長と対面し、市政課題等について意見交換する仕組みを構築する。

(39) こどもの居場所実態調査事業（令和7年度、国1/2、3,487千円、こども福祉課）

《目 的》

こどもの視点に立った多様な居場所づくりを推進する。

《事業内容》

こどもの居場所に関する実態把握のための調査を実施する。

(40) 児童相談所人材育成事業（令和7年度、国1/2・2/3 市1/2・1/3、2,458千円、児童相談所準備室）

《事業内容》

児童相談所の設置に向け、県や他都市児童相談所への派遣研修の継続や、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に取り組むとともに、児童相談所派遣経験者等への研修機会の充実を図ることで、児童相談所に必要な高い専門性を持った人材育成の取組を進める。

5 母子・父子家庭等の対策

(1) 母子・父子自立支援相談（昭和62年度、一部国庫補助、21,097千円、こども福祉課）

《目 的》

母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図る。

《対象者》

母子家庭、父子家庭、寡婦

《事業内容》

① 実 施 場 所	家庭こども相談室及び谷山子育て支援課
② 相談日及び時間	月曜日から金曜日まで（年末年始・祝祭日を除く。） 家庭こども相談室 午前8時30分～午後5時15分 谷山子育て支援課 午前9時15分～午後4時
③ 母子・父子自立支援員	6人（家庭こども相談室4人 谷山子育て支援課2人）
④ 相 談 内 容	ひとり親家庭等の自立に必要な支援に関すること

《実施状況》

（単位：件）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	6,701	7,077	6,630	6,288	6,339

(2) 愛の福祉基金事業（昭和56年度、市単独、9,127千円、こども福祉課）

《目 的》

篤志家からの寄付金を基金（令和6年度末基金総額250,984,014円）として積立て、その運用利息等で母子・父子家庭等の福祉の増進を図る。

《対象者》 母子・父子家庭等の中学校に入学する生徒

《事業内容》

母子・父子家庭等の児童が中学校に入学したときに、その入学を祝い図書カードを贈る。

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
対象者（人）	746	767	745	730	700
図書カード （1 人あたり／円）	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000

(3) 母子保護の実施（国 1/2、141, 071 千円、こども福祉課）

《目 的》

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させて、これらの者を保護する。

《対象者》 18 歳未満の児童を養育している配偶者のない女子等

《施 設》 市内 4 施設、定員 80 世帯

(4) 助産の実施（国 1/2、18, 370 千円、こども福祉課）

《目 的》

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ母子の保護を図る。

《対象者》 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯等の妊産婦

《事業内容》

① 実施場所 市立病院、鹿児島中央助産院

② 利 用 料 所得に応じて負担（生活保護世帯は無料）

《実施状況》 (単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用人員	22	24	16	26	19

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業（平成 8 年度、国 1/2、120 千円、こども福祉課）

《目 的》

母子・父子家庭等の修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な介護等を行い、地域での生活を支援する。

《対 象》

母子家庭、寡婦、父子家庭であって、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）又は社会的な事由（疾病、事故、出張及び学校等の公的行事への参加等）により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯

《介護等の内容》

乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品等の買物等

《利用者負担》

無料

※市母子寡婦福祉会に委託して実施

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
申請件数（件）	5	9	1	10	6
利用日数（日）	6	16	1	14	6

(6) 就業支援講習会事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業） （平成 16 年度、国 1/2、2,725 千円、こども福祉課）

《目 的》

母子家庭の母及び寡婦並びに父子家庭の父に対し、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を実施し、ひとり親家庭等の自立支援を図る。

《対象者》 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父

《講習会の種類》 医療事務講座等

《実施状況》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
講習種目	医療事務・調剤 薬局事務講座	医療事務・調剤 薬局事務講座	医療事務・調剤 薬局事務講座	医療事務・調剤 薬局事務講座	医療事務・調剤 薬局事務講座
延受講人数	447	197	236	266	128
参加実人員	31	33	39	27	12

(7) ひとり親家庭等生活支援講習会事業 （平成 16 年度、国 1/2、384 千円、こども福祉課）

《目 的》

各種生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子・父子家庭等の相談に応じるなど、生活の中で直面する諸問題の解決や精神的安定を図り、母子・父子家庭等の地域での生活を支援する。

《対象者》 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父

《講習会の種類》

- ① 児童のしつけ・育児に関する講習
- ② 養育費の取得手続に関する講習
- ③ 健康づくりに関する講習等

※市母子寡婦福祉会に委託して実施

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開催回数（回）	18	20	19	22	16
参加人員（人）	353	443	537	554	414

(8) ひとり親家庭等総合相談会事業 （令和元年度、国 1/2、827 千円、こども福祉課）

《目 的》

ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため、ひとり親家庭等総合相談会を開催する。

《対象者》 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父

《相談会の内容》

- ① 弁護士による各種法律相談
- ② ファイナンシャルプランナーによる家計相談
- ③ ハローワークによる就労相談
- ④ 保健師による子育て・健康相談
- ⑤ 母子・父子自立支援員による母子父子自立支援相談

(9) 中高生国際交流派遣支援事業 （令和 5 年度、市単独、800 千円、こども福祉課）

《目 的》

意欲ある学生が、家庭の経済的状況により学ぶ機会が奪われることのないよう、国際交流の場に参加できる環境を整える。

《対象者》 ひとり親（児童扶養手当・母子父子家庭等医療費助成受給者）・生活保護・市町村民税非課税いずれかの世帯の中学生・高校生

《事業内容》

「青少年の翼事業」「青少年東南アジア派遣事業」の自己負担分の経費を助成する。

※全額、愛の福祉基金を活用

《実施状況》

年 度	5 年度	6 年度
補助件数（件）	0	4

(10) 養育費確保支援事業（令和5年度、国1/2、1,408千円、こども福祉課）

《目 的》

養育費の確実な支払いを支援し、ひとり親家庭の福祉の向上を図る。

《事業内容》

ひとり親家庭の子どもの養育費にかかる公正証書等の取得にかかった経費や強制執行申立てを行う場合の弁護士費用（令和7年度から）を助成する。

《実施状況》

年 度	5 年度	6 年度
補助件数（件）	32	41

6 給付と貸付

(1) 児童手当（昭和47年1月から実施、平成24年4月制度改正、国事業、14,164,735千円、こども福祉課）

《目 的》

高校生年代までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

《支給対象》

高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している者

《支給要件・支給額等》

① 支給要件

児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母などが日本国内に住所を有するときに支給

② 支給額

支 給 対 象	支給額
3歳未満の児童（第1子・第2子）	月額15,000円
3歳～高校生年代までの児童（第1子・第2子）	月額10,000円
0歳～高校生年代までの児童（第3子以降）※	月額30,000円

※第3子以降とは、親等の経済的負担のある22歳到達後、最初の3月31日までの子から数える。

③ 支給日

4月、6月、8月、10月、12月、2月の各5日（5日が閉庁日の場合、その前の開庁日）

《財源負担》

支給対象	国	県	市
0～3歳未満被用者	5/5	0/5	0/5
0～3歳未満非被用者	13/15	1/15	1/15
3歳以上高校生年代まで	7/9	1/9	1/9

《年度末現在の受給者数、延児童数》

(単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受給者数	44,559	44,213	41,996	41,130	48,333
延児童数	901,658	894,865	861,749	833,642	877,685

(2) 児童扶養手当 (昭和 37 年 1 月、国事業、3,148,961 千円、こども福祉課)

《目 的》

父又は母がいないか、父又は母が重度の障害である児童を監護している父又は母、又は父母にかわって養育している者の生活の安定と自立の促進を図ることにより、当該児童の福祉の増進を図る。

《支給要件》

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（障害のある者は 20 歳未満）で、次のいずれかに該当する児童を養育している者

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害状態（年金の障害等級 1 級程度）にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合には支給しない。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ② 手当を受けようとする父又は母が、婚姻しているか、又は婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき

《公的年金給付等との併給調整（13 条の 2 関係）》

公的年金や遺族補償等を受けるときは年金等の額によって手当の全額または一部が支給停止となる。

《一部支給停止（13 条の 3 関係）》

手当支給開始から 5 年等を経過した翌月より、手当の 2 分の 1 が支給停止となる。

ただし、適用除外の事由に該当する場合は、届出書を提出することにより、支給停止を除外する。

《所得制限》

前年の所得が所得制限限度額を超えるときは受給できない。（所得には、養育費の 8 割相当額を加算する。）

① 受給者本人

扶養親族数	全 部 支 給	一 部 支 給
0 人	690,000 円	2,080,000 円
1 人	1,070,000 円	2,460,000 円
2 人以降	1 人増すごとに 38 万円加算	1 人増すごとに 38 万円加算

② 扶養義務者等

扶養親族数	全 部 支 給
0 人	2,360,000 円
1 人	2,740,000 円
2 人以降	1 人増すごとに 38 万円加算

③ 所得額から控除される額

ア 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額の合計額から最大 100,000 円

イ 社会保険料・生命保険料は、合計一律 80,000 円

ウ 障害者・寡婦（夫）・勤労学生は、それぞれ 270,000 円（受給者が父又は母の場合、寡婦（夫）控除の適用なし）

エ 特別障害者は 400,000 円、ひとり親は 350,000 円（受給者が父又は母の場合、ひとり親控除の適用なし）

オ 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金等の額

④ 所得制限限度額に加算される額

ア 特定扶養親族 1 人につき 150,000 円（本人のみで扶養義務者等はなし）

イ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 100,000 円（扶養義務者等は 60,000 円）

《支給月額》

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

児童数	全 部 支 給	一 部 支 給
1 人の場合	46,690 円	46,680 円から 11,010 円まで 10 円きざみの額
2 人以降	11,030 円加算	11,020 円から 5,520 円まで 10 円きざみの額加算

《負担割合の推移》

昭和 60 年 7 月まで 請求分	昭和 60 年 8 月以降 請求分	昭和 63 年 12 月以降 支給分	平成 14 年 8 月以降 支給分	平成 18 年 4 月以降 支給分
全 額 国 庫	国 8/10 県 2/10	国 3/4 県 1/4	国 3/4 市 1/4	国 1/3 市 2/3

《年度末現在の受給権者数》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受給権者数	6,622	6,596	6,456	6,361	6,130

※受給権者数には所得制限による支給停止者数を含む。

※平成 22 年 8 月分から父子家庭も支給対象

(3) 特別児童扶養手当 （昭和 39 年 9 月、国事業、認定事務は県が行う、こども福祉課）

《目 的》

精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を養育している者に特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

《支給要件》

精神又は身体に中程度以上の障害の状態にある 20 歳未満の児童を養育する者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

① 児童が社会福祉施設等に入所しているとき

② 児童自身の障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき

※ 特別児童扶養手当の認定に関する事務については県知事が行っており、市においては認定の請求や各種変更届等の受付、審査及び県への進達に関わる事務を行う。

《所得制限》

前年の所得が所得制限限度額を超えるときは受給できない。

（単位：円）

扶養親族数	受給者本人	扶養義務者等
0 人	4,596,000	6,287,000
1 人	4,976,000	6,536,000
2 人	5,356,000	6,749,000
3 人	5,736,000	6,962,000
4 人	6,116,000	7,175,000
5 人以降	1 人増すごとに 380,000 円加算	1 人増すごとに 213,000 円加算

① 所得額から控除される額

- ア 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額の合計額から最大 100,000 円
- イ 社会保険料・生命保険料は、合計一律 80,000 円
- ウ 障害者・寡婦（夫）・勤労学生は、それぞれ 270,000 円
- エ 特別障害者は、400,000 円
- オ ひとり親は、350,000 円
- カ 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金等の額

② 所得制限限度額に加算される額

- ア 特定扶養親族 1 人につき 250,000 円（本人のみで扶養義務者等はなし）
- イ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 100,000 円（扶養義務者等は 60,000 円）

《支給額等》 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

1 級障害児	1 人につき 月額 56,800 円	支給日	4 月・8 月・11 月の各 11 日までに支給
2 級障害児	1 人につき 月額 37,830 円		

《年度末現在の受給権者数》 (単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受給権者数	1,104	1,154	1,217	1,285	1,323

※受給権者数には所得制限による支給停止者数を含む。

(4) 市民福祉手当（遺児等修学手当） (昭和 45 年度、市単独、136,441 千円、こども福祉課)

《目 的》

父母の一方又は両方がいない児童を養育している者に市民福祉手当（遺児等修学手当）を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

《支給要件》

4 月 1 日現在で本市に引き続き 1 年以上居住（住民基本台帳に登録）し、次のいずれかに該当する義務教育中の児童を養育する者

- ① 父母の一方又は両方が死亡しているとき
- ② 父母が離婚しているとき
- ③ 父母の一方又は両方が引き続き 1 年以上行方不明であるか、又は児童を遺棄しているとき
- ④ 父母の一方又は両方が引き続き 1 年以上法令により拘禁されているとき
- ⑤ 婚姻によらないで出生した児童であるとき
- ⑥ 父母の一方又は両方が、医師の診療を受けた日から起算して引き続き 3 年を経過してもその疾病が治癒せず、今後も長期にわたる安静と常時の監視又は介護が必要であるとき
- ⑦ 父母の一方又は両方が、重度障害者（身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A1, A2, B1、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級）であるとき
- ⑧ 父母の一方が配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令を受けたとき

《支給制限》

児童が児童福祉施設等に入所しているとき

《所得制限》

なし

《支給額等》 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

資格認定日	毎年 4 月 1 日
支 給 額	児童 1 人につき年額 24,000 円
支 給 月	原則として毎年 7 月

《支給状況》

(単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
支給対象児童数	5,900	5,852	5,725	5,657	5,488

(5) こども医療費助成 (昭和 48 年 7 月、県 1/2 市 1/2、2,467,723 千円、こども福祉課)

《目 的》

こどもの健康と健やかな育成を図るため、こどもの保護者に対し医療費の一部を助成する。

《対象者》

本市に住所を有する中学 3 年生まで (15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで) のこども

(市町村民税非課税世帯は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのこども)

※生活保護法による医療扶助等、他の医療扶助を受けている者は除く。

《助成内容》※令和 7 年 4 月以降の保険診療分に適用するもの。

① 助成の方法

ア 受給者証 対象のこどもの保護者は、受給資格の認定申請を行い、受給者証の交付を受ける。

イ 助成金申請 医療機関等での受診の際に、受給者証を提示すると、窓口での一部負担金の支払いなし。
(県外の医療機関等で受診した場合は、助成金支給申請書に領収書等を添付し、市へ提出する。)

② 助成額

保険診療による一部負担金の額

《助成金の支給状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
助成件数 (件)	303,729	340,554	376,077	413,520	386,986
助成額 (千円)	1,068,637	1,269,991	1,344,137	1,664,929	1,534,388

※ 3 年 4 月診療分から、助成対象者を市町村民税非課税世帯は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのこどもに拡大

(6) 母子・父子家庭等医療費助成 (昭和 56 年 10 月、県 1/2 市 1/2、250,468 千円、こども福祉課)

《目 的》

母子家庭及び父子家庭等の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

《対象者》

- ① 現に児童を扶養している母子家庭の母
- ② 現に児童を扶養している父子家庭の父
- ③ 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている児童
- ④ 父母のない児童

※児童とは 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で心身におおむね中度以上の障害 (特別児童扶養手当 2 級と同じ程度以上の障害) がある者とする。

※生活保護法による医療扶助等、他の医療扶助を受けている者、及び児童扶養手当の所得制限限度額以上の者は除く。

※令和 7 年 4 月より、中学 3 年生まで (市町村民税非課税世帯は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで) のこどもは、原則として「こども医療費助成」へ移行し、医療機関等の窓口での一部負担金の支払いなし。

《助成内容》

① 助成の方法

- ア 受給者証 対象者は、受給資格の認定申請を行い、受給者証の交付を受ける。
- イ 助成金申請 医療機関等の窓口で申請用紙を受け取り、必要事項を記入したのち、診療を受けた医療機関等へ提出する。（市外の医療機関等では申請書の受付ができないため、申請書に診療を受けた医療機関等の領収書を添付して市へ提出する。）

② 助成額 保険診療による一部負担金の額

《助成金の支給状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
助成件数 (件)	66,280	52,323	51,383	52,473	51,717
助成額 (千円)	336,464	283,002	288,976	308,962	308,948

(7) 母子家庭等自立支援給付金事業 （平成 16 年度、国 3/4、95,015 千円、こども福祉課）

① 自立支援教育訓練給付金

《目 的》

ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本市が指定した講座を受講し職業能力の開発を自主的に行う者に対して教育訓練終了後に「自立支援教育訓練給付金」を支給する。

《対象者》

ひとり親家庭の父母で、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けており、過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない者

《対象講座》 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

《支給額》

ア 受講料の 60%相当額（上限 20 万円 専門実践教育訓練給付の対象となる講座は修学年数×40 万円、最大 160 万円。1 万 2 千円以下は支給しない。）

イ 専門実践教育訓練講座の受講終了後 1 年以内に資格を取得し就職等した場合、受講料の 25%相当額を追加支給（この場合は修学年数×60 万円、最大 240 万円）

ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、その差額

② 高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金

《目 的》

ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について「高等職業訓練促進給付金」を、また修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。

《対象者》

ひとり親家庭の父母で、児童扶養手当が受給できる所得水準にあり、次の資格を取得するために 6 カ月以上の課程を受講する場合で、就業又は育児と修業の両立に支障が生じていると認められる者

《対象資格》 看護師 准看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士 など

《支給期間》 修業期間（最長で 4 年）

《支給額》	高等職業訓練促進給付金	月額 100,000 円（市町村民税非課税世帯） ※養成期間の最終学年の 1 年間は月額 140,000 円 月額 70,500 円 ※養成期間の最終学年の 1 年間は月額 110,500 円
	高等職業訓練修了支援給付金	50,000 円（市町村民税非課税世帯） 25,000 円

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

《目 的》

ひとり親家庭の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職に向けた可能性を広げるため、

ひとり親家庭の親及び児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に給付金を支給する。

《対象者》

ひとり親家庭の父母及びその児童（20 歳未満）で、母子・父子自立支援プログラム等による支援を受けている者

《支給額》

受講開始時給付金 受講費用の 40%相当額（上限 20 万円 4 千円以下は支給しない。）

受講修了時給付金 受講費用の 10%相当額（合わせて 25 万円 4 千円以下は支給しない。）

合格時給付金 受講費用の 10%相当額（合わせて上限 30 万円）

(8) 母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業（平成 8 年度、市単独、2,000 千円、こども福祉課）

《目 的》

母子家庭、寡婦及び父子家庭が、日常生活において緊急、一時的に必要な小口資金の貸付に必要な貸付金原資を市母子寡婦福祉会に貸付ける。

《貸付先》 市母子寡婦福祉会

《小口資金の種類》 生活資金、結婚資金、入学資金（高等学校・大学）、自動車運転免許取得資金

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
貸 付 件 数 （ 件 ）	8	6	5	13	11
貸 付 額 （ 千 円 ）	400	300	250	650	495

(9) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（平成 8 年度、国庫貸付金、23,246 千円、こども福祉課）

《目 的》

ひとり親家庭の父母で児童（20 歳未満）を扶養している者、その児童、寡婦及び父母のいない児童に対して、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

《対象者》 ひとり親家庭の父母、その児童、寡婦及び父母のいない児童

《貸付金の種類》

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

《実施状況》

① 母子福祉資金

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
貸 付 件 数 （ 件 ）	59	37	30	30	37
貸 付 額 （ 千 円 ）	28,688	18,443	11,477	10,108	14,285

② 寡婦福祉資金

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
貸 付 件 数 （ 件 ）	2	2	1	1	0
貸 付 額 （ 千 円 ）	1,076	999	480	250	0

③ 父子福祉資金 ※ 26 年度から制度開始

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
貸 付 件 数 （ 件 ）	5	4	2	3	0
貸 付 額 （ 千 円 ）	1,307	1,066	400	522	0

7 結婚支援

(1) 婚活サポート事業（鹿児島市結婚相談所）（平成 28 年度、県 2/3、20,232 千円、こども政策課）

《目 的》

市民の相談に応じて結婚のあつ旋を行うために、結婚相談所（マリーサポートかごしま）を運営するとともに、A I マッチングシステムの活用等による結婚支援の充実を図る。

《事業内容》

結婚相談所（マリーサポートかごしま）を運営するとともに、A I によるマッチングや婚活アドバイザーによる相談業務等を実施する。

(2) 出会いサポートイベント開催事業（平成 30 年度、県 2/3、3,465 千円、こども政策課）

《目 的》

結婚を希望する人に対し、出会いの場となるイベントを開催し、婚活をサポートする。

《事業内容》

出会いサポートイベントを開催する。

(3) ライフデザインセミナー開催事業（平成 28 年度、県 3/4、880 千円、母子保健課）

《目 的》

大学生や新入社員を対象にしたライフデザインセミナーを開催し、次世代を担う若者への意識啓発を行う。

《事業内容》

大学生や新入社員を対象に、結婚・妊娠・出産・子育ての適切な情報提供を行うライフデザインセミナーなどを開催する。

(4) 高校生のためのライフデザインセミナー開催事業（令和 3 年度、県 3/4、759 千円、こども政策課）

《目 的》

ロールモデルによる仕事と子育ての体験などを通じて、高校生が人生設計について、理解を深めるセミナーを開催し、人生設計を考えるきっかけとしてもらう。

《事業内容》

市内の高校 3 校の高校生に対し、将来を具体的にイメージできるような知識を提供する。

(5) 結婚新生活スタートアップセミナー開催事業（令和 5 年度、県 1/2、1,186 千円、こども政策課）

《目 的》

新婚夫婦や将来結婚・子育てを考えている人に、結婚、妊娠・出産、子育てなど、家計を含めた将来のライフプランを、より具体的に考えてもらう。

《事業内容》

新婚夫婦や将来結婚・子育てを考えている人に、結婚、妊娠・出産、子育てなどの知識・情報を提供するため、セミナーを実施する。

(6) 企業・団体間交流・出会いサポート事業（令和 5 年度、一部県補助、2,539 千円、こども政策課）

《目 的》

結婚を希望する方に企業間交流を通じた出会いの機会を提供するとともに、登録団体の増加等を図り、結婚を希望する人を応援する機運を醸成する。

《事業内容》

異業種・企業間交流会の開催などによる企業・団体間の交流促進及び交流会への支援を行う。

第 2 章 各 種 手 当 一 覧

手 当 の 種 類		支 給 資 格	手 当 額 及 び 支 払 日	手 続 等
国 の 制 度	児 童 手 当	1 対象者 支給対象の児童を養育している方 2 支給対象の児童 高校生年代まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童	1 手当額(月額) 児童1人につき 3歳未満(第1子・第2子) 15,000円 3歳～高校生年代まで(第1子・第2子) 10,000円 0歳～高校生年代まで(第3子以降) 30,000円 2 支払月 4・6・8・10・12・2月の年6回(口座振込)	○申請に必要なもの 1 預金通帳(養育者名義) 2 3歳未満の児童を養育している方で、私学共済を除く旧共済年金加入者の方は年金加入証明書または健康保険の加入が確認できるもの(コピー) 3 マイナンバーカード(個人番号カード)
	児 童 扶 養 手 当	1 対象者 父又は母がいはいか、父又は母が重度の障害者などで児童を養育している方 2 支給対象児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害のあるときは20歳未満) 3 支給制限 (1) 児童が福祉施設等に入所しているとき (2) 手当を受けようとする父又は母が事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき (3) 所得が所得制限限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1人: 全部支給46,690円 一部支給46,680～11,010円 2人目以降1人につき: 全部支給11,030円加算 一部支給11,020～5,520円加算 ※全部支給・一部支給は所得額による。 ※公的年金等受給額によって、手当額の全部又は一部を支給停止 2 支払月 奇数月の年6回(口座振込)	○申請に必要なもの 1 申請者及び児童の戸籍謄本 2 預金通帳(申請者名義) 3 年金手帳 4 マイナンバーカード(個人番号カード) 5 その他申立書等
	特 別 児 童 扶 養 手 当	1 対象者 精神又は身体に障害のある児童を養育している方 2 支給対象児童 20歳未満で精神又は身体に障害のある児童 ※ 障害の程度は概ね 1級:身体障害者手帳1・2級、療育手帳A ₁ ・A ₂ 又はこれに準ずる障害 2級:身体障害者手帳3級及び4級の一部、療育手帳B ₁ 又はこれに準ずる障害 3 支給制限 (1) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき (2) 児童が福祉施設等に入所しているとき (3) 所得が所得制限限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1級:1人56,800円 2級:1人37,830円 2 支払月 4・8・11月の年3回(口座振込)	○申請に必要なもの 1 申請者及び児童の戸籍謄本 2 所定の 認定診断書(身体障害者手帳・療育手帳) 3 預金通帳(申請者名義) 4 所定の口座申出書 5 マイナンバーカード(個人番号カード) 6 その他申立書等

手 当 の 種 類		支 給 資 格	手 当 額 及 び 支 払 日	手 続 等
市 の 制 度 （ 市 民 福 祉 手 当 ）	遺児等修学手 当	1 認定基準 4月1日現在で本市に引き続き1年以上居住（住民登録もしくは外国人登録）し、以下の支給要件に該当すること 2 対象者 ひとり親家庭等で義務教育中の児童を養育する者 3 支給対象児童 ひとり親家庭等で義務教育中の児童 4 支給制限 児童が福祉施設等に入所しているとき	1 手当額(年額) 児童1人当り 24,000円 2 支払月 原則として7月年1回（口座振込）	○申請時期 原則として毎年4月中 ○申請に必要なもの 1 預金通帳又はキャッシュカード(申請者名義) 2 申請者及び児童の戸籍謄本(毎年4月1日以降に発行されたもの) 3 父又は母が障害者の場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳が必要 4 その他申立書等

第4編 衛生統計

第 1 章 母 体 保 護 統 計

母体保護法により医師から届けられた「不妊手術実施報告書」並びに「人工妊娠中絶報告書」による統計である。

1 不妊手術

(1) 不妊手術件数、事由・年齢階級別

令和 6 年度（単位：人）

区 分	総 数		20 歳未満		20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳		40～44 歳		45 歳以上		不 詳	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	0	40	0	0	0	8	0	8	0	18	0	6	0	0	0	0	0	0
母体の生命危険		8				1		1		5		1						
母体の健康低下		32				7		7		13		5						

2 人工妊娠中絶

(1) 人工妊娠中絶件数、妊娠週数・年齢階級別

令和 6 年度（単位：人）

区 分	総 数	20 歳未満	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45 歳以上	不 詳
総 数	1,130	101	292	241	199	184	102	11	0
満 7 週以前	469	45	99	108	97	75	41	4	0
8 週～11 週	592	51	182	117	93	94	49	6	0
12 週～15 週	31	2	4	6	4	7	7	1	0
16 週～19 週	24	2	5	5	4	5	3	0	0
20 週～21 週	14	1	2	5	1	3	2	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0

こども未来局

資 料 編

I こども未来局の沿革

年 月 日	沿 革	組 織 の 変 遷 等
令 2. 4. 1	大明丘第三、清水第四、東昌、中山第六児童クラブ開設 すこやか子育て交流館子育て支援員を2名増 子育て世代包括支援センター2 か所（中央・南部） の母子保健支援員を各1名追加で配置 子育て世代包括支援センター5 か所に発達支援専門 員を7名配置	機構改革 こども未来局新設 健康福祉局所管からこども未来局所管となる こども政策課 保育幼稚園課 母子保健課 こども福祉課 こども支援室を新設 保育幼稚園課の総務係と施設係を再編し、 企画係、給付指導係、利用調整係を設置
5. 1	春山第四児童クラブ開設	
3. 4. 1	武岡第四、広木第三、八幡第三、和田第四、和田第 五、福平第四児童クラブ開設	
5. 1	桜丘東第三児童クラブ開設	
6. 1	原良第四児童クラブ開設	
4. 4. 1	草牟田第四、西紫原第四、伊敷第三、西伊敷第三児 童クラブ開設	こども支援室を廃止し、こども家庭支援センタ ーを新設し、企画係、相談支援係を設置 待機児童緊急対策室を新設
10. 4		保育幼稚園課に幼保運営担当課長を配置 保育幼稚園課に幼保運営担当係長を配置
5. 4. 1	福平第五児童クラブ開設	
6. 1		
12. 1	原良第五児童クラブ開設	
6. 4. 1	中山保育園 定員15人増（90人→105人）	谷山子育て支援課を新設 児童相談所準備室を新設 こども家庭支援センターの企画係、相談支援係 を廃止 保育幼稚園課に施設担当係長を配置 待機児童緊急対策室を廃止 保育幼稚園課に運営支援担当係長を配置
7. 4. 1	吉野東第五、吉野東第六児童クラブ開設	

Ⅱ こども未来局関係施設一覧 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

【児童福祉関係】

- 1 助産施設（児童福祉法第 36 条）（2 施設）
- 2 乳児院（児童福祉法第 37 条）（2 施設）
- 3 保育所（児童福祉法第 39 条）（119 施設）
- 4 小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3）（12 施設）
- 5 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項）（75 施設）
- 6 へき地保育所（国のへき地保育所設置要綱）（1 施設）
- 7 児童厚生施設 児童館（児童福祉法第 40 条）（3 施設）
- 8 児童養護施設（児童福祉法第 41 条）（5 施設）
- 9 児童心理治療施設（児童福祉法第 43 条の 2）（1 施設）
- 10 母子福祉センター（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条）（1 施設）
- 11 女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 12 条）（1 施設）
- 12 児童クラブ（放課後児童健全育成事業・放課後児童健全育成補助事業・児童福祉法第 34 条の 8）（229 施設）
- 13 子育て支援施設（5 施設）
- 14 ファミリー・サポート・センター（1 施設）
- 15 結婚相談所（1 施設）
- 16 幼稚園（学校教育法第 22 条）（23 施設）
- 17 保健福祉関係団体施設及び相談所（5 施設）
- 18 保育所・幼稚園関係団体（2 団体）